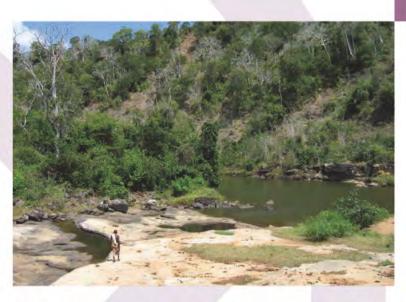
World Heritage Papers



世界遺産の文化的景観保全・管理のためのハンドブック









# 世界遺産の文化的景観

保全・管理のためのハンドブック

Nora Mitchell· Mechtild Rössler· Pierre-Marie Tricaud(編著)

### 起草グループ

Nora Mitchell, Mechtild Rössler, Pierre-Marie Tricaud

#### 編集アシスタント

Christine Delsol

#### 執筆者

Carmen Añón Feliú

Alessandro Balsamo\*

Francesco Bandarin\*

Henry Cleere

Viera Dvoráková

Peter Fowler

Eva Horsáková

Jane Lennon

Katri Lisitzin

Kerstin Manz\*

Nora Mitchell

Meryl Oliver

Saúl Alcántara Onofre

John Rodger

Mechtild Rossler\*

Anna Sidorenko\*

Herbert Stovel

Pierre-Marie Tricaud

Herman van Hooff\*

Augusto Villalon

Christopher Young

(\* UNESCO 職員)

World Heritage Paper シリーズコーディネーター

Vesna Vujicic Lugassy

グラフィックデザイン

オリジナルレイアウト:Recto Verso

調整: Jean-Luc Thierry

### 表紙写真

ミジケンダの聖なるカヤの森林 (ケニア)

© Bakonirina Rakotomamonjy

Original title: World Heritage Cultural Landscapes: A Handbook for Conservation and Management (World Heritage Papers 26)

First published by the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), 7, place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France. © UNESCO 2009

© Nara National Research Institute for Cultural Properties, National Institutes for Cultural Heritage, 247-1, Saki-cho, Nara-city, Nara, 6308577, JAPAN 2015, for the Japanese translation.

The present edition has been published by the Nara National Research Institute for Cultural Properties, National Institutes for Cultural Heritage, by arrangement with UNESCO.

### Disclaimer

The designations employed and the presentation of material throughout this publication do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of UNESCO concerning the legal status of any country, territory, city or area or of its authorities, or the delimitation of its frontiers or boundaries.

The authors are responsible for the choice and the presentation of the facts contained in this book and for the opinions expressed therein, which are not necessarily those of UNESCO and do not commit the Organization.

The present translation has been prepared under the responsibility of the Nara National Research Institute for Cultural Properties, National Institutes for Cultural Heritage.

#### Published in March 2015

The publication of this volume was financed by the Nara National Research Institute for Cultural Properties, National Institutes for Cultural Heritage.

ISBN 978-4-905338-47-5

Printed at Nara National Research Institute for Cultural Properties, National Institutes for Cultural Heritage in March 2015

# ごあいさつ

奈良文化財研究所は、1952年の設立以来、日本における文化遺産保護の包括的基本法律たる文化財保護法(1950年制定)の理念に基づき、特に不動産文化財の調査・保護および関連する分野について総合的な研究およびその成果の普及と応用、実践を推進してまいりました。

その体制は、半世紀以上にわたり、20世紀後半の急速な社会の変化、そして、貴重な文化遺産保護に関する時代の要請とともに学際的に発展してきました。専門分野としては、考古学、文献史学、建築史学、庭園史学をはじめとして、文化遺産保護のための自然科学的・工学的分野のほか、文化遺産の記録に資する遺跡測量、年代測定、写真などの技術研究、環境考古学や遺産の価値を広く社会に普及するための研究などを網羅してきました。今日に至るまで、世界遺産にも登録されている平城宮跡をはじめとした古都奈良の文化財や、飛鳥・藤原地域における極めて重要な考古学的遺跡の調査・保護、そして、日本全国各地の地方公共団体の文化財専門職員に対する研修事業、さらには、アジアをはじめとした文化遺産に関する国際協力など、文化遺産保護分野において日本を代表する中核的機関のひとつとして、その活動は多岐にわたってきました。

そうしたなかで、奈良文化財研究所では、文化財保護法(1950 年制定)の 2004 年の一部 改正にともなって創設された「文化的景観」保護制度に対応するべく、2006 年に景観研究室を設置いたしました。日本の「文化的景観」保護制度創設の背景には、伝統的な農林水産業の衰退にともなって、そこに暮らす人びとの日常生活に内在する文化多様性をいかにして保護・継承していくのかという深刻な問題があり、従来の保護制度においては十分に対応できないという喫緊の課題がありました。世界遺産において 1992 年に導入された文化的景観の概念は、そうした問題把握と課題解決に向けた検討に重要な糸口を提供してくれました。一方、世界遺産の文化的景観のうちでも、特に庭園や公園、そして、信仰・芸術に関連する分野などについては、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919 年制定)以来、国内的な保護措置が講じられてきており、日本の国情を踏まえたかたちで新たに創設された「文化的景観」保護制度は、世界遺産の文化的景観とは異なる点もあります。

景観研究室では、そうしたことを踏まえ、奈良文化財研究所が定めた 2011 年~ 2015 年の 5 ヶ年計画において、特に国内外の比較検討を通じて、日本の「文化的景観」に関する調査・保護の取組の意義を深めることを企図いたしました。その一環として、いまや国際的に広く普及した世界遺産の文化的景観に込められたさまざまなアイデアや実践を日本国内においてさらに研究・普及するため、その最も網羅的で、極めて重要な本書の日本語版作成事業が企画されました。

この計画に対し、深いご理解と惜しみないご協力を賜わったUNESCO世界遺産センターおよびUNESCO出版局、そして、懇切丁寧なご支援を賜わった各スタッフの方々、そして、何よりも、世界中の文化と自然の多様性の観点から文化的景観の重要性を最も理解し、その普及・適用に専門的立場から尽力されてこられた本書の各執筆者の方々に、心から深く感謝を申し上げます。

この日本語版が、やがて半世紀にもおよぶ世界遺産条約の 理念の日本国内での今日的な普及の一助となり、文化遺産保 護のさらなる発展を促すことを確信いたします。

# 1松村惠西

松村 恵司 (独)国立文化財機構 奈良文化財研究所長

# 序文

1992年の世界遺産委員会で採択された遺産のカテゴリーである世界遺産の文化的景観は、1994年の「世界遺産リストにおける不均衡の是正および代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジー」の検討に向けたさきがけであり、世界遺産条約履行に際して自然と文化のさらに密接な関係を見出だすため、主に専門家グループと世界遺産委員会において検討がされてきました。

世界遺産条約が 1972 年に採択されて以降、文化と自然にまたがった複合的な遺産の課題やコミュニティと自然環境の本質的なつながりに関する議論がおこなわれてきました。この議論の早い段階で、「人と自然の共同作品」と同様に、自然遺産と文化遺産のあいだの均衡性に関しても検討されました。そして、世界遺産委員会は、登録に際して、この点についてどのように考えていけるかを数年間にわたって議論を続けてきました。

一連の議論の「突破口」は、世界遺産委員会で 1992 年にようやく見出だされました。同年は最初の「地球サミット」である国連環境開発会議がリオデジャネイロで開催されたことに象徴されるように重要な年でもあります。この会議の開催によって、文化と自然が結びつけられ、持続可能な発展に対するビジョンが示されるとともに、人間と環境に関する新たな考え方も可能となりました。政府、NGO、市民社会のレベルで生じた意識によって、世界遺産推薦に向けたサイトのカテゴリーとして「文化的景観」が受け入れられやすくなったといえます。

文化的景観を適用した最初の資産は 1993 年に世界遺産に登録されました。関連する文化的価値、聖なる場、文化的景観として認識された自然遺産であったトンガリロ国立公園(ニュージーランド)です。 1994 年のウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア)と同様に、この登録は世界遺産条約というグローバルな保護法制度の解釈のなかでおこなわれた次のような大きな変化を示すものでした。

- ヨーロッパ以外の諸地域(太平洋地域、カリブ海地域、サブサハラアフリカ地域)における文化への視座。
- 文化的景観という遺産の無形的特徴の理解。
- 特に持続可能な土地利用をともなう文化多様性と生物多様性のあいだのつながりの理解。

今日、66の文化的景観が世界遺産リストに記載され、その多くは生きている文化的景観であり、残存している文化的景観および関連する文化的景観はまだ少ない状況にあります。この傾向は、世界遺産条約においてこうしたカテゴリーが1992年以前は過小評価され、全く存在していなかったことからも明らかでしょう。例えば、ケニアのカヤ森林システムやバヌアツの首長ロイ・マタの地、パプアニューギニアのクックの初期農耕遺跡、キューバのビニャーレス渓谷のタバコ生産の登録などです。こうしたサイトはいずれも、1992年以前にはグローバルな規模で文化遺産として認識される機会がなかったものです。このことは条約履行において文化的景観という新たなカテゴリーが貢献している非常に重要なことです。

しかし、いずれのサイトも大きな課題に直面しています。つまり、往々にして法律の条文ではなく独自の保護手段によってサイトを維持している地域社会や先住民の日常の仕事や生活とのなかで生じる諸課題です。他方で、文化的景観のカテゴリーの採択とともに、慣習法やしきたりに基づく管理システムはグローバルなレベルで受け入れられてきました。これは大きな前進であり、これまでは自然遺産の分野のみで受け入れられてきたことといえます。今、顕著な普遍的価値として考えられている人と自然の複雑な関わりを管理することだけではなく、社会経済に関するグローバルな変化や気候変動のなかで場の完全性を維持することも目的とした遺産管理を支援する必要性が高まってきています。

文化的景観は国際協働への新たな道筋も切り開きました。それにより、農業景観に関する国連食糧農業機関(FAO)や文化多様性と自然の多様性の結びつきに関する国連環境計画(UNEP)などに代表されるほかの国連機関との新たなプロジェクトが可能となりました。同時に、UNESCO内部でも文化遺産関連条約とのあいだの新たな協力も登場し、今後さらに進んでいくでしょう。特に有形と無形の関わりに関しての、無形文化遺産の保護に関する条約(2003年採択)との協力は重要です。また、歴史的都市景観の保護に関する新たなトピックは、将来の標準的な法制度を検討するため、現在議論が進められている最中です。

これまで、世界遺産の効果的な管理については、世界のすべての地域からの「定期報告」によって緊急の保護措置等の必要性が把握されてきました。世界遺産委員会は条約締約国に加えて、国、地域、地元で働く世界遺産の遺産管理者や世界遺産管理に関わるその他の利害関係者およびパートナーの役に立つよう、各種のリソースマニュアル作成を支援しています。本書はリソースマニュアルシリーズの一部として作成されたものではないですが、それと密接に関連したものとして位置づけられます。そうしたことから、本書は、世界遺産推薦の準備のためだけではなく、自然遺産や文化遺産管理に関するマニュアルとしても読まれることを期待しています。

世界遺産リストに記載された文化的景観のサイト数の増加は、遺産保護のみならず、世代を越えた自然環境との関わり や遺産保護への関与についての各国政府や社会全体の関心の 高さを示しているといえるでしょう。

> Francesco Bandarin UNESCO 世界遺産センター長 (英語版刊行時)

# 日本語版のための序文

世界遺産条約は 1972 年に UNESCO 総会で採択されて以降、最も多くの国々に承認されている枠組みです。そして、採択された時点においても現在においても、ほかの国際的な枠組では類を見ない特徴を備えています。1つ目の特徴は、遺産を人類共通の財産とし、遺産が存在する国だけのものではないとしたこと、2つ目の特徴は、将来の世代も現在の我々と同じように遺産を楽しむ機会を享受できるよう、世代を越えて価値を損なわずに遺産を受け継ぐ責任があることを示していること。そして、3つ目に、「遺産には自然と文化の2種類がある」という理念に基づきつつ、自然遺産と文化遺産の保護をひとつの国際条約におさめていることです。

結果として、世界遺産条約は顕著な普遍的価値をもつ、幅広く、多様な遺産を包含することとなりました。実際、現在では 195 の UNESCO 加盟国のうち 191 ヶ国が条約にこめられた理念を共有し、161 の条約締約国の 1007 の資産が世界遺産リストに記載されていることは特筆されるでしょう。この 1007 の資産うち、85 の資産が文化的景観です。世界遺産条約は、1992 年に文化的景観を「自然と人間の共同作品」を代表する文化遺産として定義し、遺産のひとつのタイプとして文化的景観を取り入れた最初の国際的な枠組みとなったのです。

より多くの締約国が人類全体の遺産を守る国際的なコミュニティに参画し、より多くの遺産が世界遺産リストに記載されていく一方で、世界遺産は地震、台風、洪水、干ばつ、乱獲、貧困、戦争や紛争といった一連の脅威に直面しています。これらの脅威のなかには、人間の力では防ぎようがなかったり、人間の力では制御不能な自然災害が含まれています。しかし、人間の活動によって引き起こされている脅威も存在します。残念なことに、世界遺産が故意に標的にされたり、破壊される場合も生じているのです。そうした故意による行為は、ときに無知から、ときに不寛容から引き起こされています。こうした行為は人びとのアイデンティティや信念の象徴を否定し、破壊しようとするものであり、その行為によって国際的な注意を引きつけることを目的としている場合もあります。

それゆえ、世界遺産条約の精神に基づき、我々が協働することはますます重要になっています。つまり、文化と自然の価値を体現した遺産を人類共通の財産として守ることを通じ、世界の異なる文化間における対話や相互の尊重、理解の促進を推進させることができると考えます。多くの場合において、遺産への負の影響は、適切な手段をとることによって避けることができたり、軽微なものにすることができるのです。世界遺産条約は、必要とする国に対して技術的・資金的支援をおこなうとともに、人類共通の遺産の保護・管理をおこなうための国際標準を浸透させるための、強固な規範であり続けることができるはずです。

世界遺産委員会は毎年、世界遺産リストに掲載された資産の保全状態を議論しています。そこでの議論は、世界遺産に限らず、あらゆる遺産を保護していくための取組への示唆や助言となりえます。締約国の協力のもと、6年毎に実施される世界遺産の保全状態に関する定期報告も、締約国、遺産管理者、その他の世界遺産の保護管理を実践している人たちのあいだで蓄積された知識や参考となるグッドプラクティス、教訓を共有することにより、保全に関する顕著な問題へ対処し、適切な判断をおこなうのに、有益かつ実践的なもうひとつのツー

ルとなっています。

遺産の保全・管理という任務は、異なるレベルにあるすべての利害関係者の参加を必要とします。効果的な遺産の保護は、専門家や政府機関、広く一般市民、そして地元コミュニティが遺産の価値について共通理解をもち、保護の責任を共有するとき、初めて達成可能となります。遺産を保護する活動全体に先住民の参加の重要性に対する意識もますます普及してきています。世界遺産委員会が4つのC(信用性(Credibility)、保全(Conservation)、コミュニケーション(Communication)、キャパシティビルディング(Capacity building))に加えて、「5番目のC」としてしばしば言及される「コミュニティの役割(Role of Community)」を、世界遺産のプロセスに関する5つの戦略目標のひとつとして採択したのもこのためです。コミュニティの役割は2012年に京都で開催された世界遺産条約採択40周年記念最終会合における「京都ビジョン」でも議論され、強調されているところです。

さらにいえば、世界遺産条約は21世紀における持続可能な発展においても重要な装置になりえます。遺産の存在が地域の経済的発展と地域そのものの長期的な持続可能性に大きな影響を与えうることは明らかです。遺産というものは地域社会を強化する源泉であり、人びとのアイデンティティと強く結びついているばかりか、来訪者が文化と自然の多様性が織り成す「顕著な普遍的価値」を学び、楽しむことができる魅力的な観光地としての重要な要素も有しているからです。

多くの場合、遺産の保全には忍耐を必要とし、とりわけ遺産のある場所あるいは周辺に居住する地域コミュニティは不便を強いられることもあるでしょう。そうした不便さは金銭的に補われてしかるべきと考えられることはよく理解できます。しかし、もし観光客が過去の世代から受け継がれてきた遺産を見て楽しむことができなくなってしまったら、遺産はもはや精神的にも経済的にもコミュニティを支える源泉ではなくなってしまうのです。だからこそ、遺産を持続させることが必要であり、また遺産保護と開発のバランスをとることが重要なのです。我々が世界遺産を通じてこれまで40年間に得てきた経験は、世界各地における持続可能な社会的、経済的発展を推進していくために活かされるべきです。

このハンドブックの日本語版が世界遺産リストに記載された文化的景観のみならず、地域にとって重要な景観の保護管理の一助となれば幸いです。

Kishoe Rao

UNESCO 世界遺産センター長

## はじめに

文化的景観は人が自然のシステムと関わることによって独特の景観が長年形成されてきたものである。これらの関わりは開発に対する文化的価値から生じたり、引き起こされる。有形の要素や無形の結びつきをもとにこうした価値を管理し、それにより顕著な普遍的価値を維持することは、世界遺産の文化的景観の管理者にとって極めて重要な仕事である。この仕事を支援するため、本書ではマネジメントの実施にあたって検討すべき考え方や明確にしていくべき課題、適用すべきプロセスを提示している。世界の多様な地域の施策や事例研究も示している。

『世界遺産の文化的景観 保全・管理のためのハンドブック』は、世界遺産委員会や多くの遺産管理者によって把握されてきたニーズを踏まえている。それぞれの指摘は、「顕著な普遍的価値を有する文化的景観に関する 1993 年アクションプラン」において明らかにされ、それ以降、多くの専門家会合のみならず、世界遺産リストに記載された文化的景観のサイト数が増加するなかで現場レベルでも補強されてきた。

1992年の文化的景観カテゴリーの導入やその後の作業指針への反映とともに、世界遺産リストへ文化的景観を記載する方法は開かれていった。以降の数年間、世界のすべての地域において、世界遺産の文化的景観について検討する地域的、あるいは国際的なテーマ別専門家会合が数多く開催された。本書における指摘は世界遺産推薦に際して、顕著な普遍的価値を有する文化的景観の代表例を選ぶなかでの課題や文化的景観の特に現場レベルでの管理で生じる課題(それらの多くはグローバルな変化による圧力や現代社会の潮流に対する挑戦である)に役立つであろう。

一般に、国立公園や考古学的遺跡、歴史的な建物や景観において、多くのガイドラインが、 作成されている。世界の最も顕著な景勝地や歴史的庭園の管理では特筆すべき数世紀以上に わたる専門的な仕事がある。しかし、顕著な普遍的価値を有する文化的景観の管理に特化し た課題は検討されていない。本書はこの溝について埋めることを目的としている。

そこには特に2つの方向性がある。

- 世界遺産登録のための文化的景観推薦準備(管理システムや計画を含む)。
- すでに世界遺産リストに記載された文化的景観を管理すること。

広義には、文化的景観の管理に関するグッドプラクティスを示すことを目的とし、そのための事例として世界遺産リスト記載案件や登録可能性のある文化的景観に触れている。大規模で複雑な資産や地域的な重要性を有する景観、自然と文化の境界にあるほかの遺産を管理することも支援する。

文化的景観の理論的な概念理解は 19 世紀に進歩したが、文化的景観の計画や管理は土地利用やサイト管理に関する比較的新しい専門分野である。現在の世界遺産に見られる多様な景観を分類する場合、さまざまな文化的景観の管理に関して世界各地での経験を共有することやそのための機会が必要である。管理アプローチの革新性と創造性を広めていく機会も必要

である。

文化的景観の管理には多くの問題が生じる。したがって、 農林業や観光のような景観のさまざまな利用に加えて、歴史、 芸術、地理、建築、造園、考古学、人類学、法学、生態学、 社会科学、地域計画、コミュニケーション、マーケティング、 社会学、資金管理、インタープリテーション、教育・トレー ニングなどをカバーする学際的なアプローチを必要としてい る。

条約締約国それぞれで法律体系が異なるため、土地所有の 異なるモデルに対応した文化的景観保護の計画メカニズムは 幅広い要求に応えられるものでなければならない。これは実 際にひとつの国のなかでもありえる。例えば、広域的な景観 は史跡を含み、それぞれ個々の管理計画が存在する一方で、 自然景観は異なる管理の方法がある。だから、このハンドブッ クでは、国の戦略的土地利用と遺産計画の多様な枠組みのな かで文化的景観の計画・保護の仕組みに広い選択肢を示す。

このハンドブックは、文化的景観の価値と完全性を維持する影響に関連して、すべての計画と管理の決定がいかに結びついているのかについて示すことを目的としている。新たな利用や結びつきが創出される一方で、文化的景観の重要性を維持するための多くの技術的な挑戦もある。また、コミュニティの適切な参加によって社会的価値や文化的価値を維持するために開発コントロールも必要である。

世界遺産リストへの記載には、資産が顕著な普遍的価値や管理計画、もしくは明文化された管理システムによる適切な保護を必要とする。しかし、サイト管理は、時間の自然な経過、社会経済的圧力やそうした圧力への反応による循環を通じて進んでいく。価値のモニタリングは継続的な管理には不可欠である。それは締約国が定期報告をおこなうことを定めた世界遺産条約第29条の要件でもある。こうした報告には、世代を越えて、建築の素材構成や自然遺産、サイトの価値を管理することへの参加など、文化的景観に包含される要素をモニタリングした結果も含まれている。本書では文化的景観の状態や価値に対する圧力への対応をモニタリングした事例を提示している。

文化的景観はサクセスストーリーである。1992 年に成立したにもかかわらず、わずかな期間のなかで、66 の文化的景観が世界遺産に登録され、保護されてきた。それにより、概念はすぐに広く知られ、受け入れられるようになった。しかし、同時に解説書の必要性もより明確になっている。本書を通じてそうした要請に応えることの一端につながれば幸いである。

Nora Mitchell Mechtild Rössler Pierre-Marie Tricaud

# 謝辞

UNESCO 世界遺産基金、文化財保存および修復の研究のための国際センター(ICCROM)、France-UNESCO Convention(フランスの UNESCO 協力協定のこと)、フランス環境省、スロヴァキア政府、1999 年~2003 年のプロジェクト初期段階におけるチンクエ・テッレ国立公園の資金的な支援に感謝する。また、国際自然保護連合(IUCN)、世界保護地域委員会(WCPA)、国際記念物遺跡会議(ICOMOS)、国際造園家連盟(IFLA)、UNESCO の代表、作成過程で参加した異なる地域の専門家による専門的知見にも感謝したい。

世界各地からの事例研究におけるすべての寄稿者と我々を歓迎してくれた世界遺産と文化的景観の多くの人びとにも感謝したい。彼らは我々に複雑なシステムのなかでの日常的な管理について教えてくれた。1999 年~2003 年のプロジェクトの最初のフェーズにおける Jane Lennon に、また ICOMOS(Susan Denyer、Regina Durighello)、IUCN(Adrian Philips、Tim Badman)、ICCROM(Joe King、Katri Lisitzin)に特に感謝したい。

本書(英語版)の印刷刊行に対する 2007 年のオランダ信託基金の支援にも深謝する。

#### 日本語版のための解説1

# 世界遺産条約と世界遺産の文化的景観

UNESCO 世界遺産センターが刊行する World Heritage Paper シリーズでは、本号以前に文化的景観に関する 2 度の特集が組まれてきた。

第6号(2004年7月刊行)では、「世界遺産の文化的景観 1992年~2002年」(英語版のみ) というタイトルで、文化的景観導入以降の登録傾向等が分析された。また、第7号(2004年8月刊行)では、イタリア・フェラーラで開催されたワークショップ「文化的景観―保護への挑戦」(2002年11月開催)の発表論文等がまとめられている(英語版のみ。結論および勧告のみフランス語訳併載)。このなかでは文化的景観が導入されて以降の10年が振り返られるとともに、地域ごとに文化的景観やそれに関連する動向が示されている。

本書は、こうした蓄積とその後の各地での議論や取組の成果を踏まえ、世界遺産の文化的景観の保全・管理の考え方について、特に現場レベルでの取組という観点から体系的にまとめられたハンドブックである。その内容を追っていくと、社会の持続可能性を念頭においた文化的景観の管理が全体にわたって強調されていることが読み取れる。

### 参考文献等

Fowler, Peter, 2004. *World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002*, World Heritage Papers vol.6, UNESCO World Heritage Centre.

University of Ferrara et.al., 2004. *Cultural Landscapes: the Challenges of Conservation*, World Heritage Papers vol.7, UNESCO World Heritage Centre.

本書に予稿が掲載されているワークショップ「文化的景観―保護への挑戦」は、世界遺産条約採択 30 周年を記念してイタリアで開催された国際会議「世界遺産―共有の遺産、共通の責任」の関連行事として実施されたものである。

UNESCO は国連の専門機関のひとつであり、国連のミッションも踏まえて多様な取組がなされている。「持続可能な発展」は、国連を中心に世界を取り巻く最も大きな政策課題のひとつであり、国際的には遺産保護も、多角的な観点でその達成のための手段のひとつとなっており、文化的景観という考え方はその有効なアプローチとなっている。

つまり、本書の内容を読み解く鍵として、「持続可能な発展」と世界遺産や文化的景観の結びつきを念頭に置いておくことが肝要である。そこで、ここでは本書を読み解く前提として、国連全体および遺産保護分野という2つの観点から持続可能な発展との関わりとその展開についてごく簡単に概括しておきたい。

### 国連と持続可能な発展

近年では一般に広く普及した「持続可能な発展(開発)」という用語は、1980年に IUCN が

UNEP、世界自然保護基金(WWF)と共同で発表した『世界環境保全戦略―持続可能な発展のための生物資源の保全』において初出した。その後、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)が発表した報告書『地球の未来を守るために』において、その核となる概念として用いられることで広く認知されるようになった。また、WCED報告書発表と同時期に、生物多様性条約の起草に向けた議論・交渉がはじまった。

1990年代になると、この「持続可能な発展」という概念は国際的な施策の中軸を占めるようになる。特に、1992年には「国連環境開発会議」(地球サミット)がブラジル・リオデジャネイロで開催され、成果として「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」およびアクションプランとしての「アジェンダ 21」が採択された。加えて、生物多様性条約、気候変動枠組み条約などの署名が開始された。

さらに、21世紀になると、国連によって「ミレニアム開発目標」(MDGs)が策定され、そこに記された8つの目標と21のターゲットについて、2015年までの達成が加盟国および国際機関のあいだで合意され、それぞれの分野での取組が進められている。2012年の「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)では、MDGsを補完するものとして「持続可能な開発目標」(SDGs)を設定することが議論され、今後議論を深めたうえで SDGs はボスト 2015年開発アジェンダに整合的に統合されるべきという認識で一致した。

このように、1980 年代以降、国連全体において「持続可能な発展」が政策の核となってきた。国連の専門機関である UNESCO の施策も、こうした国連の大きな目標について、教育・科学・文化という観点から達成を目指していくものであり、本書に示されているような地域社会の持続可能性と不可分にある文化的景観の概念や保護の考え方もその一端としてとらえられるものが多い。

### 参考文献等

IUCN, 1980. World Conservation Strategy: Living Resource Conservation for Sustainable Development.

以下のウェブサイトを参照(英語)。

https://portals.iucn.org/library/efiles/documents/WCS-004.pdf

WCED, 1987. Our Common Future. 以下のウェブサイトを参照(英語)。

http://www.un-documents.net/our-common-future.pdf

### 世界遺産・文化的景観と持続可能な発展

1972 年に採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(以下、世界遺産条約)は、文化遺産、自然遺産双方からの要請によって成立した。その起草へ至る過程では、文化遺産側はヌビア遺跡救済キャンペーンに端を発し、UNESCOを中心に危機に瀕した遺産を守るためのリスト作成を目指していた。一方、自然遺産側は、IUCNの保護地域リストの考え方をもとにアメリカが世界遺産トラストとして保護地域に関する国際的なリストの作成を目指していた。その後、これら2つの考え方はひとつの条約として統合され、1972 年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」では、条約成立を求める決議が採択された。そして、同年開催の第17回 UNESCO 総会において条約の採択がおこなわれた。

こうして世界遺産条約はひとつの条約として成立したが、 人類の創りあげた壮大な記念工作物・建造物群・遺跡の保護 を目指す文化遺産と厳正自然の保護を目指す自然遺産とい う2つの分野が切り離されて併存していた。その結果、例え ば、人と自然の関わり合い(相互作用)のなかで形成された 景観は、世界遺産条約の対象とする遺産の概念から外れてい た。こうした地域について、IUCNの保護地域カテゴリーでは、 カテゴリーV(旧カテゴリー(1978年採択)で「保護景観」 と呼ばれ、新カテゴリー(1992年採択)で「景観保護地域」 となった:本書附録6参照)等に区分され、保護対象として とらえられるようになっていた。

1980年代中頃から、こうした地域についても、世界遺産としての保護を求める機運が、自然遺産と文化遺産の双方において次第に高まっていった。例えば、英国湖水地方などに代表される農村景観である。そして、文化的景観を世界遺産として保護するための考え方についての議論が重ねられていった。こうした検討を踏まえ、1992年には「世界遺産条約履行のための作業指針」が改訂され、文化遺産の一部として文化的景観が導入されることとなった。これにより、遺産

保護における自然と文化の関係が大きく近づいたといえる。

Beyond Borders, Cambridge.

さて、2012 年、前述した「国連環境開発会議」から 20 年目の節目に「国連持続可能な開発会議」(リオ+20) が開催された。その成果文書である「我々が望む未来」(The Future We Want) では、「すべての文化および文明が持続可能な発展に寄与しうることを認識する」(第41段落)と記された。また、同年には世界遺産条約は採択40周年を迎え、「世界遺産と持続可能な開発一地域社会の役割」というテーマで世界各地においてさまざまな会合、議論がおこなわれた。

こうした文脈のなかでは、自然遺産、文化遺産の垣根はますます低くなり、遺産の価値および保護管理の両面において、人と環境との関係性がいっそう重要になってきている。文化的景観という概念は自然と文化の関係性を端的に示したものとして重要であり、「持続可能な発展」という国際社会を取り巻く最も大きな挑戦に対して貢献しうる可能性をもっている。その点で、本書に記された世界遺産の文化的景観の保護や管理に対する考え方をとらえ、必要に応じて国内の文化的景観における取組も含めて実践していく意義は本書刊行後もさらに高まってきている。

本書で示されている文化的景観の保全と管理に対する考え方は、以上のような国際的な潮流に対応するものでもある。そうした前提を踏まえて、本書を読み進めていくと、現代社会における文化的景観保護の意義はさらに深まっていくだろう。

#### 参考文献等

稲葉信子 2008「世界遺産条約と文化的景観—文化と自然への統合的アプローチ」『環境—文化と政策』東信堂。

Nigel Dudley 編、古田尚也・山崎厚子訳 2012『保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン』世界保護地域委員会日本委員会(WCPA-J)。

以下のウェブサイトを参照。

http://www.wcpa-j.jp/UP\_documents/PAPS-016-Ja.pdf

国連持続可能な開発会議成果文書「我々が望む未来」 以下のウェブサイトで環境省仮訳を参照できる。

http://www.mri.co.jp/project\_related/rio20/uploadfiles/rio 20\_seika\_yaku.pdf

Amareswar Galla (eds.), 2012. World Heritage: Benefits

# 本書の使い方

本書は文化的景観として登録された世界遺産の管理者やその管理に責任のある人びと、ともに働く人びとを支援するとともに、文化的景観としての世界遺産推薦の可能性を模索している人びとにサイト管理が成功する要件について示すために作成された。根幹において目指していることは世界遺産に登録された景観の顕著な普遍的価値を保護することである。このためには、包括的で、多くの階層をもった計画策定プロセス、普及と資金拠出に関する技術、知識、情報を必要としている。景観とその価値を維持し、受容可能な変化の限界を調査することは重要な取組である。

本書は一般に文化的景観管理に興味を抱いている個人や組織に役立つことが望まれる。専門的な遺産管理者に対して、文化と自然の価値の2方面とその特化した関わりに重点を置いた文化的景観の基本的な概念を紹介することを目的とする。そして、文化的景観管理に関する課題をよりよく統合していくために、サイト、地元、地域、国のレベルで働いている政策決定者や管理者を支援することも目的に作成した。

こうしたことから、本書のすべての章が、さまざまな読者に対して等しく価値や利便性をもっているわけではない。活用にあたっては、本書のさまざまな節や項目について読まなくてもよい。より詳しい内容を知りたい読者のために参考文献を各節や項目の末尾に付している。

読者が特定の目的で利用するため、関心があって、参考にしたい部分にすぐにたどり着けるよう各章の概要を以下に示す。

- 第1章 文化的景観の紹介:概念、世界遺産の手続きに包含されるもの、登録された世界遺産の管理において検討されなければならない不可欠な特徴、関連する憲章・条約

はじめに/データの収集と分析/管理の優先度合いを定めること/管理戦略を決定すること/管理を実行し、効果をモニタリングすること

- 第3章 世界遺産の文化的景観管理において頻発する問題を検討する。事例研究を示すこと によって、こうした問題に対するさまざまな管理者の対応を示す。
- 附 録 世界遺産の文化的景観の登録基準/1992年~2009年に登録された世界遺産の文化 的景観リスト/過程/近年の宣言/本書の企画検討の各段階における作業部会

# 目 次

	ごあいさつ	3
	序文	5
	日本語版のための序文	7
	はじめに	9
	日本語版のための解説 1 世界遺産条約と世界遺産の文化的景観	13
	本書の使い方	17
1.	文化的景観とは	23
1.1	景観と文化的景観	25
1.1.1	景観概念小史	25
1.1.2	景観保護小史	26
1.2	世界遺産条約と景観	27
1.2.1	世界遺産条約下における文化的景観	27
1.2.2	景観に内在する文化的価値	30
1.2.3	文化的景観に含まれる自然の価値	30
1.3	文化的景観の文脈における顕著な普遍的価値	32
1.4	文化的景観の文脈における真正性と完全性	33
1.5	文化的景観に関する条約・憲章・勧告	35
1.5.1	文化遺産に関する条約と勧告	35
1.5.2	生物多様性と自然遺産に関する国際条約	35
1.5.3	持続可能性とアジェンダ 21 に関する国際的なプログラム	36
1.5.4	ヨーロッパにおいて景観に言及している条約と戦略	37
	汎ヨーロッパ生物的・景観的多様性戦略	37
	欧州景観条約	37
2.	文化的景観管理の枠組み	39
2.1	はじめに	41
2.1.1	管理の定義	41
2.1.2	管理の枠組み	41
2.1.3	管理の基本となる世界遺産推薦書	42
2.2	基本理念	43
基本理念 1	文化的景観に関わる人びとは管理における最も重要な利害関係者で	43
	ある	

基本理念 2	適切な管理には包括性と透明性が不可欠であり、利害関係者間の対	43
	話と合意を通じてガバナンスは形成される	
基本理念 3	文化的景観の価値は人と環境の相互作用に基づくものである。よっ	43
	て、管理の焦点はこの関係性に置かれる	
基本理念 4	管理の焦点は文化的景観の価値を保ち続けるための変化の誘導にあ	43
	<b>వ</b>	
基本理念 5	文化的景観の管理は、より広い景観の文脈のなかに組み込むことで	44
	全体の調和が生まれる	
基本理念 6	管理の成功は持続可能な社会に貢献する	44
2.3	管理プロセス:景観調査・計画策定・実行・モニタリング・順応的	45
	管理	
2.3.1	はじめに	45
2.3.2	成功する管理計画の策定	46
2.3.3	管理プロセスにおける重要な段階	46
第1段階	アプローチに関する合意形成と取組の計画策定	46
第2段階	文化的景観とその価値に関する理解:目録作成と分析	50
第3段階	共有する将来ビジョンの創出	64
第4段階	管理の目標を定め、最適な時期や取組の課題を調査すること	65
第5段階	管理戦略に関する選択肢を把握し、合意を形成すること	66
第6段階	管理戦略の実行を調整すること	69
第7段階	モニタリング・評価・順応的管理	73
第8段階	計画の更新時期や改訂時期を決定すること	77
2.4	文化的景観管理の持続	79
2.4.1	ガバナンス能力	79
2.4.2	資金収集に関する戦略	80
	内部収入:サイトを支援する持続可能な発展	80
	外部収入:ほかの資金源	84
2.4.3	キャパシティビルディング:専門家育成とトレーニング	85
3.	文化的景観管理に共通する課題	89
	はじめに	91
3.1	教育と参加を通じた意識向上	93
3.2	持続可能な資源利用の構築	95

3.3	ツーリズム	100
3.3.1	遺産管理者の視点	100
3.3.2	ホストコミュニティ	100
3.4	景観に対する保護手法	105
3.5	脅威の管理	108
3.5.1	文化的景観における開発の影響	108
3.5.2	リスク予防	110
3.6	コミュニティの参加と支援	112
3.6.1	コミュニティと継続している景観	112
3.6.2	関連する景観におけるコミュニティ	113
3.6.3	コミュニティと残存している景観	113
3.6.4	景観への世代を越えた関与	113
3.6.5	無形遺産の理解と保護	114
4.	結語	117
5.	用語集	121
5.	用語集	121 125
<b>5.</b> 附録 1	V. Sameria	
	附録	125
附録 1	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準	<b>125</b>
附録 1 附録 2	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録	125 125 127
附録 1 附録 2 附録 3	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観	125 125 127 128
附録 1 附録 2 附録 3 附録 4	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観 文化的景観に関する専門家会合(1992~2007)	125 125 127 128 130
附録 1 附録 2 附録 3 附録 4 附録 5	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観 文化的景観に関する専門家会合(1992 ~ 2007) 世界保護地域委員会(WCPA)	125 125 127 128 130 133
附録 1 附録 2 附録 3 附録 4 附録 5 附録 6	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観 文化的景観に関する専門家会合(1992 ~ 2007) 世界保護地域委員会(WCPA) 世界保護地域委員会(WCPA)における景観保護地域タスクフォース	125 125 127 128 130 133
附録 1 附録 2 附録 3 附録 4 附録 5 附録 6 附録 7	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観 文化的景観に関する専門家会合(1992 ~ 2007) 世界保護地域委員会(WCPA) 世界保護地域委員会(WCPA)における景観保護地域タスクフォース ICOMOS-IFLA 文化的景観に関する国際科学委員会	125 127 128 130 133 134 135
附録 1 附録 2 附録 3 附録 4 附録 5 附録 6 附録 7	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観 文化的景観に関する専門家会合(1992 ~ 2007) 世界保護地域委員会(WCPA) 世界保護地域委員会(WCPA)における景観保護地域タスクフォース ICOMOS-IFLA 文化的景観に関する国際科学委員会	125 127 128 130 133 134 135
附録 1 附録 2 附録 3 附録 4 附録 5 附録 6 附録 7	附録 世界遺産リスト記載のための登録基準 世界遺産・文化的景観の登録 世界遺産リストに記載された文化的景観 文化的景観に関する専門家会合(1992 ~ 2007) 世界保護地域委員会(WCPA) 世界保護地域委員会(WCPA)における景観保護地域タスクフォース ICOMOS-IFLA 文化的景観に関する国際科学委員会 世界遺産の文化的景観作業部会	125 127 128 130 133 134 136

# 事例研究

ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国)/ローマ帝国の国境線(2005年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産として世界遺産リストに記載):管理計画策定における参加プロセス	47
ブレナヴォン産業用地(英国): 管理計画策定 とその運用におけるパートナーシップ	48
ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群 (ロシア): すべての景観価値を顕在化させ、よりよい管理を達成するための再推薦	51
カディーシャ渓谷(聖なる森)と神のスギの森 (ホルシュ・アルツ・エル・ラープ)(レバノン): 文化的景観の推薦プロセス	52
リドー運河 (カナダ):文化的景観アセスメント	54
レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観(チェコ):文化的景観の文化の価値および自然の価値の評価と管理調整の重要性	56
ピレネー山脈 - ペルデュ山(フランス/スペイン): 国境を越えた協力に関する事例研究	59
エル・ビスカイノのクジラ保護区(メキシコ): 危機に瀕している景観の完全性	62
ラヴォー地区の葡萄畑(スイス):世界遺産委員会で採択された顕著な普遍的価値の言明	63
ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国)/ローマ帝国の国境線(2005年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産として世界遺産リストに登録):管理ビジョン	65
チンクエ・テッレ(イタリア):文化的景観に 対する脅威	66
シュリー・シュル・ロワールとシャロンヌ間のロワール渓谷(フランス): 広域的な文化的景観の景観調査と管理	67
ラポニア地域(スウェーデン): 管理調整の事 例研究	70
ミジケンダの聖なるカヤの森林 (ケニア):国の法律を強化する伝統的管理	72

フィリピン・コルディリェーラの棚田群:統合	
的管理の必要性	74
シントラの文化的景観(ポルトガル):リアク ティブ・モニタリング	78
リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群 (メキシコ):生産に関する遺産の景観	82
スクルの文化的景観(ナイジェリア): 若者の参加	86
文化的景観管理技術に関するトレーニングカリ キュラム	86
農村における伝統的慣行に関して文化的景観の 管理者に生じる課題	87
ブドウ畑の文化的景観	97
エーランド島南部の農業景観(スウェーデン): 継続する農業	98
『世界遺産における観光管理:世界遺産管理者 のための作業マニュアル』	101
ヴルコリニェツ(スロバキア): 観光圧力のもとでの伝統的村落の維持	102
ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国)/ローマ帝国の国境線(2005年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産として世界遺産リストに記載):来訪者と農場資産からの圧力のもとでの考古学的な土塁の管理	105
	106
ケーブルカーによる世界遺産の文化的景観への	107
アクセスに関する指針	109
マチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー):観光 インフラとアクセスの圧力	110
ウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア): 国立公園内でのアナングコミュニティの	
社会的支援	114
ウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリ ア):景観管理への伝統知の利用	115

# 文化的景観とは



トカイワイン産地の歴史的文化的景観 (ハンガリー) ©Our Place

文化景観は、文化集団によって自然 の景観から創り出される。文化は行 為の主体であり、自然地域は媒体で あり、そして、文化景観は実りある 成果である。

(Carl Sauer 1925, p.46)

# 景観と文化的景観

景観という言葉は、人間を取り巻く環境の眺め方と同時に、環境そのものを指すものでもある。景観という考え方の魅力は、人間と周辺環境との関係において機能している諸要素を統合してくれることにある。景観は、審美的価値の有無にかかわらず、我々が日常生活を過ごすための環境を提供する。言い換えるならば、景観は我々のことをよく知っていて、景観の概念は人間と自然とを結びつけ、我々人間に環境との相互作用を認識させるものである。

景観という概念こそが高度に文化的なものであり、文化的景観として語ると余分に感じられるかもしれない。しかし、わざわざ「文化的」の用語を冠することになったのは、人間と環境との相互作用、そして、景観には有形・無形の文化的価値が存在することを明示するためである。人文地理学者たちは、文化景観について「ある所与の人間社会、それも特定の文化的な選択と可能性を表している人間社会と自然環境の独特のまとまりの相互作用から生じる具体的かつ特徴的な所産である。それは幾時代にもわたる自然の進化と幾世代にもわたる人類の努力を示す遺産である。」(Wagner&Miskell (Fowler 1999、p.56にて引用))と定義する。

世界遺産の文脈において、文化的景観の概念は新たな動向に対して敏感に反応してきたものであり、象徴的な価値をともなう景観と、人間活動によって創出された景観とを統合してきたものである。ある範囲の土地が、まとまりある景観であるとみなされるやいなや、それは文化的価値を帯びるが、しかし、そこに生じる価値は必ずしも普遍的であったり、顕著であったりする必要はない。人間と人間を取り巻く環境との相互作用が表象している景観に顕著な普遍的価値が備わっている場合において、世界遺産の文化的景観といえるのである。自然の特徴が顕著な普遍的価値を有するときもあると考えられるが、そのような場合には、その資産群は自然遺産の登録基準のなかで価値を認められる。

### 景観概念小史

文化的景観の現代的な概念は、居住域や自然の要素と結びついた人間集団の多種多様な有形・無形の関係を示すものである。それは、景観というひとつの言葉に集約され、環境に対するある特定の関係のこととして長く理解されてきた。いくつかの文化では近年その概念に接触し、近頃では「文化的」の言葉を冠して、こうした諸関係のすべてのかたちを記述するよう広げられてきたものである。

それぞれの人びとは環境との有形・無形の関係をもっているが、その関係はそれぞれの文化や言語、生活、存在意義、同一性に深く根付いていて、土地との関係性と分離することができない。物質的な関係と象徴的な関係は相互に影響し合っている。それらは、森林や大草原、砂漠、氷原において同じではなく、歴史、近隣集団との関係、社会構造に関するほかの数多くの要因からの影響を受ける。

アフリカ、太平洋地域、アメリカ大陸や北極圏の狩猟採集

文化では、象徴的で物質的な土地との関係は、文化に根付い た宗教的信念や宇宙観と不可分である。いうなれば、人間は、 自然の要素にほかならず、自然の特徴は多くの関連する価値 をまとっていて、現在、それは文化的景観の用語で表現され ている。アフリカや太平洋地域、アジア、ヨーロッパやメソ・ アメリカの農耕社会では、「文化的景観」の価値は、人びとが 土地をかたちづくる行為に見出だされるのみならず、神話や 信仰、物語、そして、往々にして豊かさに関係する所産にも 見出だしうる。都市域がより重要な役割を果たしている文化 では、自然との結びつきは間接的であり、中東、インド、中国、 あるいはヨーロッパにおいて、さまざまな形態をとっている。 Berque (1995) によると、「景観文明」を特徴付ける 4 つの 評価基準があるという。すなわち、景観に言及する用語、文 学や詩文における景観の記述、絵画に描写される景観の関係 性、造園の技術である。 この4つの評価基準は、10,000km もの距離と 1,000 年という時間を越えた 2 つの文明によって 適用されることとなった。ひとつは、西暦3世紀~4世紀頃 の道教を信奉する中国において、もうひとつは、15世紀以降 の西ヨーロッパにおいてである。

中国でもヨーロッパでも、絵画は景観の認識に強い影響を 与えており、それを表現する言葉すらも、絵画が生み出した のである。中国絵画は、山と水(このことから、風景画に与 えられた中国語も「山水」という。) を重んじたもので、広 く発展したのは宋代における 11 世紀のことであり、後に韓 国の風景画や日本の版画(浮世絵)に影響を与えた。ヨー ロッパでは、風景画家(15・16世紀のフランダース人とイ タリア人にはじまり、17世紀にオランダ人、18・19世紀に 英国人、フランス人、ドイツ人へと展開していく。) は、主 に田園風景などへのまなざし、あるいは、ロマン主義運動と ともに、野趣に溢れる景観へのまなざしに影響を与えた。風 景画の原義においてこの概念を表現する用語は、shaping(か たちづくること) を含んだ land (土地) というゲルマン言 語を組み合わせて発明され(オランダ語で landschap、英語 で landscape、ドイツ語で Landschaft)、ラテン語の pagus の 流れを汲むローマ言語においては、最初、村落として意味し ていたものが、後にさまざまなスケールの土地の固まりとい う意味になり、最終的には国全体を示す言葉(イタリア語の paesaggio、スペイン語の paisaje、フランス語の paysage) に までおよぶこととなったのである。

景観についての東洋と西洋の概念はそれぞれ独自の道を歩み、それは19世紀後半に接触するまで続いたが、日本が開国すると浮世絵が発見され、ヨーロッパ風景画の伝統を最高潮に導いた。

同じ頃、人間が介入してつくられた自然環境としての景観は科学研究の一分野となっていた。それは主として、国民国家によるアイデンティティの模索という文脈のなかで、英国やフランス、ドイツの地理学および関連領域としてである(Hamerton 1885、Passarge 1921 ~ 1930)。ドイツ生まれでアメリカ人地理学者のCarl O. Sauer は、自著『景観の形態』(1925)において、文化景観の概念を展開した。このアプローチでは、景観を、自然の卓越した地域と、文化の力によって手が加えられた地域あるいは影響される地域としてとらえ

た。そして、文学や詩文、絵画、写真、宗教的儀礼、伝統工芸品など、一見して明白ではないが確かに存在している無形の価値と文化的表現を含んだものであった。したがって、ある景観範囲が有する重要な価値は、調査研究を通じて評価され、関連する結びつきの証拠を通じて記述されうるとされたのである。

この地理学的アプローチは、景観の概念を広げ、それまで 景観の用語に込められていなかった人と自然の相互作用を統 合することを可能にした。それは、1992年に世界遺産委員 会が条約の規定にある「人工と自然の結合の所産」に新たな 解釈を与えることを決め、顕著な普遍的価値を有する文化的 景観を世界遺産リストに記載する道筋を示したのと軌を一に している。

## 景観保護小史

景観保護に関する最古の取組は、中国における武夷山の九 曲渓に見ることができる。748年に、唐の皇帝、玄宗が、こ の極めて美しい河川の広がりにおいて釣りや樹木伐採を禁止 し、宗教建築以外の建物建設を制限することを布告したもの である。この禁止・制限措置は、今日まで続いている。19世 紀から 20 世紀にかけて、景観は、学術研究の主要な分野と なったばかりでなく、それと並行して、リューネブルガーハ イデ(ドイツ)やフォンテーヌブロー(フランス、風景画家 の影響を受けて 1853 年に創設された最初の自然保護区に所 在)、湖水地方(英国)での取組のように、自然保護の趨勢 とともに保護体系の面でも発展した。19世紀中頃までに、環 境保護分野の開拓者たちは、次のような論題を世に明らかに した。すなわち、英国の景観運動は、当初、都市化著しい社 会が景観を享受できるためのもので、1895年にはナショナ ルトラストの設立を導いた。同様の運動はアメリカにおいて も展開し、世界初の国立公園であるイエローストーン国立公 園が 1872 年に創設され、1892 年にはシエラ・クラブが設立 された。

第2次世界大戦後、それぞれの保護体系は国内法に統合され、最初の国際的な保全活動がかたちづくられた。すなわち、1962年のUNESCO総会において、風光の美および特性の保護に関する勧告が採択されたのである。そして、1992年には、世界遺産条約が世界ではじめて、国際的な枠組みのなかで文化的景観を射程とし、保護のための国際的な法的手段を定めた。それは、すべての地政文化的文脈における自然環境と人類文化の相互作用に関するさまざまな表現を視野に入れたものであった。

#### 参考文献等

Berque, Augustin., 1995. *Les raisons du Paysage*, Paris, Hazan.

von Droste, Bernd, Harald Plachter, and Mechtild Rössler (eds.), 1995. *Cultural Landscapes of Universal Value:*Components of a Global Strategy, Jena (Germany), Fischer Verlag.

本号には世界のすべての地域の事例を通じての文化的 景観の概念を論じた37の文章が掲載されている。 Fowler, Peter, 1999. Cultural landscape – Archaeology, Ancestors and Archive, in Geja Hajos (ed.), *Monument-Site-Cultural Landscape Exemplified by the Wachau*, Vienna, Austrian National Committee of ICOMOS, pp. 56-62.

Fowler, Peter, 2003. *World Heritage Cultural Landscapes* 1992-2002, World Heritage papers 6. Paris, UNESCO World Heritage Centre.

このなかでは、2002 年までに世界遺産リストに記載されたすべての文化的景観に関する分析と、世界遺産条約に基づき締約国が提出した暫定リストに記載された自然と文化の資産から文化的景観と考えられるものに関する概観が示されている。

Hamerton, Philip, 1885. *Landscape*. Boston, Roberts.

Passarge, Siegfried, 1921-1930. *Vergleichende Landschaftskunde.Ein Lehrbuch und eine Anleitung zu landschaftskundlicher Forschung und Darstellung*, 3 vols.

Hamburg, Friedrich.

Phillips, Adrian, 2002. *Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas Protected Landscapes/ Seascapes*, Gland (Switzerland), IUCN.

本書はカテゴリーV保護地域設定の指針として刊行された。

Rössler, Mechtild (ed.), 2003. *Cultural Landscapes: the Challenges of Conservation. World Heritage 2002. Shared Legacy, Common Responsibility*. Associated Workshops, 11-12 November 2002, Ferrara, Italy, World Heritage papers 7. UNESCO World Heritage Centre.

Sauer, Carl, 1925. The Morphology of Landscape, University of California Publications in Geography, vol. 2, no 2, pp19-53.

Hughes, J. Donald, 2001. An Environmental History of the World: Humankind's Changing Role in the Community of Life, London, Routledge.

Scazzosi, Lionella (Politecnico di Milano), 1999. *Politiche* e culture del paesaggio; esperienze internazionali a confronto, Rome, Gangemi Editore.

UNESCO World Heritage Centre, 2007. World Heritage: Challenges for the Millennium, Paris, UNESCO World Heritage Centre.

# 世界遺産条約と景観

世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約は、UNESCO総会で1972年に採択された。その目的は、「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産および自然遺産を把握し、保護し、保全し、公開し、そして、将来の世代へ継承することを担保することにある。

条約は、締約国の内から選出された 21 ヶ国の代表者で構成される世界遺産委員会によって運営され、UNESCO 事務局、パリの世界遺産センターがこれを補佐する。委員会は、世界遺産リストに記載された資産の保全状態のモニタリングのほか、保全上の脅威に晒されている資産を危機に瀕した世界遺産のリストに記載したり、世界遺産基金から資金を拠出することを通して、推薦資産の管理に関わる。

毎年開催している世界遺産委員会は、3つの専門技術機関、すなわち、IUCN(国際自然保護連合)、ICOMOS(国際記念物遺跡会議)という2つの非政府組織と1つの政府間組織であるICCROM(文化財の保存および修復の研究のための国際センター)の助言のもとに運営されている。

条約を批准する国々は年々増加しており、2008年12月時 点で 185 ヶ国である。2008 年現在で、145 ヶ国から 878 の 資産が世界遺産リストに記載されており、自然遺産は174、 文化遺産は679、複合遺産(自然遺産および文化遺産の登録 基準を両方満たす資産)は25を数え、そのうち、文化的景 観としての登録は63である。実際には、数多くの資産は景 観であり、1992年以前に推薦されたならば、文化的景観と して登録されていた可能性もある。特に、ヴェルサイユの宮 殿と庭園(フランス)のような庭園、ストーンヘンジ、エー ヴベリーと関連する遺跡群(英国) やムザブの谷(アルジェ リア) のような大規模な考古学的遺跡、あるいは、アトス山 (ギリシャ) やメテオラ (ギリシャ)、バンディアガラの断崖 (ドゴン人の地)(マリ)、ヒエラポリス - パムッカレ(トルコ) の複合遺産である。サガルマータ国立公園 (ネパール)、セ レンゲティ国立公園 (タンザニア)、黄山 (中国)、グランド・ キャニオン国立公園(アメリカ)など、多くの自然遺産は現 に文化的価値を有しているが、世界遺産に登録された時点に おいては、文化遺産としての登録に値するほど顕著な普遍的 価値を有しているとは考えられていなかった。

### 参考文献等

世界遺産リスト、位置図、条約締約国の一覧については、以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/list

以下の文献を参照。

Fowler, Peter, 2003. World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002, World Heritage papers 6. Paris, UNESCO.

条約はひとつの枠組みのもとに自然遺産と文化遺産両方を扱っているが、最初は、文化と自然の価値の相互作用の結果によって形成された遺産、すなわち、顕著な普遍的価値を有する景観を評価する仕組みを備えていなかった。世界遺産の議題に文化的景観を取り込むように努力した結果、1992年

には、附録 1 に示したように、文化に関する登録基準が拡大 された。世界遺産を保全するという目的のために、文化的景 観は、人びとと「自然」環境との相互作用の多様性を含んで いるのである。

「世界遺産条約履行のための作業指針」(2005) では、文化 的景観の保護についての定義と分類、価値が簡潔にまとめら れている。

#### 参考文献等

「世界遺産条約履行のための作業指針」については、 http://whc.unesco.org/en/guidelines を参照。長きにわ たってなされてきた世界遺産条約の解釈の変遷をたど れるように改訂段階のものも公開している。

## 世界遺産条約下における文化的景観

1992 年、世界遺産条約は、文化的景観を対象とし、保護するための最初の国際法律文書となった。第16回世界遺産委員会(アメリカ・サンタフェ、1992年)において、世界遺産リストに文化的景観を記載するための指針を採択した。

世界遺産委員会は、文化的景観が世界遺産条約第1条に定義された「人工と自然の結合の所産」を代表していることを確認した。すなわち、文化的景観は、長きにわたる人類の社会と居住の進化を説明する資産であり、それは、自然環境からもたらされる物理的な制約や恩恵、継続して内外に生じてきた社会的、経済的、文化的な力の影響を受けてきたものであるとしたのである。

「文化的景観」という用語は、人類とそれを取り巻く自然環境とのあいだに生じる相互作用の表現の多様性を包含する。文化的景観は、多くの場合、自然環境に備わっている特性と限界に配慮した持続可能な土地利用の独特の技術、そして、自然に対するある特有の精神的関連性を反映している。文化的景観の保護は、持続可能な土地利用の近代的な技術に貢献することができるとともに、景観において自然の価値を維持し、向上しうる。土地利用の伝統的な形態が存続することで、世界の多くの地域での生物多様性が維持されている。それゆえに、伝統的な文化的景観の保護は、生物多様性を維持するうえで役立つのである。

文化的景観は、自然環境からもたらされる物理的な制約や 恩恵、そして、継続して内外に生じてきた社会的、経済的、 文化的な力の影響のもとに長く営まれてきた人類の社会と居 住の進化を説明する資産である。したがって、文化的景観は、 顕著な普遍的価値のみならず、明確に境界が定められた地政 文化的地域の代表性の観点からも選択される必要があり、そ のことはそれぞれの地域の本質的で明瞭な文化的要素を説明 することにもなるのである。

「文化的景観」という用語は、人類とそれを取り巻く自然 環境のあいだの相互作用の多様なかたちを包含している。 1992 年に世界遺産委員会で採択された世界遺産の文化的景観の3つのカテゴリーは、作業指針(2002)の第39 段落に組み込まれ、本書附録2に仔細が示されている。作業指針は、2005 年および2008 年にも改訂され、遺産のすべてのカテゴリーについて作業指針附属文書3に整理された。しかし、文化的景観に関する記述は一貫して変更されていない。

世界遺産の文化的景観の3つのカテゴリー		
文化的景観のカテゴリー	「世界遺産条約履行のための作業指針」から抜粋	
i	最も容易に文化的景観であることを同定できるのは、 <b>人間の意思により設計され、創出された景観</b> と定義される。このカテゴリーには審美的な動機によって造営される庭園や公園が含まれ、それらは宗教的その他記念的建築物やその複合体に(すべてではないが)しばしば附属する。	
ii	2つめのカテゴリーは有機的に進化してきた景観である。これは端緒となる社会的、経済的、 行政的、あるいは、宗教的な規範から生じるもので、その自然環境との関係によって、また、 その自然環境への反応として、現在の姿に発展してきたものである。このたぐいの景観は、 形態や構成要素の特徴に発展のプロセスを反映している。これらはさらに2つの小カテゴ リーに分類される。 一残存している(あるいは化石化した)景観。それは、進化のプロセスが過去のある時期に、 突然または時代を越えて終始している景観といえる。その重要な固有の特徴は、終始し た進化のプロセスを、現在においても物質的な形状に見ることができることである。 一継続している景観。それは、伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会において活 発な社会的役割を維持し、進化のプロセスがいまなお進行中の景観といえる。また、そ れは同時に、時間を越えて進化してきた重要な有形の証拠でもある。	
iii	最後に示すカテゴリーは、 <b>関連する文化的景観</b> である。この類の景観の世界遺産リストへの記載は、わずかであるかまたはほとんど所在しない有形の文化的証拠の有無よりも、むしろ、自然的要素との強力な宗教的、審美的または文化的な関連によって、その正当性を認められるものである。	

世界遺産の登録基準		
登録基準番号	「世界遺産条約履行のための作業指針」:登録基準(第 77 段落)から抜粋	
i	人間の創造的才能を表す傑作である。	
ii	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間に わたる価値観の交流またはある文化圏内での価値観の交流を示すものである。	
iii	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物 証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。	
iv	歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。	
v	あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・ 海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。または、人類と環境とのふれあいを代 表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。	
vi	顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準はほかの基準と合わせて用いられることが望ましい)。	
vii	最上級の自然現象、または、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。	
viii	生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形 学的または自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本で ある。	
ix	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の 生態学的過程または生物学的過程を代表する顕著な見本である。	
х	学術上または保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物 多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。	

1992年から2009年までに、66の文化的景観が世界遺産リストに記載されてきた。世界遺産に登録されたこれらの文化的景観およびそれぞれに適用されたカテゴリーについては、附録3に詳述してある。これらのうち、5つは自然遺産の登録基準も適用されていることから文化遺産と自然遺産の「複合遺産」でもある。

1994年に世界遺産委員会が採択したグローバル・ストラテジーでは、より代表的な世界遺産リスト作成の手段として、テーマ別の研究を提唱された。世界遺産委員会および世界遺産リストの現状は、ヨーロッパの記念碑的建造物やキリスト教遺産が卓越していること、そして、アフリカとアジア・太平洋地域の遺産が極端に少ないことが示された。また、そうした地域諸国でも、環境と結びついた、奥深く、複雑で多様な関係をもった伝統文化がほとんど表現されていなかったことも示された。

### 景観に内在する文化的価値

景観解釈と文化的景観の検討は、着想や意味、概念や解釈、 動態や対話といった観点から、表裏一体である。考古学者に とっては、過去の人間の営みを示していることが重要あり、 歴史学者にとっては、景観を表現した絵画・文書の史資料が 最優先で重要であり、芸術家や旅行者にとっては、主として 美しい風景から連想される価値が重要である。個々の景観の 歴史的アイデンティティは次第に強調されてきている。記憶 と連想は、景観を目にする人の心のなかに残る。また、保存 の取組を通じて、景観そのものが過去への永続的な記念とし て残る。文化的景観は、そこに住まう人びとの生きた伝統を 直接に連想させ、あるいは、庭園のように設計された景観の 場合には、その周辺に生きているものである。こうした結び つきは、景観の理解や相互作用のなかから生じる。例えば、 景観と密接に関連づけられた信仰や時間の経過とともに認識 されてきた慣行である。このような文化的景観は、それを創 り上げた文化を反映したものとなる。

景観は、人びとの記憶や想像に存在するものであるとともに、場所の名前や神話、儀礼、民間伝承とも結びついている。人びとの心のなかには、目に見える景観の構成要素と目に見えない景観の構成要素、つまり有形と無形の区別はほとんど明確ではない。物語や神話は、直接見ることができる内容を越えた意味を景観に与え、そのことから人びとの「心の地図」、つまり場に対する意識を育む。

文化的景観は集団的記憶の宝庫であるといえる。感動を与える景観は、絵画、詩歌や楽曲に描写されることを通じて人びとに親しまれるようになることがある。しかし、工業化の出現と地球規模の変化とによって、多くの人びとは、景観との精神的つながりを失ってきたことに気がついた。

附録 4 には、将来に向けた 1993 年アクションプラン(文化的景観)および 1994 年に採択されたグローバル・ストラテジーを遂行するために開催された文化的景観地域会合と、その報告書の一覧を示した。世界遺産条約の運用事項に文化的景観の概念が統合されてから 10 年、そして、世界遺産条約採択 30 年を記念して、2002 年にイタリアのフェラーラに

おいて専門家会合が開催され、世界規模で文化的景観保護の現状が確認された。この会合においては、世界遺産リストおよび各国の暫定リストの両方について、文化的景観に関する十分な評価もおこなわれた。

#### 参考文献等

世界遺産の文化的景観については以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/culturallandscape/

2002 年のフェラーラ会合については以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/documents/publi\_wh\_papers\_07\_e n.pdf

また、世界遺産条約の枠組みにおける文化的景観の評価については、以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/documents/publi\_wh\_papers\_06\_e n.pdf

文化的景観の世界遺産への推薦に適用された登録基準の分析については、World Heritage Papers 6 を参照。

http://whc.unesco.org/documents/publi\_wh\_papers\_06\_e n.pdf

## 文化的景観に含まれる自然の価値

地球環境の保護に関する運動は文化的景観に関心を寄せている。なぜならば、その多くは自然保護のために重要であり、 生物多様性の保全にとって貴重な生物生息地を含んでいる可能性があるからである。さらに、設計された景観においても、 今日、重要な遺伝子プールとみなされるものがある。

文化的景観は、多くの場合、持続可能な土地利用に関する技術―それは、その技術を育んだ自然環境の特性と限界を斟酌したものである―、そして、自然に対する精神的関係を反映している。文化的景観の保護は、持続可能な土地利用の近代的な技術に貢献することができるのに加え、景観に含まれる自然の価値を維持し、向上することにもつながる。土地利用の伝統的な形式の存続は、世界の多くの地域において生物多様性を支えている。伝統的な文化的景観の保護は、それゆえに、生物多様性を維持することに貢献するものである。すべてではないものの、多くの文化的景観は文化の価値とともにそのような自然の価値を有していることから、世界遺産リストへの記載は、多くの場合、ICOMOS とIUCN の両方の技術的な助言を必要とするのである。

過去 30 年のあいだに、IUCN によって使用される意味での保護地域<sup>1</sup>の数と範囲は、10 万ヶ所以上にものぼり、地上に表出している土地の1割以上を占め、いまや中国とインドの国土を合わせたのと同じ広さを有する保全地域となっている。IUCN は、管理目標に基づいて、これらの地域について以下の6つのカテゴリーを定めた。

- I. 厳正自然保護区/原生自然地域:学術研究または原生自 然の保護を主目的として管理される。
- II. 国立公園:生態系保護やレクリエーションを主目的として管理される。
- Ⅲ. 天然記念物:特定の自然の特性の保持を主目的として管

理される。

- IV. 生息地/生物種管理地域:管理活動を通じた保全を主目的として管理される。
- V. 陸域/海域景観保護地域:陸域・海域の景観保護とレク リエーションを主目的として管理される。
- VI. 管理資源保護地域:自然生態系の持続可能な利用を主目的として管理される。

国家レベルでの保護地域管理者は、その管理のなかで生じ る景観上の諸課題について次第に関わるようになってきてい る。このことは特に景観保護地域(カテゴリー V) の場合で あり、傑出した自然と文化の価値が保護のための措置とつな がっているような景観の場合である。そうした景観は、人間 活動によってかたちが変えられた自然景観である一方で、自 然の状態が人間の暮らし方や居住形態、生活様式をかたちづ くってきた場所でもある。これらの景観保護地域は、持続可 能な生活を実現する方法について、いくつかの重要な教訓を 提供することがある。それらは通常、視覚的に顕著な高い質 を有し、生物多様性に富み、かつ、人びとが存在するがゆえ に文化的価値を保持する場所となっている。重要なのは、民 間の管理下にある土地において、保全目標を達成するための 現実的な方法が景観に表されているということである。カテ ゴリーVに示された陸域/海域の景観保護地域は、世界遺産 リストに記載される文化的景観というカテゴリーとは別の保 護地域であるとしても、世界遺産の文化的景観と最も密接に 関係しているのである。

さらに IUCN は、陸域/海域景観保護地域について、次のような利点について指摘している。

- 自然と生物多様性を保全すること。
- 管理区域をより厳格に緩衝すること。
- 構造物や土地利用形式において人類史を保全すること。
- 伝統的生活様式を維持すること。
- レクリエーションとインスピレーションを提供すること。
- 教育と知識を供給すること。
- 自然との調和のもとでの利用に対して持続するシステム を実証すること。

景観保護は、ヨーロッパにおいて最も多く取り組まれてきたが、実際は広範にわたって取り組まれてきた。例えば、それは、太平洋とカリブ海の小島嶼国、アンデスの山岳地域、中央アメリカのコーヒー栽培地域、ニューイングランドの景観、フィリピンの棚田においてである。これらの多くは、世界遺産のカテゴリー上の文化的景観でもある。世界公園会議(ダーバン、2003年)では、文化的景観に含まれる精神的な意味合いなどの文化的価値と、自然的価値との双方をめぐる実りある議論が展開された。

1. 陸域あるいは海域については、生物多様性、そして、自然と自然に関連する文化資源の保護と維持に特段の留意が払われ、法制度その他の有効な手段を通じて管理された(IUCN 1994a、p.7)。

### 参考文献等

IUCN, 1994. Guidelines for protected area management categories. IUCN Commission on National Parks and Protected Areas, with the assistance of the World Conservation Monitoring Centre. Gland (Switzerland) and Cambridge (UK), IUCN. 261 p.

Lucas, P. H. C. Bing, 1992. *Protected Landscapes: a Guide for Policy-makers and Planning*. Chapman & Hall, London.

Mitchell, Nora, Jessica Brown, Michael Beresford (eds.), 2005, *The Protected Landscape Approach: Linking Nature, Culture and Community*, Gland (Switzerland) and Cambridge (UK), IUCN.

Special issue of The George Wright Forum, vol. 17, no.1, 2000.

この特集は自然と文化の保全に関する新たな方向性に ついて情報を提供してくれる。

Phillips, Adrian, 2002. Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas Protected Landscapes/ Seascapes, Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN

Phillips A, 2005. Landscape as a Meeting Ground: Category V Protected Landscapes and World Heritage Cultural Landscapes in Brown J., Mitchell N. and Beresford M. The Protected Landscape Approach – Linking Nature Culture and Community, IUCN, Cambridge (UK) and Gland (Switzerland).

Rössler, Mechtild and Nora Mitchell, 2005. Landscape Linkages without Boundaries? In: World Heritage at the Vth IUCN World Parks Congress. Durban South Africa, 8-17 September 2003. World Heritage reports 16. Paris, UNESCO World Heritage Centre, pp. 23-26.

http://whc.unesco.org/en/series/16/

# 文化的景観の文脈における顕著な普遍的価値

顕著な普遍的価値は、世界遺産リストに記載する遺産を選択するための重要な概念である。それがどのようなものであるのかについて世界遺産条約では定義されていないが、作業指針にその解釈が示されている。それは文化的な現象や自然の特徴に関する普遍性、独自性、代表性のつながりをもたらす。世界遺産条約の目的実現に向けては、人と自然の相互作用に顕著な普遍的価値がある場合、文化的景観の世界遺産リストへの記載が適切である。対照的に、複合遺産としての世界遺産における顕著な普遍的価値は、文化の価値を満たすものであり、自然の価値も満たすものでなければならない。

#### 参考文献等

Von Droste, Bernd, Mechtild Rössler, and Sarah Titchen (eds.), 1999. *Linking Nature and Culture*, Report of the Global Strategy, Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25-29 March 1998, Amsterdam, The Netherlands, UNESCO/ Ministry for Foreign Affairs/ Ministry for Education, Science, and Culture, The Hague.

Linking Universal and Local Values: Managing a Sustainable Future for World Heritage. Conference, 22-24 May 2003. World Heritage papers 13, Paris, UNESCO World Heritage Centre.

http://whc.unesco.org/en/series/13/

以下のウェブサイトにおいて参照可能な以下の文書から、顕著な普遍的価値の概念に関する近年の議論の背景を窺い知ることができる。

http://whc.unesco.org

WHC-05/29.COM/9: Assessment of the conclusions and recommendations of the special meeting of experts (Kazan, Russian Federation, 6-9 April 2005). WHC-05/29.COM/INF.9A: Background paper prepared by the World Heritage Centre on the occasion of the Expert meeting on the concept of outstanding universal value (Kazan, Russian Federation, 6-9 April 2005).

# 文化的景観の文脈における真正性と完全性

世界遺産リストへの記載については、推薦される各資産は、完全性に関する条件を充足していることが要求される。そして、文化遺産の場合には、同時に、真正性に関する条件への適合についても要求される。これらは、作業指針(2005年)の第 II 章 E. に規定されている

「真正性の評価」の概念は、当時の作業指針に記載された 4 つの観点、すなわち、材料、意匠、技術、環境、さらに文化的景観の場合にあってはその独特の特徴と構成要素が挙げられていたが、1994 年に開催された奈良会議では、そうした観点に限定されるべきではないことが認識された。そのため、真正性に関する奈良文書では、対象とする文化遺産のオリジナルおよびその後に付加された特性、意味、情報源が、真正性のあらゆる側面を評価するための前提条件であるとして、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、言語とその他の無形の遺産、精神と感性という指標が示された。この指標は、作業指針の 2005 年版でも取り入れられた。

推薦される資産の評価に真正性の条件を適用することの本質は、関連する価値に関する情報源の検証にある。すなわち、それらが本物であることと、サイトが関連するもののなかで傑出し、真正性を有したものの代表であることである。たとえ、景観のなかにある文化遺産の資源が、種類や歴史的な機能に応じて分類することができるとしても、個別の資産地域は、さらに、その特異性と独自性、いわば、そのゲニウス・ロキ(土地柄、地霊)によっても評価されるのである。文化遺産は、それが属する文化的な文脈のなかで検討されなければならないのである。

2005 年以降、推薦されるすべての資産は、完全性の条件を満たさなければならないことになった。これは、文化的景観に関する多くの国際的、地域的そしてテーマ別の専門家会合において、特に要求されたことである。完全性という用語の意味は、全体性のことであり、完璧さのことであり、損なわれていない状態、または破損していない状態のことであり、伝統的な用途や社会構造の継続性のことである。それゆえ、完全性の条件に関する検討は、その資産の広がりを評価することになる。

- a) 顕著な普遍的価値を表現するために必要なすべての要素 が含まれていること、特に文化的景観その他の生きてい る資産の場合にあっては、文化的景観に内在する諸関係 や動的諸機能が維持される必要性を示していること。
- b) 資産の重要性を伝える機能やプロセスの完全な代表性を 確実に示すのに十分な程度であること。
- c) 開発あるいは維持の放棄によって悪影響を受けていること。このことは完全性の言明において示されなければならない。

文化的景観という文脈においては、完全性は、重層的に展開する歴史的証拠や意味、諸要素間の関係性がそのままの状態で保たれており、かつ、景観として解釈できる範囲のこと

である。それは、自然そのものの完全性だけではなく、そうした自然との関係性についての完全性でもある。人間によって意図的に設計され想像されたという意味で明確に境界が定められた景観において、実質的な変更なく維持された場合には、レドニツェ・ヴァルティツェの文化的景観(チェコ)の事例が示すように、完全性の条件を充足する。継続している景観は、形態や特徴における進化のプロセスを反映しているものであり、それは文書のように「読み込む」ことができるが、その歴史的完全性の条件は、伝統的機能の継続性、そして、景観全体と各単位との関係性によって定義することもできる。このことを端的に示すのは、フィリピン・コルディリェーラの棚田群と、チンクエ・テッレにおけるブドウの段々畑(イタリア)の事例である。

#### 参考文献等

これらの概念に関する諸論文および地域事例について は以下の文献に示されている。

Von Droste, Bernd, Mechtild Rössler and Sarah Titchen (eds.), 1999. *Linking Nature and Culture*, Report of the Global Strategy Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25-29 March 1998, Amsterdam, The Netherlands, UNESCO/ Ministry for Foreign Affairs/ Ministry for Education, Science, and Culture, The Hague.

UNESCO Thematic Expert Meeting on Asia-Pacific Sacred Mountains, (5-10 September 2001, Wakayama City, Japan), Conclusions and Recommendations (WHC-01/CONF.208/INF.9).

Conserving Cultural and Biological Diversity: The Role of Sacred Natural Sites and Cultural Landscapes. Proceedings of the International Symposium, Tokyo, 30 May to 2 June 2005, UNESCO, Paris, 2006.

http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001478/147863e.pdf

Denyer, Susan, 2005. "Authenticity in World Heritage cultural landscapes: continuity and change", in López Morales, Francisco J. (ed.), *Nuevas Miradas Sobre la Autenticidad e Integridad en el Patrimonio Mundial de las Américas*. Congreso, 24-26 Agosto 2005, México. ICOMOS, pp 57-60.

本論文では、進化してきた文化的景観の真正性に関する問題を検討している。

以下の文献は将来の「世界遺産条約履行のための作業指針」の改訂という見地から文化的景観の完全性と真正性に関する課題について検討したものである。
The "International Expert Workshop on Integrity and Authenticity of World Heritage Cultural Landscapes" (Aranjuez, Spain, 11 to 12 December 2007).
詳細については、以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/events/450/. 以下のウェブサイトは、背景に関する有用な事項につ

いて示している。 http://whc.unesco.org/exhibits/cultland/landscape.htm

完全性と真正性に関する作業指針改訂の沿革について は、以下のウェブサイトを参照。 http://whc.unesco.org/en/guidelineshistorical/

Report of the Expert Meeting on Authenticity and Integrity in the African Context, Great Zimbabwe National Monument, Zimbabwe, 26-29 May 2000. (http://whc.unesco.org のウェブサイトから、WHC-2000/CONE.204/INF.11 にて参照できる。)

The Declaration of San Antonio, InterAmerican Symposium on Authenticity in the Conservation and Management of the Cultural Heritage, 27-30 March 1996.

http://www.icomos.org/docs/san\_antonio.html

# 文化的景観に関する条約・憲章・勧告

### 文化遺産に関する条約と勧告

2005年に「文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約」が採択されたことで、UNESCOは文化遺産の分野において標準となる一連の包括的な法規を整えた。

- 文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約 (2005年)
- 無形文化遺産の保護に関する条約(2003年)
- 水中文化遺産の保護に関する条約(2001年)
- 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約 (1972 年)
- 文化財の不法な輸出、輸入および所有権譲渡の禁止および防止に関する条約(1970年)
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(1954年)

こうした条約のなかでも、2003 年採択の無形文化遺産の保護に関する条約は、1972 年採択の世界遺産条約における文化的景観と特に関連深い。2003 年条約において、無形文化遺産、つまり生きている遺産は人類の文化多様性の礎であり、その継承は創造性の継続を保証する礎であるとされている。また、無形遺産は、とりわけ、以下の分野で示されるとしている。

- 口承による伝統および表現(無形文化遺産の伝達手段と しての言語を含む)
- 芸能(伝統的な音楽や舞踏、演劇など)
- 社会的慣習、儀式および祭礼行事
- 自然および万物に関する知識および慣習
- 伝統工芸技術

2003 年条約では、無形文化遺産を、知識や技術並びに慣習や描写、表現であり、社会、集団および場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものと定義している。

また、この定義では、条約で保護される無形文化遺産について、以下の指標も示している。

- 世代から世代へ伝承されていること。
- 社会および集団が自己の環境、自然との相互作用および 歴史に対応して絶えず再現していること。
- 当該社会および集団に同一性および継続性の認識を与えていること。
- 文化多様性および人類の創造性に対する尊重を促進していること。
- 既存の人権に関する国際文書と相反しないこと。
- 社会、集団および個人間の相互尊重並びに持続可能な発展への要請に考慮を払っていること。

無形文化遺産は、伝統的であり、同時に生きているものである。それは、常に再現されており、主として口頭で伝承されている。無形文化遺産との関連で真正性という用語を使うのは難しい。したがって、一部の専門家は、生きている遺産との関係で、真正性という用語を使うことに批判的である。

#### 参考文献等

各条約の詳細については、以下のウェブサイトを参照。 http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL\_ID=11471 &URL\_DO=DO\_TOPIC&URL\_SECTION=201.html

有形と無形の文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言については以下のウェブサイトを 参照

http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001376/137634e.pdf

こうした国際条約に加えて、文化的景観に関連する以下の 3つの勧告が採択されている。

■ 歴史的地区の保全および現代的役割に関する勧告(1976年): これについては、後述の「世界遺産と現代建築一歴史的都市景観の管理」に関するウィーン会議(2005年)以降、改訂もしくは新たな勧告の採択を検討する議論が進行中である。歴史的庭園憲章(フィレンツェ憲章)(1982年)については、以下のウェブサイトを参照。

http://www.international.icomos.org/charters/gardens\_e.htm

- 文化遺産および自然遺産の国内的保護に関する勧告 (1972年):この勧告は、世界遺産条約(1972年)と同時に、 国家レベルでの遺産保全を強化するために起草された。
- 風光の美および特性の保護に関する勧告(1962年): これは景観に関する最も初期の勧告のひとつであり、「文化的または美的意義を有するか、あるいは典型的な自然的環境を構成する、天然あるいは人工的な、農村および都市の景観の保存、およびもし可能ならばその復旧措置」(第1条)を念頭に置いたものである。

遺産景観や遺産の立地について扱ったナッキトッシュ (2004年)、ICOMOS 総会の西安宣言 (2005年) などのような、多数の国際的な宣言も関連している。

#### 参考文献等

こうした勧告については、以下のウェブサイトを参照。

http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL\_ID=11471 &URL\_DO=DO\_TOPIC&URL\_SECTION=201.html

歴史的都市景観の保護に関する勧告策定についての詳細は以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/activities/48/ http://whc.unesco.org/en/activities/47/

ICOMOS 本部のウェブサイトにおいても、各憲章や勧告の最新の情報が提供されている。

http://www.icomos.org

## 生物多様性と自然遺産に関する国際条約

生物多様性および自然遺産分野に関する5つの重要な条約は以下のとおりである。

■ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条

約 (ラムサール条約) (1971年)

- 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約 (1972 年)
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する 条約(CITES / ワシントン条約)(1973年)
- 移動性野生動物種の保全に関する条約 (CMS / ボン条約) (1979 年)
- 生物多様性に関する条約(CBD)(1992年)

以上に加えて、食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(2001年)は、世界遺産の文化的景観と特に 関連している。

それぞれの条約は独自の具体的な目標や手順、公約の上に成り立つものである一方で、モニタリングや報告、条約履行プロセスにおける諸問題や条約間の補完性において関係していることから、合同連絡グループによって協力事項が議論されている。生物多様性の損失割合の大幅な低減を 2010 年までに達成するという目標を含む生物多様性に関する条約の戦略計画が設定され、それは後に持続可能な開発に関する世界首脳会議において承認された。さらに、ミレニアム開発目標にも組み入れられたことで、取組の重複を減少させることが意識され、生物多様性関連条約間の協力を促進していく必要性が高まってきた。

#### 参考文献等

こうした条約に関する合同ウェブサイトは以下を参照。 http://www.cbd.int/cooperation/joint.shtml

以下のウェブサイトには、共通する項目をまとめた比較表も示されている。

http://www.cbd.int/cooperation/related-conventions/guide.shtml

下記の小冊子にも、生物多様性関連法規と文化的景観の文化的・倫理的事項に関する情報が含まれている。 UNESCO, 2007. *Biodiversity in UNESCO*. 以下を参照。

http://www.unesco.org/mab/biodi/unesco.home.shtml

Papayannis, Thymio, 2008. Action for culture in Mediterranean wetlands, Athens, Med-INA.

#### 持続可能性とアジェンダ 21 に関する国際 的なプログラム

1992年に開催されたリオの地球サミットと広く普及したアジェンダ21、つまり国連環境開発会議で行動の枠組みが生まれて以降、景観の多様性は、経済的、社会的、文化的なグローバリゼーションのプロセスや技術の進歩による影響がおよぶ資源であると認識されるようになった。こうした技術の進歩は均質化という影響ももたらすものである。

グローバルな連携が国際的に認知されるようになった結果、現在、多くの国では景観資源の持続可能な利用を発展させながら、景観保護を推進するプログラムに取り組んでいる。 持続可能性は、将来に人間社会のニーズを満たす許容量が低下しないように、自然や文化の資源を使用することを意味し ている。その概念は、自然の資源に対する脅威の認識と関連 して進化してきた。文化遺産管理に関わる人びとは、関連す る概念を、記念工作物、サイト、景観の素材構成や文化資源 へと読み替えた。

1992年の生物多様性に関する条約に定義されている「持続可能な利用」という用語の概念は個々の生物種ではなく、生態系全体との関連においてのみ意味を有するとされている。これはまた、環境に対する包括的なアプローチを必要とする文化的景観にも適用されることである。

世界遺産における文化的景観の維持に関する持続可能性を構成しているものは何か。見極めなければならないのは、文化的景観の要素が、(i) あらゆる手段を講じてでも保全すべき対象であるか、(ii) 資源の全体的な特質と重要性が維持されるように変化が抑制される対象となっているか、そして、(iii) ほかの利益と引き換えに交換するのにふさわしいものであるかということである。

持続可能性について広い観点から言及した文献がある。国連持続可能な開発委員会は、持続可能な発展の指標構築のためのプログラムのなかで、その概念の使用を社会、経済、環境という3つのカテゴリーに限定している。

文化的景観において、世界遺産としての価値を持続可能にするための重要評価指標は、景観の種類に応じて多様なものとなろう。世界的に適用される最適の指標はどのようなものであるか、そして、それらをどのように測るのかということは、世界遺産に登録された資産の「健全性」を評価するためのモニタリングの枠組みを確立し、維持するうえで不可欠である。あらゆる形態の持続可能性をモニタリングすることを総合的な管理の枠組みに取り込む必要がある。条約の要請を踏まえて、登録された景観がどのような状態であるのかをモニタリングすることについては、次章の管理プロセスにおいてさらに詳しく検討する。

国連の持続可能な開発のための教育の10年(2005年~2014年)の主導機関として、UNESCOは生物多様性と景観の多様性に関する認識を高めるためにネットワークおよびパートナーシップ構築のための教育に関する専門的な知見を動員している。持続可能な発展のための取組における利害関係者間の対話の促進を確実に進められていくだろう。

#### 参考文献等

以下の文献が一般的議論の参考となる。

*Our Common Future*, 1987 report of the World Commission on Environment and Development (the Brundtland Commission).

IUCN, 1992. Caring for the Earth, London, Earthscan.

English Heritage, 1997. Sustaining the historic environment: new perspectives on the future, London.

以下の文献は法的規定を含めたさまざまな仕組みを検 討している。

Benson, J., and M. Roe, 2000. *Landscape and Sustainability*, Spon Press, London and New York.

Reid, Walter, V., 2005, Ecosystems and Human Well-Being. Millennium Ecosystem Assessment. Summary for Decision Makers. Island Press, Washington.

http://www.millenniumassessment.org/en/index.aspx

UNESCO, 2007. Biodiversity in UNESCO.

McNeely, Jeffrey A., 1997. Conservation and the Future: Trends and Opinions toward the Year 2025, Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN.

#### ヨーロッパにおいて景観に言及している条 約と戦略

ヨーロッパにおける景観保護の長い伝統とヨーロッパ諸国 による保全の取組によって、景観に関連する多くの法規が欧 州評議会の枠組みのなかで作成されてきた。

#### 参考文献等

欧州評議会のウェブサイトを参照。

http://www.coe.int/

持続可能な景観を支援する政策実施、教育、最先端の 科学を融合させた景観評価および計画、管理を専門と する国立研究所の学際的なネットワークであるランド スケープ・ヨーロッパなど、ほかの組織のウェブサイトを参照のこと。

http://www.landscape-europe.net/

Europe's living Landscapes. Essays exploring our identity in the countryside (2007) ed. by B. Pedroli, A. van Doorn, G. de Blust, M.L. Paracchini, D. Wascher & F. Bunce, KNNV Publishing (The Netherlands), Landscape Europe (共同刊行), 432 pages.

#### 汎ヨーロッパ生物的・景観的多様性戦略

欧州環境大臣は、1995年10月に、生物多様性に関する条約を実施する手段として、汎ヨーロッパ生物的・景観的多様性戦略を採択し、ヨーロッパ全土において景観を位置づけた。それは、ヨーロッパの景観およびそれをとりまく開発圧力に関する詳細な検討に基づくものであった。景観価値という概念が出現してきたのは、ヨーロッパ人に共有されるアイデンティティの感覚が成長してきたからであり、また、配慮に欠けた土地利用と開発、維持の放棄、汚染や資源乱獲によって各国の景観に生じていたヨーロッパ全土に共通する脅威に呼応してきたためでもあった。

#### 参考文献等

Stanners, D., and P. Bordeau (eds.), 1995. *Europe's Environment: The Dobris assessment*, Copenhagen, European Environment Agency.

#### 欧州景観条約

欧州景観条約は、具体的な課題として景観を扱う唯一の国際文書である。したがって、それは、両条約(欧州景観条約および世界遺産条約)の締約国における世界遺産の文化的景

観に関連する課題が示されたより広い文脈に基づくものであ る。

本条約は、2000 年 10 月に、フィレンツェ(イタリア)で 欧州評議会によって採択された。条約において、景観とは、 人びとの環境の不可欠な要素であると理解されている。地域 文化の形成に寄与し、ヨーロッパの自然および文化遺産の基 礎的要素であり、人類の福利およびヨーロッパの固有性の強 化に寄与するものである。

本条約は、地元や地域、国、そして国際的なレベルにおいて、 政策や措置を採択する公的機関がヨーロッパ全域にわたって 景観を保護、管理、計画することの促進を目的としている。 それは<u>すべての</u>景観、すなわち、傑出したものからありふれ たものまで、また、田園景観や郊外景観、都市景観も含めて、 人びとの生活環境の質を決定するすべての景観を対象として いる。条約の条文には、保護、管理、改善を通じて厳格に保 全を図るものから新たな景観を計画的に創造するものに至る まで、さまざまなタイプの行動を求める景観の特質に応じて 柔軟なアプローチが提示されている。

本条約は、「景観政策」を形成し、地方政府と中央政府のあいだの対話のみならず、景観保護に関して国境を越えた協力体制の構築を推進することを目指して、国内的および国際的なレベルでの法的、財政的措置の確立を求めている。そこには、ニーズに応じて各国が適用できるさまざまな解決策が示されている。条文に位置づけられている欧州評議会景観賞は、景観を保護、管理、計画する模範的かつ永続可能な政策や手段を示した地元や地域の公的機関、あるいは NGO に対して授与される。

本条約では、農林業、鉱工業の生産技術並びに都市計画、 交通、都市基盤、観光およびレクリエーションの発展、一般 的に世界経済の変化が、往々にして景観の変容を継続的に促 進する効果があることを指摘している。また、条約には、市 民が、景観の発展において積極的な役割を担い、そのことに よって質の高い景観を享受することへの期待が示されてい る。言い換えれば、景観は個人的かつ社会福利の鍵となる要 素であり、かつ、その保全はすべての人びとにとって権利お よび義務であるとの認識である。2008年6月の時点で、欧 州景観条約は、29のヨーロッパ諸国で発効しており、ほかに 6ヶ国が署名済であるが現在のところ批准していない。

#### 参考文献等

欧州景観条約の全条文は、以下のウェブサイトにて参 照できる。

http://conventions.coe.int

IUCN Commission on Environmental Law, 2000.

Landscape Conservation Law: Present Trends and
Perspectives in International and Comparative Law,
IUCN Environmental Policy and Law paper No.39, Gland
(Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN.

*Naturopa*, no. 86, 1998, Landscapes: the setting for our lives; no. 95, 2001. European rural heritage.

Dirk M. Wascher (ed.), 2000. *The Face of Europe, Policy Perspectives for European Landscapes*, Tilburg, European Centre for Nature Conservation.

#### http://www.ecnc.nl/

Agnoletti, Mauro (ed.), 2006. *The Conservation of Cultural Landscapes*, Wallingford, CABI, & Cambridge, M. A.

2

# 文化的景観管理の枠組み



ビニャーレス渓谷(キューバ)©UNESCO/Herman van Hooff

### はじめに

#### 管理の定義

世界遺産リストに記載されている文化的景観における管理の目的は、現世代および次世代のために顕著な普遍的価値を保護することにある。管理の役割は、文化的景観の価値を保持しながらその変化を導くことにある。こうした目的を果たすために、管理の枠組みは、関連するさまざまな活動の周知や方向づけを長期的におこなうために用いられる(2.1.2 管理の枠組み以降の議論を参照)。

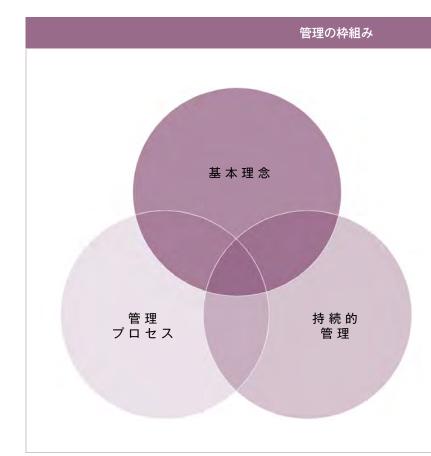
こうした枠組みにおいて重要なことは、それが利害関係者間の合意形成を図るためのアプローチであるということである。そうした合意形成は、価値を保護するための多様な取組を把握、実践するとともに、時間をかけながら取組を見直し、継続させていくためにおこなわれる。計画策定は、作業指針第110段落と第111段落に概要が示されているように、重要な管理ツールのひとつである。つまり、計画策定とは管理プロセスの一部分であり、多様な利害関係者間で管理の戦略を立て、それを記録し、調整するために用いられている。本書ではそうした考え方と戦略を示すために事例研究を提示する。なお、本章に示す事項はほかの刊行物にも掲載されているものも多く、そのなかにはさらに詳細な記載があるものもある。

#### 管理の枠組み

効果的な管理には、世界遺産の保護、保全、および公開に関して長期的取組・日常的活動のサイクルがある。また、作業指針(第 111 段落)にも記載されているように、世界遺産で推奨される管理の考え方に共通する要素として、以下のものが挙げられる。

- すべての利害関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。
- 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
- パートナーと利害関係者が参加していること。
- 必要な資源が割り当てられていること。
- キャパシティビルディング。
- 管理システムが機能する方法についての合理的かつ透明 性の高い記述。

推奨される管理の考え方のなかには、相互に関係する要素が複数あるが、本章ではこのうち、基本理念、管理プロセス、 持続的管理の3点について整理する。



#### 基本理念

管理の考え方は、それぞれの文化的景 観の価値や特性に直結している必要がある。一連の基本理念は管理のための 計画やその他の取組の指針として用いることが可能である。

#### 管理プロセス:景観調査/計画策定/ 実行/モニタリング/順応的管理

本節では、それぞれのサイクルに関する説明に加えて、資産の十分な理解と パートナーおよび利害関係者の積極的 な関与に関する議論も扱う。

#### 持続的管理

本節では、管理およびガバナンス能力、 資金調達戦略、そしてキャパシティビ ルディングに焦点を当てる。

#### 管理の基本となる世界遺産推薦書

世界遺産の文化的景観として登録されているすべての資産は、顕著な普遍的価値をもち、完全性と真正性の条件を満たしている必要があり、さらに「適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、あるいは伝統的手法により確実な保護管理」(作業指針第97段落)が担保されていなければならない。したがって、既にリストに記載されている文化的景観は、管理プロセスに関わる要件の多くを満たしていることになる。例えば、多くの場合、登録前にすでに管理計画を策定し、管理のためのシステムを整えている。また、推薦書そのものやその作成にともなう一連のプロセス自体が資産の継続的管理の基盤として機能しうる。管理に関する一部分を強化したり、付加していこうとする場合には、推薦のためにおこなわれた取組と本章で示される管理の枠組みを比較することに意味がある。

世界遺産リストへの文化的景観としての推薦に関心がある場合、その詳細な手順は以下の資料を参照されたい。

#### 参考文献等

UNESCO, 2005. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. 特に、文化的景観カテゴリーに関する附属文書 3 および推薦書様式に関する附属文書 5 については以下のウェブサイトから入手可能である。

whc.unesco.org

定期的な更新については以下のウェブサイトを参照。 http://whc.unesco.org/en/guidelines/

Thomas, Lee, and Julia Middleton, 2003. *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff: World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University.

Badman, Tim, Paul Dingwall and Bastian Bomhard, 2008. *Natural World Heritage nominations: A Resource Manual for Practitioners*. Gland, Switzerland, IUCN.

http://cmsdata.iucn.org/downloads/nominations.pdf

ICOMOS, IUCN, WHC, 2009. World Heritage Nominations for Cultural Properties: Components for a Resource Manual for Practitioners, Paris, ICOMOS and UNESCO. 定期的な更新については以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/publications/

### 基本理念

管理の考え方は文化的景観の価値や特性に直結したものである。以下に示す6つの基本理念は管理の枠組みの基礎であり、また、世界遺産の文化的景観の管理戦略を支え、具体的な活動を周知すべく、さまざまな基本的思想や考え方が盛り込まれている。こうした基本理念は、すでに進められている管理の実施や長期的な順応的管理においてのみでなく、管理の初期段階においても有効である。本章では、6つの基本理念について参考にしやすい順に番号を付したが、この順番は管理における優先順位を示しているわけではない。

#### 基本理念 1 文化的景観に関わる人びとは管理における最 も重要な利害関係者である

文化的景観は長期にわたり人間によって形成され、価値づけられてきたものであるため、その持続的管理には、各世代の関わり合いを新たにすることが重要である。後継者や地域社会が管理を継続しておこなう場合がある一方で、直接関係してこなかった個人や組織、政府機関などがその役割を担っている場合もある。多くのケースでは、多様な利害関係者がいて、その誰もが管理に対する責任をもっており、管理プロセス全体のなかにキーパーソンを位置づけることが肝要である。これは特に、文化的景観やそれを形成した社会との長期的な関係や伝統を築いていない政府機関などの管理主体がある場合に重要になる。

生活・生業の場である景観についていえば、Adrian Phillips は以下のように記している。「(保護景観のなかで)生活する人びとは、景観を管理する役割を担うべきであり……彼らを「マネージャー」と呼ぶ方がより正確かもしれない……(一方、)雇われている専門家には……「ファシリテーター」や「ネゴシエーター」としての役割がある」(Phillips 2002、pp. 39~40)。多くの文化的景観では複数の利害が絡むため、協働に対するリーダーシップが求められる(基本理念 2 参照)。「コミュニティ保全地域」や共同管理システムは、管理システム、土地所有権といったものから、保全に関する伝統的なシステムや知識の認知・適応に至るまで、保全に地域社会を結びつける多様な手段を描き出す。

# 基本理念 2 適切な管理には包括性と透明性が不可欠であり、利害関係者間の対話と合意を通じてガバナンスは形成される

多くの文化的景観はさまざまな所有者や利害関係者を含み、複数の管轄区域におよぶ。ガバナンスの調整はそれゆえに変化しうるものでもあるのだが、それは管理の成功にとって不可欠なことでもある。よって、計画や法的枠組みを組み立てる際は、多様な利害関係者同士が関与する環境を設けたり、公平で広く共有されたガバナンスが確実に存在するように設計する必要がある(ガバナンスに関する議論に関しては2.4.1を参照)。協働的な管理には「開かれた取組や民主主義の原則に基づき透明性が確保された手続き」が必要である。つまり、文化的景観の管理には社会の向上に寄与する大きな可能性が秘められているのである。

世界遺産リストに文化的景観を追加することにより、価値のある土地や水のほか、何世紀にもわたり、ときには数千年にもわたり、人びとが土地を利用し続けることによって形成された資源利用のシステムに意識が向けられるようになった。実際に、そうした伝統的な資源管理システムは、作業指針において認識されている(第97段落)。この種の伝統的なシステムは人びとが必要に応じて自然環境に適応してきたことによるものであるが、そうしたことは偶然にも生物多様性を維持し、ときに向上させる場合もあり、偉大な美的価値のある場所を創造することにも貢献していることが多い。

# 基本理念3 文化的景観の価値は人と環境の相互作用に基づくものである。よって、管理の焦点はこの関係性に置かれる

文化的景観は、自然と文化、有形遺産と無形遺産、生物多様性と文化多様性の接点であり、文化の本質と人びとのアイデンティティの関係性の強い結びつきを示している。世界遺産の文化的景観は UNESCO 世界遺産条約のもとで遺産として認識され、保護が図られているサイトであり、人と環境の相互作用に顕著な価値をもっているものである。

関連する文化的景観というカテゴリーは、無形的価値の理解や地域社会および先住民の遺産について大きく貢献してきた。こうした景観は、関連する文化的価値をともなう場であり、ときに聖地とみなされる。それは、人びとの精神や文化的伝統、行為に埋め込まれた有形物や心象であるといえるだろう。

設計された景観では、人と環境との相互作用は設計にしたがってつくることであり、管理の取組はオリジナルの設計に沿って進められるべきである。

継続的に進化してきた文化的景観では、人びとが土地を形成してきた方法のなかにこうした相互作用が認められ、管理では知識や利用だけでなく資源保護にも焦点を当てる必要がある。

基本理念 4 管理の焦点は文化的景観の価値を保ち続ける ための変化の誘導にある

遺産としての景観の価値は、文化的伝統、世代を越えた利用とその継続性、社会経済システム、自然環境等を含む。これらはいずれも本質的に変化するものであるため、景観の特性は文化と生態系の変化にあるといえる。また、バナキュラーな景観や関連する景観の多くが無形的価値をもった生きている遺産であるが、こうした景観をかたちづくってきた伝統的な土地利用に対して巨大経済を背景とした開発が影響をおよぼしている。

したがって、文化的景観の管理は、「環境や文化的価値観を持続させる手段として変化を管理することであり、変化は価値を損わさせない範囲におさめるべきである」(Phillips 2002、p.39)。変化の管理には柔軟性と順応性も必要である。

そして、その効果的な実施は世界遺産としての完全性と真正性を世代を越えて持続させることにつながる。

### 基本理念 5 文化的景観の管理は、より広い景観の文脈のなかに組み込むことで全体の調和が生まれる

世界遺産に文化的景観が導入されたことにより、遺産は孤立する島のようなものではなく、地域を越えた文化的つながりをもつ大きな生態系の一部であるという認識を生んだ。そうした広域景観とのつながりを計画や管理のなかにも位置づけ、ひとつに統合するべきである。

世界遺産の文化的景観に関する管理の一環として広域景観の文脈を検討することは、登録範囲を越えた取組の機会とその可能性が生まれるように、往々にして長期的保護にとって重要である。地元レベル、地域レベル、国家レベル、そしてときには国際的なレベルにおいても計画を調整することは意義深い。複数の制度に重複して登録されることもあるが、それはひとつの景観を越えて保護地域間の連携を生み出すことにつながる。例えば、オーストラリアのウルル・カタ・ジュタ国立公園は世界遺産の文化的景観および複合遺産として登録されているほか、IUCNのカテゴリーII 保護地域や UNESCOの生物圏保存地域にも登録されている。その登録範囲が制度ごとに異なる場合には特に地理的つながりを考慮する必要がある。保護の枠組みを重ねることは、景観における価値の多様性の認識や保護につながる。

#### 基本理念 6 管理の成功は持続可能な社会に貢献する

文化的景観の持続可能な管理は、文化的、生態学的に適切 でなければならず、経済的にも有益なものでなければならな い。また、生活の質の改善や地域社会の発展、場合によって は貧困の緩和の必要性にも公正に対処する必要がある。それ が取り組まれているあいだ、順応的管理に関する技術の運用 も含め、画期的で実験的なアプローチを通じて積極的な改善 が期待されるであろう。特に画期的な手段、例えば、小売商 品を通じてであったり、観光セクターを通して場や伝統をブ ランド化し、市場に出すことは持続可能な経済と景観保護支 援の両方を生み出す可能性がある。適切な文化的景観の管理 は「持続可能な地元や地域の開発を描くこと」を可能にし、「持 続可能な発展のモデルー持続可能な資源利用という伝統的慣 行を引き出すこと」を示せるものである。このアプローチを 通して、文化的景観の管理が人びとの暮らしにとって意味の あるものとなり、さらに広い支持を得ることで、持続可能な 未来に貢献するのである。

#### 参考文献等

UNESCO, 2005. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. 定期的な更新については以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/guidelines/

Brown, Jessica, Nora Mitchell and Michael Beresford (eds.), 2005. *The Protected Landscape Approach: Linking Nature, Culture and Community*. Gland (Switzerland) and Cambridge (UK), IUCN.

Phillips, Adrian, 2002.  $Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas, Protected Landscapes/ Seascapes. Gland (Switzerland) and Cambridge (UK), IUCN. 保護対象となる陸域景観・海域景観の管理に関する 12の原則の一覧表(pp. 39 <math>\sim$  42)参照。

Rössler, Mechtild and Nora Mitchell, 2005. "Landscape linkages without boundaries?" In World Heritage at the Vth IUCN World Parks Congress, Durban, South Africa, 8-17 September 2003. World Heritage Reports 16. UNESCO World Heritage Centre, 23-26.

管理計画に関するマニュアル草案が IUCN によって 2008 年に作成されている。

Management Planning for Natural World Heritage Properties: A Resource Manual for Practitioners, Gland (Switzerland), IUCN.

以下のウェブサイトより参照可能。

http://cmsdata.iucn.org/downloads/whmanagement.pdf 本マニュアルは、自然遺産における管理計画の枠組み、指針の原則の概要、管理計画作成の重要な段階の概要、計画そのものの目次に関する勧告について提示している

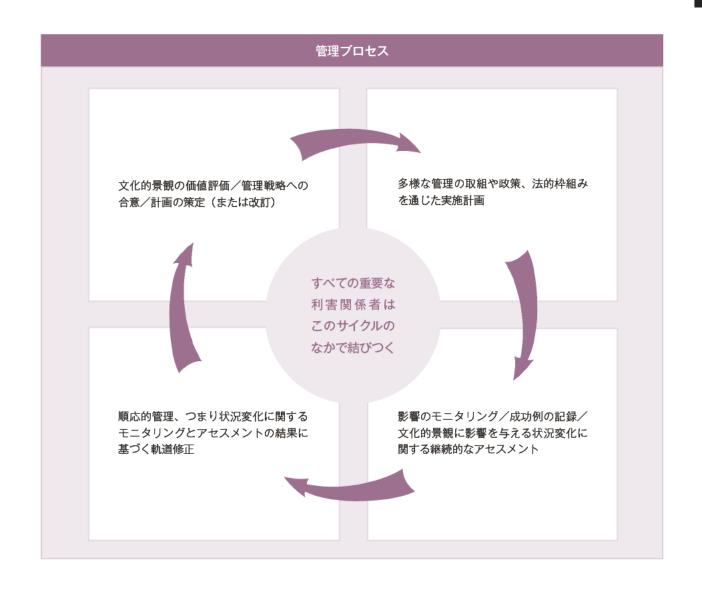
Lockwood, Michael, Graeme L. Worboys, and Ashish Kothari (eds.), 2006. *Managing Protected Areas: A Global Guide*, Earthscan Publications Ltd, London.

# 管理プロセス:景観調査・計画策定・実行・ モニタリング・順応的管理

#### はじめに

本節では管理プロセスの一般的なアプローチを概説する。このプロセスは全体をひとつのサイクルとみなすことができる(下記の管理プロセスの図において簡略に示している)。このプロセスにおいて管理計画や管理システムに関するその他の文書等が生み出されるが、合わせて文書以外のずっと多くの成果も生まれる。むしろ、こうした管理プロセスのためにとられるアプローチが非常に重要であり、それは、関係の構築および計画策定・実施に向けた基盤として機能する主要な利害関係者間での合意するためのものである。戦略に関する合意は、多くの場合、管理計画に記載されているものであり、一般的には、さまざまな管理の取組や政策、法的枠組みを含んでいる。当然、合意や計画は期間が限られているものなので、成果をあげ、継続性の確保や新たな挑戦、状況の変化に対応していくためには、戦略や管理計画の効果について常に評価、再検討、更新していくことが重要である。

文化的景観の計画策定、あるいは管理システムに関するその他の文書は、広義の管理プロセスの一部となる(前図を参照)。管理計画では、価値や資産の特性を把握し、適切な管理目標を設定し、実施に向けた取組を示す。したがって、管理計画の策定は、その実施と継続的な管理活動において利害関係者や一般市民のあいだの合意を形成するための重要なツールとなる。



#### 成功する管理計画の策定

#### 成功する管理計画の策定は、

- 一過性のイベントではなく、プロセスである。すなわち 計画策定が終わりではなく、その実施を通じて、さらに そうした実施の延長で継続するものである。
- 将来に関係するものである。つまり、取組についての懸念や将来的なほかの選択肢について把握し、現在の決定から引き起こされたり、もたらされている可能性が高い原因や効果との今後のつながり方について調査するものである。
- 脅威とその解決の機会、その他の困難な課題について考え、課題を解消し、さらに関係組織間の議論を推進する 仕組みを提供する。
- 体系的なものである。つまり、プロセスを整える意思決定前の各段階の作業を通じた多くの計画策定の取組である。体系的なアプローチは、意思決定が主体と文脈に関する知識や分析に基づくものであることを示すことにも貢献し、提案された取組に関する理論的根拠を外部の人が理解するのに役立つ。
- ■「総合的」な視野に立つものである。もし高い透明性と 包括性をもって実行されるならば、計画策定プロセスは 多様な課題や立場、意見の検討が可能である。
- ■「**継続的**」なプロセスであり、固定的なものではない。 また、状況や目標の変化に適応していく必要がある。

(Thomas&Middleton 2003, p.5)

#### 管理プロセスにおける重要な段階

管理の取組の準備には多くのアプローチがある。すなわち、図に示す管理プロセス全体は、相互に関係する8つの段階に分けられる。

#### 管理プロセスに関する8つの重要な段階

第1段階 アプローチに関する合意形成と取組の計画策定

第2段階 文化的景観とその価値に関する理解

第3段階 共有する将来ビジョンの創出

第4段階 管理の目標の定め、最適な時期や取組の課題を調

査すること: 体制を整え、調整するために管理計

画を利用すること

第5段階 管理戦略に関する選択肢を把握し、合意を形成す

ること

第6段階 管理戦略の実施を調整すること

第7段階 モニタリング・評価・順応的管理

第8段階 計画の更新時期や改訂時期を決定すること

こうした諸段階は、管理プロセスに一般的な指針をもたらすよう、時系列に沿って並べてある。ただし、管理プロセスは非常に多様であり、こうした一連の段階は、主要な利害関係者からの提案に応じて、その時々の状況に合わせて調整していく必要がある(下記の第1段階の検討を参照)。

#### 参考文献等

UNESCO, 2005. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.

詳細をえるためには、以下のような文献がある。 Lee Thomas and Julia Middleton, 2003. *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor. (Cardiff: World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University, 2003).

特に、プロセスの概要は pp.23 ~ 24 に、計画策定前の 段階については p.25 を参照。

#### 第1段階 アプローチに関する合意形成と取組の計画策 定

この初期段階では以下のことが重要である。

- 重要な利害関係者が初期段階に関与し、計画策定プロセス全体や計画の実施を通じてこうした関与が継続する方法について合意に達すること。
- すべての利害関係者からの合意を得ることによって、明瞭な計画策定プロセスをデザインすること。
- 利害関係者の参加を得ること。
- 管理の調整や運営、関係機関を明確にすること。
- 計画の策定および実施における役割と責任を明確にする とともに、必要に応じて、具体的に把握すること。
- 計画策定チームのメンバー。
- ■幅広い人びとに伝わるコミュニケーション戦略を策定すること。

重要な利害関係者の関与と計画策定プロセスにおける合意 形成

前述のように(「基本理念」参照)、計画策定プロセスの一 部として、すべての利害関係者間で合意を結んだり、合意に 達することは重要である。特に、地域社会や、所有権および 資源利用を通じて遺産管理に責任を直接負う人びと、また意 思決定や取組を通じて遺産に影響を与えうる人びとにおいて はその重要性が高まる。こうした利害関係者の結びつきは、 長期にわたり遺産の価値に関与する関係を築き、持続可能な ものにするための手がかりとなる。管理計画を作成するプロ セスは、人びとに価値とその保護の方法についての対話を促 すものであり、多くの場合、計画そのものよりも重要となる。 なぜなら、そうした策定プロセス自体が意識啓発につながる とともに、人びとが計画に先立って管理のなかで生じる課題 の解決策を主体的に検討できるようにするためである。世界 遺産の景観のすべての構成要素の保全において必要な社会 的・政治的支援を構築するためには、コミュニティの結びつ きが不可欠である。数年間の取組を通じて、所有者や利用者、 法規、コミュニティ、来訪者といった景観に関わるすべての 利害関係者のあいだで合意に達する必要がある。

「ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国)/ローマ帝国の 国境線(2005年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産と して世界遺産リストに記載)」の事例研究が示すように、登 ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国)/ローマ帝国の国境線 (2005年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産として世界遺産リストに記載):

管理計画策定における参加プロセス

イングリッシュヘリテージは、世界遺産であるハドリアヌスの長城の保全とアクセス、持続可能な経済利用、地域社会の利益とのあいだのバランスを保つための政策を打ち出すため、1993年に管理計画を作成した。この計画は、1996年に完成版が刊行される以前に、幅広く市民の意見を聞いた後、すべての主要な利害関係者が関わる一連の作業部会により作成された。

計画の成功は、単に政策の受け入れやすさだけでなく、目標についてコンセンサスを得られていたことにもよる。そのための取組は、計画策定と計画の実施に利害関係者が関わり、利害関係者を代表する管理計画委員会を設置し、計画の堅持と実施を容易にするための調整組織を設けることを通じておこなわれた。この調整組織は、持続可能なアクセスと地域経済への貢献に焦点をあてた「ハドリアヌスの長城の観光パートナーシップ」と密に連携した。計画は 2001 年に改訂された。それは、利害関係者間の協力が増えたため、1996 年の計画よりも詳細な施策を策定することが可能になったためである。

管理計画委員会は管理計画のチェック機関としての機能を 保持しているが、調整組織と観光パートナーシップは、新た



ハドリアヌスの長城(英国) ©Judith Herrman

な組織である「ハドリアヌスの長城遺産有限会社」(HWHL) に含まれた。この会社は非営利会社で、ハドリアヌスの長城の持続的な経済的利用を促進するために設置された。考古学的価値や景観的価値、環境的価値を保護し、持続可能なアクセスや教育、世界遺産のインターブリテーションを促進させるため、同組織によって、世界遺産の管理がおこなわれる。HWHLは、現在(2009年初頭)、管理計画委員会に代わって世界遺産の管理計画第3版を完成させようとしている。

Christopher Young

録された景観の重要性を理解し、成功する管理計画の策定プロセスを通じた取組をおこなうなかで、関心があるすべての人びとや組織が参加することが非常に重要となる。実際に、計画策定プロセスに人びとや組織が関わるための戦略を立案することは有益である。こうした参加戦略では、すべての関係者を把握し、参加の仕組みを示し、さらにそうしたプロセスの各段階を示すことが必要である。

世界遺産登録について初めて論議された地域では、関心をもつすべての市民、特に登録に反対だったり意思を決めかねている市民が、計画策定プロセスに参加できることで、時間をかけてでも合意が形成されるだろう。コミュニティの価値の範囲を顕在化させるとともに、景観のなかの複数の価値(考古学的価値、歴史的価値、文化的価値、美的価値、経済的価値、精神的価値、科学的価値)について、関係者がさらに理解を深めるための機会である。ある地域では、まず第一に地元住民が参加する。ほかの地域では、どのように価値を守る必要があり、文化的景観における価値の表現が潜在的に顕著な普遍的価値をもつかどうかについての地域、国、国際社会のなかでの対話が必要である。しかし、いずれにせよ、世界遺産の文化的景観では、顕著な普遍的価値の言明によって示された価値や属性を主として管理していくことが必要だと理解しなければならない。

#### わかりやすい計画策定プロセスの設計

合意は、管理の計画策定の方法論に必要であり、文化的景

観の価値の把握、評価、保護のそれぞれの段階に含まれる。 主要な利害関係者と有意義な対話をおこなう機会を設けるようなアプローチを仕掛けていくことが重要である。プロセス の初期はこうした段階の一部として設定されることが必要で ある。

計画策定プロセスはサイトが単独の所有者や設計された庭園の管理者などによるものか、調整が必要な複数の所有者によるものか(フィリピン・コルディリェーラの棚田群、フランスのロワール渓谷など)で異なってくる。複数の利害関係者がいるサイトでは、英国・南ウェールズのブレナヴォン産業用地の事例研究で示されるように、協議やコミュニティ参加に関するより複雑なプロセスが必要である。アフリカの一部における伝統的な計画策定はコミュニティの会合である「バオバブの木の下」、つまり議論や合意形成に達するまで続く中心的な場での議論によっておこなわれる。こうした文化的慣習を理解し、それを計画策定プロセスに組み込んでいくことが重要である。スウェーデンのエーランド島南部の農業景観やイタリアのチンクエ・テッレは参加型の計画策定の事例として挙げられる。

#### 利害関係者の関与を得ること

利害関係者や管理チームのメンバー、あるいは参加したり、 仕事をおこなったり、責任を負う人びとの関与を高めていく には数年かかる。何らかの関与がない場合、管理のプロセス はさらに困難になり、平凡であったり曖昧なものになる可能

#### ブレナヴォン産業用地(英国):管理計画策定とその運用 におけるパートナーシップ

#### 背景

ブレナヴォンの世界遺産は残存している産業景観のひとつで、ウェールズ第一の都市であるカーディフから 40km の位置にあり、面積は約 33km² におよぶ。そして、ひらけた山岳景観であり、ほとんどの場所で標高 400 m以上である。

「ブレナヴォン周辺の地域は、19世紀における鉄と石炭の世界的な生産地のひとつとして南ウェールズを傑出させる雄弁かつ無二の証明である」(ICOMOS、2000年9月)。こうした産業が同時期に開発されたことが原動力のひとつとなり、産業革命を引き起こした。主要な保存サイトである製鉄所やビック・ピット炭鉱(ウェールズ採掘博物館)は、その周囲に広がる鉱物採掘、製造、輸送、労働者居住地などの残存している顕著な景観とともに、工業化へのプロセスに関するすべての重要な要素が残されている。それは「ウェールズの採掘谷」の社会的、経済的な基盤からも明らかである。不要なリンを除去できなかったベッセマー転炉の欠点を解消するため、1878年に Sydney Gilchrist Thomas が効果的な内張りを発明したことでもブレナヴォンは重要である。この発明により低質の鉄からも鉄鋼が生産できるようになり、鉄鋼業が世界的に急速に広がることにつながった。

ブレナヴォン産業用地は以下の基準のもとで世界遺産への 登録を勧告された。

- ■登録基準(iii): ブレナヴォンの景観は、19 世紀における産業の社会的・経済的構造に関する物質的な形態の稀有な例証である。
- 登録基準 (iv): ブレナヴォン産業用地の構成要素が、全体として、19 世紀の産業景観に関する明確にすべてが整った顕著な事例を示している。

#### 論点

人びとが仕事を求めてこの地域に押し寄せたことで、18世紀末から南ウェールズの採掘谷の人口は劇的に増加した。その結果、ウェールズは世界初の工業国といえるまでの存在になった。しかし、20世紀後半には、それと変わらぬくらい劇的に重工業が衰退し、過疎化が続いた。

ブレナヴォン産業用地は、鉄・鉄鋼・石炭生産終焉の典型的な例であり、その縮図でもある。南ウェールズでは、経済的、社会的、有形的な衰退が、明らかに宝でもあることを物語っている。小さな町ながら1921年には12,500人を越えた人口が、今日では6,000人ほどまでになっている。ブレナヴォンは2000年12月に世界遺産に登録されて以降、保全と再生のきっかけをもたらされ、劇的な改善がなされてきたにもかかわらず、まだ傷も残されている。例えば、町の中心部には商業施設が空き家となっていたり、多くの礼拝堂や教会が利用されていなかったりする。

産業革命の形成期である初期の頃から鉱業活動による環境 破壊の証左でもある景観は、自然の回復や植生の遷移として 視覚的に変化してきている。産業遺産と自然との接点を管理する取組によって対応する必要があり、また、気候変動の影響を調査、対応していく必要がある。景観を継続的な農業資源としてだけでなく教育やレクリエーションのためのエリアとして利用することで、さまざまな利用者や利害関係者との関わり合いを生むことにつながる。

#### 対応

UNESCOによるブレナヴォン産業用地の「顕著な普遍的価値」を踏まえると、コミュニティ再生の促進が重要になるとされている。その取組は「過去に基づいた未来を創ること」で、それは、コミュニティ軽視の認識を変え、登録地の価値に対する意識を高め、文化観光へ向けたきっかけや投資をもたらすことを目的とする。世界遺産というステータスはコミュニティに受け入れられ、地域にかつてあった誇りと自尊心を部分的に取り戻させている。また、世界遺産のステータスが保護や保全、適切な開発、振興への投資を促すきっかけとなることもわかった。ブレナヴォンでの遺産とその再生との関わり合いは、南ウェールズや英国全土、さらには世界各地の歴史あるコミュニティに対する先進事例としてとらえられる。

ブレナヴォンの世界遺産の保護や保全、振興、また、共感される再生のためのツールとして世界遺産の管理計画があり、1999 年 10 月に合意され、ブレナヴォン産業用地の推薦書の一部として UNESCO に提出された。この計画は、世界遺産登録地に関わるウェールズの 13 の自治体や機関からなる「ブレナヴォン・パートナーシップ」という影響力のある組織により運用されており、トルヴァエン・カウンティバラ議会の指揮のもとで活動している。

「パートナーシップの主な目的は、将来の世代が産業革命において南ウェールズが果たした役割を理解できるように、景観を保護・保全することである。また、ブレナヴォン産業用地のプレゼンテーションやプロモーションにより、文化観光を推進し、地域経済の再生を支援することを目指している。」

当初の世界遺産管理計画は、下記の点に関しての明確な目標を定めていた。

- ■管理。
- 文化財の保護と保全。
- 経済の衰退などの課題への対処。
- 開発計画の方針。
- 公共交通手段と楽しみ。
- 研究とモニタリング。

こうした目標のなかで約60のプロジェクトが認定された。2000年12月の世界遺産登録以来、これらすべてのプロジェクトとさらにいくつかのプロジェクトが実施されている。そのなかで最も代表的なものは、1789年頃のブレナヴォン製鉄所を対象に、主要箇所の補修や来訪者施設、解説機能を大幅に強化したことである。昨年、ビッグ・ピットでの本質的なそのままのかたちでの修理と更新がおこなわれた際は、国立石炭博物館などのウェールズの国立博物館と連携すること

により、16万人もの参加者が集まった。町のなかの古い住 宅や商業施設など500棟以上の建造物は丁寧に修理された。 なかでも、製鉄業経営者の姉妹であったサラ・ホプキンス が 1815 年に建てた旧セント・ピーターズ・スクールは、修 理後、英国で最初の世界遺産専門の拠点施設として活用され ている。また、ブレナヴォン・パートナーシップは、6月最 終週の土曜日を「世界遺産の日」とするなど、イベントの計 画にも着手している。これらのイベントは、サイトの有形・ 無形の価値であるコミュニティの関わり合いを持続させ、主 な産業遺産やブレナヴォンの町、その景観を盛り上げること を期待しておこなわれているものである。教育プログラムは UNESCO の方針に基づき、ビッグ・ピットや製鉄所、ブレナ ヴォン世界遺産センターなどで実施されている。残存してい る景観は、文化的特性および自然的特性を強化するために資 金を拠出し、インタープリテーションの向上に寄与する EU プロジェクト Boudless Parks (境界なき公園) の恩恵を受けた。 世界遺産管理計画は現在見直し中であり、かつての成功を頼 りにしながら、景観の価値の保護と表現の継続を確実にし、 地域の持続可能な未来に向かって進んでいくためにあらゆる 努力がおこなわれるだろう。そのひとつの特徴的な取組とし て Forgotten Landscape Project(忘れられた景観に関するプロジェクト)の設立が挙げられる。これは、英国国営宝くじ基金による支援のもと、このユニークな山頂景観の保護と効果的な利用管理におけるすべての利害関係者や利用者の参加を得て、今後4年間の文化的景観の包括的マネージメントを進めるためのプロジェクトである。

ブレナヴォン・バートナーシップは、世界遺産に関わるウェールズの13の地方自治体や政府機関からなる影響力のある組織である。トルヴァエン・カウンティバラ議会の指揮のもとで活動しており、ブレナヴォン・バートナーシップは、創造的で革新的な思考力、そして、プロジェクトの提案力と実行力がある。この組織の主要な実行機関は企画委員会で、前述のプロジェクトを実施するため年に4回の会議が開かれる。また、マーケティングや景観保護、中心市街地の管理といったいくつかの作業部会もある。

John Rodger (ブレナヴォンプロジェクトディレクター) www.world-heritage-blaenavon.org.uk



キーパーズ・ポンド(ブレナヴォン産業用地、英国) ©John Rodger



ビック・ピット(ブレナヴォン産業用地、英国) ©John Rodger

性が高い。

#### 管理の調整やガバナンス、実施機関を明確にすること

特に複数の所有者や複数の管轄区域に関わるような状況では、今後の景観のあり方に影響をおよぼすであろうガバナンスや意思決定機関を明確にすることは重要である。計画策定・実施における役割と責任を明らかにしておくことも欠かせない(詳細は 2.4.1 を参照)。

### 役割と責任を明確にし、管理チームのメンバーを特定する アと

プロセスを示すために管理チーム(あるいは計画策定チーム)を組織することは有益である。チームは主要な利害関係者の代表者を含み、多分野にわたる必要もある。そこには共同管理とパートナーシップを確実にするためにコミュニティの代表者も加えるべきである。さまざまな技術や意見をもった代表者が含まれる必要がある。管理チームの構成は西洋的な専門分野の枠組みにおける40以上の異なる学問分野を含むことになる可能性もある。すべての関連する情報が収集され、取組のすばらしい関係性が構築され、メンバー相互の貢献が検討されることを確実にするため、そうした特別な技術には多分野にわたるチームの構成や管理を決定する技術も必要である。もしこうしたプロセスに専門的なプランナーが参加するならば、管理チームやほかの重要な利害関係者の関係におけるプランナーの役割を明確にすることが重要である。

## 幅広い市民を動かすためコミュニケーション戦略を策定すること

計画策定プロセスを通じて幅広い市民を動かすため、コミュニケーション戦略が管理に関する計画策定プロセスの一部となることが必要である。この戦略は外部とのコミュニケーションから参加の機会や地域内の人びとや来訪者に情報提供をおこなう方法に至るまであらゆる面を含んでいる必要がある。情報提供の主要な対象者や提供手段を把握する調査はときに対象者設定計画とも呼ばれ、有益なものとなる可能性が高い。

メディアの報道や公開討論、専門家ミッションや学校の取組は情報を共有し、公的支援や合意を得る手段の一例である。

## 第2段階 文化的景観とその価値に関する理解:目録作成と分析

一連のプロセスにおけるこの段階では、景観とそれに影響している環境・歴史・社会・文化・経済の諸要因を描き出す。 景観における重要な価値を決定するためにこうしたデータの分析が必要がある。この段階の目標は、境界等が定められた 景観における顕著な普遍的価値を明確に特定した遺産の価値 に関する簡潔な言明が提示されることである。景観の分析や 調査において論理的で段階を踏んだアプローチをとることに より、管理のしっかりとした基盤ができ、それは保護の目標 を達成するのに不可欠でもある。

前述のように、こうしたプロセスは最大限の透明性とコミュニティメンバーの参加、さらにさまざまな分野の専門知識をもっておこなわれる必要がある。いったん調査が完了すると、場が有する遺産価値の重要性の言明は管理施策や優先順位を決める次の段階への指針となる。景観が世界遺産リストに記載されるときには、こうした段階の多くが完了しているだろう。登録後でも、このような段階を再検討すること、特に顕著な普遍的価値の管理にほかの景観価値を統合していくことは有益である。

#### 本段階では以下のことが重要である。

- 景観とその価値に関する分析データを集め、有形・無形 の景観の特徴を描き出すこと。
- 現在のサイトの状態と管理を記録すること。
- ■景観の境界を示し、地域の文脈との関係を把握すること。
- 比較分析を通して、顕著な普遍的価値やその他の重要な 地域を評価すること。
- ■真正性と完全性を調査すること。
- 顕著な普遍的価値の言明を作成すること。

#### 景観とその価値に関するデータを集め、分析すること

以上に示した項目は景観の顕著な普遍的価値に関する理解と記録を促すため、特に景観価値とその価値が顕在化する属性を把握するために作成された統合的な分析の順序である。個々におこなわれる分析のいずれかのみでは不十分である。したがって、景観の分析全体の一部分だけを示しがちな事例研究を検討する際には、分析の全体的な連続性を念頭に置くことが重要である。

この段階を通じて集められた情報は景観の重要性を調査する基板となり、最終的には管理の指針となる。こうしたサイトに特化して、文脈を踏まえた研究において適切な投資は重要である。しかし、地元の知識と専門知識の両方による関連する情報だけを集めることが重要である。こうすることによって、特に口頭伝承や口伝の行為が所有者や管理者の主要な情報源となっている文化的景観のオーラルヒストリーを含んでいくことが可能となる。そして、それは真正性と管理に対する適切な意思決定にとって必要なものとなる。ロシアのソロヴェツキー諸島やレバノンのカディーシャ渓谷の事例研究で示されたように、管理のアプローチは、世界遺産として登録された最初の価値だけではなく、文化的価値、自然的価値双方にわたるすべての景観価値を検討していくことが必要である。

ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群 (ロシア): すべての景観価値を顕在化させ、よりよい管理を達成する ための再推薦

#### 書書

1991年に、ロシア政府はソロヴェツキーの歴史・文化・自然群を世界遺産リストに記載するための推薦をおこなった。それはソロヴェツキー群島の6つの島から構成され、白海の西側部分、またアルハンゲリスクから290kmに位置し、579km²にわたって広がる。そして、多くの重要な歴史的、文化的表現(修道院群、宗教建築群、「水力発電や灌漑のための構造物」、石の迷宮や墓、20世紀の強制収容所)を、意図的に形成したり、あるいはいつの間にか形成された景観に結びつけ、統合された全体として世界遺産そのものや各構成要素を示そうとするものである。その推薦書は文化的景観のカテゴリーがまだできていない時期に作成された。

IUCN は登録を是認するのに十分な自然的価値を見出だせず、また ICOMOS も登録基準 (iv) のもとで、単に修道院建築のみの登録を提案した。

#### 論点

ロシア政府は諮問機関による分析結果と最終的な結論に満足しなかった。その主たる理由は、世界遺産登録時に残された文化と自然に関する価値が、サイトに利益をもたらすために模索しているような管理に対する統合的アプローチを地元政府機関が奨励していなかったためである。1998年には、自然と文化それぞれの専門家による国際的なミッションに対してサイトを再検討するように要請した。その結果、ミッションは、世界遺産の価値は再検討されるべきであり、サイトは文化的景観として世界遺産リストに推薦されるべきであると強く勧告した。つまり、ミッションは、「以下のような内容によって慎重で機敏な自然景観への介入に関する長期間にわたる重要な歴史が存在することを強調する必要性」を示した。つまり、「島の住民(400年以上にわたって展開してきた水路システム、海ダムの建物、ムクサルマの歩道、その他の場所)、伝統的な保護のための行為(群島で木を伐採しないための修

ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群(ロシア) ©Filin

道院の関与等)、1920年代の強制収容所のあいだに国内の最も著名な何人かの科学者によって動植物学の拠点が創設されたこと」である。

文化的景観としてのソロヴェツキーの再推薦から生じた結果は以下のようなものである。

- 文化と自然の価値に対する懸念を統合することによって、管理の枠組みを強化したこと。
- すべての時代を通じた人間の足跡に関する管理を一層強化したこと。
- 遺産範囲の中心部分だけではなく、全域に対する関心が 普及したこと。
- 景観構成要素(例えば水路や草地)の管理の改善などに対して、より多く関与をもたらしたこと。

効果的なサイト管理には群島内の主要な利害関係者と一緒に生み出せる仕組みが必要であった。つまり、主要な利害関係者とは、教会や修道院、地元政府、博物館保護区(国家機関に対応)、アルハンゲリスクにおける州政府、国立公園局、森林管理局、バイオステーション、修理に協力的であるパラータのような地元企業である。すべての機関・組織は、世界遺産の文化的景観の推薦が、管理計画実施に向けた討論会に関連する機関が一堂に集まるという協働的な管理の仕組みを推進するためのきっかけとなることを望んだ。

#### 対応

ロシア文化・自然遺産研究機関は、文化的景観の価値に基づく資産の再推薦に向けた取組を続けた。そして、環境省は自然的な遺産の価値を説明するための改訂された推薦書を準備した。これらの提案は、その後にロシアになったことで取り下げられたが、こうした分析は推薦された資産全体にわたる重要性を理解することために、すべての自然的、文化的価値を考慮する必要性を顕著に示している。この取組のなかで鍵となった専門的なアドバイザーや研究者は、その後もロシア国内でこのアプローチの普及を続けている。

Yuri Venedin 教授の論文 (*Linking Nature and Culture*、UNESCO、1998、pp.115 ~ 118) より引用

カディーシャ渓谷(聖なる森)と神のスギの森(ホルシュ・アルツ・エル・ラープ)(レバノン):文化的景観の推薦プロセス

カディーシャ渓谷は自然と人間の共同作品を代表してい る。何世紀にもわたって、僧侶や隠者はこの谷に隠遁生活を 構築するための適切な場所を発見してきた。それは、ロマン 派の隠遁主義の枢要に独特な証拠を提供する。その自然の洞 窟、丘の斜面に刻まれていて、ほとんど近づきがたくて、散 在して、ふぞろいで、味気ない洞窟は、熟考と苦行の生活に 欠かせない本質的な環境を提供する。このような方法で、こ の景観と隠者の精神的な要求のあいだに精神的な関係が築き 上げられた。隠者の住まい、あるいは、礼拝堂や修道院とし て配置された洞窟群には外壁とフレスコ画に覆われた内装が 施され、岩塊に刻まれた一群の階段、そして、段状に造成さ れた山腹は、これらの隠者たちが、カディーシャ渓谷を活用 するのに特に編み出した手法である。ここには山腹にある隠 者の住まいと修道院が最も濃く見られ、キリスト教のまさに 原点にまでさかのぼる。ここはまた、聖なる山に源流をなす、 聖なる川、カディーシャ (Nahr Qadisha) が流れるところで もある。

スギの森:ギルガメシュ叙事詩として知られている古代の文書、それは中央メソポタミアで発見されたものであるが、それは、この森を参照して、神聖な木であるレバノンスギを記述している。森には、樹齢 3,000 年の木、すなわち、聖書の時代の最後の目撃者がいる。それらは聖書に103 回言及され、預言者エゼキエルは、レバノンスギについて、「神は彼らを植え、そして、まさしく神ごそがレバノンスギに水をやるのだ」と言った。これらの巨大な樹木は、いまやエルサレムのツロとサロモンの王ヒラムとともにあり、人類の歴史の長い期間におよぶとともに、国際的に保護の価値がある。巡礼者は、17世紀以来、世界各地からこごにやってきて、この森を崇めてきた。それは、その立地からも、その植生からも、独特の美しさを有している。レバノンスギは、レバノンの人びと自らの土地や国に対する献身そのものの象徴であり、国旗の徽章に採用されたほどである。

#### サイトの推薦プロセス

このサイトが最初に自然遺産として推薦されたとき、1993年の世界遺産委員会ビューロー会合において、レバノンスギの神聖性が重要だと認識された。しかし、推薦された範囲がその完全性を保持するには小さすぎたため、ビューロー会合は世界遺産のうち自然遺産の基準を満たしていないと判断した。一方で、ビューロー会合は、レバノン政府に対し、レバノンスギをカディーシャ渓谷も考慮に入れた文化的景観のなかに組み入れるかたちで、将来推薦できるか否かについて検討するように勧告した。

文化的景観として範囲を広げた推薦は、1998年のビューロー会合において審議され、カディーシャ渓谷とレバノン山西麓に生き残ってきたスギの森は、顕著な普遍的価値を有す



カディーシャ渓谷と(聖なる森)と神のスギの森(ホルシュ・アルツ・ エル・ラープ)(レバノン) ©UNESCO / Anna Sidorenko

る文化的景観をなしているとされた。しかしながら、サイトを管理し、保全するための計画が立てられていなかった。ビューロー会合は、カディーシャ渓谷にある隠者の遺跡と記念物、そして、レバノンスギの森の総合的な管理と保全に関する計画の提示を待って、この推薦をさらに検討することを決定した。また、その計画には、異なる所有者と機関の活動を調整する協議会の設置および効果的な緩衝地帯の設定を含むものとされた。ビューロー会合からの要求に応えて、2ヶ月のうちに管理計画が作成され、UNESCO、ICOMOS、IUCNに提示された。そして、緩衝地帯の境界を明確にされたのちに、サイトは世界遺産委員会において登録されたのである。

2003年6月、世界遺産センターは、保全状態を評価するために、サイトの現地調査を実施した。この現地調査の結果、世界遺産リストに記載された時点で提示された管理計画が機能していないと結論づけられた。谷の端に発達した村は、サイトの視覚的完全性に負の影響を与えていた。すなわち、適切な廃水処理システムがなく、いくつかの事案では、不安定な土壌の上に構築物があったため、住民に対してもサイトに対しても深刻な脅威をなすものと判断されたのである。

レバノン政府は、カディーシャ渓谷(Ouadi Qadisha)の世界遺産を国立保護区に指定するのに相当する法的保護措置を担保すること、そして、適切な管理計画を樹立することの緊急の必要性を完全に認識するようになった。考古総局からの要請により、この地域の適切な土地利用を決定する観点から、サイトは都市計画総局によっておこなわれる調査の範囲に含まれることになった。権威ある専門家たちはまた、サイトが地域住民の福利のために持続可能な資源を構成していることを特に考慮して、管理計画の目的にサイト周辺の社会経済状況を統合する必要性を強調した。

今日における主要な問題のひとつは管理計画の実施と 改訂であり、すべての利害関係者と持続可能な発展の視 点を含むサイトの有効なメンテナンスである。ここでの 教訓は、管理計画の準備には時間を要すること、そして、 サイト管理におけるすべてのパートナーとの徹底した議 論であるといえる。

Mechtild Rössler · Anna Sidorenko

文化的景観に関する情報を収集し、分析するためのアプローチと研究方法には、サイトの枠組みを越えた複合的なものと、サイトに特化したものがあり、それゆえに詳細な指針についてはほかの参考文献等を用いることが望ましい(以下の各項目を参照)。以下の記述は一般的なアドバイスとしてなされるものだが、いくつかのステップが含まれる。

(1) 関連する特徴をもった景観と結びついている主要なテーマや重要な歴史的な時代を把握すること。詳細な歴史研究の目的は、ある時代、空間、機能のなかで景観構成要素がどのように相互に関係しているかの理解に役立つことである。歴史研究は、政治、経済、技術、社会、文化に関する取組やプロセスが、時間を越えて景観やその特徴とどのように関係するのか、誰が関係するのか、そして最も重要な景観を形成する出来事は何かといったことについて明らかにすることに役立つ。例えば、集落の空間分布、植生、輸送システムの様態や種類、建物材料や建築技術の種類、移住者の社会的背景、通時的な景観の利用、おこなわれてきた活動に関するその他の情報の起源や現在の景観のなかに確認できる要素について、研究は手がかりをもたらしてくれる。

景観の遺産としての価値全体を顕在化させるなかで重要な 景観の特徴には以下のようなことがある。

- 土地の様式。(森林、草原、水、地形、建築要素、その 他の大景観の構成要素の全体的な配置および関係性。)
- 土地の形態。(自然の丘、谷、斜面、平野、さらには稜線や崖線、海岸線、むき出しの岩層のような地形、その他の地形的特徴。さらには、段々畑や築堤のように、人が巧みに手を加えることによって改変された平坦地。)
- 空間構成。(景観構成要素、その相互関係、景観全体の 関係性という3つの重要性の整理。)
- 植生、天然資源、生態系。(高木、中低木、草本類、イネ科植物、つる植物、その他の生きている植物。森林、草原、耕作地や休耕地。外来樹木の街路や標本木のような個々に重要な植物。野生動物のような天然資源。遺産としての価値をもった生態系。)

多くの景観は、場に関する伝統的な儀礼や話、口頭伝承のように、こうした特徴や要素との無形の結びつきももっており、目録作成プロセスの一部としてこうした関連する価値を把握することは重要である。

景観構成要素を特定するシステムは分析、評価、管理に役立つ。要素の種類や景観の特徴のすべてについてではないものの、一部はそれぞれの状況にあてはまるだろう。自らの対象とする景観や進めているプロジェクト、研究している場所やスケールにおいて特に必要なことに合致するよう工夫することも必要である。リドー運河の事例研究では景観の分析を示した。

(2) 景観の特徴のあいだにある空間の文脈や関係性の検討: 広範な文化的景観の構成要素に関する特徴の検討

例えば、城や庭園をともなったレドニツェ - ヴァルティツェ の設計された景観に関する事例研究において、あずまやと尖塔、見晴らし台、円形建築は建築年代や様式に応じて個々に修理基準をもっているが、それらはロマネスク時代に人がつくった景観の重要な要素でもある。外来の植物や湖、中島を





リドー運河 (カナダ) ©Herb Stovel

#### リドー運河 (カナダ): 文化的景観アセスメント

リドー運河、その並外れた文化的景観は、カナダの首都オタワから、アメリカとの国境付近のキングストンまで 202km におよぶもので、カナダがまだ大英帝国の植民地だった 1826 年から 1832 年のあいだに建設された。それは、アメリカ先住民の侵略から植民地を守るための防衛計画の一環として、そして、偉大な商業航路として考案された。それは、蒸気動力漁船のために特別に設計された最初の運河のひとつでもあった。運河の建設は、19世紀を通じて居住区画パターンに大きな影響があった。運河によってもたらされた自然環境の変化には、地域全体に広がる湿地を改造し、流域を転換したという点で、重要であった。

#### 論点

パークスカナダはリドー運河近隣にある文化的景観のさまざまな要素に関する調査を委託された。それは、資産の所有者や政策立案者がはっきりと理解し、意思決定が可能となる方法でリドー運河の文化的景観としての質を把握し、表現することであった。

#### 対応

景観に対して特徴ある具体的な変化を明確に把握するために、14 の発展段階または歴史的重層性が定められた。各階層は、時代、内在するプロセス、そして、その後に起こる景観への影響によって線引きされた。すべての階層を検討することによって、どのような重要な痕跡が現在の景観に残されているのかを評価することが可能となった。歴史のなかで認識可能な重要な変化の契機は、現在も存在する文化的景観の重要な属性を、首尾一貫して、矛盾のないかたちで把握するための参照すべき枠組みを提供してくれる。これは、方法論的に重要である。なぜならば、それは、認識された重要な変化の契機と関連した歴史学的分析とともに実施されるフィールドワークの決定的な重要性を示唆しているからである。

その後、いくつもの協議プロセスを経て、リドー運河はカナダ政府によって世界遺産に推薦され、2007年に世界遺産 委員会で登録された。現在パークスカナダが主導している「リドー回廊地帯景観戦略」は、回廊地帯の土地所有者と利害関係者の協調を改善することを目的として、先行研究で実施された方法論と分析に基づいている。

Meryl Oliver · Herb Stovel

The Cultural Landscape of the Rideau Canal Corridor(1998年3月)は、Herb Stovel(チームリーダー兼編者)、Nick Adams、Barbara Humphreys、David Jacques、Jim Mountain、Meryl Oliver、Rob Snetzinger による学際的なチームによって完成した。

契機	時期	プロセス	有形の痕跡
自然遷移と 先住民の生活	後氷期	土壌と植生、狩猟、鳥 獣を捕獲する罠の発展	農業土壌、自然植生、定住跡
集落の計画	1783年 ~1815年	インディアンの土地の 売買、土地調査、 初期の集落	区画パターン、掘立小屋、丸太づくりの家、 道、製材工場
初期の集落	1815 年 ~ 1850 年代	森林の抜開、 小麦栽培と畜羊	丸太づくりの家、スギの丸太柵、石づくりの家、 採石場、橋梁、製粉・梳綿所
木材の需要	1810 年代 ~ 1870 年代	製材業	木材の伐採、丸太滑走路、春の洪水や夏の干ばつ (貯水池)、バイタウン(後のオタワ)の拡張
植民地の防衛	1812 年 ~ 1840 年代	軍隊と軍需品の輸送手段の発見	運河とダム、岩塊、採石場、小要塞、 労働者野営地 (考古学的遺跡のみ)、湿地
工業化	1850 年代 ~ 1920 年代	鉄道建設、機械化、 製造業	鉄道の路線と駅舎、シャトー・ローリエ・ホテル、 鉄道町の拡大、レンガエ場とレンガの家、工芸(鍛 冶など)の衰退、農村の過疎化、産業化(鋳物、 織物など)
市場の変化: 小麦からチーズへ	1860 年代 ~ 1880 年代	混合酪農と チーズ生産への転換	スギ丸太柵の増加、納屋、見本市会場、キャトル 城(牛城)、チーズ工場、バター撹乳器用樽製造、 皮鞣し工場
野外における レクリエーション の隆盛	1883 年 ~現在	運河での レクリエーション	蒸気船、釣り、娯楽船、ボート建築、キャンプ、 コテージ、ホテル、艇庫、マリーナ、水質汚染、 雑草、藻類
首都建設	1899 年 ~現在	首都の建設	公園・公園道路、実験農場
近代的生活のための社会基盤整備	1920 年代 ~現在	高速道路、電力生産、 流通、空港	新たに改良された高速道路、橋、標識、発電所、 送電線、ガソリンスタンド、モーテル、空港
余暇時間の増大	1950 年代 ~現在	さまざまな娯楽のため の再利用または再設計	ゴルフコース、乗馬、ペイントボールゲーム、 ピクニックエリア、キャンプ場
酪農の近代化	1960 年代 ~ 1980 年代	貯蔵牧草の生産、 伝統的農業への経済的 ストレス	農地の集約および放棄、サイロ塔、新型の納屋、 土地利用の変化、チーズ工場閉鎖、森林再生、 野生生物群の回復
農村地域への移住志向	1960 年代 ~現在	都市への通勤、退職者 住宅、「情報ハイウェ イ」の取組	農村細分化の進行、年間を通じて使うコテージの 改造、芝生、トレーラーパーク、兼業農家、 若年成人人口の増加
環境保全の志向	1970 年代 ~現在	歴史的建造物の指定、 ゾーニング、修理	野生生物の保護区域、森林再生、持続可能な利用、 艇庫の設置制限、歴史的建造物の再利用

レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観(チェコ): 文化的景観の文化の価値および自然の価値の評価と管 理調整の重要性

#### 背景

レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観は、1996年に文化遺産の登録基準 (i) (ii) (iv) のもとで世界遺産に登録された。当該地域は啓蒙主義の時代およびその後にわたってひとつの氏族の庇護のもとに進化してきたという点で設計された景観の傑出した事例といえる。それは、先祖代々の文化的なモニュメントと在来風でもあり異国風でもある自然の諸要素とを、調和させてまとめることに成功している。登録基準 (i) の適用はその複合体が「人間の創造性の顕著な事例」であるためである。

このサイトは、この地を統治したリヒテンシュタイン 侯爵家によって、特に 17 世紀から 20 世紀にかけて完全 に変貌を遂げた。リヒテンシュタイン侯爵家は、南部モ ラヴィアとニーダーエスターライヒに所在する近隣の農 園を印象的な文化的景観に転換したのである。つまり、 バロック建築(主として、ヨハン・ベルンハルト・フィッ シャー・フォン・エルラッハとドメニコ・マルティネリの 作品) やレドニツェとヴァルチツェに所在する城の古典 的かつネオ・ゴシック的なスタイルの城について、修景 に関する英国ロマン主義の原則にしたがって形成された 田園風景と結びつけたのである。近傍に大庭園を擁する レドニツェとヴァルチツェの城は、19世紀初頭から農業 景観のなかに点在するロマン主義の建物群で囲まれた地 域の中心にある。ちなみに、こうしたロマン主義の建物 は英国風景式庭園において装飾を目的として城や寺院を 模した模造建築 (folly) であった。185km² におよぶその 地域は、ヨーロッパ最大の人工景観のひとつであり、19 世紀以来、ヨーロッパの庭園として知られてきた。

レドニツェ - ヴァルティツェの景観の最も低い部分には、大規模な氾濫原森林や沖積草原、湿原をともなうジェ川の氾濫原がある。ヴァルティツェの町を取り巻く周囲の景観は、マツやカシの森に被われており、緩やかに起伏している丘陵地へと変わる。

林業は別として、農業はこの地域の主たる土地利用法 であり、それは広大な耕作地、伝統的なブドウ畑、果樹園、 そして牧草地を展開した。この地域における生物種の豊 かな多様性は、パンノニアとヨーロッパ大陸の生物地理 区の境界にとても近接している状況からもたらされる多 様な自然環境の結果ともいえるものである。南モラヴィ ア生物圏保存地域(UNESCO 人間と生物圏 (MAB) 計画に よって、2004年に設定)、2つのラムサール条約登録地、 ヨーロッパのネットワークとしての Natura 2000 サイト (2つの鳥類生息地と9つの保全特別地域)、そして、天 然貯水池モラヴィア川第四紀保存地域、そうした指定が その自然の価値を認めている。ジエ川自然公園も、法律 No.114/1992 Coll. にしたがって設定されたその他多くの 特別な保護地域とともに、レドニツェ - ヴァルティツェ の文化的景観に含まれる氾濫原田園地域の景観的特質を 保全することをうたっている。レドニツェ - ヴァルティ ツェ地域の遺産区域の文化の価値は、州の記念工作物の 保護と保全に関する法律 No.20/1987 Coll. によって保護



レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観(チェコ) ©Ing. Ladislav Rygl

されている。レドニツェおよびヴァルティツェの城は国家文 化遺産になっており、ヴァルティツェの歴史地区は町並み遺 産区域に指定されている。また、ブジェツラフの町に近在す るポハンスコの考古学的遺跡は遺産保護地域となっている。

さらに、このサイトは、現代遺伝学の創始者、ヨハン・グレゴール・メンデルの実験場所のひとつでもあった。植物と遺伝物質の選抜を主な活動とする歴史的な研究センターであるメンデレウムは、(メンデル農林大学の学部として、ブルノに 1912 年設立)、今日のレドニツェにおける園芸学部に含まれている。園芸学部は、国立記念工作物保存機関との緊密な協働のもとに、教育場所や研究対象として、レドニツェ・ヴァルティツェの文化的景観内に位置する公園や景観を活用している。

#### 論点

管理の目的は、文化の価値の保護であり、その価値には記念工作物および設計された文化的景観の価値(オリジナルの眺望の再生、人工景観の構造と特質の保全など)とともに、自然の価値(人工の湿地など)を含むものである。

レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観は非常に古い文化的景観の一部であり、何千年にもわたる人間生活および人間による改変と非常に密接に結びついている。このすべての特徴を維持する主な目的は、人間活動とセッティング(背景となる環境)とのあいだの調和を定義し、それを保持することである。文化遺産および自然遺産の保護では、時として矛盾する複数の目標の合意を形成する必要がある。文化的景観および公園の設計された特徴を再現したり、復元したりすることは、保護種(水鳥、ビーバー、オオチャイロハナなど)の生息地を脅かしかねないのである。

町や小規模な村にも多くの利害関係者がいる。「チェコ共和国の森」という国営企業は、世界遺産登録範囲のほとんどすべての森林(47.4km²)を管理している。農業(畑作、園芸、ブドウ栽培)、林業および養魚業は、この地域において、伝統的であり、かつ、最も重要な土地利用の慣行である。サイトは、3つの市の土地台帳に記載されており、ほかのいくつかの市の土地台帳に小規模な範囲が含まれている。

レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観のために環境省所管で設置された運営組織は、このサイトでの意思決定プロセスを調整する。この組織には、文化省、地域開発省、南モラヴィア州当局、レドニツェ - ヴァルティツェ地域各市のボランティア協会、国立記念工作物保存機関、チェコ環境・景観保全庁、そして、「チェコ共和国の森」や「モラヴァ河川流域管理」などの国営企業等が含まれる。

#### 対応

サイトの管理計画(南モラヴィア州の予算による)は 2007年に策定された。資産保全のための管理計画の主な 目的のひとつは、地域の利害関係者や機関のあいだにあ る複数の利益の調和を確立することであり、特に、自然 の価値の保全に焦点を当てたなかで文化の価値を保護す ることを目的に、景観を活用することであった。

レドニツェ養魚池国立自然保護区の具体的な管理計画は、自然の価値、特にサイトにおける湿地としての価値の保全のために実施されており、ラムサール条約に準拠したものとなっている。この地域において法律No.114/1992 Coll. で設定されているそれぞれの自然保護区には、個別の管理計画がある。

森林管理計画は、2009年に準備されている。市および 地元の計画は、世界遺産登録地域の町や市当局で実施さ れている。

「ヴァルティツェ城とその周辺のための保全の経済強化計画」は、1993年から1994年にかけて国際専門家とワールド・モニュメント財団の支援のもとに策定された。ワールド・モニュメント財団は、この地域の法的保護と国際的な認識を高めるため推薦書作成のための資金も提供した。

2007年5月に、レドニツェ-ヴァルティツェの文化的景観の世界遺産登録10周年記念の一環としてワークショップが開催された。チェコにおける最高レベルの造園家が参加し、このサイトの設計された景観をどのように維持し、そして、修復しうるかが議論された。また、2007年12月には世界遺産の管理計画に関連するもうひとつのワークショップが開催された。

Mechtild Rössler · Eva Horsáková

もつ池、小川、草原などをともなう広域的な景観も、建物や構造物も、それのみでは理解できない。つまり、それらはどれも文化的景観に統合される要素であり、景観の真正性や完全性を維持するためにまとめて保全・管理がなされる必要がある。自然的要素、文化的要素の一部が失われると、ほかの部分の重要性までがなくなってしまう。さらに、現実に全体が失われればサイトそのものが失われてしまう。

(3) 野外調査に基づく位置、所見、状態、脅威を記載する地図や調査記録などに**景観やその特徴を記すこと** 

現状の記録と同様に、空中写真や衛星写真も、過去の利用 パターンを明らかにするのに役立つ。こうした記録(文化的 に配慮されたもの)によって、管理の意思決定に使用する恒 常的な記録が作成され、それが将来参照するための基礎資料 となる。所有者や伝統的な土地管理者、慣習上の権利をもっ た子孫、借地人、政府機関、その他のサイト関係者はみな記 録作成の取組をおこなっていく必要がある。

作成された記録は地理情報システム(GIS)を用いることによって保管が可能である。地理情報システムは、以下の事例研究が示すように、管理や計画策定、さらには計画実施状況のモニタリングに必要なデータの取得・保存・加工・表示をおこなう有益なツールである。世界遺産センターは、同一の GIS を作成できるように電子媒体での推薦書を求め、定期報告に際して役立つことを目指している。無形の価値は年長者や文化的景観の管理者からのインタビューによって記録することが可能である。

また、管理を実施するなかで、定期的にサイトの価値を再調査することが重要である。文化的景観の登録基準が世界遺産リスト記載のために認められる以前に推薦された資産が、文化的景観に関連する世界遺産の価値だけを認められて登録された事例もある。こうした事例では、締約国は文化的景観として資産を推薦し、その再登録がより包括的な管理の指針として全面的な価値を把握することにつながる。

#### 現在のサイトの状態と管理について記録する

現在の景観の状態、特に重要な個々の重要な特徴の状態を決定することは進捗する管理や適切な管理戦略の選択にとって重要なことである。現状の記録によって、通時的な変化をモニタリングする基礎となる。状態報告を参照することにより、現在および過去の管理者がどれほどの変化が生じていて、サイトにおいて選択された管理の目的に適っているかどうかを決めることが可能になる。

期間を決めて実施される計画に言及しながら、状態についての詳細な情報が示される必要がある。例えば、継続的に写真を定点撮影することで、景観の変化の程度を通時的に参照することができる意義のある手法である。状態についての一般的な表現は「たいへん不十分」「不十分」「順調」「良好」「とても良好」のようなものがあり、その傾向は「悪化している」、「変わらず」、「改善している」のいずれかとして示される。

文化の状態についても、景観との文化的な結びつきをもっ

た地元の人びとと結びつく指標を用いて示され、モニタリングされる。例えば、チャコ峡谷(世界遺産チャコ文化)においては、文化の指標は地元に生活していない関連する部族の高齢者の年間の訪問回数である。他方で、世界の大部分では、文化的価値に関する物理的な環境指標が伝統薬に使われる植物種の存在と利用である。特定の時代における景観の現在の状態を示す指標を用いるのと同様に、定期報告にも指標は不可欠なツールである(この点については後述の第7段階における詳細な議論参照)。

個々の特徴の重要性は景観のスケールと遺産の価値における特徴の重要性次第である。システムズアプローチは大景観の管理や真正性・完全性の管理において特に重要である。多くの個々の特徴は景観を取り巻くシステム全体に比べたらほとんど重要ではない。文化的景観の重要な要素である生態系や天然資源の状態についても同様に示される必要がある。

#### 景観の境界を定め、地域の文脈とのつながりを特定する

文化的景観の境界を定めることは世界遺産の推薦プロセスの一部である。まず、適切な境界を特定するために広域の調査地域を定める必要がある。研究やフィールド調査に基づく景観の歴史的関係や文化的関係、構造的関係は適切な境界を決定するために用いることが可能である。景観価値と結びついた重要な景観の特徴を含めて、景観の属性が特定される必要がある。こうしたデータは景観単位を特定すべきである。景観単位とは、明確な境界(視覚的な境界、水路など)のほか、自然的な特徴、人間の歴史、現在の行為に関する共通性、例えば、島、谷、歴史的領域、ワイン生産地域の原産地名称保護制度の境界などによって決定される理にかなった全体構成のことである。景観単位が特定される場合、完全性を保存するために全体としての保護や管理がおこなわれる必要がある。

関連する文化的景観の境界は文化的に適切である必要があり、景観との関係性をもった文化的集団と合わせて定められることが必要である。こうした場合には、定める境界は、可能であれば、地元コミュニティやその他の重要な利害関係者によって伝統的に認識されている境界にしたがうべきである。

ある景観では重要な眺望に関して分析することが大切である。また、ある事例では、文化的景観から周辺地域までの眺望を保護することが重要である。さらに、ほかの事例では文化的景観自体が景観の外側の地点からの眺望にとって重要な要素である。例えば、ウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア)において平坦な砂漠景観にそびえる底盤やハルシュタット - ダッハシュタイン・ザルツカンマーグートの文化的景観(オーストリア)において湖岸にへばりつくように湖の背後に見える山脈などがあてはまる。こうした場合、それぞれの地域は、世界遺産そのものの価値と調和しない活動や開発から視覚的な環境を保護するために、境界のなかに含まれたり緩衝地帯となったりする。

サイトにおける実践的な管理の検討は境界の選択とも関係してくる。境界の選択には、例えば、容易に設定できたり、 火災に対する管理が必要である境界を選択することがある。 あるいは、既存の行政界や管理境界(市域や国立公園の範囲 など)を用いることがある。後者については、刊行された地 図を通じてよく知られており、資産の端にある小さな地区で 関連する管轄との無駄な重なりが生じることを避けることに もつながる。このことは特に緩衝地帯においてあてはまるが、 自然の境界が緩やかであったり、明確な境界が行政界と近接 している核心地帯でもあてはまる。

文化的景観の完全性は、その境界や緩衝地帯と明確に関連している。境界を決定する際、大きな空間的文脈の関係性は重要である。例えば、文化的景観の機能的な完全性は分水嶺を含んでいる必要がある。調査次第では国境を越えた景観という結果になり、フランスとスペインにおけるピレネー山脈-ペルデュ山のように国をまたがるシリアルサイト、もしくは国境を越えた資産となる。

#### 顕著な普遍的価値の評価

世界遺産リストへの記載が適格な資産は作業指針第77段落に示される登録基準を1つ以上満たしている必要があり、合わせて第78段落~第95段落に示される完全性の条件や真正性の条件も満たしている必要がある(以下に示すさらなる検討を参照)。

「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代および将 来世代に共通した重要性をもつ」顕著な普遍的価値を資産が 有するかどうかを決定するために、同じテーマを示し、類似 する価値を有する資産間の**比較分析**をおこなうことは重要で ある(作業指針 2005、第49 段落)。リストそのものの作成 と世界遺産委員会の「世界遺産リストにおける不均衡の是正 および代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテ ジー」(1994)は、テーマ別研究と同様に、グローバルスケー ルでの文化的な場に関する比較調査に貢献しうる。文化的景 観に関する地域研究も役立つ。文化的景観と関連する体系的 な比較分析は、同じテーマで示されるほかのサイトに関する 文献調査も含めて、一部ですでに完了している。例えば、農 業は集合体の一部として部分的に示される。つまり、ブドウ 栽培(フランスのサン・テミリオン地域やポルトガル、ア ゾレス諸島のピーコ島のブドウ園文化の景観)、タバコ栽培 (キューバのビニャーレス渓谷)、コーヒー栽培(キューバ南 東部のコーヒー農園発祥地の景観)、フィリピン・コルディ リェーラの棚田景観におけるコメ生産である。加えて、牧畜 は、ハンガリーのホルトバージ国立公園 - プッツァやピレネー 山脈 - ペルデュ山の季節移動 (フランス・スペイン)、ナイジェ リアのスクルの文化的景観のものなどで示される。ほかの多 くの集合体は、穀物成長や酪農業、園芸、オアシスシステム、 プランテーションシステムを含めてまだ十分に示されていな

#### 参考文献等

UNESCO 2005. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. 定期的な更新については以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/guidelines/ ブドウ畑の文化的景観に関する専門家会合 (2001 年、ハ

フドワ畑の文化的景観に関する専門家会台 (2001 年、ハンガリー・トカイ)参照。



ギャヴァルニー圏谷 (フランス) ©UNESCO ©Junaid Sorosh-Wali

#### ビレネー山脈 - ベルデュ山(フランス/スペイン): 国境を越えた協力に関する事例研究

#### 背景

ベルデュ山の世界遺産は2つの広大な国立公園内に所在し、各国立公園はピレネー山脈の中心を通るフランス・スペインのあいだの国境線に隣接している。唯一の村落であるヒースは、北側にあるピレネー国立公園内にある。19世紀前半に起こったヨーロッパのロマン主義運動のなかでしばらくのあいだガヴァル二地域は重要な観光地のひとつとなり、現在でもスキーヤーをひきつけている。しかし、オルデサ・モンテ・ペルディド国立公園内やその周辺にあたる南側は、農村の放棄が進んでいる。現代化もほとんどしていない。全体の眺望はベルデュ山そのものと壮大な山岳景観の連なりによって構成されている。

両国立公園は環境や地形の違いが大きい。つまり、北側のビレネー国立公園では、北向きの急斜面、多雨、冬の数ヶ月にわたる降雪が、スキーによる観光産業のほか、高地では広範囲にわたる夏季の牧草地をもたらしている。他方、南側のオルデサ・モンテ・ペルディド国立公園は、南向きの長い斜面や開析や浸食がされた景観、数ヶ月にわたる干ばつ、多くの植生に恵まれた峡谷とまばらな植生の高地などによって形成されている。全体として、地質、標高、気候などの自然的な特徴は、大部分が森林限界にあり、広い草地が点在している標高 2,000m 以上の山岳景観に対して大きな影響をもっている。このことはフランス側よりも乾燥しているスペイン側ではなおさらである。

この多様性の源である家畜の季節移動 (lies et passeries) は、2つの地域を結びつける文化的な仕組みである。それらは、スペインの羊や牛に対して夏のあいだの牧草地を提供するフランスの草地という関係性によって結びつけられる。しかし、700 年前の記録にある行為はそうした国どおしの特徴がさかのぼる内容であった。つまり、フランス側の斜面の短く刈り込まれた草は天然に生えたものではないことを示しており、2つの国立公園と両国の国境線を越えた2ヶ所の生息地のあいだを結びつけるものである。だが、ここで牧畜生活をおこなう人びとにとって、国境はない。もちろんそこには世界遺産における文化的景観の立場を具体化するための環境的、法的、言語的、物質的な証左が存在しているものの、まさに本当の意味で、ペルデュ山は国境なきひとつの空間(文化的景観)として地元の人に理解されている。

#### 課題

この資産は当初自然遺産として推薦されたが、文化および 自然の価値をもつ複合遺産として、自然遺産のみならず文化 遺産の登録基準でも再評価された。異なる要素の集合体とし て資産を管理するのか、あるいは統合された全体として資産 を管理するのかという点で異なるため、このことは管理その ものに影響する。そしてこのことは、より質が高く、トレー 二ングされた人材を必要とする。世界遺産に対する管理計画 は、両国立公園でそれぞれ異なるものの相互に補完しており、 明らかに必要不可欠なものである。だが、それは登録時には 求められなかった。このことは、主として2つの国立公園局 がすでに協力のための「憲章」起草を交渉しており、共通の 目的や取組が認識されていたためである。世界遺産という直 接の目的のため、両国立公園は、異なる管理計画と憲章の両 方を簡単に策定できるいくつかの橋渡し的な言明や枠組みを 作成しており、またそのことによって世界遺産の管理計画作 成に関する合意がなされた。その後、管理計画の策定は実施 されたが、資産がいかに重要であるのか、また少なくとも世 界遺産としての文化的景観の管理に関する事項、あるいは登 録が世界遺産の管理計画の作成および承認に先立つのではな く、続くものとしてなされるべきであることを示す計画で、 公式に世界遺産センターに提出されたものはなかった。国境 を越えた連携強化の必要性やフランス側サイトの課題に対す る管理計画策定は世界遺産委員会で度々強調され、2007年 にはリアクティブ・モニタリング・ミッションが実施された。 このミッションでは、国境を越えた多くの綿密な取組が2つ の国立公園局間で実施されているが、特段の調整がなされて いないことが示された。管理委員会はフランス側には設立さ れているが、地元社会と国立公園のあいだで連携した取組の 戦略策定も十分ではない。管理の優先順位は、家畜の季節移 動や放牧に対する国境を越えた協力の存続に依拠した世界遺 産の文化的価値にしたがったものにもなっていない。

#### 結論

生活様式としての家畜の季節移動やプロセスを通じた自然と人間の地理的関係の重要性について、地元住民による理解が不足している。国境を越えた世界遺産推薦の潜在的な可能性を模索する地元の展開もない。国立公園と地元の市のあいだの連携したビジョンは管理の優先順位を設定するために不可欠である。登録に際して最も影響を与えるペルデュ山の世界遺産に関する地元組織は、近年以下のように述べている。つまり、「我々のパートナーがこれらのオープンスペースの歴史的な継続よりも短期的な継続に関心を払った」典型的な手法を通じて、土地で働く人びとと土地利用や景観と再び結びつきをもたせるために協働していくことへと将来的には集約されていくだろう。

こうした課題は、地元の土地所有者や労働者とともに、農村部の管理と関連する場所なら世界中のどこにおいてでも類似するものであるに違いない。一方で、家畜の季節移動は両方の国立公園局による支援を受けながら継続している。不足しているもの、現実の状況、理解されていることが何であっても、管理の重要な目的は、国境線の両側で歴史的に継承されてきた興味深い対象としてだけではなく、世界遺産の文化的景観の登録によって影響がおよぶ地域社会の生活様式の基本として持続可能な状況を維持していくことにある。

Peter Fowler (改訂: Katri Lisitzin)

引用文献: Tres Serols - Mont Perdu, Mémoire d'avenir, 2000. Mont Perdu World Heritage Association, Gedre Town Hall, F-65120 Gedre. 以下のウェブサイトから参照可能。

http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001264/126498e.pdf

Durighello, Regina, and Pierre-Marie Tricaud (eds.), 2004 (revised 2005), Étude thématique: Les Paysages culturels viticoles dans le cadre de la Convention du Patrimoine mondial de l'UNESCO, Paris, ICOMOS.

http://www.icomos.org/studies/viticoles.htm

"Weltkulturerbe. Einzigartig". In *Vinum. Europas Weinmagazin*. May 2008, pp. 60-67.

Rohde, Michael and Rainer Schomann (eds.), 2004. *Historic Gardens Today*, Edition Leipzig, Germany.

Patricia L. Parker and Thomas F. King, *National Register Bulletin 38: Guidelines for Evaluating and Documenting Traditional Cultural Properties*, Washington, DC, US Department of the Interior, National Park Service, 1990.

www.nps.gov/history/nr/publications/bulletins/nrb38

例えば、アルト・ドウロ・ワイン生産地域(ポルトガル) の比較分析では、それがワイン生産地域を構成し、コントロー ルする最初の組織モデルであったことがわかった。すべての 主要な山岳ワイン生産地域の比較によって、36,000haにおよ ぶ急勾配の傾斜地のワイン畑であるアルト・ドウロは最も広 大なものであり、歴史もあり、またそこで熟達してきたワイ ンという点で最も長い歴史と多様な生物種が存在する地域で ある。すでに世界遺産に登録されているほかのワイン生産地 域は、サン・テミリオン地域(フランス)やトカイワイン産 地の歴史的文化的景観 (ハンガリー)、ピーコ島のブドウ園 文化の景観 (ポルトガル)、ラヴォー地区の葡萄畑 (スイス) があり、一方で、ワイン畑に関しては、チンクエ・テッレ(イ タリア) やロワール渓谷 (フランス)、ライン渓谷中流上部 (ド イツ)、ヴァッハウ渓谷の文化的景観(オーストリア)が重 要な役割をもっている。農業景観として、アルト・ドウロでは、 穀物生産のために水資源が慎重にコントロールされている生 態学的状態をふんだんに活用するための独自のプロセスが示 されている。このことは世界遺産の文化的景観であるフィリ ピンの棚田に関する文化的景観との比較が可能である。

場は一度に複数の文化的価値を有する。場は、社会、科学、歴史、芸術面、あるいはそれらの結びつきを理由に重要性をもつ可能性が高い。そして、それは場の特徴に付随する歴史や関係性の特性に応じたものとなる。例えば、ハルシュタット・ダッハシュタインの文化的景観(オーストリア)は青銅器時代から今世紀までの塩採掘に関する遺跡を含み、それはオーストリアの詩や音楽を想起させる卓越したロマン主義時代の景観を連想させるものである。もし景観におけるすべての価値を保護していく必要があるならば、こうした複雑さについて分析段階で理解し、記録を作成していく必要がある。

場は重要とされる有形の遺構を含まなくてもよい。例えば、芸術、社会、宗教、象徴性に関する高い価値を有する場は、居住に関する視覚的な証拠をともなわないが、それでもなお、人間に引き起こす反応や人間と場との結びつきにとって重要であることがある。こうしたことはウルル-カタ・ジュタ(オーストラリア)、トンガリロ(ニュージーランド)、スクル(ナイジェリア)における景観の特徴と結びつく先住民に関する

事例である。カディーシャ渓谷(聖なる谷)と神のスギの森 (ホルシュ・アルツ・エル・ラーブ)(レバノン)の世界遺産 にある太古の昔に聖書において示されたヒマラヤスギは、世 界中で景観的な側面と同様に聖なるものとしても崇められて いる。こうした関連する価値は場の分析において検討される 必要がある。

景観と結びつく伝統的な人びとに関連する価値を記録す ることは、現在、アフリカ、オーストラリア、太平洋地域 においても理解されている。1993年に、トンガリロ国立公 園(ニュージーランド)は、「わずかであるかまたはほとん ど所在しない有形の文化的証拠の有無よりも、むしろ、自然 的要素との強力な宗教的関連や審美的関連あるいは文化的な 関連によって、その正当性を認められるものである」という 文化的景観を示す改訂された登録基準のもとで世界遺産に登 録された最初の資産である。公園の中心にある火山は、Ngati Tuwharetoa iwi(マオリ)の人びとの文化的アイデンティティ を示し、強化することにおいて、口頭伝承を通じた基盤的役 割を果たしている。つまり、マオリの人びととこの火山は普 遍的に結びついているのである。tupuna(先祖)を通じた永 続性という基本的な意味合いに基づいて、山頂への深い敬意 が示される。トンガリロの自然美はマオリ文化の精神的中心 であり歴史的中心でもある。この関連する価値は登録基準(vi) に合致するものである(登録基準一覧(附録1)参照)。

対照的に、カルヴァリア・ゼブジトフスカ(ボーランド)の文化的景観は登録基準 (ii) (iv) に基づいて、1999 年に世界遺産に登録された芸術性と精神的な質の高さをもった文化的景観である。その自然環境はキリストの情熱と聖母マリアの生涯に関係する崇拝をともなう一連の象徴的な場が17世紀初めに現在の姿に設計されたものであり、ほとんど変わらず、今日では巡礼が継続的におこなわれる場、つまり生きている精神的な場となっている。それは、サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路に沿った巡礼場についての西ヨーロッパの伝統のなかで聖ヤコブがモチーフになった貝殻のシンボルとして東ヨーロッパの伝統の原型となっている。

#### 参考文献等

UNESCO, 2005. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. 定期的な更新については以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/guidelines/

Linking Universal and Local Values: Managing a Sustainable Future for World Heritage. Conference, 22-24 May 2003. World Heritage papers 13, Paris, UNESCO World Heritage Centre.

Conserving Cultural and Biological Diversity: The Role of Sacred Natural Sites and Cultural Landscapes. Proceedings of the International Symposium, Tokyo, 30 May to 2 June 2005. Paris, UNESCO, 2006.

http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001478/147863e .pdf

Stephenson, Janet, 2008. "The Cultural Values Model: An integrated approach to values in landscapes", In: Landscape and Urban Planning, no. 84, pp 127-139. 本論文は「文化的価値モデル」の策定について検討している。同モデルは文化的景観のなかに表れる価値の

潜在的な幅や価値が互いに結びつく手法のことである。 IUCN, UNESCO, 2008. Sacred Natural Sites – Guidelines for Protected Area Managers, Gland (Switzerland), IUCN. 以下のウェブサイトから参照可能。

http://www.iucn.org/themes/wcpa/pubs/guidelines.htm 提示されたガイドラインは保護地域内、あるいはその 付近にある聖なる自然遺産の保護の改善に着目してい る。

#### 真正性と完全性に関する評価

第1章における真正性と完全性に関する節で示したように、世界遺産リストに記載するためには資産は完全性や真正性の条件を満たしている必要がある(作業指針2005、第75段落~第95段落および附属文書4参照)。

メキシコのエル・ビスカイノのクジラ保護区の事例研究は サイト保護の手段として完全性の調査の重要性を提示してい る。受容可能な変化の限度に関する技術は、長年、世界遺産 の文化的景観に関する真正性の条件や完全性の条件のモニタ リングに役立てるためにも使われてきた。

#### 顕著な普遍的価値の言明の作成

作業指針において、遺産価値の要旨は「顕著な普遍的価値の言明」として示される。それは、登録基準のもとで世界遺産リストへの記載に適った資産の顕著な普遍的価値に関する要約である。この言明は将来にわたる資産の保護・管理の基礎となり、世界遺産の評価プロセスにおいて重要な部分である。ICOMOS は毎年世界遺産委員会へ提出された文化的景観の推薦について、IUCN からの情報も踏まえて調査を審査する責任がある。

#### 参考文献等

UNESCO, 2005. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.

ポルトガルのアルト・ドウロにおいて、重要性の言明はアルト・ドウロにおいて 2,000 年以上にわたりワイン生産が続けられてきたこと、そして 18 世紀以降の主たる製品であるポートワインはその高い品質によって世界中にその名が通っていることが記されている。こうした長期にわたる伝統が顕著な美しさをもち、同時に技術、社会、経済の進化の反映でもある文化的景観を生み出してきた。

重要性の言明は以下の登録基準に合致することから地域の価値を示している。

登録基準(iii) アルト・ドウロ地域はおよそ 2,000 年にわたってワインをつくり続け、その景観は人間活動によって形成されてきた。

登録基準 (iv) アルト・ドウロの景観構成要素はワイン生産のための段々畑、キンタス (ワイン生産場群)、集落、教会、道路と活動の結びつきを全面的に代表するものである。

登録基準(v) アルト・ドウロの文化的景観は伝統的なヨーロッパワイン生産地域の顕著な例であり、通時的な人間活動の進化の反映である。

#### 参考文献等

以下の文献は歴史に関する国レベルのテーマを示している.

National Historic Sites of Canada System Plan, Parks Canada, 2001.

www.parkscanada.pch.gc.ca

Australian Historic Themes, a framework for use in heritage assessment and management, Australian Heritage Commission, 2001.

www.ahc.gov.au

アメリカでは、文化的景観を理解し、管理をおこなう ための多角的なツールとなる多くの刊行物が作成されている。例えば、以下のようなものである。

Preservation Brief 36: Protecting Cultural Landscapes: Planning, Treatment and Management of Historic Landscapes, by Charles A. Birnbaum. Washington, DC, US Department of the Interior, National Park Service, 1994. A Guide to Cultural Landscape Reports: Contents, Process, and Techniques, by Robert R, Page, Cathy A. Gilbert, and Susan A. Dolan, 1998.

ともに、文化的景観を分析・記録し、保護するための 指針を示している。

また、以下の文献は文化的景観に関する意思決定の指針を示しており、特に設計された歴史的景観に対して役立つ。

Charles A. Birnbaum and Christine Capella Peters (eds.), 1996. *The Secretary of the Interior's Standards with Guidelines for the Treatment of Cultural Landscapes,* Washington, DC, US Department of the Interior, National Park Service.

農村部のバナキュラーな景観に関しては以下の文献を 参照。

Linda Flint McClelland, J. Timothy Keller, Genevieve P. Keller, and Robert Z. Melnick, *National Register Bulletin 30: Guidelines for Evaluating and Documenting Rural Historic Landscapes,* Washington, DC, US Department of the Interior, National Park Service, 1990.

本書は把握し、記録された 11 の特徴を一覧にしている。 www.mps.gov/history/nr/publications/bulletins/nrb

設計された景観や庭園については以下の文献を参照。 Keller, J. Timothy and Genevieve Keller, National Register Bulletin 18:How to Evaluate and Nominate Designed Historic Landscape, 1987.

www.mps.gov/history/nr/publications/bulletins/nrb18

Lambert, David, Peter Goodchilde and Judith Roberts, 1995. *Researching a Garden's History: A Guide to Documentary and Published Sources*, Reigate, Landscape Design Trust, and York, University of York Institute of Advanced Architectural Studies.

Heritage Preservation Services ウェブサイト http://www2.cr.nps.gov.hli/

Bell, Simon.1993. *Elements of Visual Design in the Landscape*, London.

#### エル・ビスカイノのクジラ保護区 (メキシコ): 危機に瀕している景観の完全性

この地域は、もともと複合遺産として推薦されたが、結局は2つの異なる世界遺産として1993年に登録された。登録基準(x)で自然遺産として登録されたエル・ビスカイノのクジラ保護区と、登録基準(i)(iii)のもとに文化遺産として登録されたシエラ・デ・サン・フランシスコの岩絵群である。

世界遺産リストへの自然遺産の登録基準によると、推薦された資産は作業指針に示された完全性の条件を満たさなければならない。このことは、登録時において完全性の条件を満たしていることを意味し、また、サイトの保全を確実にするための長期的な維持を確保する必要性を意味する。さらに、それは、完全性の条件がサイト全体にわたって考慮されていることが必要で、特定の生物種や生物群との関係においてのみ考慮されているのでは十分ではない。完全性の条件は、これらの生息地に生きる生物種の保全を確保するための要求として、世界遺産に含まれる生息地の保全を確実にするものでなければならない。2005 年以来、完全性の条件は文化的景観を含む文化遺産にも適用されてきた。

エル・ピスカイノの世界遺産に対する 1999 年 8 月のリアクティブ・モニタリング・ミッションでは、現在のところ完全性の条件は満たされており、管理活動に関する登録時の勧告についても実施されていたことが確認された。この世界遺産は、概して広大な生息地としての特質と重要性を保持していたことから、1993 年に登録されたときの登録基準と完全性の条件を満たしていた。調査団は、世界最大級の製塩工場建設が議論されていたラグナ・サン・イグナチオについては、比較的原生状態を保っていると結論づけた。提供された情報からすると、こうした事業では、蒸散・結晶池の建設によって、ラグナ・サン・イグナチオの世界遺産範囲の広範囲が大きく



エル・ビスカイノのクジラ保護区(メキシコ) ©UNESCO 推薦書



エル・ビスカイノのクジラ保護区(メキシコ) ©UNESCO 推薦書

変容するといえる。調査団は、完全性の条件に適合するかど うかを疑問視し、このような事業による人間活動の直接的影響や資源利用、廃棄物処理、汚染その他の二次的影響につい て議論した。

メキシコ大統領は、サン・イグナチオで検討されていた製塩所の開発を凍結することを 2000 年 3 月 2 日に発表した。そのなかでは、景観の完全性の条件について明確に言及され、世界遺産をメキシコで最も広大な保護地域(エル・ビスカイノの UNESCO 生物圏保存地域)のひとつとすることが示された。それは、海域や砂漠の生態系を含み、可能な限りの高い保護措置を受けるべき固有種と独特な風光明媚を有する景観が含まれている。「国際的にも固有のサイトであり、それは生物の生息地であり自然美を有するためであるから、当然保存されるべき価値がある……我々メキシコ国民は、愛する国土の天然資源への感謝と尊敬、そして、それを思いやる新しい文化を生み出していくのです。」

大統領の決定を受けて、サイトの管理計画は国際的なミッションによって示されたすべての勧告に沿ったかたちで完成した。UNESCO生物圏保存地域(そして、世界文化遺産であり、世界自然遺産でもある)を含む管理計画はスペイン語と英語によって刊行され、インターネット上でも公開された(www.unesco.org/whc/sites)。このサイトにおける完全性の条件の保護は、世界遺産条約の歴史のなかでもサクセスストーリーのひとつであると同時に、文化的価値および自然的価値双方における完全性の条件の重要性を強調するものである。

Mechtild Rössler

#### ラヴォー地区の葡萄畑 (スイス): 世界遺産委員会で採択された顕著な普遍的価値の言明

ラヴォー地区の葡萄畑の景観は、以下の3つの登録基準に 合致した継続している文化的景観である。

- \*登録基準(iii): ラヴォー地区の葡萄畑の景観は、長年の 文化的伝統、特にその地域性についての継続と進化を示 す良好に保存された景観や建物を通じて、およそ1,000 年以上にわたる進化と発展を相当に視覚的な手法で示し ている。
- ■登録基準(iv):ラヴォー地区の葡萄畑の景観は、土地が 語るように、高価値のワイン生産をおこなう地域の奨励 やコントロール、保護の物語をとても活き活きと例証し ている。こうした地域は、ローザンヌや周辺地域一帯の 開発に大いに貢献し、地政文化的な地域の歴史に重要な 役割を果たしている。
- 登録基準 (v): ラヴォー地区の葡萄畑の景観は、場所に対応した生産方法を通じて数世紀にわたる人と環境の相互作用を示す顕著な例である。そして、できるだけ効率的に、地元経済にとって重要な高価値のワインを生産する地域資源を使用している。都市における居住区の急速な成長に直面するなかで生じる脆弱さは地元社会を強力に支援する保護手法へと向かわせている。

世界遺産に推薦された範囲は、ワイン生産プロセスに関す

るすべての要素と、少なくとも12世紀にはさかのぼる伝統的なワイン生産に関するエリアを含んでいる。段々畑は継続して使われ、よく維持されている。それらは現在の形態に至るまで数世紀以上にわたって進化してきた。そして、現在は、地元の伝統を尊重することで変化を和らげることが必要だという合意されている。

強力な保護は、ローザンヌの農村からその西側、また東 側のヴヴェイーモントルー集合都市にかけての地域にお いて、忍び寄ってくる都市化に対する反応のなかで進化し た。この保護は、連邦の空間計画法 (Loi sur l'aménagement du territoire、LAT)、LAT に基づく景観・天然記念物連邦目録 (Inventaire fédéral des paysages, sites et monuments naturels, IFP)、そのなかの設計されたサイトに関する連邦目録 (Inventaire fédéral des sites construits、ISOS)、州のラヴォー 保護計画 (Loi sur le plan de protection de Lavaux、LPPL)、州 の自然的記念物および遺跡目録 (Inventaire des monuments naturels et des sites、IMNS)、そして州の土地利用計画 (Plan général d'affectation、PGA) と建物規制 (RPGA) を通じておこ なわれる。緩衝地帯も設定されており、また、推薦範囲内の 集落や個々の建物、道路・歩道、葡萄畑の区画の保全状態は 良好である。資産の管理計画も承認されており、社会経済的 なデータの分析および研究、文化、経済、土地利用計画や観 光に関する一連の管理戦略が提示されている。



ラヴォー地区の葡萄畑(スイス) ©Céline Fuchs

#### キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観

このサイトは以下の登録基準に基づいて登録された。

- 登録基準 (iii): キューバ東部にある 19 世紀から 20 世紀 初頭にかけてのコーヒープランテーションに関する遺跡 であり、世界のほかの場所では失われてしまった痕跡であるとともに、未開の森林における農業開発の形態について独特で雄弁な例証である。
- 登録基準 (iv):19 世紀から 20 世紀初頭にかけて、キュー バ東部におけるコーヒー栽培は独特な文化的景観を創出 した。それは、この農業形態の開発における重要な段階 を示している。

#### エルチェの椰子園:アンダルスから受け継いだ文化的景観

このサイトは以下の登録基準に基づいて登録された。

- 登録基準 (ii): エルチェの椰子園は、ひとつの文化や大陸からほかの文化や大陸への、つまりこのケースでは、北アフリカからヨーロッパへという特徴的な景観転移に関しての顕著な例証である。
- 登録基準 (v): 椰子園は北アフリカの景観の典型的な特徴であり、イベリア半島をイスラムが占拠するあいだヨーロッパにもたらされ、現在まで継続している。現在まで機能している古代の灌漑システムは特に重要なものである。

Ministry of Environment and Energy, Danish Forest and Nature Agency, Denmark, 2001. *Identifying valuable cultural environments through planning*.

www.sns.dk.

#### 第3段階 共有する将来ビジョンの創出

この段階では、共有するビジョンを描くことで、文化的景 観の望ましい長期的なビジョンを描き出す。

景観の重要性を理解することは管理の基盤であり、またすべての重要な利害関係者の視点と景観価値を示す共有すべきビジョン(あるいはミッション)の言明を策定するための基礎ともなる。なぜその景観が重要であり、何がそうした景観を生み出しているのかについての共通理解がない限り、管理施策に関する合意を形成することはかなり難しい。

現実的な問題として、ビジョンは往々にしてたった一文で表現されるものの、将来の具体的な時点における文化的景観の望ましい状態、あるいは理想的な状態に関する簡潔な言明になりうる (ハドリアヌスの長城 (英国) /ローマ帝国の国境線 (2005年以降、ドイツとともに国境を越えた世界遺産として登録)参照)。ビジョンは長期的な観点で示されるべきであり、ある地域内で、管理計画は全体のビジョンに対して30年間のスパンで使われるべきである。管理計画は維持すべき景観の価値およびそれと結びつく有形的側面や無形的

#### アンブヒマンガの丘の王領地(マダガスカル)

このサイトは以下の登録基準に基づいて登録された。

- 登録基準 (iii): アンブヒマンガの丘の王領地は、15世紀から19世紀のあいだにオート テール マルガッシュを生み出した文明やそれと密接に関連する王や祖先に対する儀式という文化的伝統および精神的伝統に関する傑出した証明である。
- 登録基準 (iv): アンブヒマンガの丘の王領地は、16世紀から19世紀にかけてインド洋における島嶼の歴史の重要な局面を示す建築群 (La Rova)や関連する文化的景観 (木材や聖なる湖)の顕著な例である。
- 登録基準 (vi): アンブヒマンガの丘の王領地は、歴史的 な出来事 (マダガスカルの統一に関する歴史的な場所) と生きている慣習 (祖先崇拝) と結びつき、傑出した普 遍的価値を示している。

アンプヒマンガの丘の王領地(マダガスカル) ©Serge Ratsirahonana/ Programme du Patrimoine mondial de l'UNESCO à Madagascar



側面についても強調すべきである。このことが管理そのもの や管理計画の基盤となるため、共有すべきビジョンを得られ るような包括的で参加型のプロセスを生み出すことが重要で ある。

#### 参考文献等

Rössler, Mechtild, 2003. Enhancing global heritage conservation: links between the tangible and intangible. World Heritage Review, No. 32, pp. 64-67.

Thomas, Lee, and Julia Middleton, 2003. *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff, World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University, pp 33-34.

Papayannis, Thymio, 2008. Action for culture in

Mediterranean wetlands, Athens, Med-INA.

本書は、地中海沿岸の人びとと地元の湿原のつながりを記録し、湿原の管理において文化的価値を考慮する ことを検討したものである。

#### 第4段階 管理の目標を定め、最適な時期や取組の課題 を調査すること

この段階では以下のことが重要である。

- 共有したビジョンや管理の優先度に関連した管理の目標を定めること。
- 管理のビジョンや目標を実現するなかで直面する最適な 時期、取組の課題、各種の圧力や脅威について調査する こと。
- 必要に応じて、潜在的な懸念に対して受容可能な変化や その限界点を定義すること。

共有したビジョンや管理の優先度に関連した管理の目標を 定めること

目標は文化的景観の共有されるビジョンから導かれる。目標とは、管理が導き出そうとする状態を描き出す意思の言明である。それらは成果の検討によく言及される。

目標が定まるにつれて、議論のなかで、管理チーム内での、あるいはさまざまな利害関係者のなかでの対立がおこりうることを念頭においておく必要がある。したがって、この段階では、ファシリテーション技術やネゴシエーション技術など

ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国) / ローマ帝国 の国境線(2005 年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産として世界遺産リストに登録)

#### 管理ビジョン

- 保護および保存がなされ、また、適切に活用されている長城そのものやそれを取り巻く環境全体に関する概念・デザイン性・偉業性において、ローマ時代の国境システムが最もよく残っている事例として普遍的に認識されている世界遺産。
- 持続可能な方法について学び、持続可能な方法を楽しむことをすべての人が享受できる世界遺産そのものと周辺環境。
- ローカルアイデンティティや気付きの源泉であり、 持続可能な発展の模範である世界遺産。
- 現在のすべての管理および開発決定の基本的なツールとして、いかにして世界遺産が生み出され、展開し、そして現在使われているかについての理解と知識を深めること。

Hadrian's Wall World Heritage Site Management Plan 2002- 2007、p. 76

の協働的なリーダーシップが重要な役割を果たす。

#### 参考文献等

Thomas, Lee, and Julia Middleton, 2003. *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff, World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University, pp 34-36.

管理のビジョンと目標を実現するなかで直面する最適な時期、取組の課題、各種の圧力や脅威を調査すること

その他の計画や管理など、文化的景観の到達点や目標を調整するための潜在的な機会に常に留意することで、ほかの計画に働きかける方法を把握することを可能にし、ほかの取組の方向性にも直に影響しうる。

取組の課題としては、もし無秩序に進められた場合に、景観の価値や状態、特徴が年々低下していくプロセスについて言及される(例:チンクエ・テッレ(イタリア))。景観に対する取組の課題を把握し、記録することは、目に見えるかたちで、また透明性が高い方法で、資源とそれに関する価値の脆弱性を調査することでもある。このことは景観価値を保護するための適切な管理方法を把握する準備作業でもある。世界遺産推薦書には管理に影響する要因に関する分析を含んでいる。それゆえ、この作業は最適な時期と取組の課題の一部を把握するためのスタート地点である。

潜在的な懸念に対する受容可能な変化や限界点を定義する こと

文化的景観は本質的に動的なものであり、管理の到達点は変化を誘導することである。そのことを効果的に実現するため、景観資源と価値について提案された変更の影響を把握していく必要がある。ある変化のタイプは受容可能である一方で、別の変化のタイプはサイトの完全性を消滅させうる。その最適な事例はロワール渓谷のなかに原子力発電所を受け入れるという主張に見てとることができる。こうした問題に対する答えを得て、保護の目標に適った影響の度合いを決定するために用いられるさまざまなアプローチがある。そのひとつが「受容可能な変化の限界」である。これは資源が許容可能な度合いの変化点を把握し、資産のビジョンや目標を達成するためのものとして想定される。この技術を通じて、いつ管理の介入が必要かを調査するために「受容可能な最小の状態」とモニタリング状況を示した基準が用いられる(後述の第7段階におけるモニタリングに関する議論を参照)。

例えば、ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群 (英国) の事例が挙げられる。それは当初考古学的遺跡として登録されたものの、今日では化石景観として考えられうる ものである。その現状分析からは、管理施策において観光客 がもたらす圧力の程度が示されることが必要であることが明 らかにされた。この場合、穀物と同様に観光客を「生産する」 ことも持続可能な施策となるかもしれない。 南アフリカ国立公園局は管理の介入が必要とされる時期を 決定するために、「潜在的な懸念に対する限界点」を用いる。 「受容可能な変化の限界」と同様に、このシステムは最初に クルーガー国立公園内における河川システムの管理を示すた めに使われ、その後、公園内のすべての陸域生態系に広げら れ、管理計画に取り入れられた。

#### 参考文献等

Kerr, J. S., 2000. *The Conservation Plan*. Sydney, National Trust of New South Wales.

English Heritage, 1998. Conservation Plans in Action, proceedings of the Oxford Conference, 190 pp.

Thomas, Lee, and Julia Middleton, *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff, World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University, 2003, pp. 32-36, 36-

#### 38.

South African National Parks, Management Plan for Kruger National Park. Volume VII: An objective hierarchy for the management of Kruger National Park, 1997 以下のウェブサイトを参照。

www.parks-sa.co.za

# 第5段階 管理戦略に関する選択肢を把握し、合意を形成すること

この段階では以下のことが重要である。

- ●管理のビジョンに基づき、その目標を達成するためのさまざまな選択肢を調査し、把握すること。
- 必要とされる、より詳細で特化したほかの計画を把握すること(得られる資源と生じる制約の分析を含む)。
- 景観に影響するほかの管理、もしくは計画のプロセスを

#### チンクエ・テッレ (イタリア): 文化的景観に対する脅威

#### 背景

チンクエ・テッレとポルトヴェーネレのあいだに位置する リグーリア沿岸地域は景観や文化に高い価値をもつ文化的景 観である。小さな町の形態・配置と周辺景観の形成は傾斜地 の荒れた地形という不利な条件を克服して、過去 1,000 年以 上にわたって継続する人間の居住を生き生きと包み込んでい る。サイトは 1997 年に文化遺産の登録基準 (ii) (iv) (v) が 適用されて登録された。地中海の海岸線から立ち上がるよう に傾斜する段々畑の景観は第 2 次世界大戦後に深刻な被害を 受け、伝統的なシステムは崩壊した。人びとは移住し、土地 は放棄され、段々畑は維持のための人間活動が不足したため に失われていった。商業規模でのブドウ栽培は崩壊したため、 1980 年代にはブドウを輸入しなければならなくなった。

#### 課題

質の低下した土地は脅威が生じるプロセスの産物であり、 脅威は以下のようなかたちで把握された。

- 人口の高齢化や減少によって、土地の耕作が不可能もしくはそれが望まれなくなること。
- 失業
- ・インフラの衰退
- 環境意識の不足

- 耕作放棄
- 地すべり
- 火災

- 交通混雑
- 観光の増加
- 気候変動

#### 対応

段々畑の景観の再生は5つのコミュニティから起こってきた。アイデンティティの喪失に懸念をもった若者が地域の伝統的なワインを醸造し、販売するための協力体制をつくり、新たな意味が付与された景観を復活させた。このことは、以下の点で、全体を保存するための取組を複雑なものにした。

- 土壌と排水路による段々畑のゾーニング。
- 建物・家屋の更新を規定すること。
- 新たな土地を細分すること。
- トレッキングや教育を通じた段々畑の景観と観光客の関



チンクエ・テッレ(イタリア) ©UNESCO / F.Bandarin

わり。

耕作放棄された土地を購入し、外部資本がサイトの保存を進めること。

5,000 人の住民は公園局に対して世界遺産に登録された景観を守るよう求めた。年間 200 万人にのぼる観光客の 60% は海外からである。2001 年にチンクエ・テッレは「最も危機に瀕しているワールド・モニュメント・ウォッチ・リスト 100 選」に含まれた。景観とその世界遺産に登録された遺産価値の継承は持続的な経済の実現次第である。

世界遺産登録の影響により観光は発展したが、登録されたサイトの価値を維持ための統合的な管理戦略の必要性も強調した。新たな国立公園は保護および開発活動を開始、調整し、研究機関や同様のチャレンジに直面しているほかの景観とのあいだで広い国際交流を開始した。観光収入は地元社会と段々畑の維持に直接的な利益をもたらす。例えば、訪問客が購入する「チンクエ・テッレ・カード」は公園内で村々のあいだの電車移動を生み出し、その金銭的な利益は石垣の修復に使われる。観光客は主に地元の貸し別荘に宿泊する。地元の農産物市場はチンクエ・テッレに対する環境配慮と文化的アイデンティティを支援するとともに収益ももたらしている。

Jane Lennon (更新: Katri Lisitzin)



シュリー・シュル・ロワール(フランス) ©Mission Val de Loire

シュリー - シュル - ロワールとシャロンヌ間のロワール渓谷(フランス): 広域的な文化的景観の景観調査と管理

#### 背景

ロワール渓谷は人類の価値の交流、さらには 2,000 年以上にわたって人類と環境の相互作用を調和的に生み出すための 叡智の源泉ともなっている主要河川に沿った顕著な文化的景観である。景観と文化的モニュメントは、西ヨーロッパにおけるルネッサンス思想と啓蒙時代の傑出した意匠を示している。そして、2000 年に文化遺産の登録基準 (i) (ii) (iv) に基づいて世界遺産に登録された。

登録範囲はシュリー-シュル-ロワールとシャロンヌ間で あり、745km<sup>2</sup>におよぶ。また、緩衝地帯はその約半分の面 積である。世界遺産に登録された景観のなかに無数にある 個々の資産は所有が異なり、政府機関で受け継がれているも のから個人所有のものまである。川と岸辺は公有地である。 地区内に形成された多様な要素の保護は、長期にわたって程 度は異なるものの継続的に続けられてきている。複数の自然 の範囲は遺産保護に関する 1930 年法のもとで保護されてき た。多くのシャトーと歴史的建造物は長年、そのなかのいく つかは1世紀以上にわたって、歴史的モニュメントやサイト として保護されてきた。1962年法の制定にともない、多く の都市の中心部は保全地区 (secteurs sauvegardés) として保 護され、また、1983年法の公布により、いくつかの村にお いて建築的・都市的・景観的文化財保護区域 (ZPPAUP) が告 示された。これらの取組は保護プログラムによっておこなわ れてきた。

1994年、フランス政府は継承計画策定とロワール渓谷の 管理のための10年間のマスタープラン (Plan Loire Grandeur Nature) の実行を決めた。これは関連する組織・機構の密な 連携のもとで環境保護と経済開発の両方を包含するものであ る。その主な目的は以下のとおりである。

- 洪水からの住居の保護。
- 申下流のロワールにおける計画手法。
- 水の需要を充足し続けられる方法。
- 生態的多様性の修復。

1997年に、ほかの要素に加えて景観の項目が加えられ、個々

に保護される歴史的モニュメントの数が増加した。

ロワール渓谷は高い真正性をともなっている。その歴史的 な流れは明らかに現在の景観に反映されている。鉱物の広が り、空中における電線の集中、移動住居を含む質の低いいく つかの現代的な住居のような現代の阻害物もあるが、これら の阻害物の取り締まりも現在はマスタープランに含まれている。

2つの地域政府 (Centre と Pays-de-Loire) の管理実施委員会によって管理されている。

#### 論点

登録時に、継続している景観において現代的な要素の受容可能な程度について活発な議論があった。特に 60km にわたる河川堤防の強化や典型的な現代建築とみなされる原子力発電所を含む多くの産業開発が景観の範囲内に含まれることが可能かどうかなどである。推薦書は意味のあるアセスメントは歴史的な継続性の証拠となるとされ、歴史的継続性の3つの方法について示された。

- 1. 人間とサイトの現代的な関係性は伝統的な関係性と結びつきを有していること。
- 2. 伝統的な関係性から現代的な関係性へ革新的な進化がなければならない。
- 3. 現代的な関係性は伝統的関係性の重なりを消し去ってはいけない。

この枠組みのもとで原子力発電所の存在を検討した場合、原子力発電所は過去の河川利用、利用の革新的な進化、過去の利用からの積み重なりとの結びつきを示しているとフランス政府は結論づけた。そして、そのことによって原子力発電所が地域の象徴的価値のなかで合致しているということもわかった。歴史的なシャトーのように、原子力発電所も景観の力強い構造のイメージであり、例えば都市の空間的なまとまりとは異なり、独立したモニュメントとして伝統的な視線を広げることとなる。

#### 対応

ロワール渓谷の登録に関する議論を通して、ICOMOS は継続する文化的景観が時間を越えて進化することを、それが現代的な要素を含みうること、大規模な産業建築物を含むこと、必ずしも有形的で視覚的な環境とは調和しないことを受け入れた。他方で、IUCN(WCPA)は、世界遺産として範囲内に原子力発電所のような大規模な産業開発を適切に含むということを容認しなかった。このことは、「文化的景観の概念が切り取るはずの自然と文化のあいだの持続可能な相互作用の概念のまさに対照」であった。そして、発電所を含むサイトの登録は「ヨーロッパとほかの地域内の景観遺産の保護に対する深刻な問題がもたらされる可能性がある」と考えられた。

世界遺産に登録された景観の範囲からは原子力発電所は除 外された。しかし、すべての景観を管理するなかで新たな要 素が許容される程度については実行委員会で継続して検討し ていく必要がある。

Pierre-Marie Tricaud

把握すること。

管理のビジョンに基づき、その目標を達成するためのさま ざまな選択肢を調査し、把握すること

この段階は、管理の選択肢や政策、法的機関の把握を含む 管理戦略の特化した組み合わせを生み出すことを含んでいる (下図参照)。

必要とされるより詳細で特化したほかの計画を把握するこ と

多くの場合、管理計画の内容は管理戦略のなかに含まれるすべての取組を引き出せるほど仔細なものではない。したがって、インタープリテーション戦略、来訪者管理、持続可能な観光、修理修景、ビジネス計画のような、特定の領域をより詳細に示す関連計画を策定するのが通常である。

一例としてインタープリテーションをとりあげると、世界 遺産リストへの文化的景観の記載は傑出したサイトの重要性 を示す方法などへの関心の広がりをもたらし、ときにそれは 観光を発展させる目的ともなった。インタープリテーション は地域の価値と文化的景観としての世界遺産の価値の両方に 関連し、それが国際社会によって認識される顕著な普遍的価 値である。もしも効果的におこなわれるのであれば、それは 場の意味やそれと結びつく歴史や物語、自然と文化の関わり を明らかにすることによって、サイトの教育的役割を高める。 そして、多くの文化的景観において、不都合な影響を避ける ためにサイトへの来訪を管理する一方で、一般社会に対して 場の重要な価値を提示する方法を概括するためのインタープ リテーション計画を策定するのに役立つ。この計画は、歴史 的な意味を示すための素材構成の扱いやオリジナルの使い方 と矛盾しないかたちでの場の利用、導入的なインタープリ テーションのための道具の使用、もしくはガイドとして地元 の人が参加することのような多様なトピックや取組を包含す る。

管理戦略は以下のような検討をすべきである。

- 必要とされる技能・技術。
- 必要とされる資源と資金源。
- 取組のタイミングと順序。
- 取組で生じうる影響。
- 影響の管理計画。
- 継続中の修理修景に対する計画。
- 進行中の予算獲得と資金。
- 実行・モニタリング・評価のプロセス。
- 戦略の統合的な部分としての保護・管理施策の説明。

景観に影響するほかの管理、もしくは計画プロセスを把握 すること

効果的な保護と予防的管理をおこなうために、世界遺産の 文化的景観管理がほかの関連する計画・管理の仕事やプロセスと関連しながら進めることは重要である。文化的景観管理 の仕事は最適な機会や取組を生み出している当該地域における現在の経済的施策、社会的施策、文化的施策と開発計画について説明する必要がある。特に世界遺産の管理は土地利用に関する計画と管理のなかに統合され、輸送や電線のような新たなインフラ、新たな産業、新たな農業の取組や生産物、さらには経済に関する計画の検討や計画そのものを説明していく必要がある。それは人口統計上の変化などの傾向にも敏感でなければならない。最も重要なことは、景観の文化的な価値が、全体として、地域の持続可能な発展に利益をもたらしうる手法に代表される地域計画との関係を築いていく必要があるということである。

#### 参考文献等

Uluru - Kata Tjuta Board of Management and Parks Australia, 2002. *Uluru - Kata Tjuta National Park, Cultural Heritage Action Plan and Cultural Landscape Conservation Plan.* 



#### 第6段階 管理戦略の実行を調整すること

前節までに論じてきたように、さまざまな組織や土地所有者が文化的景観の管理に参加することは極めて自然なことであり、したがって、重要な利害関係者間の調整や協働、共同管理といったことに対する最適なアプローチを把握することは取組が効果をあげるうえで重要である。

#### 管理のコーディネート

保護戦略・計画・施策および取組の管理と実行についての適切なコミュニケーションのためには、いくつかの手段によって管理に関わる利害関係者間の調整を図っていくことが常に求められる(スウェーデンのラポニアン・エリアに関する事例参照)。それは景観とその構成要素の管理に影響をおよぼす決定に関わる政府の異なるレベルを調整していくためにも非常に重要である。国家レベルの委員会から地元の会議のそれぞれのレベルに応じて、この必要性に合致するために用いられるさまざまな作業モデルがある。よりよい管理サービス提供のための調整について主導的役割を果たしていく既存の組織を把握している地域もある。また別の場合には、新たな組織が目的に適ったかたちで設置されることもある。いかなる方法が採られようとも、その基盤としての伝統的な責務を考慮し、必要に応じて調整していくべきである。

#### 協働と共同管理

複数の状況のもとで、公式なかたちでの協働や共同管理の環境整備は、法的位置づけがなされていたり、広範な文化的景観のなかで異なる場を管理している多様な組織や政府のレベルが関わるなかでは適切なものである。「協働」や「共同管理」という用語は一般に共同の意思決定や権力分担を示す。地元コミュニティは重要な役割を果たし、ときにはコミュニティに根ざした管理として位置づけられる。伝統的な管理の役割を維持している先住民コミュニティの場合、それはときに「コミュニティ保全地域」となる(ケニアのカヤの森林の事例参照)。こうした管理の問題は多様な仕組みによって扱われる。例えば、世代間の義務を通じた慣習的な実践、法的命令、補完的な法律、地域の計画策定機関などである。

世界遺産に登録された文化的景観周辺の緩衝地帯における 活動から生じるリスクや管理の影響を調査することは調整お よび協働を通じて効果的におこなっていくこともできる。

重要な利害関係者間で合意が形成されるのは、計画策定プロセスを通じてである場合が多い。フィリピンの棚田保護において政府と地元社会をともに高めていったのは管理計画であった。

#### 参考文献等

Thomas, Lee, and Julia Middleton, *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff, World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University, 2003, pp. 32-36, 36-

#### 38.

Bushell, Robyn, Paul Eagles (eds.), 2006. *Tourism and Protected Areas: Benefits Beyond Boundaries*, Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN.

本書では世界各地からの事例研究を用いて、コミュニティ・公共・民間のあいだのパートナーシップの好例を示し、観光が保護地域に資金をもたらす管理ツールとして使われうる手法について検討している。

UNESCO, 2005 Operational Guidelines 以下のウェブサイトを参照。 http://whc.unesco.org/en/quidelines

white the second second

特に第39段落~第40段落。

Barrow, Edmund G. C., Gichohi, Helen, Infield, Mark, 2000. *A review of community conservation policy and practice in East Africa*, IIED, IUCN, Regional Office for Eastern Africa (Evaluating Eden Series; no.5), London, IIED, viii, 184 p.

Brown, Jessica, Nora Mitchell, and Michael Beresford (eds.), 2005. *The Protected Landscape Approach: Linking Nature, Culture and Community*. Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN.

Fisher, R. J., Stewart Maginnis, William J. Jackson, Edmund G. C. Barrow, Sally Jeanrenaud (eds.), 2005. *Poverty and conservation: landscapes, people and power.* (Livelihoods and Landscapes Series; Landscapes and Livelihoods Series; no.002), Gland (Switzerland), IUCN.

Simpson, Murray C., Stefan Gössling, Daniel Scott, C. Michael Hall and Elizabeth Gladin, 2008. *Climate Change Adaptation and Mitigation in the Tourism Sector: Frameworks, Tools and Practices*, UNEP, University of Oxford, UNWTO, WMO, Paris.

Lübeck Declaration, 2007. "UNESCO World Heritage Sites in Europe – A network for Cultural Dialogue and Cultural Tourism", International Conference during the German EU Council Presidency, 13 and 14 June 2007, Lübeck, Germany, German Commission for UNESCO, German UNESCO World Heritage Sites Association.

www.unesco.de

Rössler, Mechtild, Ana Maria Lepeigné-Cobo and Mayra Rios (eds.), 2003. *Paisajes culturales en Mesoamérica*. Reunión de Expertos, 27-30 de septiembre de 2000, San José, UNESCO Office Costa Rica, pp. 9-16.

Patry, Marc and Steven Ripley (eds.), 2007. World Heritage Forests: Leveraging Conservation at the Landscape Level, Proceedings of the 2nd World Heritage Forests Meeting, 9-11 March 2005, Nancy, France, World Heritage reports 21, Paris, UNESCO World Heritage Centre.



トナカイのしるし付け(ラボニア地域(スウェーデン)) ©Eva Gunnare

#### ラポニア地域 (スウェーデン): 管理調整の事例研究

#### 背景

北極圏の北に9,400km²にわたっているスウェーデンのラポニア地域はサーミの人びとによる景観である。それは自然遺産の登録基準(vii)、(viii)、(ix)と、文化遺産の登録基準(iii)、(v)に基づいて1996年に世界遺産に登録された。

サーミの人びとはスウェーデン、ノルウェー、フィンランドの北極地域とロシアの一部に居住している。トナカイの群れに関する先祖由来の慣行を数千年間受け継いできており、世界中にある季節移動の大規模な範囲のひとつに相当する。近年新たな道路や発電所建設によってもたらされる変化に直面しはじめているが、数千年にわたり、サーミの人びとはその景観のなかで毎年夏になると山のほうに向けてトナカイの群れを移動させている。今世紀になって以降、遊牧によるサーミ社会は壊れはじめ、より定住型の経済で常設的な村に変わった。しかし、依然としてトナカイは経済において重要な位置を占め、現在、300のトナカイ放牧者の「会社」があり、

60,000 頭のトナカイが飼育されている。そして、スウェーデンには 2,500 人のトナカイ放牧者がいる。

#### 管理の問題

サイト管理における利害関係者は、サーミの人びとの村、2つの市および国の各出先機関と環境保護庁を通じた県当局(土地の95%は県所有)である。範囲内における現在の法的枠組みは国立公園法、Natura2000の要件、スウェーデンの環境法のもとでの通常の空間計画法に関係する。ほかにはトナカイ放牧法、国家記念物法、鉱物資源・森林法も関係する。いくつかの国立公園とラムサール条約登録地が範囲内には存在する。管理はひとつの組織に集約されていないが、国の管理組織は管理の全体的な実施とモニタリングに責任を有する。ラポニアは、世界遺産条約の枠組みのなかで、自然保護組織と文化保護組織、つまり国家遺産局と国家環境保護局のあいだの最初の協働的なプロジェクトであった。

世界遺産の管理や調整は、推薦プロセスの早い段階において重要な問題として把握された。1996年に世界遺産委員会はスウェーデン政府が地元のサーミの人びととの取組を続け、サイトに関する管理計画を固めるよう勧告した。土地はほとんど県所有および極めて厳格な国立公園法下における規制対象の一部にあった。土地と水の権利に関して異なる利害関係者のあいだで、そして権限委譲に際して根本的な意見の不一致があった。その結果、所有権が係争中であることから生じる管理に関する対立が存在する。例えば土地・資源利用や開発の問題など地元社会を取り巻く制限についてである。また、国立公園内における商業活動に対する制限などに関わってくる法律の多くは地元社会の視点での正統性に欠けることである。さらに、スウェーデンではすべての未耕作地に対して誰もがアクセスできる伝統的な権利があり、私的な利益目的での使用のためのアクセスでは対立が生じうる。

観光は一般的に開発への潜在性が最も高いといわれている。環境に優しく持続可能な観光を達成するために、証明書の評価基準や質のコントロール、ラボニアのマーケティング計画、サーミの人びとの土地に対する権利の理解が必要である。現在直面している問題では、商業活動の法制度やスクーターが入れる地域のゾーニング、観光交通の別の形態などである。簡潔にいえば、今後の課題は当該地における持続可能で環境にやさしい管理をともなったトナカイ放牧者の活動の保護とトナカイを基本とした経済を調和させることである。

#### 対応

ラポニアの世界遺産において優先すべき管理内容に関する 議論と合意形成までのプロセスは長い。サーミの村の登録か ら数年間は国の計画における保護アプローチに異議が唱えら れ、Mijà ednam と呼ばれるラポニアプロジェクトに対する 独自の提案をおこなってきた。それは特にトナカイ放牧者と サーミの文化の強化に焦点をあてたものであった。サーミ委 員会(Sametinget)とほかのサーミの組織はサーミの世界遺 産管理計画の普及を目的とした取組に関わってきた。類似の プログラムは市と国の管理による草案が作成された。サーミ の村はラポニアの世界遺産のサーミの人びとの管理について 国政府に対して提案を提出し、コメントとして異なる組織に ついて言及された。

近年、新たなイニシアティブが国によってつくられた。すべての利害関係者はいわゆるラポニアグループに代表され、環境保護庁を含むすべての関係者の合意のもとにある。その目的はラポニアの世界遺産の管理の問題を扱うために、ラポニアからの代表者枠が創設することである。代表者は規則に基づいて動くこととし、実務上の問題は扱わない。作業部会は例えば以下のような点について検討する。

- 法的枠組み。
- 土地利用区分。
- 自然遺産に関するインフォメーションおよび意識形成。
- 経路設定。
- コミュニケーションおよびトレーニング。

地元社会の形成も主たる仕事である。その目的は世界遺産管理戦略に基づく新たな地元コミュニティの展開をはじめることである。管理計画を調整し、策定する長いプロセスはすべての利害関係者が景観の異なる利用者の必要性について学ぶことにつなげていくことが重要である。それは世界遺産の価値が地元・地域開発に貢献できる方法も明らかにする。サーミの文化および景観に関する自然・文化遺産に焦点をあてるアイッテ博物館は意識向上にとって不可欠な役割を果たしている。WWW.laponia.nu

Katri Lisitzin



バジェランタ国立公園のスタロールオクタからの眺め(ラボニア地域 (スウェーデン)) ©Eva Gunnare



ミジケンダの聖なるカヤの森林 (ケニア) ©Dr Idle Omar Farah

# ミジケンダの聖なるカヤの森林 (ケニア): 国の法律を強化する伝統的管理

### 背景

これらの森林は文化的景観としてケニアの世界遺産暫定リ ストに記載された。カヤの聖なる森と森林は東アフリカの平 原と丘陵を越えて、タンザニア方面へ広がる大規模な森林の 独立した部分である。カヤは国の法体系のみならず、伝統に よっても守られている。8世紀以来伝わる伝説によれば、バ ンツー族であるミジケンダの移動はケニアの南から北に向 かって生じる。森林はその到達点としてこれらのコミュニ ティを呼び寄せ、後に聖なる場所となった場所を開拓し、要 塞化した村に住んだ。これらは、踊りや生贄の場をともなう 政治的中心、宗教的中心をなした。聖なる場では、聖なる森 林に対する特別な機能に責任をもつコミュニティの小グルー プによって社会構造が生み出された。19世紀において、外か らの安全確保がもはや問題ではなくなると、各集団は聖なる 森林の周辺を利用した。緩衝地帯のような周辺地域で活動す るための森林保護をもたらす一方で、今日でも精神的役割を 果たし、埋葬地として利用するため、森林の開拓は続けられ ている。以後、緊張や対立、植民地主義が森林開拓の増大と 共同墓地や聖なる場所の放棄をもたらした。現在、地域の経 済開発の増加は、これらの森林となった「島」に新たな脅威 を生じさせる。これらのサイトの多くは略奪された後、1980 年以前に消えていった。

カヤは伝統的な文化と価値によって形成された極めて独特な景観であり、生物多様性保護も支える。森林は真正性と完全性に合致した。それらは独特の特徴と要素に真正性があり、疑うべくもなく、地域の文化的環境や社会的環境、歴史的環境、自然的環境のなかに埋め込まれたものである。強まる土地利用の圧力にもかかわらず、カヤの継続は信仰に関する伝統的システムの存在の証拠であり、多くの森林が完全に破壊されることから守る役割を担っている。ケニア政府は1992年に国史跡としてカヤを指定し、漠然とサイトを維持するために所有が適切でない伝統的な仕組みを補完するための法的保護を与えた。

## 論点

社会の経済的変化や社会的変化、文化的変化によって40年以上にわたって伝統的価値に対する知識と尊重心は衰退し、地域社会の結びつきや価値に影響をおよばしてきた。これは人口増加にともなって森林に関連する製品や農地、採掘、その他の活動の高まる需要と結びつき、小さなカヤ林とカヤ林群の破壊や消失をもたらした。カヤ林の島の活発な保護は1990年代初頭にはじめられ、歴史、文化、ミジケンダの9つの民族の信念と直接的に結びついている。ケニア国立博物館は長老による地元委員会と合意した保護、開発プログラムを実施してきた。

国立博物館の沿岸森林保全ユニット (CFCU) は、1992年 以降、世界自然保護基金 (WWF) から支援を受け、プログラムを実施してきた。その取組は以下に関することである。

- \*指定のための準備をおこない、地元社会の聖なる場の保護を支援するため、地元社会と議論しながらの重要なカヤ林の境界と範囲調査。
- カヤそのものおよび生物学的遺産や文化遺産としてそれらを保護する必要性について、人びとの知識を高めるための意識啓発・教育プログラム。
- ほかの組織とのパートナーシップにおいて、森林の利用 圧力を減らすため、カヤの周辺にあるコミュニティによるほかの森林や資源開発の普及。
- 保護および管理を強化するため、一般にカヤと沿岸の森林の知識を増やすことを目的として、生態学、社会学、文化、その他の研究を促進すること。
- ■遺産保護に関する国家法を改訂・強化することを進め、 カヤや沿岸の森林保護に関する地元社会やその他の組織 の開発を支援すること。

2005 年にミジケンダの聖なるカヤの森林は世界遺産に推薦されたが情報照会となった。その後、2008 年に世界遺産リストに記載された。

Mechtild Rössler

# 第7段階 モニタリング・評価・順応的管理

この段階では以下の点を含む。

- サイト管理戦略の効果に関するモニタリング。
- ■評価と順応的管理。

### サイト管理戦略の効果に関するモニタリング

モニタリングは、文化的景観における遺産の価値がいかに 保護されるか、また、適用している管理戦略が順調かどうか を決定するために実施するプロセスである。ここには2つの 着眼点がある。

- 実施の必要性が認められた事項を達成したことによって 管理は成果をあげたか。
- 管理計画の想定を越えて、価値に対して影響をもっているほかの要素があるか。

モニタリングは、設計された景観を構成する要素の不変性や景観の完全性、関連する価値の継続性など、世界遺産の価値の維持に関する管理の結果についてのデータをもたらすものである。こうした価値の多くは文化的なものであるという点では共通しているが、大きな属性は異なっている。例えば、生態系の健全性は植生被覆の広がりを指標として測ることができる。また、文化的伝統の強さは祭礼時の伝統技術に対する若者の参加を指標に測ることができる。

# 景観変化、取扱い、影響のモニタリング

モニタリングのプロセスは、時間を越えて景観のなかに存在する自然・文化両方のシステムの変化を示すために設定されなければならない。これは、自然のプロセス、人間による利用、景観の過剰利用、あるいは保護の取扱いや実施された管理体制の結果として生じた文化的景観とその価値に関するいかなる変化も露呈させる。多様なモニタリング技術は文化的景観の状態や文化的景観に対する圧力や対応に適用できる。

モニタリング技術は予算やスタッフの能力、機材とともに、 モニタリング対象となる要素と得られる情報に依存する。そ うした技術には写真モニタリングやコドラートによる植生調 査、来訪者数の計測・調査などがある。また、構造調査に関 する技術としては、運動センサーによる調査や屋根の配管や 耐水性の状態試験などがある。景観全体に対しては、毎年の 航空写真の被覆状態が、耕作等の営農や人の往来が減少した ことによる小道の消滅、野生動物によって荒らされた土地の 拡大、低木や木々による開けた草原の遷移のような加わった 変化を明らかにする。

重要な景観構成要素のモニタリングにおける最初のステップは基本となるデータを得て、外来植生の広がりやその動態、構造の状態、土壌の安定性のような有形的要素の状況・状態を確認していくことである。これは特定の方法を用いる必要がある。例えばもし雑草のコントロールが重要な取組であるならば、被覆率を計測せねばならず、加えて、各年において危機に晒されている割合も測定されなければならない。同一の技術を用いた通常の調査とフォローアップが一定の間隔で

なされることが必要である。景観における文化的な要素についてもモニタリングが必要とされ、もし要素が有形でない場合には指標の選択を注意深くおこなう必要がある。例えば、祭りに参加する住民の数は景観の文化的な価値や伝統工芸の維持、伝統的な言語の話者数などと関連してくる。

### 進捗を追跡する指標の使用

いくつかの国では、通常の報告において環境の状態を測る 指標を用いている。オーストラリアでは自然遺産・文化遺産 に関する一連の指標が生み出され、1995年から 2001年まで のあいだ、遺産環境の状態や圧力を調査する際に用いられた。 遺産としての場やものを考えるのと同様に、先住民の言語に ついても場の知識や価値を維持する手段として報告された。 以下に示した表は、自然の場、考古学的な場、現代における 先住民の場、先住民の言語、歴史的な場やものに関する 31 の指標の事項以外について用いられる 8 つの一般的指標を示 している。

さまざまなモニタリング技術は文化的景観の状態や文化的 景観に対する圧力や対応を測るために適している。住民の人 口統計、来訪者の種類・教育、景観のなかで好まれる文化的 活動、伝統的な活動における参加の程度のようなさまざまな 社会経済的指標が、景観と人間の相互作用にとっては必要と される。来訪者の満足度については、来訪者の観点を測るた めに設計された質問票によるものと同様に、サイトに結びつ く取組、サイトにおいてかかる経費、あるいは来訪者数など の指標を用いてモニタリングがなされる。

# 参考文献等

The Australia State of the Environment, 2001. *Natural and Cultural Heritage report*.

以下のウェブサイトで参照可能。

http://www.ea.gov.au/soe/heritage

UNESCO, 2007. Case Studies on Climate Change and World Heritage, Paris, UNESCO World Heritage Centre.

UNESCO, 2007. Climate Change and World Heritage: Report on predicting and managing the impacts of climate change on World Heritage and Strategy to assist State Parties to implement appropriate management responses, World Heritage reports 22, Paris, UNESCO World Heritage Centre.

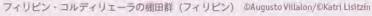
Stale, Navrud and Richard C. Ready, 2002. *Valuing Cultural Heritage: Applying Environmental Valuation Techniques to Historic Buildings, Monuments and Artefacts*. London, Edward Elgar Publishing Limited.

# 定期報告とリアクティブ・モニタリング

作業指針は文化的景観の世界遺産への推薦における骨格としてモニタリングシステムを求めており、以下の情報が必要とされる。

- a. 保全状態を測る重要な指標。
- b. モニタリングをおこなう資産に対する管理の準備。
- c. 以前報告された取組の結果。







# フィリピン・コルディリェーラの棚田群: 統合的管理の必要性

### 背景

フィリピン・コルディリェーラの棚田群は、継続して有機的に進化してきた文化的景観として、1995年に最初に世界遺産リストに記載された。棚田はフィリピン群島の最も大きな島であるルソン島北部のコルディリェーラ山脈に位置する。棚田は海面から 700m~1,500mの異なる標高に位置し、20,000km² にわたる面積はフィリピン国土の約 7%にあたる。棚田はカリンガ・アパヤオ州、アブラ州、マウンテン州、ベンゲット州、イフガオ州の北部の5州に広がる。その人口密度は 100 人~250 人/km²であり、8 つの主要な民族言語集団に位置づけられる。

この脆弱なサイトは数千年間以上の日常生活のすべての側面に顕在化しているイフガオ文化の強い精神的価値を保存することで守られている。部族的な山岳文化の精神世界は高地の生活様式と環境に根源をもち、今日も当地に残されている豊富な芸術的表現や伝統的な環境管理システムのなかに表れている。それゆえ、棚田の歴史は人びとや文化、新年の歴史、農耕の伝統的な環境管理に関連している。

# 課題

精神的なもの、有形のものをあわせた伝統的な価値は国家的な脅威に直面している。これは現代化の押し迫る要求、コミュニティの差し迫った社会経済的な必要性、国家機関からの支援の不足などによるものであり、必ずしもサイトの有形の側面の保存を意識するだけではなく、文化的な結びつきの保存についても協力して進めていかねばならない。棚田の有形的な保存の支援に十分な資金を出資し、伝統的な農業システムの継続を強化する文化的価値の保存は無視してしまっていると大抵の国家機関は考えている。空港や高速道路、観光インフラは危機に瀕したサイトとそこにあるコミュニティも脅かしている。

伝統と進歩のあいだのバランスはフィリピン・コルディ リェーラの棚田群が未来を決定するために答えるべき重要な 課題である。フィリピン・コルディリェーラにおいて変化を 管理することは難しい。棚田は山脈の山頂の等高線に沿って いる。狭い水田は石と泥の組み合わせでつくられている。水 の循環を維持する重要な部分を果たす個人所有の森は棚田の 集合体の最も高い部分をめぐっている。伝統的に設計され、 共同体で維持されてきた堰と水路をともなう水利システム は、標高の高い部分から低い部分へと降りるかたちで水供給 をおこなう。棚田へのアクセスは、棚田への家畜や機械の導 入を著しく制約している。それゆえ、すべての農業活動と壁 の維持活動は手作業でおこなわれねばならない。灌漑システムは分配システムを壊し、広範にわたる地震被害をうけた。 ネットワークが小規模な地球の活動やひどい降雨に適応でき る柔軟性をもったネットワークを形成している自然材料で構 築された伝統的なシステムの一部分が失われた。自然材料は もはや容易には可能ではなく、固いコンクリートを用いてシ ステムを修理するということも近年失敗した。

景観の視覚的な特徴も失われつつある。森林は伐採されている。棚田に沿って展開する藁葺きでビラミッド型の急勾配の屋根をもつ村の集落は最も直接的な景観の特徴である。現在のプログラムは、藁葺屋根を失った家の所有者がトタンを再び藁に置き換えるのを支援するものである。技術的な解決策は、農業、森林、水力発電所などの地区で実施されている。技術と伝統知識を結びつけるサイトの GIS マッピングに関する UNESCO 支援プロジェクトが 2001 年 1 月にサイトの管理計画に必要な基本データの作成を目的にはじまった。

サイト管理の近年の歴史は世界遺産というステータスと密接に結びついている。サイトの推薦準備において、連携した取組はイフガオ棚田委員会を組織した。 その最初の仕事はキアンガン市、バナウェ市、フンドゥアン市、ハパオ市、マヨヤオ市の棚田クラスターに対するマスターブランを作成することであった。サイトの維持を続けるために現在の文化に基づく伝統的行為の継続にマスタープランが必要だと認識され、国や地域の政府によって実施されている統合的な教育・環境・農業・復原プログラムが必要な理由として、文化の再興に焦点があてられている。プログラムの要素は以下のものからなる。

(a) 自然災害管理。

- (b) 農業管理。
- (c) 水路管理。
- (d) 水管理と灌漑。
- (e) 交通開発。
- (f) 観光開発。
- (g) 社会文化の強化。
- (h) 生活の発展。
- (i) 組織開発。

世界遺産の要件はマスタープランのなかに含まれており、6つの棚田クラスターは世界遺産推薦の核となった。登録後、イフガオ棚田委員会はマスタープランの実行に対するモニタリング組織の諮問機関として設置された。計画で把握された事項にそって、ほかの政府機関は委員会に協力し、自身の部門に関わってくるプログラムに出資、実行する仕事をした。しかし、役所ではこうしたプログラムに対して優先順位や予算の決定がなされず、イフガオ棚田委員会に割り当てられた資金は大変少なかった。結果として、ほとんどのプロジェクトが完了しなかった。

イフガオ棚田委員会は廃止され、バナウェ棚田タスク・フォースにとって代わった。プロジェクトに実行力をもたせるための資金が拠出されたが、承認された予算はマスタープラン更新のための通常の仕事を実行できないほど少ないものであった。その短い存在期間のあいだ、バナウェ棚田タスク・フォースはその極めて乏しい予算配分と国の機関による廃止の脅威に苦しみ、国家委員会にするように働きかけた。保護意識の不足は棚田の適切な管理を妨げた。サイトの遺産価値の必要な要素である文化、自然、農業、環境の統合的なシステムをともに守る必要性を国の機関が認識しない限り、ほとんど達成されえないだろう。

2001年に世界遺産委員会は、体系的なモニタリングプログラムの不足による保全状態の悪化および脆弱である進化してきた文化的景観の保護とその持続可能な発展を続けるための総合的な管理計画の必要性を示し、資産を危機遺産リストに記載した。

2005年と2007年の専門家ミッションは、特に、棚田の放棄、不法な開発、観光の圧力に対抗する挑戦の必要性を強調した。優先すべき課題は、州・市レベルで機能する総合的な管理の仕組みの創設である。棚田の生態系が持続し、コミュニティを基盤とした観光と地元開発の順応的な形態を生み出

すことは、棚田の持続のための統合的な戦略のすべてである。 この取組において、環境影響評価を含む環境保護のツールの 潜在的可能性は検討される必要がある。

イフガオのコミュニティは活力ある棚田と生活様式を維持する挑戦である。特に棚田の維持に焦点を当てて取り組む国の機関が不足しており、イフガオ州政府がサイトの維持に責任を果たすため、地元政府や地元 NGO である Save the Ifugao Terraces Movement(SITMo)とともに実施するコミュニティに基づく保護プログラムを創設した。合わせて、州政府と NGO は 2005 年と 2007 年に実施された専門家ミッションによって必要性が認識されたプログラムを始めた。

結束力のある地元コミュニティのグループによって、管理計画は再検討された。棚田の維持は地元の文化と伝統に統合されるものであり、文化の保存なしに棚田の保存もなしえないことが合意された。

伝統的知識に基づく地元開発の順応的な形態は現在は定着し、コミュニティによって運営されている。家の建設や工芸生産における伝統的な技能の再生や失われた祭りの記録作成、舞台化を通じた消えゆく伝統の再興などが特筆される。伝統的実践の再生プログラムは、人びとに付加的な収入源をもたらすためではなく、地域の人口を増やしていくためのコミュニティを基盤とした観光プログラムをもたらしている。

マニラに拠点をおくイフガオ棚田委員会の解体は、現在、政治的な動向として否定的にはみなされていない。むしろ、これにかわって、文化的伝統のほか、伝統が根付いているサイトに対して責任をもつ地元コミュニティが棚田管理を取り戻したと見られている。このサイトから学んだことは、コミュニティの参加なしに国の機関によって進められる保護プログラムは達成されえないということである。コミュニティ参加は不可欠である。

ICOMOS バナキュラー建築に関する科学委員会(CIAV)の 2007 年の年次委員会がフィリピン・コルディリェーラの棚田群でおこなわれ、参加者の総意として、「フィリピン・コルディリェーラの棚田群の保護は好例である」という声明が議長を通じて示されたように、伝統的な環境とともに再生されたコミュニティは印象的である。

Augusto Villalon(Katri Lisitzin が改訂)

これらがもととなって、世界遺産の文脈におけるリアクティブ・モニタリングおよび定期報告が可能となる。

定期報告は、資産が登録された価値を維持しているかどうかについて調査するとともに、締約国による世界遺産条約全体の適用がうまくいっているかについても調査することを目的としている。この報告は、管理やその後の計画策定、特別の緊急的介入の減少、予防的保護を通じたコストの減少に貢献することを目的としている。ひるがえっては、世界遺産の管理施策や地域協力、地域固有のニーズに焦点を絞ったよりよい活動への改善を導くものである。

世界遺産委員会で決議された定期報告の最初のサイクルは 2000 年にアラブ諸国の世界遺産の保全状態審査においておこなわれた。そして、最新のものとしては 2006 年にヨーロッパの定期報告が完了した。

### 参考文献等

定期報告の結果は以下のウェブサイトを参照。

http://whc.unesco.org/en/periodicreporting/

リアクティブ・モニタリングは、危機に晒されている世界遺産についての保全状態の報告である。条約締約国は世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に対して、特別な状況が生じていたり、資産の保全状態に影響をおよぼす事業が実施される各時期に、報告および影響評価を提出しなければならない。報告は締約国以外の情報源からももたらされ、世界遺産センターと諮問機関(IUCN、ICOMOS、ICCROM)によって慎重に検討される。

毎年の世界遺産委員会は、登録された資産の保全状態に関するリアクティブ・モニタリング報告を審議し、フォローアップのための取組を決議する。そのなかでは、リアクティブ・モニタリング・ミッションの派遣や危機遺産リストへの記載、そして、最終的には世界遺産リストからの削除などもありうる。

リアクティブ・モニタリングは、進化や変化としての遺産価値に対するコミュニティの態度を判断する手段であり、遺産価値は固定的なものではなく、生じた問題が一旦議論を引き起こすと、コミュニティは価値を明確にする試みのなかで遺産のコンセプトを別のものへと移行させたり、変化させる可能性が高い。あるいは、態度を硬化させたり、外からの変化や圧力に抵抗したりすることもある。このことは、シントラの事例に示されるように、登録された文化的景観の状態をモニタリングすることのもうひとつの側面でもある。

### 評価と順応的管理

### 評価

評価は、それがフィードバックをもたらし、管理が新たな挑戦を目指したり、順応することを可能にする際に、管理のプロセスの一部として扱われる。評価は「明示的あるいは暗示的な基準のなかで、取組や施策の改善に貢献する手段としておこなわれる、取組や施策の実施あるいは結果についての体系的な調査」(Weiss 1998、Patton 1997)として定義することができる。近年おこなわれている取組は、その評価が成果の測定とつながっている(McDavid&Hawthorn 2006)。評

自然・文化遺産の指標(オーストラリア環境報告書 2001)					
各要素の課題	指標				
遺産資源に関する知識	G.1 特定された遺産のアイテム(場・もの)の数と分布。				
	G.2 最善の取組の調査基準を用いて調査された遺産の場の数。				
遺産の状態	G.3 壊されたり、価値がほとんど失われてしまった場の数。				
	G.4 保護を目的とした地区となっているが、来訪者の利用によって遺産価値が深刻に 損なわれてしまった場の数。				
資源・トレーニング	G.5 遺産価値維持のためにもたらされる資金。				
	G.6 遺産の場やものに対して責任をもつ保護組織に対してもたらされる資金量。				
	G.7 保護に携わる実務者やトレーニングコースの数。				
コミュニティの 意識と取組	G.8 遺産の場やものそのもの、また、その保護に対するコミュニティの意識や態度。				

価の結果は、順応的管理の道具として効果や機能を改善する ために施策や取組を改善したり、調整することに使われる。

## 管理のプロセスにおける研究成果の統合

管理のプロセスの一部として、研究成果が管理の実践に統合されることは、特定のサイトにおける課題や長期的な傾向、特に社会文化的な流れに対して有意なことである。構造的な欠陥、例えば土壌浸食や構造への亀裂によって引き起こされる問題に対しての解決策を導き出してくれる研究に基づいて、遺産管理者が行動する必要があることはあたりまえのことである。社会的傾向に関する研究も切望されるが、その結果は管理において行政機関の重大な変化や少数派の集団の参加をもたらすかもしれない。人口統計に関する研究は景観の範囲内の人口動態を理解するためにも必要である。

科学研究の継続は、場との歴史的な結びつきや文化的な結びつき、あるいは科学的な結びつきの持続にも役立つ。この好例はレドニツェの園芸研究所におけるグレゴール・メンデルの遺伝研究の継続である。

# 順応的管理

順応的管理は、管理システムや組織、その実行を改善するため、継続的に管理の意思決定を改善する体系的なプロセスである。

# 参考文献等

IUCN は保護地域の景観における自然システムの管理に 関する研究の適用に関して、素晴らしい研究をおこなっ た。以下の文献を参照。

David Harmon (ed.), 1994. Coordinating Research and Management to Enhance Protected Areas, IUCN.

Hocking, Marc (ed.), 2000. Evaluating Effectiveness: A framework for assessing the Management of Protected Areas, Gland (Switzerland), IUCN.

Feilden, Bernard M., and Jukka Jokilehto, 1998.

Management Guidelines for World Cultural Heritage Sites.

Rome, ICCROM.

IUCN Protected Areas Programme, 2007. Management Planning for World Heritage Properties: A Resource Manual for Practitioners, Draft Report, Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN.

McDavid, James C. and Laura R. L. Hawthorn, 2006. *Program Evaluation & Performance Measurement, An Introduction to Practice*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc.

Weiss, Carol H, 1998. *Evaluation*. Upper Saddle River (New Jersey, USA), Prentice Hall.

Jewiss, Jennifer L., Daniel N. Laven, Nora J. Mitchell, and Philip B. Huffman, 2008. *Development of a National Heritage Area Evaluation Strategy: Report on Phase I: A Technical Assistance Report for the NPS National Heritage Areas Office*. Woodstock, VT: Conservation Study Institute, NPS National Heritage Areas Office および Alliance of National

## Heritage Areas 協力.

http://www.nps.gov/csi/pub\_resources/pub.htm

Patton, M, 1997. *Utilization-focused Evaluation: The New Century Text* (3rd ed.). Thousand Oaks (California, USA), Sage.

Russ-Eft, D. and H. Preskill, 2001. Evaluation in Organizations: A Systematic Approach to Enhancing Learning, Performance, and Change. Cambridge (Massachusetts, USA), Perseus.

# 第8段階 計画の更新時期や改訂時期を決定すること

管理計画は通常、状況の変化に応じて更新され、改訂されていく必要がある。早い段階で登録された多くの資産は更新された管理計画を提示し、チェックされる必要がある。いくつかの場合、更新は資産の再推薦にあたって必要とされる。例えば、ウルル - カタ・ジュタ国立公園が文化的景観として推薦された事例である。

# 参考文献等

Thomas, Lee, and Julia Middleton, 2003. *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff, World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University.

Uluru - Kata Tjuta Board of Management and Parks Australia, 2000. *Uluru - Kata Tjuta National Park Plan of Management*, Commonwealth of Australia, 202 pp.

Lockwood, Michael, Graeme Worboys and Ashish Kothari, 2006. *Managing Protected Areas: A Global Guide*, London, Earthscan Publications Ltd, and Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN.

本書は保護地域管理における原則および実践のための 概念的枠組みを設定し、国際的な事例研究を詳細なか たちで多く示している。

# シントラの文化的景観 (ポルトガル): リアクティブ・モニタリング

### 背景

シントラは 19 世紀にヨーロッパローマ建築の最初の中心となった。フェルディナンド 2 世は、遺跡化した修道院を城 (Pena Palace) に変え、この新しい感性によってゴシック、エジプト、ムーア風、ルネッサンスの要素を採用し、地元の樹木と 3,000 種類以上の異国風の木を用いた公園の創設が指示された。周辺に一直線上に建てられた著名な屋敷が公園や庭園の独特の結びつきを生み出し、ヨーロッパにおける景観の展開に影響を与えた。

サイトは 1995 年に文化的景観として世界遺産に登録された。登録を望んだ人がいる一方で、全員がそうなるのを望んだわけではなかったというなかでの地元の不満に加えて、世界遺産センターの関心から、2000 年にモニタリング・ミッションが実施された。

IUCN — ICOMOS 合同ミッションでは、世界遺産の文化的景観に対する適切な保護、管理、表現を通じてシントラの質を向上させるような取組が望まれていることがわかった。ミッション時には、組織、資金面での変化が順調に進んでおり、実際に変化を促すものとして取り組まれていた。



シントラの文化的景観 (ポルトガル) ©UNESCO / Kerstin Manz

# 論点

このモニタリング・ミッションの目的は、調査された以下 のような課題として示すことができる。

- 1. 世界遺産の文化的景観の価値の再検討:宗教的、文学 的、芸術的な結びつき。
- 2. 文化的景観の統合的な要素としての地元の道路。
- 3. 主たるモニュメントの保護に関する問題。
- 4. 管理体制の改善。
- 5. 新たな建物の建設を含む観光の影響。
- 6. 水利システムの修理。
- 7. 環境のリサイクル。
- 8. 文化的景観における森林の役割。
- 9. 統合的な管理計画。
- 10. 世界遺産の管理におけるインタープリテーション。

# 対応

モニタリング・ミッションによって、2001年の世界遺産委員会は、今後6年間に当該国によっておこなわれる修理プログラムとサイト管理の改善に関して報告するよう要請した。これは当該資産のモニュメント、庭園、公園、森林の修復を含んでいる。そして、動的保護のコンセプトを生み出すこと、一般向けの教育と意識啓発プログラムを設置すること、緩衝地帯の完全性を担保し、新たな開発行為を避けることを勧告した。管理計画は2001年末までに求められている。4つの実践的なステップが要請された。

- 1. 独立した文化的景観の諮問委員会の創設。
- 2. 諮問機関および住民組織の創設。
- 3. 一般向けのインフォメーション・研究・アーカイブセンターの創設。
- 4. 世界遺産のコアエリアと一致する自然公園内の高度な保護地域の適用。

次のモニタリング・ミッションは管理計画提出のフォローアップとして 2006 年におこなわれ、世界遺産委員会は第 29回 (2005 年) および第 30回 (2006 年) にサイトで実施された進捗について検討した。しかし、その取組の進捗は緩慢であり、管理システムは世界遺産条約のもとで適合しないものとされた。

Peter Fowler · Kerstin Manz

# 文化的景観管理の持続

# ガバナンス能力

大規模な文化的景観は地域アイデンティティや共有する歴史や文化、さらには共有している生態系の境界によって保護対象としてのまとまりがある。そして、往々にして多くの世代によって構成される人間社会とともに自然と文化が存在している、多様な価値をともなった複雑な景観である。多くの場合、景観の価値は長年の人との関わりに密接に影響を受け、景観の保護はこうした関係やそれと結びついた管理を必要とする。多様な所有者や多様な権限が存在する状態において、将来の景観に影響するであろうガバナンスや意思決定機関について明確にしておくことは重要である。

ガバナンスは、比較的新しい保護に関する概念であり、多様な方法で定義される。それは管理とは区別される。「「管理」が決められた保護地区や状況についておこなうことであると示されるのに対し、「ガバナンス」はそれらについて、誰が、どのように意思決定するかである」(Borrini-Feyerabend 2008、p.1)。また、「ガバナンスは権力、関係性、責務、説明責任についてである。それは誰が影響を受け、誰が意思決定をおこない、どのように意思決定者が説明をおこなうか」(Borrini-Feyerabend 2008、p.1)でもある。以下のようなものを含んでいるが、それに限定されない多くの種類のガバナンスが存在する。

- (1) 地域を所有したり、管理するガバナンスのある組織。
- (2) さまざまなアクターが共同で管理をおこなう、あるい は意思決定を進める地域。
- (3) 個人所有により管理がおこなわれる地域。
- (4) 先住民族や地元コミュニティが保護し、意思決定を進めるコミュニティ保護地域。

(Borrini-Feyerabend 2008, p.3)

多くの文化的景観、特に多くの所有者と多くの権限がともなうものにおいて、ガバナンスは協働の枠組みを通じておこなわれ、意思決定およびその実行は、多くの組織間の複雑なつながりを通じてなされる(Borrini-Feyerabend et al. 2007、Goldsmith, S. & Eggers 2004、Brunner et al. 2002)。ネットワークによるガバナンスというアプローチは、伝統に基づく階層的システムというよりはむしろ横のつながりによって構築される。ネットワークを特徴づける多機関、多様なガバナンス、そして多部門を結ぶ関係性の網目がある。ネットワークによるガバナンスにおいて、施策を立案し、実行することは、権力ではなく、むしろパートナーシップや意思決定の共有、さらにはそうしたことがもたらす影響にますます依拠することとなる。

重要な利害関係者間の新たなリーダーシップを生み出していくことは、こうした広範にわたるアプローチを実行するにあたり不可欠なことである。持続可能性に対するビジョンを共有し、学んだことを受け入れやすく、そして地域的ネットワークや国内的ネットワーク、あるいは国際的ネットワークとの協力を模索するような、信頼があり有能なリーダーが必要である。新たなアイデアを学び、育てていくための、また、創造性に富んだ想像力や保護の取組へと駆り立てていくため

の地域的な交流、国際的な交流双方の役割を強調したリーダーシップを生み出すさまざまなモデルがある。国際機関のあいだの新たな組織の関係を生み出し、文化的景観管理に関するネットワークをつくっていくことは、参考となる事例を共有していくもうひとつの手段である。

### 参考文献等

Borrini-Feyerabend, Grazia, *Governance as Key for Effective and Equitable Protected Area Systems*, Implementing the Conservation of Biological Diversity Programme of Work on Protected Areas, Briefing note 8, February 2008.

以下のウェブサイトを参照。

http://www.iucn.org/themes/ceesp/TGER.html

Borrini-Feyerabend, Grazia, Michel Pimbert, M. Taghi Farvar, Ashish Kothari, and Yves Renard, 2007. *Sharing Power, A Global Guide to Collaborative Management of Natural Resources*. London, Earthscan.

Brown, Jessica, Nora Mitchell, and Michael Beresford (eds.), 2005. *The Protected Landscape Approach, Linking Nature, Culture and Community*. Gland (Switzerland), IUCN.

Brunner, Ronald D., Christine H. Colburn, Christina M. Cromely, Roberta A. Klein and Elizabeth A. Olson, 2002. *Finding Common Ground, Governance and Natural Resources in the American West*. New Haven and London, Yale University Press.

Goldsmith, S., and W. D. Eggers, 2004. *Governing by Network: The New Shape of the Public Sector.*Washington, DC, The Brooking Institute.

Le Duc, Jean-Patrick (ed.), *Proceedings of the International Conference: Biodiversity, Science and Governance,* 24-28 January 2005, Bonchamps (France), Barnéoud.

Lennon, Jane, 2006. "Chapter 17: Cultural Heritage Management", in Lockwood, Michael, Graeme L. Worboys and Ashish Kothari (eds.), *Managing Protected Areas: A Global Guide*, London, Earthscan Publications Ltd.

Thomas, Lee, and Julia Middleton, 2003. *Guidelines for Management Planning of Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guideline Series No. 10, Adrian Phillips, Series Editor, Cardiff, World Commission on Protected Areas (IUCN) and Cardiff University.

Tuxill, Jacquelyn L., and Nora J. Mitchell, 2001. Collaboration and Conservation: Lessons Learned in Areas Managed through National Park Service Partnerships, A Report on a Workshop, May 15-17 2000, Marsh-Billings-Rockefeller National Historical Parks, Vermont, Conservation Study Institute, Woodstock, Vermont.

Le Duc, Jean-Patrick (ed.), 2005. *Proceedings of the International Conference: Biodiversity, Science and Governance*, 24-28 January 2005, Paris, Barneoud, Bonchamps.

Lennon, Jane, 2006. "Chapter 17: Cultural Heritage Management", in Lockwood, Michael, Graeme L. Worboys, and Ashish Kothari (eds.), *Managing Protected Areas: A Global Guide*, London, Earthscan Publications Ltd.

# 資金収集に関する戦略

保護地域は強固な経済的基盤を必要とする。そして、 地域社会は持続可能な生活を必要とし、プライベート セクターによるファンドの投資にはそれを補完するた めのパブリックセクターの参加が必要である。

(McNeely 2000、pp.12  $\sim$  13)

長年、保護地域は共有の遺産であり、公共財であるがゆえに、公金からの資金拠出がなされてきた。しかし、保護地域の数が増加し、管理のための政府系の資金拠出が減少したり、優先順位の高いほかのニーズが位置づけられるにつれて、公金からの資金拠出はますます難しくなってきている。結果的に、多くの文化的景観は公的資金とともに、その他の多様な資金戦略についても模索し、企業家による取組機会も検討している。確かに、こうした保護地域で生活し、地域的な特徴に貢献している人びとは活力ある経済力をもち、ほかの場所での生活と同等の生活基準をともなうことができることが重要である。遺産保護と相反しない方法で収入を得ることは挑戦である。しかし、大抵の場合、サイトがもたらす収入も公的資金も、サイトを管理するコストに見合う十分なものではなく、両方を結びつけていく必要がある。

# 内部収入:サイトを支援する持続可能な発展

本項では、世界遺産の景観管理に対する責任が管理コストに見合った収入を生み出す方法について検討する。管理の枠組みは世界各地でかなり異なっているため、通例を示すことは難しい。管理機関は、市議会や特に世界遺産の管理のために設置された法定組織、あるいは計画組織や州・国政府の部局であり、多くの場合、これらが合わさったものであろう。これらの機関はすべて収入の収支に関して異なるやり方をもっている。

特に考古学的遺跡や庭園などの設計された景観では、管理機関は資産をコントロールしたり、自ら所有する場合がある。それゆえ、そうした機関は入場料や土地利用料、貸借権、許諾料からの収入を得ることが可能である。また、特に大規模な継続している景観では、管理機関は単に計画された規制を管轄しているだけであり、資産は多くの農家やその他の土地所有者が所有している。こうした場合、農家や土地所有者が直接料金を集め、管理機関はそうした金銭やサイトにおけるその他の活動から徴収した税金を資金源としている。管理機関は、補助金だけではなく、持続可能な管理に役立つ施策を通じて、農家や土地所有者に管理へと参加してもらう。

サイト管理へ拠出可能な収入を生み出す資源には2種類ある。まず、直接資源はサイトを形成する要因となってきた活

動によって生み出され、大抵の場合、そのこと自体が遺産の 価値となっている。そして、間接資源はその後に、特にサイ トが遺産としての価値を付与された際に生じたものである。

直接資源や間接資源は、文化的景観の最も大きなカテゴリーを形成する「進化している景観」に多く存在するものである。こうした景観は生産活動によって形成されており、多くの場合は農林水産業によるものである。化石景観ではもともとの活動はすでにサイトを維持していないが、生きている景観では多くの場合依然として主たる収入源となっている。真正性や完全性という用語のなかでは、直接資源がサイトを維持し続けることは常によりよいものとされる。

主な間接資源は観光である。生産活動とは異なり、それはもともとサイトに結びつくものではないが、ほとんどすべてのサイトで共通する資源となっている。サイトが著名あるいは象徴的であればあるほど、観光は盛んになる。UNESCO世界遺産の多くは、たくさんの観光者の来訪によって形成された世論がもととなって初期段階に登録されたものである。その他のサイトでは、前述の事例研究が示すように、世界遺産登録自体が来訪者数の増加の引き金や直接的な増加につながっている。特に世界遺産を中心とした多くの遺産地域において、観光は主たる経済資源となっている。

直接・間接を問わず、収入源は明らかに諸刃の剣となる。 つまり、収入の過剰さはサイトの破壊を引き起こすが、低迷 による収入不足はサイトの放棄を引き起こす。資源としての 遺産サイトに必要とされることは持続可能な発展、すなわち、 資源の持続可能性を確保した開発である。

それゆえ、直接・間接を問わず、内部的なサイトの収入にともなう課題には以下のようなものがある。

- (a) サイトは顕著な普遍的価値に対する影響を高めることなく、どのようにすれば収入を生み出すことができるか。(継続している文化的景観において、収入は第一義的には生活や貧困削減のためのも必要とされる。)
- (b) サイト維持のための作業を通じて生み出された収入を どのように使うべきか。

# a) サイトに適った持続可能な作業

サイトにおける持続可能な管理を確実にするために、資源維持の方法と同様に生産物の種類や量を調査することが必要である。生産物の種類は以下のものを含んでいる。つまり、林業については生育種や材木・パルプ材・薪・フェンスの支柱のような林産物、また農業については穀物やその他の農産物、そして観光業についてはサイトを志向する観光客のカテゴリーや提供されるサービスなどである。適切な方法としては木材収量を限定することや脆弱な地域の外に観光客を誘導することなどがありうる。m³あたりの森林、ha あたりの収量、観光客の数において、量については手法よりも簡単であるが、生産物や手法の種類にとっての最適性(輸送能力)を決めることは簡単ではない。

持続可能な管理は高い収量にともなう利益を限定的にする。現代的な技術は生産物のコストを低くする一方で、複雑な方法ゆえにコストを増やす傾向もある。コストの増加に対

して、質やイメージに基づく高付加価値が見出だされる必要がある。それは主だった森林からの製品、木、材木において比較的難しい。つまり、環境にやさしい森林管理は製品の質に対してあまりプラスに働かない。だが、少なくともイメージを付与する(後述の「ラベル」の項目を参照)。遺産サイトにおける農産物や旅行商品は以下のような方法を通じてその生産地ゆえに付加価値をもたらすことが可能である。

- ■量より質の追求。
- 生産物の提供。
- サイトと製品を結びつけること。

農業の中心的なモデルは依然として生産的な農業にあるため、**量より質を追求すること**は、大抵の場合、農家の戦略に大きな変化を要求とする。農家が伝統農法に参加する場合でさえ、生産の単位あたりの価格の増加ではなく生産量増加(収量や耕作面積など)を通じて、利益を増やすよう農業の拡大政策によって扇動する。伝統的な生産物は十分な価格で市場に出される基準とは必ずしも合致しないので、往々にして質の改善にもかかってくる。

質の改善は、牧草で飼育される家畜の肉、果物や野菜の古い品種の生産、古い農家建築のロッジやホテルへの再生など、伝統的製品の再生を通じておこなわれることが多い。それは、現代的な技術(多くの場合、ハイテク技術を駆使したワイナリーは伝統的なものよりも均質なワイン生産を可能とする)や新たな製品も併用することができる。例えば、伝統的につくられてはいなかった場所だが、最適な気候の地域でのワイン生産やヨーロッパにおけるバイソンやダチョウ、カンガルーのような伝統的に飼いならされていない動物種を飼育することなどがある。

質の改善はマス・ツーリズムよりもむしろ、文化観光や農業観光を志向する。広く共有される考え方とは対照的に、マス・ツーリズムは社会的な観光のすべてではない。国際標準と結びついた多くのコストを回避できるので、文化観光や農業観光は実現可能なものとなる。サイトの経済的な持続可能性に貢献する高収入の稼ぎ手を魅きつけていく必要もある。

加工された農産物は地元の天然資源をもとにしたワインやチーズ、果物の砂糖漬け、ジャム、蜂蜜、名物料理、工芸品であったりする。こうした付加価値をもった資源は多くの農村部において見出だせる。しかし、加工された製品の産地は原産物の産地よりも簡単に特定しやすいので、遺産地域は製品からより多くの収入を生み出すためのイメージづくりに有利である(サイトと製品に結びつきおよびラベルに関する後述の内容を参照)。

観光における加工品の例は、宿泊や交通を含めた完全なツアー構成である。そうしたツアーが、観光バスではなく、ポルトガルのドウロ渓谷やドイツのライン渓谷中流の事例のように眺めの良い電車やボートでおこなわれる場合、より持続可能な輸送方式の利用という点でさらに有利になる。

**サイトに特化した農産物の販売**は商品とともに場のイメージの販売にもつながる。これは来訪者への直接販売を通じて、あるいは産地となる地域を示すキャンペーンの宣伝やパッケージを通じて可能となる。つまり、消費者は本来の質によ

りも、イメージに左右されて製品を買う傾向にあるということがよく知られている。農産物にとってのイメージとは伝統や都会の人の農村への起源、理想的な田舎などが該当する。イメージの販売は有名なワイン(サン・テミリオンやドウロのキンタスなど)で広くおこなわれている。アルト・ドウロ・ワイン生産地域では、段々畑はそこで生産されたポートワインのイメージに貢献するがために、部分的に維持されている。ワイン生産地域を世界遺産リストに記載する地元の運動は、一部には、イメージの付加価値を高め、結果的に製品の付加価値を高めるためになされた。

遺産地域における旅行商品は、基本的にサイトの特別の価 値に関係するものである(来訪、野外博物館、サイトを理解 するためのトレイル、史実に基づく興行、工芸品を販売する 店舗など)。しかし、多くの場合、これらはほかのビジネス を呼び寄せ、イメージやときにはサイトそのものの存在を劣 化させる。つまり、低品質なサイト関連の商品(記録が乏し いなかでの歴史的な復原、低品質の土産物など)やサイトと 関係がない副産物(ファストフードレストランや遊園地など) の出現である。サイトへの旅行者の活動がより高い付加価値 をもち、サイトの維持にも貢献するのに対して、こうしたど こにでもある活動はサイトそのものにほとんど収入をもたら さない。伝統的なデザインを用いた焼き物の人形、木製の彫 刻、木製の工芸品は観光客の需要を満たし、地元の工芸を維 持することにおいて、よりよい製品といえる。ガラパゴス諸 島におけるトレーニングコースではこうした点を支援するた め工芸品生産をおこなった。

遺産としての価値をもった農村部では、観光と農業は共存可能である。つまり、ワインツアーや畑での直売、ケータリング、宿泊については農業と旅行商品のいずれに対しても付加価値をもたらす。そして、経済的な収入を越えて、それらはその他のサイトにおける取組以上に良好なかたちで遺産管理者と来訪者のあいだの結びつきを生み出し、その後のサイトの尊重や普及につながる。食べ物は生活の中心に位置し、世界中の全人類の文化である。また、料理に関する遺産のコンセプトは地域開発における重要な課題の多くを具体化する。グローバルな画一化に対抗して、料理に関する遺産とその多様性を普及させるための地元の、そして国際的な動きが高まっている。例えば、「スローフード」、「ヨーロッパ料理遺産ネットワーク」は伝統的な食料品に関する新たな機会に焦点をあて、新たなビジネスアイデアを生み出し、また、地域の強みや料理の独特な特徴を普及させている。

ラベルは文化的景観の管理を支援するのにとても効果的なツールである。私的なラベルで、企業が所有する商業的なトレードマークとは異なり、生産者組織や政府、あるいは個々の組織によって付与される多くの種類のラベルがある。それは、製品(特に農産物)やサービス(観光を含む)のさまざまな質を保証する。つまり、原産地ラベルは決められた地理的な地域を保証し、生産プロセスに関するラベルは商品が決められた決まりに基づいて生産されたことを保証している。また、質に関するラベルは試験を通じて決められた結果(味など)を保証している。さらに、環境ラベルは商品が決められた環境要件(天然資源の持続可能な利用や限られた汚染度合いなど)を満たしていることを保証している。また、倫理ラベルは労働者や関係者の権利を普及させることを支援していることを保証するものである。





リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群 (メキシコ) ©Saúl Alcántara Onofre

# リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群 (メキシコ):生産に関する遺産の景観

リュウゼツランの文化的景観は、テキーラの村とロス・グ アチクモントンのアマティタンおよびテノチティトランの考 古学ゾーンの範囲で構成され、テキーラ火山と狭隘な谷を形 成するリオ・グランデ・デ・サンチアゴ川の斜面によって 境界が定められる地域である。その景観は独特である。林立 する膨れあがった葉とともに数千のリュウゼツラン(Agave tequilana Weber azul) の青い色合いの光の効果は、平地や 丘陵、斜面、渓谷に立地することなどの地域の地形や資産の 広さに対応しており、そのなかには、近隣の村に立地する考 古学的遺跡と歴史的なモニュメントも含まれている。プレヒ スパニック時代および総督時代以降、テキーラ醸造と同様に リュウゼツラン栽培の技術や手法も進化している。リュウゼ ツランを植える道具であるコアはプレヒスパニック時代に起 源がある。また、リュウゼツラン農家や家畜 (hijuelos) に よる間引きやプランテーション、収穫に向けたリュウゼツラ ン (magueys) の成長、収穫や葉のカット、リュウゼツラン (mezcal) 先端部の使用、テキーラの再蒸留は総督時代に導 入された。

建築遺産としては、テキーラのブランデー醸造に関する先祖由来の技術や方法とともに、16世紀以来の古代の蒸留酒製造所と農園が残り、それらの型式はワインや酒類を醸造するほかの産業とは異なっている。18世紀には酒場と農園とが合わさるかたちで開発がはじまり、主だったものは19世紀になってからおこなわれた。

テキーラの醸造には多くの水とオークの木材を必要とし、それらはテキーラ火山の麓にある森林から運ばれてくる。住民は木材や燃料資源の手入れをおこない、それこそが、オークの低木(Quercus microphylla) やビャクシン属の常緑樹

(Juniperus flaccida)、多くの自然や文化に関する重要性をもった地域固有の在来植物(mezquite (Prosopis juliflora))、サクイクイ (Ceiba aesculifolia)、コーパル (Bursera laxiflora)、サビノ(Taxodium mucronatum)(メソ・アメリカ世界における聖なる木)とともに、オーク (Quercus castanea) の森が残っている理由である。

メキシコ国内ではイダルゴ州、トラスカラ州、プエブラ州、ユカタン州、オアハカ州に類似する場所が存在し、メキシコ国外にも南アフリカに類似する場所がある。しかし、そうした地域では、テキーラやアマティトラン谷の事例のような継続する古代の文化とは結びつかないため、作物は地域特有の特徴をもった文化的景観を生み出さない。テキーラやアマティトラン谷の場合は、2,000年以上継続する景観であり、農業的、地理的な継続性を代表する景観であり、リュウゼツランの作物や搾取によって生み出される応用技術や習慣が残されている景観でもある。

こうした理由で、一連の連邦法および州・郡の法律がこの サイトを守っている。国立人類学歴史学研究所および国立芸 術研究所(INAH-INBA)が所管する考古学的・芸術的・歴史 的な記念物および区域に関する連邦法(1972 年制定)や、自 然遺産保護のために連邦政府および州政府が所管する環境保 護および生態学的なバランスに関する連邦法によって、考古 学的な痕跡と同様に芸術的な歴史的建物も保護されている。

土地やリュウゼツラン文化の現在の特徴はテキーラの保護 の技術や先祖由来の方法によって保護されてきており、歴史 的価値や芸術的価値、生態学的価値をもった文化的景観の保 存を可能にしている。

Saúl Alcántara Onofre

# 世界各地の地理および質に関するラベル例

### 原産地名称保護制度(PDO)

ヨーロッパ:サン・テミリオン、ボルドー、シャンパーニュ、ブルゴーニュの各ワイン(フランス)/ポート(ポルト)、ドウロの各ワイン(ポルトガル)/シェリー、リオハの各ワイン(スペイン)/トカイ・アスワイン(ハンガリー)/シャンティワイン(イタリア)/ボーフォール、コンテ、ロックフォールの各チーズ(フランス)/パルマハム(イタリア)

# 他国の生産物に対して欧州委員会から与えられた PDO

コロンビアコーヒー

### その他

ダージリンティー (インド) /バスマティ米 (インド) /ナパヴァレーワイン (アメリカ) /アルガンオイル (モロッコ) /アンティグアコーヒー (グアテマラ) /ロドリゲス蜂蜜 (モーリシャス) /ギニアパイナップル、テキーラ (メキシコ)

景観管理に最も直接的に関連するラベルは、原産地ラベルと環境ラベルである。しかし、こうしたさまざまなラベルによって保証される質はすべて幾分の景観の質とのつながりをもっており、こうしたラベルを通じた認知が製品に付加価値をもたらし、サイトの持続に貢献する。ラベルのなかには、特に、一方に原産地、生産プロセス、質のラベル、もう一方に環境、倫理ラベルというように、すでに結びつけられているものも往々にして存在する。同じサイトにおけるこうしたラベルのより大きな結びつき、あるいは同じラベルにより多くの必要要件を含むことは、サイト管理をさらに首尾一貫したものとすることに役立つ。

森林において、環境ラベルが登場している(森林管理協議 会や汎ヨーロッパ森林認証など)。しかし、それらはまだほ とんど知られていない。農産物では、環境ラベル(有機農業 など)や倫理ラベル (フェアトレード)、さらに最も作成さ れているものとして地理あるいは質に関するラベルがある。 後者のなかには、最も権威があるものとして、ラテンヨーロッ パの国々において主導されている原産地の保護登録制度があ る。フランスにはアペラシオン・ドリジーヌ・コントロレ (AOC)、イタリアにはデノミナツィオーネ・ディ・オリージ ネ・コントロッラータ (DOC)、またスペインやポルトガル にもある。これらは原産地名称保護制度(PDO)としてヨーロッ パのラベルへと広がっている。また、類似するラベルは世界 中で生み出されている。こうしたラベルは高品質を保証する とともに、定義に基づき、原産地と場所を結びつける。環境 や景観に関する多くの積極的な影響を含め、より多くの必要 要件がそうした仕様には含まれる。例えば、すでにチーズ生 産(フランス・アルプスにおけるビューフォートなど)の事 例などがあり、それは貯蔵牧草を使わず、牧草地の維持を普 及させるものである。もうひとつの原産地を保証するラベル はいくつかの国立公園(チンクエテッレなど)や地域公園(フランス、イタリアなど)が製品に与えるブランドである。世界遺産のラベルも同様にフィリピン・コルディリェーラで生産されたコメやエルチェの椰子園で生産されたナツメヤシの実、あるいはピニャーレスで生産されたタバコのような生産物を普及させるために使われ、サイト管理から収入を得ることに役立つ。

### b) サイト管理にサイトの取組からの収入を向けること

管理者が収入を上げ、サイト維持のための取組から生み出される収入を維持する方法を見出だすことは必要不可欠である。そのためには2つの方法がある。ひとつは、公的、私的を問わず、サイト維持の意識がある管理者が収入を得る経営者になることであり、もうひとつは、経営者が管理者に収入の一部を配分することである。前者の状況は材木や農産物の場合に見られ、生産物は管理者(森林経営者や農家)に直接資金として戻ってくる。それは「受益者負担」の観光地経営(庭園、考古学的遺跡、歴史的ホテルなど)の場合にもあてはまる。

観光の副産物(ツアー、ホテル、B&B、レストラン、店舗など) は2番目のカテゴリーに該当する。こうした活動は遺産管理 者でないが、往々にして地域社会の一部を構成する人びとに よっておこなわれるとき、例えば農家が農家建築において宿 泊を提供するといったときには、サイト管理への資金的な貢 献は間接的なものとなる。こうした活動からの利益はコミュ ニティによって税金としてある程度は回収される。そうした 事例は、ツアー事業者や店舗、レストランが税を払う必要が ある場所や、基金がサイト管理に投入されている場所(クロ アチアなど)に存在する。しかし、地元、地域、国のいずれ であろうと、管理協定次第では、遺伝資源や集水農業などと 同じように観光客からの収入や料金は共通の資金となる。特 定の目的のための基金や比例配分は収支の差を少なくしうる 政策の選択肢であり、保護地域がそこで生み出される収入を 維持することを可能にするものである。保護トラストは受け 皿となる可能性がある。

保護地域において、観光のような商業的な活動を運営する個々の会社が設立されることは、配当が収入の流れをもたらす配当を容易にするとともに、投資資本の上昇や農村部における投資、プライベートセクターの支援強化、資金貸付の改善を可能にする。共同ベンチャー企業と地元の協力は実現可能なモデルである。

受け入れやすい政策は「受益者負担」であり、近年、来訪者にサイトへの入場料を徴収することを求めている。入場料収入がサイトやサイト設備の維持・更新のために使われていると知った場合、この貢献は観光客に受け入れられやすくなる。実際、ほかのサービスの支払いと一緒にそれを求められた場合には一層受け入れられやすくなる。例えば、スキーリゾートにおいて、スキーリフト代の一部がスキーヤーの見ている景観の一部をなす滑走路や山岳牧草地の維持に使われることである。数年前まで自由に滑ることができたクロスカントリースキーのトレイルでさえ、現在ではバスが必要である。それはスキーリフトのバスよりも安いものの、森林や小道を維持することに十分に役立つ。チンクエ・テッレ国立公園では、海岸の主要な道にアクセスするための電車チケットと結

びつけた観光パスがある。人間の農業活動によって一変してしまった場所でさえ、自然に対しては自由にアクセスできるべきだと多くの人びとが考え、また前者の場所では生産物の販売を通じてのみ資金を得るべきだと考えるとき、こうした「受益者負担」政策は論議を醸し出す。最も受け入れられやすい折衷案は歩行以外の動力によるアクセス(駐車場、車でのアクセス、電車、スキーリフト、ボートなど)に対してのみ課金することである。

参考文献等

FAO 世界重要農業遺産システム (GIAHS)

www.fao.org/sd/giahs

森林管理協議会 (FSC)

www.fsc.org

国際フェアトレードラベル機構 (FLO)

www.fairtrade.net

国際エコツーリズム協会(TIES)

www.ecotourism.org

スローフード協会

www.slowfood.com

ヨーロッパ料理遺産ネットワーク

www.culinary-heritage.com

欧州認定証

http://ec.europa.eu/agriculture/foodqual/quali\_en.htm (描語)

http://ec.europa.eu/agriculture/foodqual/quali\_fr.htm (仏語)

フランス国立原産地名称研究所 (INAO、公式にはアペラシオン・ドリジーヌ・コントロレ)

www.inao.gouv.fr

US National Park Service, 2007. Conservation Study Institute, *Conservation Begins with People, An Atlas of Places, People and Handmade Products*.

www.nps.gov/csi

Diamant, Rolf, Nora J. Mitchell and Jeffery Roberts, 2007. *Place-based and Traditional Products and the Preservation of Working Cultural Landscapes, CRM: The Journal of Heritage Stewardship*, vol. 4, no. 1, National Park Service, Washington, DC, pp. 6-18.

本論文は生きている文化的景観が直面する課題を示し、 地元の土地に関する行為の持続可能性を高める戦略を 検討している。

Dömpke, Stephan and Michael Succow (eds.), 1998. Cultural Landscapes and Nature Conservation in Northern Eurasia. Proceedings of the Wörlitz Symposium, 20-30 March 1998. Bonn, Naturschutzbund Deutschland (NABLI)

本号は文化的景観保護に関する国際的な取組やヨーロッパにおける文化的景観の持続可能な発展、伝統文化の保護、さらには文化的景観に関するプログラムの実施に関連する50人の執筆者がいる。

Marchese, Salvatore, 2006. *Cinque Terre: Aromas and flavours from a man-made Park*, Cinque Terre National Park, Riomaggiore.

料理レシピに関する本号はチンクエ・テッレの文化的 景観に関する重要な料理遺産について検討している。 Nozawa, Cristi, Melissa Malingan, Anabelle Plantilla and Ong Je- el, 2008. "Evolving culture, evolving landscapes: The Philippine rice terraces", in Amend, Thora, Jessica Brown, Ashish Kothari, Adrian Phillipsand Sue Stolton (eds.), Values of Protected Landscapes and Seascapes: 1. Protected Landscapes and Agrobiodiversity Values, Gland (Switzerland), and Cambridge (UK), IUCN, pp 71-93.

### 外部収入:ほかの資金源

## 公的基金

政治目的や経済目的による農業補助金(田舎に人が住み続 けること、輸出を支援することなど)はよく知られており、 ヨーロッパや北アメリカにおける耕作景観に対して影響を もっている一方で、環境や景観保全を直接的な目的にした補 助金の歴史は短い。農家は伝統的に不本意ながら「景観の園 芸家」となっており、食料生産よりも立派な仕事はないと考 えている。しかし、こうした態度は徐々に変わってきており、 新たな世代は自分たちがものの生産者であるのと同じよう に、サービスの生産者であることを認めている。環境補助金 を選ぶもうひとつの要因は、世界貿易機関の文脈における生 産補助金に対する国際的な圧力である。エーランド島南部(ス ウェーデン) の事例研究が示すように、こうした変化は特に 欧州連合(EU)の共通農業政策(CAP)において顕在化して いる。家屋修理、新たな技術のトレーニング、オーラルヒス トリーやアーカイブ記録、失業給付のような、農村活動に対 するその他の資金源は文化的景観の遺産としての特徴の維持 に使われる。

資金拠出のマッチングはいくつかの公的な保存地区でも有名である。政府は開発に対する資本金を拠出し、特定の目的のために寄付する民間資金とマッチングさせる。開発が明らかにうまくいき、世界遺産登録が地域における経済活動や繁栄を後押しする場合、開発が経済的に実行可能であると証明されるにつれて政府はほかの資金を後押しする。それを通じて、遺産管理者は、経済的に生み出すものがほとんどない、保護のための取組などに対して、定期的に支出される資金を割り当てることができる。

# 民間の資金源

プログラムの提案に対する資金調達のための手法はキャパシティビルディングや持続可能性という点で極めて実践的な例である。その可能性には以下のようなものが含まれる。

- 保護トラストの設立: これらは信託基金を運用する非営利かつ透明性の高い仕組みとして提供される。観光収入の受け入れ側、自然に対する債務交換、認定された「グリーン」ビジネスのバートナーからの資金も拠出される。
- 資金収集を奨励する法律改正:営利目的のバートナーシップ、慈善目的の税制優遇措置、エネルギーセクターからの寄付に基づく特別保護地区に関する基金の創設。
- 特に緩衝地帯における小規模事業に対するプライベート セクターの投資。生物資源の持続可能な利用と生物多様 性の保全に基づくものであり、伝統的な薬への土着植物 やブッシュ・タッカーなどの利用から生じる利益の公平

な配分を確実なものとする。

■ スポンサーによるサイトの修理は高い割合をもつ主要な収入源である。例えば、旅行会社のなかには自分たちの役割を宣伝する見返りに世界遺産地域における特別な保護プログラムを支援する会社もある。

政府はインフラ建設のために1年~5年の資本金を寄付し、例えば、博物館やインタープリテーションの拠点、バックバッカーの宿泊施設/ユースホステル、歩道、歴史的建造物の再生などのような、地元の管理者が定期的あるいは運営上の支出のための資金調達を可能とする。このことにより、一度限りの資本支出と運営上の費用のための資金のあいだの調整を図る。

### 参考文献等

以下の文献にはいくつかの素晴らしい考えが示されている。

Proceedings of the Conference on Culture Counts: Financing, Resources and Economics of Culture in Sustainable Development, Firenze, October 1999.

http://www.worldbank.org/csd

Mc Neely, Jeffrey A. 2000. *Sustainable Use and In Situ Conservation*, paper to CONNECT World Heritage Action Programme meeting, Paris, April 2000.

Millennium Ecosystem Assessment, 2003. *Ecosystems and Human Well-being: A Framework for Assessment*, Island Press, World Resources Institute, Washington, DC. 本報告はミレニアム生態系評価が生態系変化と人間の福利の関係性を提示するうえでの概念的アプローチ、方法論的アプローチについて検討している。

# キャパシティビルディング:専門家育成と トレーニング

文化的景観管理のために多様な技術が必要とされることは 事例研究から明らかである。いくらかの一般的な管理や計画 に関する技術が適用可能であり、組織、資金に関する技術な ど、サイト管理のすべての領域において必要とされる。ほか の専門的な技術は文化的景観の自然、文化、社会に関する特 徴次第で必要とされてくる。こうした技術のなかには、「組 織内」、つまり管理機関のスタッフや地元住民によって使わ れるものもある。その一方で、専門的知見に基づいてアドバ イスを提供するコンサルタントによって適用されるものもあ る。

一部の文化的景観では、地元の文化的知識を維持することが重要な取組である。その課題は資産が有する顕著な普遍的価値の保護を確実にするために、伝統的で文化的な知識を地元の管理システムに統合していくことである。トレーニングは文化的に適切なものである。このことは、1999年にケニアで開催された文化的景観に関するアフリカの専門家会合で理解された。一方で、2001年にエジプトで開催されたアラブ地域の砂漠景観とオアシスシステムに関する専門家会合では、地域的な能力と文化的景観概念の理解を高め、景観に関する計画と管理についての専門性を強化するために、特別な

トレーニングプログラムが必要であるということが示された。

トレーニングプログラムを通じて地元の知識を再生させる ために、もともとの環境(知識が継承されてきた場所や方法、 地元の知識が機能してきた状況とその理由、そうした知識の 利点と限界の内容)から学んでいく必要がある。しかし、す でに解体されてしまった伝統的な社会的環境や文化は再創造 できず、似たようなシステムだけが新たに生み出される可能 性がある。ここでの課題は、博物館で伝統を保存することや 景観を化石化した野外博物館に戻すことではなく、再生を可 能とする新たなすがたや別のすがたを生み出すことである。 博物館において、地元の知識は滅多に使われず、集合的記憶 や文化的記憶の一部、さらに悪い場合には牧歌的で文化的な 遺物となってしまう。古い知識が再発見され、地元の知識の 現存する形態が再評価された際に、そうした知識の再生がな される。これは、カスビのブガンダ王国歴代国王の墓(ウガ ンダ) における修理プログラムやスウェーデン群島の漁業に 関する持続可能な発展政策、さらにはオーストラリアのウル ル-カタ・ジュタにおける植生管理に関する火災の先住民知 識のなかで強調されてきた。

農村部においては、若者のトレーニングおよびキャパシティビルディングの強化は生命線であり、常に地域の資源について検討していく必要がある(スクルの文化的景観(ナイジェリア)の事例参照)。

安定的で持続可能な将来のために、短期プロジェクトの成功とともに、すでになされてきた取組を強化し、併行して遺産の修理、記録、普及を進めるための多様な技術に関するトレーニングが必要である。

実践的なフィールドプログラムは、ノルウェー(景観維持についての農家対象のトレーニング)や英国 (イングリッシュヘリテージと連携した農業省プログラム)、フランス(農業省)においてのように、政府機関によって提供されている。そして、欧州連合(EU)の「Leader +」は農村社会における地元住民の知識の養成を目的とした新たなコミュニティイニシアティブである。それは、都市支配の脅威のなかで農村遺産を維持・強化することを支援するため、農村経済の基礎サービスの供給において不可欠のステップとして考えられる。質の高い生産物を強化し(3.4 参照)、環境保全型生産手法を利用する EU のトレーニングイニシアティブは農業活動に参加する人びとに対して提供されてきた。

ICOMOS は長年、庭園に関する専門家委員会を組織し、文化的景観の保護を主張してきた。歴史的庭園および文化的景観の保護に関するトレーニングはこうした取組に含まれる。

ICCROM、文化財保存修復研究国際センターは 1956 年に UNESCO によって設立された政府間機関であり、イタリアのローマに所在する。そして、調査、記録、技術支援、トレーニングや意識啓発を通じて、有形の文化遺産のすべての形態(考古学的遺跡を通じたものから建築的なモニュメント、歴史的都市や景観に至るまで)の保護に関する状況強化を主な仕事としている。ICCROM は世界遺産委員会によってトレーニングに関する重要なパートナーとして位置づけられている。「グローバル・トレーニング・ストラテジー」は 2000 年

# スクルの文化的景観(ナイジェリア): 若者の参加

世界遺産に登録された段々畑の景観に関する有形の重要な特徴は数世紀にわたってほとんど変えられてこなかった。それを維持する方法は、儀式によって維持されるものの形態や技術に関する伝統を残すことである。首長 (Hidi) やほかの利害関係者と協働する先住スクル開発協会や国立博物館・モニュメント委員会は首長 (ヒデ) に対する毎年の共同の労働奉仕としておこなった野外の王宮の参加型復原に参加した。都市に住む若者は先住民の急速な高齢化を補完するため、毎年の伝統的祭礼のあいだ、実家に戻ることが奨励されている。

に世界遺産委員会において承認された。「土地および都市に関する統合的な保全プログラム」(土地管理カリキュラム)を通じて、ICCROM は、1999年のチンクエ・テッレにおける事例のように世界遺産リストに記載された文化的景観の計画に関するトレーニングプログラムを実施してきた。それ以来、登録された資産の管理計画を策定している地域のパートナーに対して技術的なアドバイスを提供する機会が継続している。



# 文化的景観管理技術に関する トレーニングカリキュラム

遺産価値をともなう景観の管理に焦点をあてたトレーニングには協働的、統合的、学際的、包括的なアプローチが必要である。そこでは重要な利害関係者、特に地域社会の把握、参加、強化を進めていくことが必要である。

# トレーニングの主題

- 管理者の仕事における理論的基礎や概念的基礎。
- 目録作成および自身の文脈を理解している地域社会 と協働する重要性について分析、調査することを通 じて、自然遺産、文化遺産(有形/無形)を特定す る方法の活用。
- 協働におけるリーダーシップやファシリテーション、対立事項の解決を含む参加型で統合的な計画作成と管理に関する多様な方法と技術の実施。
- 伝統的経済と創造的な経済の将来に関する適切な方 法の発見。
- 関連する戦略と技術、例えば環境資源や天然資源に 関する計画策定。
- 管理の効果、モニタリング評価の手法と作業プログラムやアクションプランの組織に関するツールおよび方法。

# 意識啓発

- 文化的景観に関する考え方の多様性。哲学的および 概念的な課題。
- 学際的な知識の必要性。
- 地元の人びと、利用者や来訪者のビジョンを特定し、 共有のビジョンを生み出す必要性。
- 比較の枠組みの必要性。グッドプラクティスに関す

る経験共有。景観管理に関する国際的な見地における管理者の仕事の位置づけ。

Katri Lisitzin

# 関連するコースとトレーニング組織

参加可能なトレーニングコースの膨大な数がある ため、詳細および参加の必要条件についてはウェ ブサイトで検索することが必要である。

International Directory on Training in Conservation of Cultural Heritage (ICCROM) 参照。

www.iccrom.org

問い合わせ先: contact training@iccrom.org 特に土地の管理に関するコース。

International Centre for Protected Landscapes(英国・ウェールズ)

Distance learning course in Protected Landscape Management

http://www.protected-landscapes.org/

International Centre for Mediterranean Cultural Landscapes(イタリア・チレント国立公園)

http://www.parks.it/parco.nazionale.cilento/Eindex.html

Albert, Marie Theres, Roland Bernecker, Diego Guitierrez Perez, Nalini Thakur, and Zhang Nairen (eds.) 2007. *Training Strategies for World Heritage Management*, Bonn.

以下のウェブサイトを参照。

http://giga.cps.unizar.es~amuniz/MUMA,documents/ TrainingStragiesForHeritage Management.pdf 「伝統的」景観の管理に関するトレーニングは特別な指導方法が必要である。そうしたなかには、年長者から伝統様式について学ぶことや伝統的なシステムに関する生態学的基盤や文化的基盤について理解すること、新たな技術の使い方を学ぶこと、さらには景観と結びつくコミュニティのなかでの管理能力の育成などが含まれる。

文化的景観の管理者のトレーニングは景観や生きている農業の維持に関する共通する課題や観光開発の管理、コミュニティの参加、遺産の管理に関する扱い方を身につける必要がある。こうした課題は難しく、継承される遺産の価値の保護と生きているコミュニティの維持や生み出される収入の維持のあいだのバランスをとる必要がある。遺産管理者の目標はこうしたすべての課題をコーディネートしていくことにある。

世界遺産に特化したプログラムは、コットブス (ドイツ)、ダブリン (アイルランド)、東京 (日本)、北京 (中国) を含む、さまざまな大学に設けられている。モントリオール (カナダ)のように、さまざまな大学で景観および環境デザインに関するプログラムもある。

# 参考文献等

以下のウェブサイトを参照。

www.iccrom.org

www.icomos.org

www.iucn.org

ICOMOS Guidelines on Education and Training in the Conservation of Monuments, Ensembles and Sites (Sri Lanka, 1993).

Brown, Jessica, Nora Mitchell, and Michael Beresford (eds.), 2005. *The Protected Landscape Approach: Linking Nature, Culture and Community*, Gland (Switzerland) and Cambridge (UK), IUCN.

Cultural Landscapes: the Challenges of Conservation.
World Heritage 2002. Shared Legacy, Common
Responsibility. Associated Workshops, 11-12 November
2002, Ferrara, Italy, World Heritage papers 7. Paris,
UNESCO World Heritage Centre 2003.

Bulletin: Chaire en paysage et environnement / Newsletter: Chair in Landscape and Environmental Design.

http://www.paysage.umontreal.ca

# 農村における伝統的慣行に関して 文化的景観の管理者に生じる課題

「伝統的な景観」は、土地利用やそれが生み出す食べ物や性質、集落形式や建物の種類のような特徴が、長い間機能してきた自然環境との関係性を通じて進化してきたもののひとつである。長年(数世紀)にわたる伝統的な利用パターンの継続は、人間の生活を支える持続可能な方法で自然環境が利用されてきていることを示している。そして、それはたとえ経済的に高価でなくとも、受容可能なレベルの範囲内にある。

技術もおそらく伝統的であるが、もしそれが人びと の居住利用のなかでバランスが崩壊していないとすれ ば、新たな道具や方法が導入されている可能性が高い。 そのバランスも社会構造の形態次第である。それは、 例えば、フィリピン・コルディリェーラの山岳棚田に おいてのように、狩りや灌漑をいつはじめるべきかを 決める首長の認識であったり、あるいは女性が日々の 維持のための仕事を実施することができる家族構成で あったりする。多くの国において、口承や文字、ある いは「法廷」や「議会」の形式による慣習「法」は土 地所有、権利、慣行、相続のような問題を包括するた めに進化してきた可能性が高い。こうした景観の管理 者は多くの地域や農村に住む住民のおこないや習慣、 信念など、国家の方向性とは異なる文化をもっている ことを認識する必要がある。もし地域的な文化が価値 調査および管理の施策や戦略を通じて認められないの であれば、管理は失敗する。これはヨーロッパにおけ る農村地域の多くにあてはまる。人類学的な知識は、 地域文化に対する理解と記録を必要としている。

伝統的な景観は、低木や水辺の植物相、森林や牧草 地、耕作地、独特の土地の形態やパターン、灌漑や狩 猟のような管理体制、あるいはバナキュラーな建物に 使う地元の材料の利用によって特徴づけられる。例え ば、狩猟景観におけるオオカミやクマ(王室狩猟地で ある南イングランドのニューフォレスト出身の人間 も)、さらには農業景観における「雑草」などのように、 景観の機能は選択的にいくつかの種を除外したものか もしれない。一方で、そこにある土地利用の伝統的な 形式は生物多様性を高く維持している可能性がある。 例えば、伝統的に羊が放牧されたコース・メリュイ (フ ランス) は豊かな高山植物群のなかに 30 種類のラン を含んでいる。オーストラリアのウルル周辺や熱帯の 低木、あるいは数千年間にわたる人間の居住による亜 熱帯の森のように、「伝統的な景観」はとても古い可 能性がある。あるいは比較的新しいものだが、イング ランド中部における生垣の「伝統的な景観」は、わず か約200年前(世界各地で植民地時代だった)に議員 立法によって生み出されたものである。

Peter Fowler

3

# 文化的景観管理に 共通する課題



カディーシャ渓谷(聖なる谷)と神のスギの森(ホルシュ・アルツ・エル - ラーブ) (レバノン) ©UNESCO / Anna Sidorenko

# はじめに

サイトの管理において検討される政策は、文化的景観管理におけるそれぞれの段階で議論されてきた。しかし、前章で示された事例研究からは、文化的景観の管理には特に重要ないくつかの課題が存在しており、そうした課題解決のためには価値を維持するための施策が必要で、それは価値の重要性を理解することで引き出されることがわかる。文化的景観のカテゴリーやそれぞれの場における社会経済的環境によって仔細な点やその合致する程度は異なるが、こうした課題は多くの世界遺産の景観管理において生じると考えられる。そこで、本章では以下の問題を検討する。

- 1. 文化的景観の世界遺産としての価値や社会的な価値に関する意識不足や一般教育の不足。
- 2. 世界遺産の文化的景観に対する取組について、特定のサイトに限ったトレーニングの必要性。これは、場が有するすべての価値の適切な管理を確実に進めるために重要である。
- 3. 顕著な普遍的価値を維持しながら、景観における変化の許容可能な程度およびそれを確実に実行するために用いることができる技術を規定した農林業施策の実施。
- 4. 顕著な普遍的価値に深刻な影響を与えることなく、景 観の評価や来訪者のアクセスの継続を実行するための 観光管理。
- 5. 文化的景観の価値を維持するための取組について、経済的な実現を担保するための「受益者負担」の概念やほかの外部収入を含む資金源の検討。
- 6. 設計された景観における不可欠な要素を管理し、新たな要素(建物、構造物、土塁、農園等)や利用法を取り入れていくことを可能にするための景観保護手法や新たな技術を生み出すこと。
- 7. 世界遺産に登録された文化的景観の完全性に対して影響をおよぼしたり、脅威となるサイト外部の開発やプロセス、出来事による影響に対処すること。
- 8. 特に景観の関連する価値がコミュニティ内部に存在する地域において、文化的景観の遺産としての価値を維持しているコミュニティを支援すること。

こうした問題は景観の開発や変化によって引き起こされる。そして、脅威となったり価値のある景観や介入の受容可能な度合いを把握すること、伝統的な景観を管理すること、新たな景観をつくり出すことなどについては、近年の現象として世界各地で検討されてきた。

# 参考文献等

Green, B., and W. Voss, 2000. Threatened Landscapes:

Conserving Cultural Environments, London and New York, Spon Press.

Addison, Alonso C. (ed.), 2007. *Disappearing World. The Earth Most Extraordinary and Most Endangered Places*, London, Collins.

Leservoisier, Christophe, and Bertrand Carrier, 2006.

Tourism and Deserts: A Practical Guide to Managing the
Social and Environmental Impacts in the Desert Recreation
Sector, Paris, United Nations Environment Programme.

Lockwood, Michael, Graeme L. Worboys and Ashish Kothari (eds.), 2006. *Managing Protected Areas: A Global Guide*, London, Earthscan Publications Ltd.

ひとつには、施策の種別によって最も共通する課題をカテ ゴリー化し、それらを、すでに世界遺産リストに記載されて いたり、あるいは各国の世界遺産暫定リストに含まれたりす る文化的景観の事例につなげていくといったことがありう る。農林業に関する課題は、レドニツェ・ヴァルティツェ(チェ コ) の設計された景観やキューバのコーヒー農園のように継 続している景観、残存している景観において生じる。また、 保護と修復はデッサウ・ヴェルリッツ(ドイツ)の設計され た文化的景観やセント・キルダ(英国)を含む多くの化石景 観・考古学的景観において見出だされる。無形遺産の問題は ミジケンダの聖なるカヤの森林(ケニア)の継続する景観や トンガリロ(ニュージーランド)の関連する文化的景観にお いて例示され、また教育や意識啓発の問題はブレナヴォン(英 国)の残存する産業景観によって示される。観光やレクリエー ションがウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア) やアマルフィ海岸(イタリア)における重要な課題である一 方で、社会的な支援は特にスクル(ナイジェリア)の継続す る景観やチレント国立公園(イタリア)に深く関連している。 環境への影響やインフラのような外在的影響はホルトバージ 国立公園 (ハンガリー) やロワール渓谷 (フランス) において、 また人的災害や自然災害はクルシュー砂州(リトアニア/ロ シア)やバムとその文化的景観(イラン)において見られる。 連続性や境界、緩衝地帯の問題はペルデュ山(フランス/ス ペイン) やサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道にお いて生じ、後者は現在フランスとスペインの異なる3つの資 産として登録されている。

景観が自然的価値、文化的価値の両面を有し、両者を合わせて考えねばならない一方で、表は価値を保護するために必要とされうる施策の幅がサイトのカテゴリーによって異なるということを示している。しかし、第2節で検討するように、すべての施策は世界遺産に登録された文化的景観で示される遺産の価値に対する重要性の言明と関連しなければならない。こうした価値は管理の将来像やサイトの目標を強化するものでもある。どのタイプの施策が景観のカテゴリーに適応するのかを分類することは比較的簡単である。施策は顕著な普遍的価値を有する景観構成要素を位置づけるのに必要である。顕著な普遍的価値には例えば以下のようなものがある。

■ 自然要素:その美しさが観光客を魅了する絶景。

- 地元住民のあいだで生きている文化と景観の関係。
- 現時点で、また 2,000 年の時間幅での資源の持続可能な利用。

すべての施策は受容可能な変化の度合いという文脈での脆弱性の調査を取り巻くように存在している。問題は、「21世紀という時代には、価値が失われ、意味が変化する以前に顕著な普遍的重要性を有する景観に介入することがどの程度許容されるべきか」ということである。

# 教育と参加を通じた意識向上

人びとが環境に関する問題と遺産の価値に気づき、自らの地域や場について問題が生じるとき、世界遺産の景観の管理に必要不可欠な組織や機関は景観の顕著な普遍的価値に関する情報を提供する。来訪者や外国人旅行者に対して情報提供をおこなう以前に、取組を地元社会とともにはじめていくことは極めて重要である。

管理によって文化的景観に関する魅力的な情報が提供されるならば、来訪者が自分たちにとって興味のあることを学び、訪問することに楽しみを感じることで保護の継続的な支援へとつながってくるだろう。加えて、サイトに対しての適切な情報を得ることで、訪問しなくとも適切な管理を支援してくれる人びとも多く存在するだろう。世界遺産は多くのメディア(旅行雑誌、本、ビデオ、テレビドキュメンタリー、映画)にとっても魅力的であり、よく知られているトピックである。例えば開発圧力や継承のための資源不足によって遺産の価値が脅威に晒されたとき、場の価値を保護するための著名なコミュニティ支援は往々にして政治的な支援へと転換される。

管理における情報提供機能は3種類の異なる場所や方法で計画され、一般の人びとに提供される。まず、サイトから離れた場所であり、一般に、特定の世界遺産に興味のある人びとの暮らす地域である。それらは宣伝のほか報道やテレビにおける記事、サイトのウェブサイトや印刷された情報を通じて配信される。場について情報を得た結果、一部の人びとは訪れたくなったり、保護・管理に対する政治的支援や資金的支援をしたくなる。

次は、サイトの入口であり、来訪者が、自分たちが何を見ることができるかを知りたくなる場所であり、また空間配置を紹介され、その重要性についても学ぶ場所である。サイトにおいて情報を提供する小規模の建物は安いコストで同じ機能を有しているかもしれないが、こうしたものはいわゆるビジターセンターの役割を果たす。

そして3番目は、来訪者が景観やその要素の前で目にしているものについて説明される場所である。多くのサイトがガイドツアーをおこなっており、来訪者が最も楽しいと感じるインタープリテーションのかたちを見出だしている一方で、パンフレットやブックレットを使ったセルフガイドツアーもおこなわれており、大抵のサイトではサインをつけるなどのいくつかの手法がとられている。配慮が行き届いた計画とデザインは来訪客のニーズに合致した内容を提供するために必要であり、それは視覚的に不調和をきたさない景観に適ったサインとして表現されるべきである。

提供される情報がそのままのかたちで来訪者の求めるニーズに適っている場合には、管理をする側が来訪者に伝えたいメッセージを発信することが重要である。こうしたメッセージは価値にはほとんど関係ないとはいえ重要なことであったり、当該エリアで過ごすのに必要な行動や地域経済における当該エリアの貢献に関するものであるかもしれない。これは前章のキャバシティビルディングについて扱った第4段階において取り上げられたことである。

管理をする側は、来訪者がサイトを離れる際に来訪者がサイトを楽しんだかどうか、特にサイトや遺産の価値に対して肯定的で積極的な態度をもってもらえたかどうかを確かめるために実施する調査についても検討する必要がある。こうした調査によって来訪者の満足度を測ることができ、また、時間にとらわれずに追跡することも可能である。また、管理をする側の取組の指標としても利用できる。コミュニケーション戦略は管理計画の一部であるべきである。それは来訪者に対してサイトの情報を発信する戦略であり、外部とのコミュニケーションやマーケティングに関するあらゆる面を包含するものである。

世界遺産条約は、遺産に関わる人びとに対する感謝と敬意を深めるため、教育プログラムや情報プログラムに関する組織の設置を締約国に求めている。こうしたプログラムの対象には、遺産管理者や住民、サイトへの来訪者、学校、一般の人びとなどが含まれる。報道やメディアを通じて集中的におこなわれるプログラムや World Heritage Day(世界遺産の日)の普及、あるいは関係する地域に所在する世界遺産の管理計画策定時の議論にさまざまな人びとが参加することによって、世界遺産の価値に関する地方や国の政治的関心は、高まっていく。フィリピンの棚田の事例研究は、多様なコミュニティの意識が景観の顕著な価値に向けられる必要性について示している。

多くのサイトは教育プログラムや展示、ガイドツアーを通じて資産に見出だされる価値のインタープリテーションを提供するビジターセンターが存在する。バンフレットや本、特別な出版物もこうしたセンターで購入できる。チンクエ・テッレにおける地元の電車チケットの事例のように、管理をする側には旅行チケットの宣伝を通じてサイトを宣伝する人もいる。これらは意識啓発の装置であり、また、世界遺産のロゴの使用はマーケティングブランドとしてサイトの普及のために奨励される。

# 遺産管理者の支援につながる文献等

World Heritage Education Kit.

文化的景観に関することも含んでおり、以下のウェブ サイトから参照可能。

http://whc.unesco.org/en/wheducation/

世界保護地域委員会(WCPA)は以下の出版物を刊行している。

The World Commission on Protected Areas, 2001.

Challenge for Visitor Centres. Linking Local People, Visitors and Protected Area, Helsinki.

Pedersen, Art, 2001. Managing Tourism at World Heritage Sites: a Practical Manual for World Heritage Site Managers, Paris, UNESCO, World Heritage Paper series 1. 以下のウェブサイトから参照可能。

http://whc.unesco.org/documents/publi\_wh\_papers\_01\_en.pdf

Laurent, Alain, and Laure Veirier, 2007. *Culture, tourisme* et lutte contre la pauvreté au Sahara: Une approche

territoriale de développement, Guide méthodologique, Paris, UNESCO.

# 持続可能な資源利用の構築

12,000 年前の氷河時代の終わり、人類はみな狩猟採集民であった。農業は複数の場所で個別に発達した。つまり、最初に中東の肥沃な三日月地帯において紀元前 9000 年頃に、そしてインダスの谷と中国において、さらにパプア島において(当時、パプアニューギニアとイリアン・ジャヤからなっていた)、最後に中央アメリカとアンデス地方に至った。農業の黎明期を示した世界遺産はほとんどない。これまで中東においてすら存在していなかったが、2008 年になってクックの初期農耕遺跡(パプアニューギニア)がリストに記載された。

農業は中心地域から世界のほかの地域へと拡大し、紀元前2000年頃には主要な地域に広まった。ヨーロッパ、アジアの残りの地域、アフリカ。太平洋地域とアメリカ大陸については、農業は中心地域を越えて広くは普及しなかった。つまり、北アメリカの草地、南アメリカの森林、オーストラリアのステップ地帯では、定住社会による新たな土地の植民地化が新たな景観パターンや生産物をもたらした現代に至るまで、狩猟採集によって生業が営まれていた。

20世紀のあいだに生じた大規模な景観の変化は、広範な地域で現代の技術に適応していくことで生じた。例えば、農地を拡大し、自然植生や森林、生垣の除去、河川や水路の管理、さらには、堤防、大規模な排水設備や灌漑によって水利用の調整を施すことなどである。そして、いくつかの事例では、このことによって土壌汚染や塩害のような悪影響がおよぼされた。こうした変化は今日の文化的景観の多くにはっきりと表れている。

他方で、世界の異なる地域において、現代的な農業の広まりや町の拡大、その一方で生じる農村部での土地の放棄といった対照的なプロセスによっても、種々の変化は景観に対して影響をおよぼしている。残存する特徴やパターンをともなっている土地のなかには生産に関わる空間であることをやめてしまい、その後、外来種を幾何学的な区画に配置した植林をおこなうなど新たな利用を見出だしたケースもある。それ以外には、こうした土地を商業規模の農業をおこなう大規模農地へ統合することによって、文化多様性や生物多様性を失った例もある。

高い生産性を有する園芸景観は生産物を増やすためにビニールシートで覆われるようになった。それ以外の景観では既存の特徴やパターンを消滅させ、土地の特徴を取り返しのつかないまでに変化させてしまう都市的な土地利用や建物の拡大によって脅威に晒されている。ヨーロッパでは、山岳における農業や季節性放牧によって利益を得られなくなってしまったため、山岳景観が変化している。

文化的景観が生産のための土地利用の結果として形成され、農業コミュニティを支えるものであるときに、こうした影響は特にはっきりとしている。生物多様性や新たな材料、形態と同様に、多様な視覚効果のある促成型の植林や新しい穀物といった現代技術は文化的景観に対して影響をおよぼすだろう。

こうした変化に対して抗うことや管理をおこなうことはできるのだろうか。過去から受け継がれてきた文化的景観は、異なる時代の文化や経済(そして技術の普及に対する地域の適応)を反映してきたという点で、変化の一部は不可避なものとして考えられるのかもしれず、また一部は文化的景観にとってポジティブなものとしてとらえられるのかもしれない。しかし、そのことはすべての変化に対して同様であるべきだということを意味しているのではなく、なかにはほかの変化よりも影響がずっと大きいことが明らかな場合もある。こうしたなかで、世界遺産の文化的景観という文脈においては、「当該地域の土地利用や農業生産において何が受容可能な変化の限界であるのか」という問いが生じてくる。

この重要な問いに対する答えは、ビジョンの言明や管理の目的でまとめられるような景観の重要性やその理由次第である。それが目指すべきことは、景観において文化遺産としての価値が失われず、かつ、農業コミュニティの繁栄を高められる方法で、効果的で集約的な生産管理をおこなうことである。過去からの景観利用の継続的な積み重ねに対する物的要素を保存していくことで、伝統的な土地に対する管理アプローチの変化の度合いを許容し、同様に一部の新たな利用との接点をうまくつないでいくことが可能となるはずである。しかし、そのバランスをとることは世界各地の文化的景観の維持において核となる挑戦である。有効な戦略は地元の状況に大きく依存するが、試行錯誤は解決策を模索することにつながるかもしれない。そのためには、サイトの顕著な普遍的価値を優先させた土地の管理像を探す必要性が中心となってくる。

こうした問題は調査研究を通じて解決していくことが重要であり、また文化的景観の遺産としての価値の重要性に関する詳細な言明を作成することの意義も示している。そうした言明は景観の特徴の何が遺産保護にとって重要であり、その理由は何かという点について明らかにする。特に有機的に進化してきた景観では、重要な要素を脅かさない変化を許容する一方で、真に重要なものを守る施策であるべきである。これはある場所では伝統的な利用や実践を支えることによって可能となる。一方で、ほかの場所では新たな利用や実践を許容することや、景観内に新しく建てられた要素が重要な要素と特徴を損なわないための配置やデザインガイドラインを用いることによって可能となる。

エーランド島(スウェーデン)とペルデュ山(フランス/スペイン)の事例研究は農家が意思決定プロセスやトレーニングに参加することを通じた継続する伝統的活動によって景観がいかにして維持されているかについて示している。チンクエ・テッレにおける伝統的な小規模ワイン生産は、この段々畑の景観の顕著な普遍的価値を維持するために大規模生産よりも奨励されている。しかし、設計された文化的景観のなかには、時間の経過によって外観が大きく変化したものもある。中世に起源をもつホルトバージ国立公園(ハンガリー)は、かつては農業景観で栄えていた。今、そこは放牧地帯でこそあるものの、アンデスにあるチチカカ湖の古代の灌漑システムが現代のシステムのなかで再利用されていることに特徴がある。

ほかの景観では、現代的な技術の導入にともなう利用が拡 大されている。スペインのエルチェの椰子園ではムーア風の ナツメヤシの農園が市の椰子園になったが、特別な生産物は 世界遺産のロゴが付いたバックに入って市場で売られてい る。キューバでは、コーヒー農園の周辺で日除けとして無計 画に植えられているグァバやマンゴー、ポーポーなどの果樹 が、今では国内市場に供給されている。ポルトガルのアルト・ ドウロでは、先フィロキセラ時代(1860年以前)の狭く不 規則な段々畑(sacalcos)が、19世紀末に建てられたモニュ メント的な壁をともなう継続的で規則的な段々畑の長い道を 形成した。1970年代以降の最近の話としては、新たな段々 畑の構築技術(patameres)が導入され、広大な景観を形成し ている。それは、もともとつくられた景観とは全く違うもの である。つまり、機械を導入するため、多くの場合ではブド ウの木を2列に植えている点、そして、わずかに傾斜して積 み重なった広い段々畑を形成し、急な丘に対する垂直な植え 方を導入した点である。後者においては、段々畑を支える壁 を必要としない。また、斜面上部のオリーブとアーモンドの 林や斜面下部のオレンジの林がゆっくりとブドウに取って代 わられている。ドウロのワイン文化の多くが、その困難な地 形ゆえに、ほとんどすべて手作業でおこなわれているが、前 述のような変化の芸術的影響はこの継続する景観における時 間の深さや視覚的な多様性を付加している。しかし、ポート ワインの多くは、今日、全体的には、現代的な機械化された ワイナリーで醸造されている。

森林も文化的景観における多機能的な役割を果たしてい る。つまり、動植物種の生息地保護、森林保護、流域および 水源保護、レクリエーション機能、公共の福祉などがあげら れる。それらはドナウまで広がる森林やワイン畑の上に広が る山の傾斜などをともなっているオーストリアのヴァッハウ の例のように景観の多様性ももたらす。過剰な採水という問 題が生じている世界遺産に登録された景観においては、植林 は注意深く計画されねばならない。そして、その際には早く 成長する輸入された商業種よりも在来種のほうが適してい る。森林、なかでも乾燥した地中海地域の森林は、長きにわ たって農村における産業の基礎をなし、特筆すべき文化的景 観を生み出し、伝統、食料、工芸もつくり上げた。こうした 産業を持続させる「農業環境」プログラムはヨーロッパにお いて増え続けており、多くの場合、欧州連合(EU)の共通農 業政策(CAP)のもとで資金が供出されている。英国、ドイ ツ、ギリシャにおけるパートナー地域が森林の持続可能な管 理手法を示し、森林製品に文化的価値や経済的価値を付加す ることができる国境を越えた森林産業グループ(TWIG)が存 在する。さらに、農業に強く影響を受ける文化的景観の管理 は、穀物、野菜、果物や家畜の伝統的な多様性を保護するス テップという観点においても利点があるかもしれない。IUCN は近年、保護地域という文脈において農業多様性の保護に関 する事例研究をまとめた冊子を刊行した。同書における指摘 は多くの世界遺産の文化的景観にも関連するものであろう。

Amend, T., Brown, J., Kothari, A., Phillips, A. And Stolton, S. (eds.). 2008. *Protected Landscapes and Agrobiodiversity Values*, IUCN and GTZ.

要するに、文化的景観のなかに存在するさまざまな天然資源の管理の重要性がいっそう認識されるようになってきている。IUCN ガイドラインシリーズや農業景観の持続可能性に関する問題を現在検討しているほかの調査報告書を通じて、以下のような遺産管理者のためのガイドラインが数多く作成されている。

Barron, Enid M., and Ilga Nielsen (eds.), 1998. *Agriculture* and Sustainable Land Use in Europe: Papers from Conferences of European Environmental Advisory Councils, Boston, Kluwer Law International, Nijhoff Law Specials, vol. 38, 193 pp.

Maser, Chris, 1999. *Ecological Diversity in Sustainable Development: The Vital and Forgotten Dimension*, Boca Raton (Florida, USA), Lewis Publishers of CRC Press, 401 pp.

Carter, Heidi, Richard Olson, Charles A. Francis, 1998. Linking People, Purpose, and Place: An Ecological Approach to Agriculture, Lincoln (Nebraska, USA), University of Nebraska Institute of Agriculture and Natural Resources, 266 pp.

Pretty, Jules, 1998. *The Living Land: Agriculture, Food and Community Regeneration in Rural Europe*, London: Earthscan Publications, 324 pp.

Van Mansvelt, J. D., M. J. van der Lubbe, 1999. *Checklist for sustainable landscape management: final report of the EU concerted action* AIR-CT93-121: the landscape and nature production capacity of organic/sustainable types of agriculture, Amsterdam: Elsevier, 181 pp.

Millennium Ecosystem Assessment. Ecosystem Studies: Ecosystem Science and Management. Island Press: 2005. Chapter 17 Cultural and Amenities Services, pp. 457-474. http://www.millenniumassessment.org/en/

"The 'Forest Landscape Approach': Lessons Learnt from World Heritage Cultural Landscapes and Beyond". In: World Heritage Reports No. 21: World Heritage Forests, leveraging Conservation at the Landscape Level, Proceedings of the 2nd World Heritage Forest Meeting 9 to 11 March 2005, École nationale du génie rural, des eaux et des forêts (ENGREF, Nancy, France). UNESCO World Heritage Centre 2007, pp. 57-66.

http://whc.unesco.org/documents/publi\_wh\_papers\_21\_en.pdf

以下の事例研究はブドウ畑の景観、農業景観、森林景観の継続している文化的景観に関する課題を検討するものである。

こうした事例研究は特定の種類の景観に関するガイドラインや景観構成要素保護のための地元トラスト、農業や森林の継続性とともにある動的な文化的景観保護における計画と許可のシステムの役割を強調したものである。さらに、世界遺産に登録された景観における新たな開発や活動を許可する際に、いくつかの管理の段階(オリエンテーション、遺産価値の保護のための適切な管理戦略の分析・展開)において強調されている特徴を示したものである。



アルト・ドウロ・ワイン生産地域(ポルトガル) ©UNESCO /推薦書

# ブドウ畑の文化的景観

ブドウ畑の文化的景観は以下のような生産や土地利用システムによって代表される農業景観のタイプである。

- ブドウ畑の文化は人間活動および人と環境の関わりの結果によるものである。
- ブドウ畑は往々にして長期にわたる人間の存在とともに 地域に根づいたものであり、異なる文化的伝統の交流の 例証である。
- こうした景観は、地質、地形、地理的立地、起伏、土壌、 (微) 気候など多くの自然状態によるものである。
- それらは多くの人間の介入の例証である(段々畑や排水 施設の造成など)。
- 自然状態、ブドウ栽培とワイン醸造の技術、地理的状況 (地中海、中央ヨーロッパ、新たな生産地域)に依拠した極めて多様なワイン畑の種類は、ワインの地域とワインに多くの種類が存在することを意味する。
- ブドウ畑の景観は文化的伝統や収穫儀礼を含む無形の要素と同様に、有形遺産(ヴァナキュラー建築、集落システム、ワインセラーなど)ともつながるものである。
- ワイン生産は社会的、経済的、グローバルな市場開発と 消費者需要に結びつくものである。
- ■ブドウ畑の景観は長期計画と投資を必要とする。

ワイン畑の景観の管理は法的保護に加えて、以下のことを 保証する方法も含むべきである。

- サイトを持続する経済活動の継続(高品質な生産物のプロモーション等)。
- ■サイトの維持に対する経済的な利点の準備。
- 利害関係者間のノウハウの共有と将来の世代への継承。
- ■すべての利害関係者による共通の文化とアイデンティティの容認。

管理計画は核心地域と緩衝地帯の両方を含むことが必要であり、両エリアにおいて高いレベルでの保護、修理、価値の



サン・テミリオン地域 (フランス) ©UNESCO /推薦書

創出が求められる。継続して進化する景観として、ブドウ畑 の文化的景観は利用の変化や新たな技術の導入が大きな論点 となりうる。サイトが登録された世界遺産のいかなる価値も 危険に晒されない限り、こうした変化は受け入れられる。

多くの伝統的なワイン畑の景観が耕作放棄、侵食、地すべりなどによって危機に晒され、統合的な管理計画は景観構造とともに、修復、再生、開発継続の指針を含むことを必要とする。ブドウ畑の文化的景観は地理的単位と歴史的領域(例えば、ワイン生産やブドウ栽培エリアの周辺(Appellation d'origine contrôlée²)、地形学的・文化的単位など)として論理的に境界が定められなければならない。核心地域が価値に基づく単位と十分に一致しないならば、それは緩衝地帯に包含されるべきである。

コミュニティの参加と開発はいかなるブドウ畑の景観の推 薦においても統合的であるべきである。効果的な文化的景観 保護戦略はすべての利害関係者の参加がなければならない。

こうした地域において世界遺産リストに記載された文化的 価値の潜在的な低下を避けるためには、ブドウ畑の文化的景 観における効果的な観光管理のプランニングが重要である。

> ブドウ畑の文化的景観に関する世界遺産テーマ別専門 家会合勧告より (ハンガリー・トカイ、2001年7月 11日~14日)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> フランスの Appellation d'Origine Contrôlée (AOC) のように、主にラテン・ヨーロッパの国々において作成される質やプロセス、地理的起源(原産地)を示すシステムは、原産地名称保護制度(Protected Designation of Origin (PDO))によって欧州連合(EU)にまで広がった。第2章第4節「文化的景観管理の持続」のラベルに関する項(p.81、83)参照。



エーランド島南部の農業景観 ©Rolf Källman / スウェーデン国家委員会

# エーランド島南部の農業景観 (スウェーデン): 継続する農業

# 背景

世界遺産リストに記載されたエリアは、バルト海に浮かぶエーランド島の南側 3 分の 1 からなり、56,000ha を包含する。文化遺産の登録基準である(iv)(v)で推薦された。景観は長期の文化史のなかでの現代的なかたちを有しており、地理・地形の制約に適応したものとなっている。ひとつの島における多様な景観の種類を最適に利用する集落の顕著な例として位置づけられる。

スウェーデンにおけるエーランド島南部の農業景観は継続的かつ伝統的な土地利用に依拠した有機的に進化した景観である。生きている農業コミュニティの行為は数千年の文化的伝統から引き出されたものであり、土地利用、土地区分、地名、集落、生物多様性のパターンを今日でも反映している。土地は主に多数の個人による私有であり、400以上の農業企業体を含んでいる。ここ50年間における人口減少と農業の合理化は農業単位の数を減らしたが、本島とは異なり、耕作に適していない土地だけが放棄された。

当該地域は以下のようないくつかのスウェーデンの法律の もとで保護されている。

- 文化記念物法:遺産プログラムは主に多くの考古学的遺跡の管理を目的としている。
- ■計画・建設法:島全体のマスタープランは法的拘束力をもたないが、政策と合意形成におけるガイダンス的役割を有する。市におけるマスタープランはその一部をなし、詳細な開発計画を法律の枠組みのもとでフォロー・アップするものである。その実行責任は市が有している。
- 環境法:自然保護、文化保護、景観、ビオトープ、動植物を含む環境のすべての側面の保護に関連し、特化した法律。自然保護に関して協議する一般的な義務が存在する。

島内の多くの地域では以下のような指定もなされている。

- 自然的価値や文化的価値あるいは野外レクリエーション に対して国家的に意義のある場。
- 建物建設、道路建設、ゴミの廃棄に対して作業許可を必要とする景観保護条例。

### 農業資金政策の問題

EU の地域支援は耕作不利地域に対する直接支援を可能とし、エーランド島もそのひとつである。特別な環境支援はより環境保全型の生産形態を奨励するために存在する。価値のある干し草農場と天然の放牧地において国が公式に農業支援をおこなう一方で、今、そうした支援は EU による部分的な資金拠出を通じた環境支援の5つの異なる形態となっている。EU LIFE 基金も主に石垣や石門などの修復活動に貢献している。国家的支援や地域的支援のいくつかのほかの形態も以下のような自然環境、文化的環境の価値に関心をもっている。

- 耕作による景観における自然環境、文化的環境の価値の 保護に対する支援。
- 放牧地と干し草の牧草地における生物多様性と文化的環境の価値の保護に対する支援。干し草の牧草地や湿地の 復活に対する支援。

エーランド島の農家の大多数は前述した支援形態のひとつ もしくはその他のものの適用を受けている。開発の実施は、 文化的景観を管理するために農家に払われる資金補償がポジ ティブな効果を生み出しているということを示している。

## 対応

以上のような法制度や資金に関する仕組みを管理し、調整することは、文化的景観の価値を構成する土地所有者や農家の意識向上という多くの側面以外に、行政レベルにおける協力も必要とする。地元社会とのヒアリングや会議を含む世界遺産の推薦プロセスは数年以上の計画で実施される。調整グループには国や市、スウェーデン農家連盟を含んでいた。数回おこなわれた会合には連盟組織を通じて農家も参加した。最初の情報提供のための会合に続き、地域の将来についてのほか、農業支援、実際の住居費用の上昇の脅威についての質



エーランド島南部の農業景観 ©Rolf Källman /スウェーデン国家委員会

問がなされた。農家は世界遺産推薦の賛否についての投票をおこなうように依頼された。実際に、農家の支持なしには、推薦が前進することはないだろう。国や市、農家は文化的景観に対する共同管理戦略策定のための作業をおこなうことに合意した。これは国における遺産管理の全体的な意識向上と協力を強化するものである。

農家は4年間にわたる情報提供の取組を通じて、EUの 部分的な資金拠出によるいくつかの研修に参加する機会 も得た。そこで、農業景観が全体として理解され、文化 的価値や生物多様性に注目されるようになった。また、 農家と相談して管理計画を作成するアドバイザーから訪 問相談を提案され、推薦範囲内の 150 軒の農家がこのサー ビスを要望し、参加した。対象となったグループは家族 や雇用者と一緒に農家を構成しているケースである。す べての情報と相談はボランティアであり、費用はかから ない。国の行政組織、文化的環境・自然保護・農業に関 する団体、国立博物館、スウェーデン農家連盟、地元の 遺産保護組織、社会教育組織などから、さまざまな異な る人びとと組織が取組に参加した。この取組は、自然的、 文化的に非常に高い価値をもつ土地の関係者や環境支援 を受けている関係者だけでなくスウェーデンのすべての 農家に呼びかけられた。

Katri Lisitzin

管理者にとって最も挑戦的な仕事のひとつは、継続している景観の視覚的価値を管理することである。現在、新たな開発を取り入れ、吸収するために景観の可能性を調査する多くの技術が存在する。イングリッシュへリテージの歴史的景観プロジェクトはこうした方法論のいくつかを詳述している。その方法論は、適切な計画が実行された際にそれによって生じる変化は、景観をそのまま放置して化石化することではなく、むしろ受容可能なものになるという原則によって示される。したがって、それはより持続可能なものとなる可能性が高い。

## 参考文献等

Fairclough, Graham (ed.), 1999. Yesterday's World, Tomorrow's Landscape, The English Heritage Historic Landscape Project 1992- 94, English Heritage, London.

オーストラリアのクイーンズ島の海岸湿地熱帯林の雨林景観として登録された世界遺産において、景観周辺を保護するためのケルン市の計画体系では、新たな開発をコントロールするため、景観を扱う難しさに応じた7つのゾーンが存在する。それは、デザインや土地のガイドラインにしたがって、スカイライン上の新たな建設の全面禁止というものから重要性が低い地区のなかに取り込む程度のものまで多岐にわたっている。顕著な景観の視覚的アメニティと芸術的価値を保護するためのこうした計画によるコントロールはより一般的に使われるようになってきている。その実行に際しては、政府や民間開発事業者とのさまざまなレベルでのパートナーシップや合意が必要となることが多い。

# ツーリズム

世界遺産観光は数百万の雇用をもたらし、それは、多くの場合、世界の離れた場所にまでおよぶ。そして、無数の観光客に対し、インスピレーションやレクリエーション、楽しみ、休息などをもたらす。しかし、それは、希少かつ脆弱で、ありのままの環境を壊し、汚すことでもあり、地元の文化を脅かし、顕著な普遍的価値と望まれる観光地という両面を生み出す遺産の特徴としての価値を下げることである。一方、観光は世界遺産の文化的景観の価値を一般社会が味わう主たる方法でもある。

文化的景観に対する観光政策は景観の遺産価値を維持するための保護政策から導く必要がある。ICOMOS 国際文化観光憲章(1999)は「文化遺産と観光のあいだの動的関係は両者の持続可能な将来を達するために営まれるべき」と指摘している。観光業者と遺産の遺産管理者の両者に対する指針として使われる遺産観光の最善の実践のための共通の原則が存在する。以下はオーストラリア遺産委員会と持続可能な観光のための共同研究センターによって作成されたガイドである『遺産の場における成功する観光』(2001) からの引用である。

- 1 遺産の場の重要性の理解。
- 2 遺産の場の管理。
- 3 相互に利益のあるパートナーシップの展開。
- 4 遺産の問題を事業計画の一部として取り入れること。
- 5 地元住民と彼らの場に対する投資。
- 6 製品の責任ある普及と販売促進。
- 7 質の高い観光経験の提供。
- 8 先住民の権利と義務の尊重。

# 遺産管理者の視点

遺産が有形かつ文化的なものであり、再生可能な資源でない以上、遺産管理者は文化遺産を保護・保存し、それらを観光客の楽しみのために提供する重要な義務を負っており、法律でもそのことに言及されていることが多々ある。多くの遺産管理者は管理にかかる費用の一部を補填するために、サイトからの収入を上げる義務も負っている。それゆえ遺産サイトの場所やアクセスに関する情報は基本的に重要である。教育的利益や個人的な楽しみのための遺産価値のインタープリテーションは遺産保護の公共的な支援を得るための重要な方法である。

文化に関する議定書や資源の脆弱さゆえに、いくつかの地域へのアクセスを制限していく必要がある。また、遺産の場やコレクションの保護・保存は最優先されるべきことである。しかし、社会的観点や政治的観点、経済的観点、あるいは文化的観点のもとに遺産へのアクセスは正当化される。これは、ある季節、休日や祝祭日のあいだだけアクセス可能とするものであり、観光業者にとっても利点がある。しかし、遺産の遺産管理者は資源の長期的な持続可能性を保証する手法を交渉していく必要がある。

遺産管理者と外部の観光業者は以下の点で合意に達する必

### 要がある。

- 場の保護という本質的な目的。
- 表出される文化の所有者―誰の視点か。
- インタープリテーションと伝えるメッセージの性質。
- 観光設備の方向性、タイプ、位置。
- 来訪者の数の限度。
- 地元社会への経済的な還元。
- ボランティアとスポンサーの役割。

多くの保護地域において、観光業者はサイトに連れていける来訪者数、行動、観光客の説明する情報の質のコントロールを目的としたライセンスの仕組みにしたがわなければならない。ライセンス制度は、ライセンスを通じて、サイトで観光客が楽しむ体験や来訪者1人あたりの入場料などの収入を生み出す質をコントロールするうえで意味のある方法である。

# ホストコミュニティ

コミュニティのなかには地元のサイトの顕著な普遍的価値やそのグローバルな結びつきに価値を認めないとこともあるが、多くの文化遺産はこれらの場を自然に保護しようとする地元社会によって高い価値を与えられている。こうした理由で、プロジェクトを通じて、早い段階から、地元社会のニーズや利益、地元の目線からの場の重要性を構築していくことは重要である。

そのため、観光業者や管理組織は以下の点を検討する必要 がある。

- 場に関するストーリーと口頭伝承、その意味と歴史。
- 場やその部分の機能と利用。
- 場を歴史的にどのように展開してきたか。
- 集落や人びとにとっての場の関係性。
- 場とほかのサイトの関係と結びつき。

遺産観光プロジェクトの計画や開発、その実施において、ホストコミュニティの積極的かつ継続的な参加がなされるべきである。コミュニティは往々にして遺産への旅行商品の供給と需要において二重の役割を担っている。つまり、地元が工芸を使うことから供給されるオーセンティックな製品や体験と、こうした習慣が存在することによって他人に知識を伝えようとする観光客からの需要が生み出されることである。すべての計画策定プロセスへの積極的な参加によって、観光業者がコミュニティの目標や希望に対して敏感になるだけでなく、旅行商品のなかに場や人びとの本質を反映したり、切り取ることが可能となってくる。

21世紀において、観光市場はオーセンティックな体験を楽しむことの重要性が増している。このことは、オーセンティックな集落、オーセンティックなものや話、さらに、もし可能であるならば、集落に居住していたり、ものをもっていたり、話をすることができるガイドや語り部を必要としている。そ

れゆえ、地元住民を遺産のインタープリテーションに活用することは、観光客の高い満足と観光客の数の増加につながる 可能性が高い。

地元の人びとを魅了することに成功した場合、往々にして、ほかの来訪者を魅了することにも成功する。もし地元住民が積極的に参加し、遺産観光の主導権をもつ場合、地元住民は来訪者、親戚、友人に彼らの知識を伝えるためだけでなく、ボランティアや支援グループ内で活発な役割をもつためにもよりよい立場を得られる。このことはかつての石炭鉱夫が来訪者に産業遺産のツアーをおこなっているブレナヴォンにおける事例で強調される。エル・ビスカイノでは、地元のガイドと事業者のトレーニングおよび「熱帯保護に関する RAREセンター」によって支援される新たなサイトマーケティングと資金繰りは生物多様性保護に資するエコツーリズムへとつながる。

### 参考文献等

www.rarecenter.org

コミュニティや遺産が存在しないことは以下に示すことと 同義である。それゆえ遺産の各サイトは地元の状況を通じた ニーズに取り組む必要がある。開かれたコミュニケーション とパートナーシップ、地元の習慣に敏感であることは、地元 のニーズとの積極的な結びつきを見出だすために最善の方法 である。

検討すべき重要な課題には以下の点を含んでいる。

- ■誰の遺産が来訪者を魅了するのか。
- コミュニティのリーダーを特定し、積極的に相談をおこなったか。
- 遺産の場の使用や表象と結びつく宗教的、文化的にナイーブな点は存在しないか。
- 地元住民は魅力の表象と管理、その利用において積極的 な役割をもちうるか。
- どうすれば魅力が地元住民にとっての利益を最大化しうるか。
- どのようなネガティブな影響が生じ、どうやってそれら を低減したり、改善しうるか。

# 参考文献等

IUCN/WCPA, 2001. *Tourism in Protected Areas*. 本書と同様に、遺産管理者に対して便利なハンドブックである。

Ceballos-Lascurain H, 1996. *Tourism, ecotourism, and protected areas: The state of nature-based tourism around the world and guidelines for its development,* Gland (Switzerland), IUCN.

Pedersen, Art, 2001. *Managing Tourism at World Heritage Sites:a Practical Manual for World Heritage Site Managers*, Paris, UNESCO, World Heritage Paper series 1.

http://whc.unesco.org/documents/publi\_wh\_papers\_01en.pdf

世界遺産条約は観光政策に影響している。ガラパゴス諸島

『世界遺産における観光管理:世界遺産管理者のため の作業マニュアル』 UNESCO 世界遺産センター、2001 年

このマニュアルは、以下のトピックについて述べている。

- 1. 世界遺産の情報。
- 2. 観光産業に関する管理者の役割。
- 3. 利害関係者の参加。つまり、一般社会の参加の利 点と目標。
- 4. 環境政策目的と管理の目的。
- 5. 観光の影響と問題に対する概観。
- 6. 実行能力と関連する計画策定手法に関する情報。
- 7. 観光管理の問題に関する戦略と解決策。
- 8. サイトの普及促進。

文化的景観を含む自然、文化両方の世界遺産に適応 しうる観光計画策定プロセスに関する情報提供をおこ なう。

は、世界遺産基金の支援を受けた専門家が島における一定の 観光レベルの維持と観光客による影響を低減する取組を勧告 した事例である。ほかの場所では、観光は、特別な文化的景 観として位置づけることによって、経済的活動に対する価値 を付加する活動として示される。これは特に農村景観のよう な有機的に進化する景観や関連する文化的景観における事例 である。過去 10 年以上にわたってチンクエ・テッレを電車 や徒歩で訪れる観光客数が劇的に増加していることはこの指 標によるものである。一方で、ウルル・カタ・ジュタでは、 公園のすぐ脇に隣接したエリアよりも外側でアクセスの確保 や施設の設置がなされたこととも結びつき、観光客数の増加 が急激な市場化をもたらしている。

文化的景観への登録は以下のような**ポジティブな関係**をも たらしうる。

- サイトを訪れる来訪者の入場料を旅行会社が支払い、それがサイトにも戻ってくる。
- 世界遺産登録後の観光の増大ゆえに、国政府が遺産保護 と公共事業のための資金を支援する。
- 農家を維持するための EU の農業補助金拠出をもとにした伝統的な景観管理行為が維持される。
- 観光客の要望に応えるために地元のビジネスが創出される。
- 類似する景観に興味をもつ人との情報や研究、スタッフ の交流によるパートナーシップが展開される。

しかし、ネガティブな結果や影響も引き起こされる。

- 国家による土地利用計画をともなわない観光開発は景観の顕著な普遍的価値に影響をおよぼしうる。こうした問題はトルコのパムッカレの脆弱な世界遺産にほど近いホテル開発でも生じた。
- 観光から収入を得ることは容易であるため、肉体労働を含む厳しい労働である伝統産業を破壊しうる。例えば、チンクエ・テッレでは若者は村で観光客に部屋を貸すことでより多くの収入を得られ、急勾配のワイン畑での重

労働に従事しなくなる。そして、フィリピンでは若者は 棚田周辺で旅行ガイドをしたり、棚田で働くことではな く仕事を探しに町へ出ていくことを好む。

- 狭い棚田や段々畑でのような景観利用の継続にとっては 観光客も邪魔になっており、観光客がほかの用途で使う ために歴史的な素材構成をもちだしたりしている。
- 観光圧力の増加は地元の態度においても真正性の欠如をもたらす。例えば、多くの聴衆に対してのパフォーマンスではなく、コミュニティに根ざした文化活動に対してもプライバシーを求めたり、スロバキアの山岳地帯であるヴルコリニェツで起こったように、高いプライバシーを確保するためにバナキュラー建築の改造をおこなう。

文化的景観の観光はそのことが遺産を破壊するかもしれない一方で、経済発展やキャバシティビルディング、個々人の教育や娯楽のためのツールであるという矛盾をもっている。新たな産業としての観光は文化的景観への影響はわずかである一方で、いくつかのコミュニティ、特に首都圏からより離れたコミュニティに対して、より複雑で多様な経済的基盤への移行を支援する。経済開発や環境計画、環境と経済のあいだの関係や基準に対する貢献のすがたについてはさらに検討していく必要がある。つまり、地域社会に対する利益の再投資やオーセンティックな地域の生産物のプロモーション、交通や宿泊の供給に対する戦略的な連携関係などの検討である。

スロバキアにおいて世界遺産に登録された村落やその周辺における以下の事例研究は観光のレベルやタイプを規定する統合的な計画の枠組みの必要性を提示している。

農村の遺産は観光にとってますます魅力的な資源として見られるようになってきている。伝統的な農家による農業が社会主義体制のもとで維持されてきた中央・東ヨーロッパにおいては、現在でも豊かで多様な文化遺産が残されている。つまり、木造の住居や協会、工芸、刺繍、さらには民俗・宗教的な祭礼、地元の食品加工、調理技術である。ボーランドにおけるエコ・ミュージアムのイニシアティブは高まりつつあり、観光客の旅行ルートと参加イベントを提供する考古学ワークショップもいくつかのサイトで取り組まれている。また、ボドラシェでは工芸技術を守り、育成するための民俗工芸に関する観光ルートが作成されている。加えて、農村開発連盟は、マズルアイデンティティを育成すること、自炊型のコテージを展開すること、そして地元農家の製品を振興することなどを通じて多くの農村観光プロジェクトを支援している。

村落と小規模な町に関する欧州評議会(ECOVAST)は地元の人びとに真の利益をもたらす持続可能な観光のための農村開発を通じた遺産トレイルプロジェクトの設立に参加している。サハラ地域において、プロジェクトは Caravan Itinerary of Sijilmas-Bilad Sudan(シジルマス・ビラド・スーダンのキャラバン旅程)の一部として実施されており、アルジェリア、マリ、モーリタニア、モロッコ、イタリア、スペインが参加している。

www.ecovast.org

遺産のサイト管理は観光セクターおよび地元コミュニティ



ヴルコリニェツ (スロバキア) ®Viera Dvorakova

# ヴルコリニェツ (スロバキア): 観光圧力のもとでの伝統的村落の維持

### 背景

見るからに手がつけられていない伝統的な中央ヨーロッパの集落は、45 棟の木造家屋と経済的インフラ(納屋など)から構成され、もともとの住民がわずかに居住するとともに急勾配の山地において狭い空き地と牧草地に囲まれている。そして集落は部分的にコテージや週末の別宅として利用されている。世界遺産には、文化遺産の登録基準(iv)および(v)が適用され、1993年に登録された。

# 登録時の概括的状況

## □ ポジティブな要素

- 構成要素の所有権は一般的にスロバキアのほかの地域のように、州政府に移管された。
- サイトには一般的なデザインに関する管理事項を含む承認されたマスタープランが存在する。

# □ ネガティブな要素

- 地域住民や地元機関のあいだで世界遺産の価値の尊重心が不足している。
- 既存のマスタープランにかかわらず、サイトにおける持続可能な居住に関する詳細な政策が存在しない。
- 電気のみで上下水道システムなどが存在しない不十 分なインフラ。他方で、それが保護の可能性も示している。
- ・ナショナリズムによる伝統的な土地利用形態の消滅。 ヴルコリニェツでは社会主義時代ののち、唯一牧羊 のみが維持され、個人の牧草地は部分的に協同農場 でおこなわれるものに変化してしまった。これは周 辺の牧草地の景観において特徴的な要素である納屋、 特に干し草小屋がもはや必要でなくなることへの直 接的な影響となる。
- 伝統的に受け継がれてきた技能や物の利用、技術の 消滅。最近数十年のあいだに景観に対して不適当な ものに置き代わった。木材加工やその利用は代表的 問題である。

### 2000年の登録後の状況

# □ポジティブな要素

- ■世界遺産登録によって、地元道路の債権や水供給システム建設などに対して政府の資金が拠出されるようになった。
- サイトに対する地元の立場が尊重されるようになった。
- ヴルコリニェツの文化遺産保護を目的とした政府のプログラムが採用された。
- 定住者に対する懸念の高まり(子どものいる家族も例外ではない)。
- ヴルコリニェツの伝統に基礎をおいた環境に配慮した、 伝統的な技術の教育に焦点をあてた地元の基礎教育学校 の教員による活動。
- 行政機関内における世界遺産条約の重要性に対する意識 の向上。

### □ネガティブな要素

- 公衆トイレや普通の店はなく、博物館の建物のなかに小さなバーが1軒あるだけであり、適切なインフラが存在しない極めて限られた場所において観光圧力が増大していること(すでに1995年段階で80,000人の観光客数)。一部において、さらに離れた駐車場へ公共輸送を排除するよう規制されている。住民は「常設展示」の一部となることを受け入れず、門とともに世界遺産登録前は集落の中心に存在しなかった生垣を設置するなど独自の解決策を模索しようとしている。
- ■軒下の空間の使用で建物内部の容積を増やすことによる 生活の基準と質の改善への圧力の増大。このことは、こ のサイトにおいて不規則となる天井窓や屋根窓などから 採光に問題を引き起こす。
- 週末のみの居住者や休日の別荘所有者である現在の住民 による将来の土地利用に対する明確な考えが存在しな い。
- 教育プロジェクトに参加するルジョムベロクの町の教員 によって計画された、夏期の基礎的な学校(もしくは少なくとも教室)の再生がうまくいっていない。

# 登録後 15 年を経ての 2009 年の状況

# □ポジティブな要素

- 史跡および歴史的記念物の保護に関する法律 No.49/2002 が国内委員会によって新たに採択された。このことによって、執行組織としてスロバキアの記念物委員会の創設が可能となった。
- 史跡および歴史的記念物の保護に関する法律 No.49/2002 のもとで緩衝地帯が宣言され、保護対象の村だけでなく 周辺における文化的価値の保護も可能となった。
- いくつかの観光組織では独自の建物が設置された (インフォメーションオフィス・公衆トイレ)。
- 文化省の補助金によるプログラムにおいて、いくつかの 屋根が伝統的な柿板を用いて活発に修理された。直面する課題は、所有者が常に補助金に応募できるわけではないということである。
- 夏季休暇のあいだの1週間、伝統的に実施されているまつりである「ヴルコリニェツの日曜日」があり、それは世界遺産リストへの記載を祝福するものでもある。まつりは地域の伝統的な習俗、工芸や民俗に焦点をあててい

### る。

- 観光は夏期だけではなく、今や年間を通じて続いている。
- スロバキアの記念物委員会によって実施されている通常 のモニタリングは文化省と協力してこの事務所で問題を 解決するために、現実に即した問題に焦点をあてている。
- 市民の意識向上を支援するために何冊かの著名な本が出版された。

### □ ネガティブな要素

- 緩衝地帯が定められる以前、牧草地に位置する何棟かの オリジナルの納屋が週末の別荘に変わってしまった。
- 村の住民数の減少。そこに居住している人はもはや伝統 的な農家ではなく、土地を耕さない人となってしまった。
- 継続している課題は住民(利用者)と歴史的サイト・記念物の保護に責任をもつ実行組織であるスロバキアの記念物委員会のあいだの協力の欠如である。
- 申請なき観光客が際限なく来訪してしまうこと。この状況は地元住民の日常生活においてプライバシーをなくし、不満をもたらす。
- 実際に農家が居住していないという生活スタイルの変化 は周辺の土地利用にも影響をもたらす。伝統的な農業が 消滅しつつある。周辺の森林からの低木や高木が村の耕 作地に「接近」してきている。
- ■同様の変化がオリジナルの大型の納屋や家畜小屋、さらには小作人によって使われる農家住宅のほかの部分の利用に影響を与えている。そして、それはヴルコリニェツにおける農業と観光の統合的な側面を生み出している。これは所有権の問題ゆえに、より複雑な問題でもある。つまり、大型の納屋は2世帯、つまり2人の異なる所有者が有している。今や、それが使用されなくなったことで、週末の別宅となり、オリジナルの構造は両方の所有者にとって不十分なものとなってしまっている。

Viera Dvoráková



ヴルコリニェツ (スロバキア) GViera Dvorakova

双方のニーズに関する知見と明瞭なビジョンに基づいた総合 的な地域開発戦略のなかに統合していく必要がある。

農業生産と結びついた文化観光は、大西洋沿岸のコーヒー 栽培や砂糖生産、もしくは道の景観におけるグアテマラ東部 の職人技的な椰子の木の生産管理のような、自然の多様性や 文化多様性に関するインタープリテーションの手段である。 文化的景観におけるこの種の観光は過去における産業や将来 的な穀物栽培の潮流などの観点から地元住民も参加する必要 がある。そして、それは放棄された景観の化石化された、あ るいは博物館化されたサイトを訪れることとは対照的に、景 観のなかにみられるコミュニティの生きた持続性という観点 から印象的な経験となる。

砂漠景観において、観光の増加はネガティブな影響を引き起こしやすく、特に先住民コミュニティの生きた伝統と関連する遺産の無形的側面や保護が図られていない先史時代の遺跡に影響をおよぼしやすい。そして、それは地元住民が観光に関連した行為に参加するときに特に起こりやすい。広範な自然のエリアとともに、「原生」なものとして宣伝された文化的景観の要素は実際の環境へのダメージと文化的な価値と結びつくダメージの両面で影響される、こうした野生のエリアは「文化」を越えた存在のイメージであり、入場料は不要で、まさに四輪駆動車によって可能となるでこぼこ道へのアクセスに対する挑戦である。これは、ジャングル、砂漠、氷雪地帯、奥地の景観におけるケースである。一方、訪問客や土地利用のゾーニング、アクセス制限をともなう国の観光計画に関する行動規範を普及させるツアー会社や旅行代理店との戦略的な提携は、活動の制限と調整を可能にするだろう。

「観光は炎のようなものである。食材を調理することもできるし、家を燃やしてしまうこともできる。(中略)自分たちの遺産地域の完全性-おそらく現在まで残っているもの-に対する(観光産業の)とてつもない流行は何なのか。」

R.Fox

http:// www.unesco.org/ whc/ nwhc/ pages/ sites/ s\_9a1.htm

一般に、観光は文化的景観の管理にとってポジティブな影響としてみなされる。つまり、それが適切に管理されるならば、文化遺産・自然遺産の保護に役立ち、そこに生きている人びとや景観の管理者を支援できる収入をもたらすものである。

# 遺産地域における来訪者管理に関する多くの文献から 厳選された参考文献等

Laws, Eric, 1995. *Tourist Destination and Management: Issues, Analysis and Policy, Routledge, London.* 

Hall, Michael, and Simon McArthur (eds.), 1993. *Heritage Management in New Zealand and Australia, Visitor Management, Interpretation and Marketing*, Oxford University Press, Auckland.

Coccossis, Harry, and Peter Nijkamp (eds.), 1995. Sustainable Tourism Development, Avebury Ashgate Publishing Ltd.

Cooperative Research Centre for Sustainable Tourism,

2000. Green Globe 21, Canberra.

Countryside Commission, 1995. Sustainable Rural Tourism – Opportunities for Local Action, Northampton.

The Ecotourism Society, 1999. *Ecotourism: a guide for planners and managers.* 

Mieczkowski Zbigniew, 1995. *Environmental Issues of Tourism and Recreation*, United Press of America Inc.

Swarbrook John, 1995. *The Development and Management of Visitor Attractions*, Butterworth-Heinemann Ltd.

World Tourism Organization, 1998. *Agenda 21 for the Tourism and Travel Industry*, World Travel and Tourist Council and the Earth Council.

# 景観に対する保護手法

文化的な重要性を保ち続けるための場の手入れに関わるすべてのプロセスに保護が関与する際のヴェニス憲章や関係するその派生的な憲章・宣言における共通の原則が存在する。サイト管理の一義的な目的は、景観における顕著な文化的価値を保つことであり、すべての保護手法(巻末用語集に定義が示されている)は文化的景観の完全性を存続させ、インタープリテーションをおこなうことを可能にするため、既存の素材構成を尊重し、材料、意匠、技能、環境における真正性を維持する必要がある。そして、新たな要素を取り入れた手入れがおこなわれるべきである。

# 遺産保護のこうした観点における原則や実践に関する 良書

Fielden, Bernard, 1982. *Conservation of Historic Buildings*, London, Butterworth Scientific.

Clark, Kate, 2001. *Informed Conservation: Understanding historic buildings and their landscapes for conservation,* London, English Heritage.

US Department of the Interior, 1996. *Guidelines for* the treatment of cultural landscapes, Washington, DC, National Park Service.

Bratton, Susan (ed.), 1998. "Vegetation Change and Historic Landscape Management", in *Proceedings of the Conference on Science in the National Parks*, Fort Collins (Colorado, USA), George Wright Society and National Park Service.

# どの手法が適用されるかは、管理の目的や保護戦略次第で ある

提案された手法の目標が明確にされ、それを達成するため の手法が見出だされるべきである。そうした手法は遺産の重 要性を高めるものであり、低下させるためのものであっては ならない。第2章における第3段階では、何が保存されるべ きかについての管理の優先順位と保護施策の策定が検討され たが、その段階では詳細な検討はほとんどおこなわれない可 能性が高い。保護活動は定期的なメンテナンスから補強、修 理、伝統的な生活様式の継続、順応的再利用という異なる程 度のものまで幅が広い。どの方法が適切であるかについては、 サイトの管理プロセスのうちの第4段階において慎重に評価 されるべきである。前述の事例研究においても、それぞれの 事例から生じるさまざまな景観の保護手法と問題についても 検討がおこなわれた。つまり、スタッドリー王立公園(英国) やレドニツェ - ヴァルティツェ(チェコ)の事例を通じて景 観における歴史的構築物を保護すること、そしてカルヴァリ ア・ゼブジトフスカ(ポーランド)の事例を通じての新たな 機能の付加、さらにフィリピンの棚田やスクル(ナイジェリ ア)の泥煉瓦における事例のように構造的な要素を保護する ための若者集団の活用によって生じることなどである。

手法の適切さは文化的景観の種類や規模によっても異なるだろう。設計された景観では、レドニツェやポツダムの事例のように失われた要素を再建しているものや、ハンプトン・

コート宮殿(英国)やセントラル・パーク(アメリカ)のように損傷を再生・修理したもの、さらには1998年の強烈な暴風の影響を受けたヴェルサイユのように再植栽を通じて回復させたものもある。国境を越えたヨーロッパの国立公園としてのアルプスの事例のようなほかのサイトでは、オオカミのように絶滅した種が再導入されている例もある。

本章における事例研究は文化的景観の異なるカテゴリーと スケールの保護に適した手法の幅を検討する。

ハドリアヌスの長城の事例は、線的な文化的景観の管理において、農家、観光客、考古学研究者などの多くのさまざまなパートナー間の協力の必要性を示している。低コストと単純な技術はその妥当性を検証するために測定され、その結果は管理技術が高価で邪魔なものである必要がないことを示している。文化的景観のなかに新たに牛小屋を建てることは、オリジナルの資源、つまり考古学的遺産の効果的な保護を保証することと交換関係にある。多くの利害関係者が参加するとき、保護は効果的なコミュニケーションも必要とする。

ウガンダでは、組織的な慣習が失われるという政治体制の大幅な変化によって、世界遺産であるカスビのブガンダ王国歴代国王の墓のなかにある藁葺き屋根の建物の伝統的な継承が崩壊した。巨大なムシブ・アザーラ・ムバンガの構造物は高さ13m、直径31mで、日常的な維持管理が必要な植物素材のみでつくられている。それぞれの氏族にはおこなうべき仕事があった。例えば、藁葺き屋根はオナガザル科コロブス亜科のサル(Ngeye)の氏族によっておこなわれ、装飾はヒョウ(Ngo)の氏族によっておこなわれた。現在では、文化財計画部とAfrica2009プログラムと関連する伝統的な管理者のためのトレーニングプログラムのもとで、修復活動と日常的な維持計画が続けられている。



ハドリアヌスの長城 (英国) © Judith Herrmann

ハドリアヌスの長城の世界遺産(英国) / ローマ帝国の国境線(2005年以降、ドイツ・英国の国境を越えた資産として世界遺産リストに記載): 来訪者と農場資産からの圧力のもとでの考古学的な土塁の管理

### 書

ハドリアヌスの長城はローマ帝国の最も複雑な国境であり、北部ブリテンを越えて広がっている。それは線的な障壁や要塞、その他の遺跡であり、極めて多様な状態のもとで残されている。つまり、農村と都市の双方にあり、多くは埋もれた考古学的遺跡であるが、部分的に可視的な要素として残っている。ローマ帝国の国境システムは1987年に世界文化遺産として登録された。考古学的要素は国の法律によって保護され、視覚的要素は地元の開発規制システムのなかでコントロールされている。公有地はサイト面積の10%以下で、残りは個人所有であるが、それも基本的には農地である。それは景観として高い価値を有しており、国内的にも国際的にも重要な自然でもあり、また重要な農地でもあり、観光においても高い経済的価値を有している。

### 課題

この世界遺産は多くの現存する考古学的土塁があるが、観光客や農場資産からの圧力に晒されている。この圧力は考古学的遺跡に重大な影響をおよぼしうる。土塁の保護と予防的管理のための技術を見出だし、適応させる必要がある。

# 対応

イングリッシュヘリテージは、パートナーとともに、以下 の目的で「土塁予防的管理プロジェクト」を実施した。

- 土塁の考古学的遺跡に関する効果的な管理体制を構築することで、ハドリアヌスの長城の世界遺産の効果的で十分な管理へと向かわせ、圧力を下げること。
- 所有者、専門家、法的組織のあいだのパートナーシップ のなかでの考古学的な土塁の保護をおこなうこと。
- ハドリアヌスの長城で得られる経験とほかの場所での グッドプラクティスのチェックを通じて、考古学的土塁 の管理の総合的ガイドラインを作成すること。

パートナーによる既存のモニタリングは、いつどこで考古 資源の悪化を防ぐための活動が必要とされているかを強調す るために、このプロジェクトの一部としておこなわれた基本 的な状況の調査とともに使われた。土塁を保護するための活 動は単発的なもの、継続的なもの、両方を組み合わせたもの を含んでいる。レクリエーションによる影響を低減するため、 資産の保全状態や草原の管理をコントロールする管理協定の ような、継続的で低コストかつ最小限だけ手を加える技術を 含む継続的な活動が望ましい。単発的な活動は、侵食被害を 修復したり、草地が続かない場所に道を設置することなどを 含んでいる。組み合わせによる手法の重要な例としては、土 壌が浸水する冬のあいだに小屋が損傷を受ける脅威を取り除 くために、ノーサンバーランド国立公園のなかでおこなわれ た牛小屋の設置が挙げられる。

ガイダンスマニュアルがこのプロジェクトの最後に刊行された。

[出典:www.hadrians-wall.org]

# 伝統的農村景観の管理手法に関する考え方

### 1. 目標

全体的な目的は、伝統的な農村・農業景観の必要不可欠な 性質を、機能しているシステムとして維持することである。

### 2. 変化

- a. 変化は許容されうるものである。もし景観が残るのであれば、景観は進化しながら生き続けるものである。
- b. それゆえ、景観のなかの人と自然の関係の性質やそこでの進化プロセスの性質を注意深く分析する必要がある。
- c. bの観点において、変化はとても緩やかなものであり、 地元との十分な協議と想定される結果の検討を踏まえ たものに限られる。そして、個々の変化のみならず、 長期(5年~10年)にわたる累積的な影響も含めて 厳格なモニタリング体制を構築する必要がある。
- d. 伝統的な景観は、外部からの財政支援によって21世紀においても維持される可能性が高いため、現代の経営者にとっての大規模で急速な変化のなかでは安定した財政基盤のうえに資産は位置づけられるだろう。今後の挑戦は単にこうしたことをすることだけではなく、土地が生きているなかでの伝統的なシステムの繊細な経済バランスのもとでも揺れ動くことなく、保護が図られていくことである。

### 3. 人間

- a. 社会構造を維持すること。
- b. 多くのケースにおいて景観を守ることに貢献している 労働の必要性に見合う人口を維持すること。
- c. a および b に貢献するために、電気、水道、下水処理、 健康管理などのような現代のアメニティを積極的に導 入すること。
- d. 景観の維持に必要な地元の技術や工芸の維持継承を奨励すること。
- e. 伝統的な景観に対する地元の誇りを奨励し、景観が集団的アイデンティティに貢献し、よその人とくらべてそこの人たちを特別な存在にすること。

# 4. 景観

- a. 作業プロセスとして景観を維持し、可能な限り現在に 継承されてきたものと近い状態で機能させること。
- b. 有形の構造を維持すること。例えば棚田や段々畑、石 積み。
- c. すべての資産に関する十分なデータベースを構築し、 維持すること。
- d. 効果的なマーケティングシステムの構築。例えば、景 観から得られる本来の役割を越えた恩恵と新たな商品 は伝統的な性質を歪曲することなく既存の経済に付加 することができる。
- e. 教育的資源や科学的資源としての景観の考え方の展 園.
- f. 慎重に管理がなされた観光客の拡大の方向性。
- g. 不適切な開発の予防。

Peter Fowler

# 脅威の管理

世界遺産の文化的景観の完全性に対する脅威は、そのサイトの内外から生じてくる。それらは気象現象のような自然事象でもあるし、戦争や疫病のような人為によってもたらされるものでもある。もしくは、景観内での新たな開発や公共サービスの提供、歴史的な構築物の新たな使途の受容、下流域への影響をともなう緩衝地帯における活動、観光圧力や関連するインフラ、心ない活動の結果などによって生じる管理プロセスへの影響は拭い切れない。管理プロセスの第3段階において、こうした脅威に関して示された。

「世界遺産条約履行のための作業指針」において、資産の 推薦のためには、以下のようにサイトに影響をおよぼす要因 を記述する必要がある。

- a. 開発の圧力。(例:開発の拡大、改造、農業、採掘)
- b. 環境に対する圧力。(例:汚染、気候変動)
- c. 自然災害と防災。(例:地震、洪水、火災)
- d. 来訪者/観光の圧力。
- e. 構成資産内および緩衝地帯における住民の人口。
- f. その他。

これらの要因の多くは、サイトに外在するものであるが、いかなる点で資産に脅威となるかを決定するための検討がおこなわれる必要がある。遺産管理者は前述の脅威が生まれるプロセスから生じる世界遺産の景観への影響を最小限に留めるために何ができるのだろうか。

#### 文化的景観における開発の影響

多くの国において、国家レベルや地域レベルでの土地利用計画法が存在し、そこには景観内における新たな工作物や開発に対する環境影響評価を実施する条項が含まれている。環境影響評価のプロセスはいくつかの段階から構成される。つまり、価値評価、脆弱性の評価、影響評価である。文化遺産は、受容可能な解決策を検討するために、これらのすべてを評価しなければならない。このことはプロジェクトの立ち上げのみならず、文化的価値の発見に対する目標も早い段階で議論されるべきであるということを意味している。資源として遺産価値を利用することは検討に値するもうひとつの選択肢である。

#### プロジェクトにおいて問われる質問

- プロジェクトは既存の文化的価値に強い影響をもち、それを高め、適応するものか。
- プロジェクトは文化的価値創出の可能性を増加させるものか、減少させるものか。
- そこに居住したり働いている人による利用や彼らにとっての景観の状態を悪くするものではないか。
- 文化遺産を経験する可能性を増加させるものか、減少させるものか。
- 何が直接的影響や間接的影響となるか。時間を越える存在とは何か。

何が測定できないもので、何が不確かな要因か。

#### 評価において使われる質問

- 1. 文化的価値と環境のどちらが地域において、そして景 観において戦略的に重要であるか。
- 2. どちらの行動が、管理戦略にとって現実的か。
- 3. 目標と戦略はどのようにモニタリングされるか(フォローアップ体制)。
- 4. 得られる結果は、環境のためか、人のためか、社会のためか。
- 5. 経済的な点、もしくはその他の点において、何が測る ことができるのか。
- 6. 何が測ることができないか。
- 7. いかなる文化的価値に影響や脅威がおよぶのか。それは直接的にか、間接的にか。
- 8. ほかの解決策は必要か。
- 9. 不確かな要因はあるか。
- 10. 開発は遺産価値を高めるためにの手段になりうるか。 価値を生み出すか。
- 11. 開発は資源として遺産の価値を利用できるか。

最善の遺産管理の結果は、ときには環境影響評価のプロセスでの参加の機会を通じてのように外在的なプロセスから生じるかもしれない。環境影響評価は、新たな取り決めをもたらし、その過程ではすべての利害関係者によって受け入れられるきっかけとなるからである。

住民の生活水準を高め、例えば電線、携帯電話の基地局、パイプライン、道、港湾のような経済的発展に役立つ新たなものの導入は世界遺産の景観への大きな影響となりうる。他方で、経済発展は通常社会的に必要なものとされる。遺産管理者は、とるべき行動に対し、以下のようなさまざまな選択肢を検討する必要がある。

- 1. 予想される影響に関する議論に一般市民が関与した り、そのネットワークが形成されること。潜在的な否 定的反応に対して開発事業者の意識向上。プロセスの 早い段階での参加について。
- 2. 開発許可における立地や設計条件を通じて、できる限り目立たないかたちで景観に対して必要な付加をおこなうため、造園家に依頼して視覚的影響を最小化する手法を目指すこと。
- 3. 周辺の産業開発の場合には、可能な限り大気中の生化 学的および物理的な影響の最小化を目指すこと。
- 4. 長期的出費/利益、つまり経済収入と遺産価値の損失、 観光収入の損失、ほかの影響の出費の関係について議 論すること。
- 5. 「大きな」公共財のための妥協を受け入れたり、交渉すること。例えば、緩衝地帯にある鉱山の周辺に 100 万人が住んでいるイリアンジャヤにおけるロレンツ国立公園を通る地下埋設の電線敷設の事例などである。
- 6. 開発が進行中で影響がおよぶ文化的景観において、特 有の特徴を保護したり影響を減らすための緩和措置を 検討すること。

7. いかなる代替案も見つかっていない場合、考古学的遺物や小規模なモニュメントのような資源を別の場所で保存する方法を採用すること。

影響は遺産管理者の差配のなかにあるわけではないが、サイト周辺の緩衝地帯における遺産としての価値を保護することを強く主張し、かつ、前述の選択肢にしたがうことによって、失うもの以上にポジティブな影響を得られる。

採掘は世界遺産の資産の管理における多くの対立を引き起こしてきた。それはアメリカにおけるイエローストーン国立公園からオーストラリアのカカドゥ国立公園、スペインのドニャーナ国立公園まで、広く公表され、論争となった一連の対立に示されるようなサイト内およびサイトの周辺の両方において生じた。これは採掘が、すでに世界遺産に登録されている英国におけるブレナヴォンの石炭景観とスペインのラス・メドゥラスのローマ時代の金鉱山のように、化石景観を残し、生業が消滅した地域とは区別される。しかしながら、保護の目標が、貧困削減を含めて経済発展とより広範な持続可能な発展という目的から離れることはできないという理解が広がっている。

1999年の世界遺産委員会は世界遺産と採掘に関する作業部会を設置し、作業部会では以下の10の原則に合意した。

- 世界遺産の完全性の保護。
- 利益の最大化と逆行する影響の最小化。
- 異なる価値体系の尊重。
- 公開性。
- ■包含性。
- 採掘活動のすべての側面に対して、(開山から閉山まで) すべての段階の検討。
- 強固で十分な資源組織とプロセス。
- ベストプラクティス。
- 独立したチェック機能。
- すべての世界遺産とあらゆる採掘活動のなかでの独特な ことの発見。

#### 参考文献等

Proceedings of the September 2001 technical workshop on World Heritage and Mining.

以下のウェブサイトから参照可能。

http://wcpa.iucn.org

世界遺産の資産において不適切な開発と一貫して脅威となる過程を減らすことについてはいくつかの重要な成功例がある。

- 希少な岩石の存在を理由にした推薦段階にあったサイト であるポルトガルのコア渓谷におけるダム建設を中止させたこと。
- 英国のストーンヘンジやスウェーデン王国のタヌム周辺 における主要道路の場所を変更させたこと。
- トルコのパムッカレにおける泉の縁からホテルを遠ざけ させたこと。
- ■世界遺産の評価にしたがって、アマルフィ海岸における 不適切な場所のホテルを取り壊させたこと。
- ベネズエラ・ボリバルのカナイマ国立公園における電線

の場所を変更させたこと。

■ メキシコのエル・ビスカイノにおける採塩作業の拡大を中止させたこと。

しかしながら、時として、次第に累積していく影響もあるため、植生遷移や雑草の広がり、塩害、人口統計上の特定の世代の空洞化、材料の交換など、わずかな変化をともなうことで表れるようなことはモニタリングの結果として確認される場合もある。例えば、アルミニウムをともなうテラコッタタイル、凹凸がついたトタンのうえの藁葺き屋根、外装用としての木材の使用などである。

それにもかかわらず、世界遺産への観光の増加と結びつく タイプの開発は、以下の事例研究で示されるように管理が必 要な明確となる脅威をもたらすことが多い。

世界遺産の管理者が国の法的枠組みのなかで可能なあらゆる手段を使い果たしたとき、世界遺産委員会は支援することができる。危機に瀕した遺産としてリストに記載するための条項が作業指針には存在する。脅威は、現実の、あるいは潜在的なものとしてみなすことができ、リスト記載のための基準は資産が文化的価値もしくは自然的価値のいずれによって登録されているかで異なる。委員会は世界遺産センターに対し、問題の調査と解決策の報告のためのミッションを組織するように指示する。委員会は、こうした予防的手段を用いる

#### ケーブルカーによる世界遺産の文化的景観へのア クセスに関する指針

標高の高い場所にあるサイトや景観へのアクセスを提供することは遺産管理者を悩ませる。文化観光によって、この種の文化的景観における障害者や高齢者の訪問者数は増加している。技術的に最も効果のある解決策のひとつがケーブルカーである。しかし、そのためにはこの視覚的にも物理的にも障害となる施設に対してさまざまなケアを施さなければならない。それは自然環境と視覚的影響に対する立地、サイトへの外観において影響を最小限にすべきである。それ以外の場所における影響調査では、フォトモンタージュなどの技術を用いて、最終決定をおこなう前に実行する必要がある。

ケーブルカーの設置がうまくいった事例としては世界遺産の峨眉山(中国)が挙げられる。しかし、それとは対照的な事例もあり、世界遺産委員会に計画書を提出することなくケーブルカーシステムを設置してしまったのである。また、マチュピチュ(ペルー)での計画された設置は、周囲数kmにわたってこの荘厳な山岳景観に対する負の視覚的影響の可能性から、重要な議論の対象となった。マサダ(イスラエル)において1960年代に設置された当初のケーブルカーはかなり目立っていたが、近年、より調和したデザインと立地システムに変更された。

Henry Cleere

ことによって、世界遺産に登録されたサイトを保護するための国際協力の普及を目的としている(2.6 における議論を参照)。

自然遺産ではこうした取組は以下のものに適用された。

- シロサイの事例のような稀少種の殺戮をもたらすような 近隣諸国間の武力紛争の場合のハイレベル政府間交渉。 (コンゴ)
- 野生の動植物に関する不法な貿易のコントロールに関連する国境警察や武力・警備サービス会社、旅行会社、その他の組織に対するトレーニングワークショップの開催。(ナイジェリア)
- スレバルナ自然保護区(ブルガリア)における重金属汚染やイエローストーン国立公園(アメリカ)におけるバイソンへのブルセラ病の蔓延に関するモニタリング。

文化遺産では以下のような要因で危機に晒されてきた。

- 沿岸開発の拡大。(アルバニア・ブトリント)
- 彫刻や考古学的遺物の違法取引。(カンボジア・アンコール)
- 橋の質の低いデザイン。(インド・ハンピ)
- 土造建築物における不適切な建設・修復技術の適用。(オマーン・バハラ城塞)

これらすべての事例のなかで、新たなマスタープランやそ

の他の開発に対するトレーニングワークショップを通じて脅威に対する解決策や改善策の選択肢を検討するためにタスクフォースが組織された。

以下の事例研究では観光客のアクセスをより高めるための 試みが著名なサイトに対して影響を与える圧力の範囲を示し ている。それは、サイトの価値を保護するためのよりよい選 択肢を探すためのサイト管理の仕事における世界遺産委員会 の役割も示している。

サイトの外部の出来事や開発計画による影響は設計された 文化的景観の完全性に対して影響を与えたり、脅威に晒した りする。本節ではこうした影響を低減するために支援可能な さまざまな手法を示してきた。

#### リスク予防

世界遺産のうち文化遺産のリスク予防の改善戦略はICCROM によって作成されてきた。これについてはマネージメントプロセスの第4段階において概略を示した。火災、地震やそれに関連する災害、洪水、武力紛争、熱帯の台風、雪崩、地すべり、産業汚染、その他の人間起源の危機の影響減少を検討するものである。こうした戦略は文化的景観にも適用される。

# マチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー): 観光インフラとアクセスの圧力

マチュ・ピチュは先コロンブス期の人びとの技術力や創造力を示す好例のひとつであり、アメリカ大陸において見られる最も重要な文化的魅力のひとつを構成している。同じエリアでは、オリジナルの動植物相を残している稀少な自然美が位置する場所にほかの考古学的遺跡群も存在している。マチュ・ピチュでは、アンデスの人びとによって自然的環境のなかでの創造性を統合するための技術と繊細さが示された。

推薦時の評価では、ICOMOS は、以下に示すように、文化に関する登録基準(i)(iii)のもとでの世界遺産リストへの記載を勧告した。

登録基準 (i): フアナ・ピチュの山麓における採掘場は芸術的に独特なものであり、絶対的な建築の傑作である。

登録基準(iii):マチュ・ピチュは、クスコとウルバンバの 谷に位置するほかの考古学的遺跡とともに誕生し、(中略)インカ文明における無二の存在である。

また、IUCNはその評価において以下のように指摘している。「マチュ・ピチュは、自然環境と人の関わりの顕著な例として自然に関する登録基準(ii)、極めて素晴らしい山岳地帯、植生、水資源を含む地区として自然に関する登録基準(iii)を適用し、世界遺産リストに記載するのが適当である。」

1983年の世界遺産委員会はマチュ・ピチュの歴史保護区を、

「この資産が自然に関する登録基準 (ii) (iii) にも合致しているため、文化と自然の価値の両方で」登録することを決定した。さらに、委員会は同資産の文化と自然の価値を強化するために、サイトはウルバンバ川の下流と「神の谷」にあるピサック、オヤンテイタンポの遺跡を含めて広げるべきだとした。

#### 課題

マチュ・ピチュの歴史保護区はいわゆる隠された都市、もしくはマチュ・ピチュのシウダデラとも呼ばれる最も有名なインカ遺跡のひとつが位置する自然公園である。それはシウダデラへ至る歩道であるインカトレイルとしても知られている。保護区の保存のための管理の取り決めや計画の仕組みは世界遺産委員会において長年にわたって重大な懸念がもたれていた。アグアス・カリエンテスからシウダデラまでの計画されたケーブルカーとホテルの拡張のようなプロジェクトは保護区の保存における潜在的なネガティブな影響があるものとしてみなされた。

数年後、ペルー政府は不十分な管理と保護区に関する計画を改善することを決めた。つまり、マスタープランは 1998年に採択され、1999年に管理ユニットが天然資源研究所 (INREBA)と国立文化研究所 (INC)の両方の組織長の指揮のもとで創設された。その後に、世界遺産委員会の要請に応じて、保護区に対するマスタープランと管理ユニットの効果やケーブルカーおよびその他のプロジェクトの状況、サイトの拡大についての選択肢、保護区全体の保全状態を評価するために、多くのミッションが 1999年から 2009年のあいだに

非常事態の予防および災害管理と遺産の場における塩分の影響のような長期的に累積されてきた脅威の両者に関する作成中の文献がある。

#### 参考文献等

Spenneman, Dirk, and David Whook, 1998. *Disaster Management Programs for Historic Sites*, US National Park Service, Association for Preservation Technology and Charles Sturt University, NSW.

Spennemann, Dirk, 2001. The creeping disaster. Dryland and urban salinity and its impact on heritage, *Cultural Resource Management*, vol. 24, no. 8.

Cultural Resource Protection and Emergency Preparedness. http://www.cr.nps.gov/crm

世界遺産委員会はリスク予防戦略を採択した。以下のウェブサイトを参照。

whc.unesco.org

トレーニングコースは ICCROM にて受講可能である。

実施された。これらのミッションは、マスタープランの見直 しや詳細な年次作業計画の策定の最近の遅れ、効果的な実施 のための不適切な予算支援を含む多くの脅威を確認した。

- 交通手段の選択肢に関する評価がないこと。
- 関連する地理学的研究に関する評価がないこと。
- 地すべりのリスクが増加するなかでのバス交通の影響に 関する評価がないこと。
- シウダデラとインカトレイルの輸送能力に関連する影響 評価の不足。
- 公共利用計画の策定・実行の遅れ。
- 資産と主な入場場所に近接したアグアス・カリエンテス 村の都市計画とそのコントロール手法の実行の遅れ(資 産の視覚的価値に影響をおよばす)。
- 自然災害に対するリスク管理計画の不足。
- サイト管理に関わる異なる組織や利害関係者間の活動の 適切な連携の不足を含む不適切なガバナンス計画。
- \*カリルチャヨク橋の建設に関連する、保護区の西部への コントロールされない来訪者のアクセス。

#### 対応

一連の状況のなかで、2008年の第32回世界遺産委員会では、2年間の強化モニタリング・メカニズムの適用が決められた。マチュ・ピチュはアルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルーによって顕著な価値をもった共通の遺産として共有される「メイン・アンデアン・ロード」である「カバック・ニャン」の一部でもある。それまでの数年間、世界遺産センターはこれらの国を先駆的プロジェクト



マチュ・ピチュの歴史保護区(ベルー) © UNESCO / Margarita Gonzalez Lombardo

のなかで支援してきた。つまり、オリジナルの革新的な地域協力のプロセスをともなって、「カバック・ニャン」を世界遺産リストへ記載するための推薦作成支援である。当該資産は作業指針附属文書3における遺産の道の定義に沿った文化的景観の要素も含んでいる。

詳細については以下を参照。 http://whc.unesco.org/en/qhapaqnan/

# コミュニティの参加と支援

すべての市民は景観が自分の生活の場そのものであるが ゆえにそこに関与している。そして、誰しもが景観の保 護や管理、計画に貢献できる。例えば、家主は家を装飾し、 農家は畦を修理し、児童は木を植える。しかし、景観の 手入れの枠組みは国や地域、地元レベルの政府によって 位置づけられなければならない。

(Michael Dower 1998)

計画や保護区の管理におけるコミュニティ参加に関しては 数多くの著作が存在する。しかし、文化的景観のなかでは、 そこにいくつかのかなり特筆すべき変化が存在する。

- 生産と生活様式の持続可能性を確実に継続させるために、世界遺産に登録された資産に居住する農家コミュニティとともに行動すること。
- 若者の移動や新たな技術のような圧力にかかわらず、景観に結びつく価値を維持すること、そして景観のなかに表現される文化的価値の伝統的な継承者である先住民を参加させること。
- 地元コミュニティの希望を尊重する(例:儀礼の写真を 撮らない)一方で、伝統的活動の維持を支援するための 「社会エンジニアリング」に巻き込むこと(例:外から の労働者のための家の準備や観光客に伝統的祭礼を鑑賞 してもらうこと)。

地元社会が保護活動から観光に関する活動に至るまでの文化的景観の管理と結びつき、人に見せる権利者となることやトレーニングをすること、雇用機会を得ることのすべてにおいて、まず最初に選択ができる仕組みが必要である。現在、古くからの所有者に好まれ、ほかの地元の人びとからは乖離した施策が存在する。これは、コミュニティ集団との自発的な合意を得なければならないサイトマネジャーにとって複雑な課題である。地元集団にも観光客との対立が存在し、それゆえ、地元が愛着をもっているエリアは営利事業者を遠ざけている。多くの事例において、プロジェクトは地元コミュニティに経済的利益をもたらすため、それが当該コミュニティの社会や文化に対する悪影響がないのであれば、そうしたことを支持するための十分な理由は存在しない。

しかし、文化的景観の多くは時間を越えてさまざまな民族 集団への影響を示してきた。いくつかの国ではコミュニティ を分断する民族の分離があることから、あらゆる支援は文化 的景観のなかで重なり合う居住域の特質を維持するためにお こなわれる必要がある。その価値は例えばカリブ海の国々の 周辺における事例が示すように、景観に埋め込まれた関連す る伝統もしくは文化的な伝統である。

設計された景観や残存している景観よりも継続している景観や関連する文化的景観のほうが、コミュニティに対する圧力が高まる。また、英国のセント・キルダや太平洋地域のイースター島のように、往々にして孤立した場所に位置する前者の景観では、住民の数が少ないがゆえな全体的な圧力が存在する。

#### コミュニティと継続している景観

社会的支援は継続している景観において働く人びとに対してしばしば必要とされる。それは住民が高齢化し、若者が外へ離れていく場所である。

- 急竣なブドウ栽培の段々畑が展開するチンクエ・テッレでは、住民の平均年齢が70歳であり、ワイン生産とブドウ栽培を維持するための過酷な手作業をするには高齢化が進みすぎている。
- ▼アメリカ・ニューメキシコ州の世界文化遺産であるプエブロ・デ・タオスは、年間の訪問客目当てに戻ってくる人びとを除けば、住民人口が少ない。
- ラポニアン・エリアにおいて、ひとつの家族がトナカイ を移動させることによって生活しているが、スキース クーターがこれを可能にしている。
- フィリピンの棚田群において、高齢の人びとが戻ってきて、ほかで稼いだ資金を投入して棚田を維持している。

いくつかの継続している文化的景観では、外国人所有者が地域を買い上げ、彼らのニーズに適った景観を再生産することによって、スイミングプールや遊園地になるような景観の「高級化」が引き起こされるという多くの脅威が存在している。こうした場では、本来、歴史的な立地や植栽を維持することよりも、むしろ、例えば家庭菜園のような伝統的様式や利用がなされてきたのである。こうした脅威はポルトガルのシントラやイタリアの文化的景観サイト、ハンガリーのホーロッケのバナキュラーな村、チェコのホラショヴィツェの歴史地区において見られ、別荘地の開発は中世の土地利用様式に影響を与えている。

前節において示したように、コミュニティは時として文化的景観を継続する役割を確実に担うための技術についてトレーニングを必要とする。他方で、大農場と小農場によって構成される穀物畑や果樹園、水路、集落、農業建物などの多様なモザイクをともなうポルトガルのアルト・ドウロのように、景観の特徴は持続可能な経済を永続させることによって景観の活発な社会的役割を維持され、世界遺産に登録された景観地を有する著名なコミュニティの特定も可能になる。

季節変化や資源が得られるときに景観の現在の姿に依拠した伝統的技術や知識を継承する機会と同様に、文化的景観の管理者は景観内の住民の健康や福祉を維持することを支援する必要がある。このことはウルルのコミュニティにおける以下の事例研究で示される。

#### 参考文献等

Rössler, Mechtild, Ana Maria Lepeigné-Cobo and Mayra Rios (eds.), 2003. *Paisajes culturales en Mesoamérica*. Reunión de Expertos, 27-30 de septiembre de 2000, San José, UNESCO Office Costa Rica, pp. 9-16.

#### 関連する景観におけるコミュニティ

世界遺産の関連する文化的景観は、場に顕著な普遍的価値を与えている伝統的・文化的結びつきを維持するための戦略や取組が特に必要である。地元コミュニティや特別な集団による関連する価値は推薦プロセスを通じて把握され、登録によって裏付けられる。

こうした関連する価値を保護するために、文化的に「正統な」人びと、つまり社会的に承認されたり親類である人びとの儀礼や伝統地を継承する必要がある。関連する価値をともなっている文化が存続できる強いコミュニティの維持は世界各地で類似する圧力や課題をもつこととなる。つまり、都市に魅きつけられる若者や新しい生活様式、望まない通過儀礼の存在、必要とされる儀礼や義務の訓練などである。ほかに、若者は経済的観念をともなわない生活を送るためにサイトに残るかもしれない。つまり、ドラッグやアルコールといった現代的な問題に苦しんでいる場合である。こうしたことはウルル・カタ・ジュタ、トンガリロ、フィリピンの棚田群、スクルのようないくつかの世界遺産の文化的景観に関連している。

特に無形文化遺産に関する保護地域の文化的特徴が、管理 を通じていかにして適切に保護されるかということには長い 議論があった。ここ数十年にわたって、自然地域の管理者は 自分たちの権限のなかで、保護地域の管理の重要な貢献者と して、先住民や地元コミュニティにおいて少なくともいくつ かの文化的価値と継続的な土地再生を認めている。多くの場 合、継続的な土地利用システムのなかで、先住民や地元コミュ ニティは土地の管理者である。公園管理における「イエロー ストーン」モデルが、生物保護を中心とした公園の目的と合 法的な地元住民の希望のあいだの持続可能なバランスのなか で不適切であるということは広く認識されている。影響力の 大きい多くの集団は、地元住民の立場について非常に強調し、 自然地域に対するさらに広範かつ柔軟な管理モデルを主張し てきた。自然地域の管理に地元の伝統的な意識を取り入れる 柔軟性については文化遺産管理への順応のなかで多く取り入 れられている。こうした遺産管理の主たる変化は、世界遺産 の潮流と「景観におけるつながり」を通じて、2003年のダー バンでの世界公園会議によっても確認された。

#### 参考文献等

Stevens, Stan (ed.), 1997. *Conservation through cultural survival: indigenous peoples and protected areas*, Washington DC, Island Press.

Thulstrup Hans D. (ed.), 1999. World Natural Heritage and the Local Community: case studies from Asia Pacific, Australia and New Zealand, UNESCO.

Borrini-Feyerabend, G.(ed.), 1997. *Beyond Fences: Seeking Social Sustainability in Conservation*, Gland (Switzerland), IUCN.

Rössler, Mechtild, 2003. World Heritage sites: Towards linking the Tangible and the Intangible. In: *The Full Value of Parks. From Economics to the Intangible*, edited by Dave Harmon and Allan Puttney, Oxford, Rowman and Littlefeld Publishers, pp. 197-210.

Mitchell, Nora, and Mechtild Rössler, 2005. Landscape linkages without boundaries? In: *World Heritage at the Vth IUCN World Parks Congress*. Durban South Africa, 8-17 September 2003. World Heritage reports 16. Paris, UNESCO World Heritage Centre, 23-26.

Uluru - Kata Tjuta Board of Management and Parks Australia, 2002. *Uluru - Kata Tjuta National Park, Cultural Heritage Action Plan and Cultural Landscape Conservation Plan.* 

2000年にオーストラリア・ケアンズで開かれた世界遺産委員会の会期中、世界遺産先住民フォーラムは「世界遺産先住民専門家委員会」(WHIPCOE)の設置を勧告した。オーストラリア、ベリーズ、カナダ、ニュージーランド、アメリカからの先住民と政府の代表、ICOMOS、IUCN、ICCROMの代表による作業部会は先住民の声が世界遺産の自然遺産、文化遺産の保護と普及に効果をもたらすことを確実にするため、世界遺産先住民委員会のコンセプト作成に関する計画を進めるよう合意した。2001年の第25回世界遺産委員会では、委員会の公式部会として設立されなかったが、2007年の第31回世界遺産委員会では、2002年のいわゆるブタペスト宣言における4C(保全(conservaton)、信用性(credibility)、コミュニケーション(communication)、キャバシティビルディング(capacity building))に加えて、地域社会(community)という5番目のCを加えた。

#### 参考文献等

世界遺産先住民族専門家会議(WHIPCOE)ウェブサイト

www.unesco.org/whc/whipcoe

#### ブタペスト宣言

http://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration/

#### 第 31 回世界遺産委員会決議

http://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-24e.pdf

#### コミュニティと残存している景観

いくつかの残存している景観では、現世代のメンバーは景観の価値に対する理解を広めるため、価値を維持する仕事に携わる機会を与えられている。これは鳥が繁殖する自然保護区と考古学的遺跡の両方を有する火山の積層で形成されたスコットランド(英国)のセント・キルダの世界遺産における事例である。スリランカの聖地アヌラーダプラにおいて地元住民は世界遺産に登録された残存している景観における考古学的遺跡を安定的に保護するためのプロジェクトで雇われている一方で、ヨルダンのペトラでは住民は残存している景観から出ていった。

#### 景観への世代を越えた関与

『子供のための世界遺産』において、多くの若者が所属す

#### る学校を通じて遺産保護プロジェクトに参加した。

フランスの組織である「青年と世界遺産」(Jeunesse et Patrimoine)は、若者に対して、世界遺産リストに記載された建造物やサイトで直に触れる保護活動へと参加させている。また、ほかの多くの世界遺産では、保護や管理の仕事に積極的な役割を果たしているボランティアが効果を発揮している。これは特に英国のナショナルトラストの資産の事例であるスタッドリー王立公園やエーヴベリーとハドリアヌスの長城に沿った要塞などでは、ボランティアの作業者だけでなく専門家の管理者もいる。社会主義の時代以降、人びとがバナキュラーな遺産に対してボランティアの仕事を通じて文化的実践を取り戻している東ヨーロッパの国々における事例もある。

文化的な結びつきは文化的景観のリストに列挙されているように、関連する価値を生かし続けることで維持していく必要がある。例えば、モニタリング報告によって明らかにされた結果として、もし若者が働いたり、伝統的な暮らしをしていないならば、関連する文化的景観は危機遺産リストに記載されたり、残存している景観に再分類されるのだろうか。この問題は世界遺産の文化的景観の管理者によって考えられていく必要がある。

#### 参考文献等

John B. Zoe (ed.), *Trails of Our Ancestors: Building a Nation* (Behchoko, Northwest Territories: Tlicho Community Services Agency, 2007).

#### 無形遺産の理解と保護

2003年の無形文化遺産の保護に関する条約(1.5.1 文化 遺産に関する条約と勧告参照)の採択とともに、世界遺産の 自然遺産および文化遺産と関連する無形遺産の理解とその保 護について新たな機会がもたらされた。伝統知を強化するた めの合同トレーニングコースは、現在も生きている、関連す る文化的景観を特に想定している。

自然の聖地に対するガイドラインは 2008 年に策定、刊行され、保護地域と無形遺産に関する異なる国際的プログラム、条約、組織間の連携を強化するために、文化的景観と聖なる場に関する主要な会議が 2005 年に開催された。



ウルル・カタ・ジュタ(オーストラリア) © Emmanuel Piyard

#### ウルル - カタ・ジュタ国立公園 (オーストラリア): 国立公園内でのアナングコミュニティの社会的支援

ムティジュル村の400人のアナングの住民の健康と福利は公園のなかにある世界遺産の文化的価値の維持に中心的役割を果たしている。住民は伝統的なコミュニティよりも大きなコミュニティで生活する苦難や外部から押し付けられた苦難に直面する。それだけではなく、彼らはオーストラリアで象徴的に特定された景観のなかにも置かれている。これは、社会問題と文化に関する問題の複雑な組み合わせを押し付ける。ムティジュルコミュニティ株式会社は公園の貸借期間と矛盾しない手法やコミュニティの啓発、国や親族の世話に関する伝統文化法であるジュクルパ原則を通じて地元政府やコミュニティ管理、協働管理機能を実施する。

焼畑や「国土の手入れをすること」を含めた作業/管理活動に対する契約金を通じて収入は増加し、コミュニティサービスやインフラとメンテナンス、アナングの欲求を補完するアルコールの入手を制限すること、環境的に持続可能な家を建設すること、故郷の運動を支援すること(伝統的な土地における小さなコミュニティの牧羊所)のための予算管理を通じた財政的責任はすべてポジティブな開発である。2000年代半ばまで、公園スタッフの60%は順次契約に基づくものとなり、文化的な責務を履行できるように柔軟な労働形態を有していたアナングであったが、彼らはモニタリングと教育に関する2種類のプログラムに参加した。そして、雇用における性別のバランスがとれた状態になり、ピチャンチャチャラ語と英語の両方でのコースとコミュニティの中高生に対する仕事体験をともなったトレーニングプログラムがおこなわれている。

現在の目標は、文化的景観を管理し続けるための古くから の所有者の能力を向上し、現代世界を扱うための一時的な パートナーシップの構築である。

Jane Lennon



ウルル - カタ・ジュタ(オーストラリア) © Uluru-Kata Tjuta National Park

#### ウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア): 景観管理への伝統知の利用

オーストラリアのウルル-カタ・ジュタ国立公園では、乾燥地帯の生態学研究がおこなわれている。アナング人は植物相、動物相、習慣、季節変化、景観、公園や歴史に関して極めて詳しい知識をもっている。近年までこの知識はほとんど記録されておらず、あまり多くの痕跡は残されていない。アナングは景観のなかに、異なる生育年の植生モザイクを生み出すため、伝統的に火を使ってきたが、ヨーロッパ集落の時代にそれが置き換わり、こうした伝統的制度を喪失し、結果として居住の多様性の損失をまねいた。このことは中央オーストラリアの哺乳類の40%以上の損失をまねいた主たる要因のひとつになったと科学者は考えている。

#### 対応

1976年に、公園のおよそ 75% を焼失する大火災が発生した。そのことは、アナングが火災予防管理戦略を決定するう



ウルル - カタ・ジュタ(オーストラリア) © Uluru-Kata Tjuta National Park

えで重要な役割を果たした。その戦略は、再生しているアカシア・アネウラや樹齢を重ねたスピニフィックス、さらにはのちに希少種とされた低木のユーカリを火災から守るものであるが、同時に焼畑戦略によって景観や動物相の多様性の積極的な促進が可能となる。この戦略はネズミクイやオオトカゲのような特に脆弱な種を記録したウルルの動物相の調査結果を取り込んだものとなる。戦略の統合では、火災の歴史地図を作成し、管理と自然火災と将来の焼畑計画の記録のために、衛星データと地理情報システム(GIS)を使用した。

#### 参考文献

luru - Kata Tjuta Board of Management and Parks Australia, 2000. *Uluru - Kata Tjuta National Park Plan of Management*, Commonwealth of Australia, 202 pp.

4

# 結 語



マトボの丘群(ジンバブエ)© UNESCO / Richard Veillon

# 結 語

このハンドブックは特に日常の仕事において文化的景観、そのなかでも管理プロセス全体に関心がある人びとのほか、世界遺産の文化的景観や保護地域、文化的資源の管理者を支援するものであり、世界遺産の文化的景観保護における新たな挑戦に向けた取組を提案するものである。

本書は、将来の世代へ人類の遺産を特定し、保護し、受け継ぐという 1972 年の世界遺産条約の重要な特徴に対して、一見して異なる側面を提示する。遺産は顕著な普遍的価値を有する場合に地元、地域、国家における遺産を超越する。

同時にこの遺産の共有は真の国際的連携の新たな機会をもたらす。フィリピン・コルディリェーラの棚田群の管理とともにチンクエ・テッレの段々畑の文化的景観(イタリア)の管理者会議は意見交換をするだけでなく、独特の文化的景観に対する日常的な管理に関して共有される問題の新たな解決策を探そうとしていた。

この国際的な連携と交流に貢献してきた多くの人びとに感謝する。有意義な議論がなければ、このハンドブックは間違いなく生み出されなかっただろう。そして、サイトにおいて問題や課題に晒されなければ価値のある効果は生み出せなかっただろう。

それゆえ、このハンドブックは地球上の文化的景観において生活したり、働いている人びとに捧ぐ。

5

# 



バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群(アフガニスタン) © UNESCO / Junaid Sorosh-Wali

# 用語集

UNESCO ウェブサイト (http://whc.unesco.org/en/glossary) から入手可能な用語集に加えて、以下のようなさまざまな憲章やガイドライン、その他の文献において、保全の「取扱い」に関する定義は示されている。

Fielden&Jokilehto (1998) 『世界文化遺産地域の管理ガイドライン』第8章

保護 (Proteciton):物理的な保護、法的保護。

**保存(Preservation**): 現状においてサイトを守るための手法をおこなうこと。アメリカ英語における "historic preservation" はイギリス英語における "conservation" と同じ意味である。

保全(Conservation):劣化を防止し、既存の遺産資源を延 命させること。

補強 (Consolidation):耐久性や構造の完全性を保つために 実際にある素材構成を物理的に付与すること。

**修理(Restoration**):残された素材構成の範囲でオリジナルの状態を示すこと。

**復原(Reconstruction**):現代的な材料、あるいはオリジナルの材料を用いて、新たなものを建てること。

**アナスタローシス**(Anastylosis):現存するが、崩れてしまった要素を再びまとめていくこと。

歴史的景観の手入れに関する US ガイドライン (1994)

保護(Protection)

保存(Preservation)

再生(Rehabilitation)

安定(Stabilization)

修理(Restoration)

復原 (Reconstruction)

オーストラリア ICOMOS バラ憲章 (1999) の定義

**保全**(Conservation)は、文化的意義を保持するために場の 手入れをするすべてのプロセスを意味する。

メンテナンス(Maintenance)は、場の素材構成および環境保護のための継続的な手入れを意味し、修理とは区別されるものである。修復は修理やメンテナンスを含んでいる。

保存(Preservation)は、現状の場の素材構成を維持し、劣化を抑制することを意味する。

修理(Restoration)は、現在わかっている過去の状態に、現状の場の素材構成を戻すことを意味する。それは、後世の付加物を取り除くこと、または新たな材料を付加することなく、既存の構成を再びまとめていくことでおこなわれる。

**復原(Reconstruction**)は、場を現在わかっている過去の状態に戻すことを意味し、新たな材料を素材構成に組み込む点で修理とは区別される。

改造(Adaptation)は、現在の使用法や新たな利用に適応するように場を変更することを意味する。

利用(Use)は、場でおこなわれる活動や行為と同様に場の機能を意味する。

転用(Compatible use)は、場の文化的意義を尊重した利用を意味する。そうした利用は文化的意義への影響が皆無であるか、もしくは最小限にとどめたものである。

# 世界遺産リスト記載のための登録基準

「世界遺産条約履行のための作業指針」第2章Dに示されているように、世界遺産リスト登録のための基準は、以下に示すような世界遺産条約第1条に示されている定義の文脈のなかで常に理解されるべきである。

記念工作物:記念的意義を有する彫刻および絵画、考古学的 物件または構造物、銘文、洞窟住居並びにこれらの物件の集 合体で、歴史上、美術上または科学上顕著な普遍的価値を有 するもの。

建造物群:独立したまたは連続した建造物群で、その建築性、 均質性または風景内における位置から、歴史上、美術上また は科学上顕著な普遍的価値を有するもの。

遺跡:人工の所産または人工と自然の結合の所産および考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、観賞上、民族学上または人類学上顕著な普遍的価値を有するもの。

#### 登録基準(作業指針第77段落)

#### II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

- 77. 世界遺産委員会は、ある資産が以下のひとつ以上の基準 を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(第 49 段 落~第 53 段落を参照)を有するものとみなす。
  - (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
  - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流またはある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
  - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化 的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二 の存在(少なくとも希有な存在)である。
  - (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、 科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な 見本である。
  - (v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。または、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。
  - (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝

統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品 と直接または実質的関連がある(この基準はほかの 基準と合わせて用いられることが望ましい)。

- (vii) 最上級の自然現象、または、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (m) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的または自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の 進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程 または生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上または保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅 のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息 域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含す る。
- 78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性あるいは真正性の条件についても満している必要がある。また、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

#### II.E 完全性・真正性

真正性

- 79. 登録基準 (i) から (vi) に基づいて推薦される資産は真正性の条件を満たすことが求められる。真正性に関する奈良文書を含む附属資料 4 には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
- 80. 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に 関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考 えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の 変化に関連してその情報源を知り理解することは、真正 性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。
- 81. 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが考えられる。すべての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には自身の文化的文脈においておこなわれなければならない。
- 82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値(推薦の根拠として提示される登録基準)が、以下に示すような多様な属性に関する表現

において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件 を満たしていると考えられうる。

- ·形態、意匠
- · 材料、材質
- ·用途、機能
- ・伝統、技術、管理システム
- ·立地、環境
- 言語、その他の無形遺産
- ·精神、感性
- ・その他の内部要素、外部要素
- 83. 精神や感性といった属性を、実際に真正性の条件として 適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、 例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティ においては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標 である。
- 84. これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味および歴史を知ることを可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
- 85. 資産の推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合は、締約国は、まず最初に、該当する重要な真正性の属性をすべて特定する必要がある。真正性の言明において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるかまたは表現されているかを評価すること。
- 86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史地区 を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限 られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいておこな われた場合のみ許容されうるものであり、憶測の余地が あってはならない。

#### 完全性

- 87. 世界遺産リストに推薦される資産はすべて、完全性の条件を満たすことが求められる。
- 88. 完全性は、自然遺産あるいは文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。したがって、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。
  - (a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
  - (b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
  - (c) 開発あるいは管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の言明において説明をおこなうこと。

# 世界遺産・文化的景観の登録

人と自然環境の関わりが「顕著な普遍的価値」を有するものとして評価されたときに、世界遺産の文化的景観は世界遺産リストに記載される。文化的景観は文化遺産の登録基準に基づいて登録される。

文化遺産の登録基準と文化的景観のカテゴリーの関係				
文化遺産の登録基準	文化的景観のカテゴリー (作業指針からの引用)			
(i) 人間の創造的才能を表す傑作である。	最も容易に文化的景観であることを同定できるのは、 <b>人間の意思により設計され、創出された景観</b> と定義される。このカテゴリーには審美的な動機によって造営される庭園や公園が含まれ、それらは宗教的その他記念的建築物やその複合体に(すべてではないが)しばしば附属する。			
(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流またはある文化圏内での価値観の交流を示すものである。	2 つめのカテゴリーは <b>有機的に進化してきた景観</b> である。これは端緒となる社会的、経済的、行政的、あるいは、 宗教的な規範から生じるもので、その自然環境との関係 によって、また、その自然環境への反応として、現在の 姿に発展してきたものである。このたぐいの景観は、形			
(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化 的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二 の存在(少なくとも希有な存在)である。	態や構成要素の特徴に発展のプロセスを反映している。 これらはさらに2つの小カテゴリーに分類される。 <b>一残存している(あるいは化石化した)景観</b> 。それは、			
(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、 科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な 見本である。	進化のプロセスが過去のある時期に、突然または時 代を越えて終始している景観といえる。その重要な 固有の特徴は、終始した進化のプロセスを、現在に おいても物質的な形状に見ることができることであ			
(v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。または、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。	る。 <b>一継続している景観</b> 。それは、伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会において活発な社会的役割を維持し、進化のプロセスがいまなお進行中の景観といえる。また、それは同時に、時間を越えて進化してきた重要な有形の証拠でもある。			
(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた 伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作 品と直接または実質的関連がある(この基準はほか の基準と合わせて用いられることが望ましい)。	最後に示すカテゴリーは、 <b>関連する文化的景観</b> である。 この類の景観の世界遺産リストへの記載は、わずかであるかまたはほとんど所在しない有形の文化的証拠の有無よりも、むしろ、自然的要素との強力な宗教的、審美的または文化的な関連によって、その正当性を認められるものである。			

# 世界遺産リストに記載された文化的景観

条約締約国	世界遺産の文化的景観	登録基準	登録年
アイスランド	シングヴェトリル国立公園	(iii) (vi)	2004
アゼルバイジャン	ゴブスタンのロック・アートと文化的景観	(iii)	2007
アフガニスタン	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群	(i) (ii) (iii) (iv) (vi)	2003
アルゼンチン	ケブラーダ・デ・ウマワーカ	(ii) (iv) (v)	2003
アンドラ	マデリウ - ペラフィタ - クラーロル渓谷	(v)	2004
イスラエル	香料の道 - ネゲヴ砂漠都市	(iii) (iv)	2005
イタリア	ピエモンテとロンバルディアのサクリ・モンティ	(ii) (iv)	2003
イタリア	ポルトヴェネーレ、チンクエ・テッレおよび小島群 (パルマリア、ティーノおよびティネット島)	(ii) (iv) (v)	1997
イタリア	オルチア渓谷	(iv) (vi)	2004
イタリア	アマルフィ海岸	(ii) (iv) (v)	1997
イタリア	バエストゥムとヴェリアの古代遺跡群を含むチレントと ディアノ渓谷国立公園とパドゥーラのカルトゥジオ修道院	(iii) (iv)	1998
イラン	バムとその文化的景観	(ii) (iii) (iv) (v)	2004
インド	ビンベット力のロック・シェルター群	(iii) (v)	2003
英国	キュー王立植物園	(ii) (iii) (iv)	2003
英国	ブレナヴォン産業用地	(iii) (iv)	2000
英国	セント・キルダ	(iii) (v) (vii) (ix) (x)	(1986) 2005
英国	コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観	(ii) (ii) (iv)	2006
オーストラリア	ウルル - カタ・ジュタ国立公園	(v) (vi) (vii) (ix)	1987、1994
オーストリア	ハルシュタット - ダッハシュタイン・ザルツカンマーグートの文化的景観	(iii) (iv)	1997
オーストリア	ヴァッハウ渓谷の文化的景観	(ii) (iv)	2000
オーストリア/ ハンガリー	フェルテー湖/ノイジードラー湖の文化的景観	(v)	2001
カザフスタン	タムガリの考古的景観にある岩絵群	(iii)	2004
ガボン	ロペ - オカンダの生態系と残存する文化的景観	(iii) (iv) (ix) (x)	2007
キューバ	キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観	(iii) (iv)	2000
キューバ	ビニャーレス渓谷	(iv)	1999
キルギス	スライマン - トー聖山	(iii)	2009
ケニア	ミジケンダの聖なるカヤの森林	(iii) (v) (vi)	2008
ジンバブエ	マトボの丘群	(iii) (v) (vi)	2003
スイス	ラヴォー地区の葡萄畑	(iii) (iv) (v)	2007
スウェーデン	エーランド島南部の農業景観	(iv) (v)	2000
スペイン	アランフェスの文化的景観	(ii) (iv)	2001
チェコ	レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観	(i) (ii) (iv)	1996
中国	五台山	(ii) (iii) (iv) (vi)	2009

ドイツ	ドレスデン・エルベ渓谷	(ii) (iii) (iv) (v)	2004-2009
ドイツ	デッサウ・ヴェルリッツの王宮庭園	(ii) (iv)	2000
ドイツ	ライン渓谷中流上部	(ii) (iv) (v)	2002
ドイツ/ ポーランド	ムスカウアー公園/ムジャコフスキ公園	(i) (iv)	2004
トーゴ	クタマク、バタマリバ人の土地	(v) (vi)	2004
ナイジェリア	スクルの文化的景観	(iii) (v) (vi)	1999
ナイジェリア	オスン - オソボ聖林	(ii) (iii) (iv)	2005
日本	紀伊山地の霊場と参詣道	(ii) (iii) (iv) (vi)	2004
日本	石見銀山遺跡とその文化的景観	(ii) (iii) (v)	2007
ニュージーランド	トンガリロ国立公園	(vi) (vii) (viii)	1990、1993
ノルウェー	ヴェガオヤン - ヴェガ群島	(v)	2004
バヌアツ	首長ロイ・マタの地	(iii) (v) (vi)	2008
パプアニューギニア	クックの初期農耕遺跡	(iii) (iv)	2008
ハンガリー	ホルトバージ国立公園 - プッツァ	(iv) (v)	1999
ハンガリー	トカイワイン産地の歴史的文化的景観	(iii) (v)	2002
フィリピン	フィリピン・コルディリェーラの棚田群	(iii) (iv) (v)	1995
フランス	サン・テミリオン地域	(iii) (iv)	1999
フランス	シュリー - シュル - ロワールとシャロンヌ間のロワール渓谷	(i) (ii) (iv)	2000
フランス/ スペイン	ピレネー山脈 - ペルデュ山	(iii) (iv) (v) (vii) (viii)	1997、1999
ポーランド	カルヴァリア・ゼブジトフスカ: マニエリスム様式の建築と公園の景観複合体と巡礼公園	(ii) (iv)	1999
ポルトガル	ピーコ島のブドウ園文化の景観	(iii) (v)	2004
ポルトガル	アルト・ドウロ・ワイン生産地域	(iii) (iv) (v)	2001
ポルトガル	シントラの文化的景観	(ii) (iv) (v)	1995
マダガスカル	アンブヒマンガの丘の王領地	(iii) (iv) (vi)	2001
南アフリカ	マプングブエの文化的景観	(ii) (iii) (iv) (v)	2003
南アフリカ	リフタスフェルトの文化的および植生景観	(iv) (v)	2007
メキシコ	リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群	(ii) (iv) (v) (vi)	2006
モーリシャス	ル・モーンの文化的景観	(i) (iv)	2008
モンゴル	オルホン渓谷文化的景観	(ii) (iii) (iv)	2004
ラオス	チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群	(iii) (iv) (vi)	2001
リトアニア	ケルナヴェ古代遺跡(ケルナヴェ文化保護区)	(iii) (iv)	2004
リトアニア/ ロシア	クルシュー砂州	(v)	2000
レバノン	カディーシャ渓谷(聖なる谷)と神のスギの森 (ホルシュ・アルツ・エル - ラーブ)	(iii) (iv)	1998

# 文化的景観に関する専門家会合(1992~2007)

1992年から2007年のあいだ、以下に示されるような文化的景観に関する多くの専門家会合が、条約締約国の協力のもとに、世界遺産センターによって開催された。

#### 地域別・テーマ別専門家会合(1992~2007)の報告

2007

地中海地域における農業・牧畜の文化的景観に関するテーマ別専門家会合(2007 年 9 月 20 日~ 22 日、フランス・メイリュエ、ロゼール) http://whc.unesco.org/en/events/489/ http://whc.unesco.org/uploads/events/documents/event-489-2.doc

2006

文化的景観の管理に関する専門家会合(2006 年 5 月 29 日 $\sim$  6 月 2 日、イラン・ペルスポリス) http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-477-1.doc

世界遺産リストへのアンデス道の推薦プロセスの枠組みにおけるカパック・ニャンの文化的景観の事前インベントリー作成に関する専門家会合(2006 年 12 月 12 日~ 14 日、アルゼンチン・ブエノスアイレス)http://whc.unesco.org/en/qhapaqnan

#### 2005

カリブ海地域の文化的景観に関する専門家会合(2005 年、キューバ・ハバナ) http://whc.unesco.org/uploads/pages/documents/document-299-3.doc

サハラ砂漠以南のアフリカの地域における文化的景観に関する専門家会合(2005年、マラウイ)

#### WHC-05/29.COM/INF.5

国際シンポジウム「文化・生物多様性の保護: 自然の聖なる土地の役割と文化的景観」 (2005 年 5 月 30 日~ 6 月 2 日、日本・東京) http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001478/147863e.pdf http://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-inf05e.pdf

#### 2004

世界遺産リストへのアンデス道の推薦プロセスの枠組みにおけるカパック・ニャンの文化的景観の事前インベントリー作成に関する専門家会合(2004 年 4 月 4 日~ 7 日、ボリビア・ラパス) http://whc.unesco.org/en/qhapaqnan

カリブ海地域における文化的景観に関する専門家会合(2004 年 9 月 20 日~ 23 日、モザンビーク) http://whc.unesco.org/en/series/14

#### 2002

文化的景観:保護への取組 (2002 年、イタリア・フェラーラ) http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001329/132988e.pdf

#### 2001

#### WHC-01/CONF.208/INF.10

砂漠の文化的景観とオアシスシステムに関する専門家会合(2001 年 9 月、エジプト) http://whc.unesco.org/archive/2001/whc-01-conf208-inf10e.pdf

#### WHC-01/CONF.208/INF.9

アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議(2001 年 9 月、日本) http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001265/126500e.pdf

#### WHC-01/CONF.208/INF.7

ブドウ畑の文化的景観に関する専門家会合(2001 年 7 月、ハンガリー・トカイ) http://whc.unesco.org/archive/2001/whc-01-conf208-inf7e.pdf

#### WHC-01/CONF.208/INF.8

カリブ海地域におけるプランテーションシステムに関する専門家会合(2001年7月17日~19日、スリナム・パラマリボ) http://whc.unesco.org/en/sessions/25COM/documents/

#### 2000

#### WHC.00/CONF.204/WEB.4

中央アメリカの文化的景観に関する地域別・テーマ別専門家会合報告 (2000 年 9 月 27 日  $\sim$  30 日、コスタリカ・サンホセ)

#### 1999

#### WHC-99/CONF.204/INF.4

アフリカ地域における文化的景観に関する専門家会合(1999 年 3 月 10 日~ 14 日、ケニア) http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001214/121435mo.pdf

#### WHC-99/CONF.204/INF.16

文化的景観の管理ガイドラインに関する専門家会合 (1999年6月1日~4日、バンスカー・シュチャヴニツァ)

#### WHC-99/CONF.209/INF.14

東ヨーロッパの文化的景観に関する地域別・テーマ別専門家会合 (1999 年 9 月 29 日~ 10 月 3 日、ポーランド・ビャウィストク) http://whc.unesco.org/archive/1999/whc-99-conf204-inf16e.pdf

#### 1998

#### WHC-98/CONF.203/INF.8

アンデス地域における文化的景観に関する地域別・テーマ別専門家会合 (1998 年 5 月 17 日~ 22 日、ペルー・アレキパ/チバイ) http://whc.unesco.org/en/sessions/22COM/documents/

#### 1997

#### WHC-97/CONF.208/INF.12

欧州景観条約に関する準備草案

http://whc.unesco.org/en/sessions/21COM/documents/

#### 1996

#### WHC-96/CONF.202/INF.9

顕著な普遍的価値をもったヨーロッパの文化的景観に関する専門家会合 (1996 年 4 月 21 日、オーストラリア・ウィーン) http://whc.unesco.org/en/sessions/20COM/documents/

1995

#### WHC-95/CONF.203/INF.8

アジアの米文化と棚田景観に関する地域別・テーマ別研究会合報告 (1995年3月28日~4月4日、フィリピン). http://whc.unesco.org/en/sessions/19COM/documents/

#### WHC-95/CONF.203/INF.9

「関連する景観」に関するアジア太平洋地域ワークショップ(1995 年 4 月 27 日~ 29 日、オーストラリア)http://whc.unesco.org/en/sessions/19COM/documents/

1994

#### WHC-94/CONF.003/INF.10

遺産としての運河に関するインフォメーションドキュメント (1994 年 9 月、カナダ)

http://whc.unesco.org/en/sessions/18COM/documents/

#### WHC-94/CONF.003/INF.13

文化遺産の一部としての「道」に関する専門家会合(1994年11月、スペイン・マドリッド)

http://whc.unesco.org/en/sessions/18COM/documents/ http://whc.unesco.org/archive/1994/whc-94-conf003-inf13e.pdf

1993

#### WHC-93/CONF.002/INF.4

「顕著な普遍的価値をもった文化的景観」に関する国際専門家会合 (1993 年 10 月 12 日~ 17 日、ドイツ・テンプリン). http://whc.unesco.org/en/sessions/17COM/documents/

1992

#### WHC-92/CONF.202/10/Add

世界遺産条約履行のための作業指針の改訂:文化的景観に関する専門家グループ報告 (1992 年 10 月 24 日~ 26 日、フランス・ラ・プティット=ピエール) http://whc.unesco.org/en/sessions/16COM/documents/

こうした専門家会合を通して、条約締約国が世界遺産リスト記載のために文化的景観を推薦する際に使い分けることが可能な複数の手法を特定し、調査の枠組みを生み出した。文化的景観把握のための方法論および文化的景観の分類と評価のためにおこなわれる提案も生み出された。文化的景観に関する法制度、管理、社会経済、保護についての問題は、議論に際しての文化的景観の顕著な例とともに示された。こうした文化的景観の例は各地域における前述のカテゴリーを例示するものである。これらの多くの会合は、特定のテーマや地域の文脈のなかでの文化的景観の理解、把握、保護、管理に関する勧告を示すものでもあった。

# 世界保護地域委員会(WCPA)

世界保護地域委員会(WCPA)は、保護地域に関する専門的意見をもった地球規模のネットワーク組織である。IUCNの保護地域プログラムによって運営され、140ヶ国から集まった1,400人以上のメンバーがいる。

WCPA は以下のことに取り組んでいる。

- 政府等が保護地域に関する計画を策定し、あらゆる部門 において統合的に計画を運用するのを支援すること。
- 政策立案者に戦略的な助言をおこなうこと。
- ■保護地域における能力と予算を強化すること。
- 課題となる問題を示すために保護地域の多様な利害関係 者が一堂に会すること。

50年以上、ICUN と WCPA は保護地域における地球規模のアクションを進めてきた。

WCPA の使命は、「IUCN の使命を達成するために、世界的の代表的な陸域および海域の保護地域のネットワークを確立し、効果的な管理を促進すること」である。

#### WCPA の目的

- 政策立案者に戦略的助言を提供することで、政府等が保護地域に関する計画策定をおこない、あらゆる部門において統合的に計画を運用することを支援すること。
- 保護地域管理者のネットワークに助言、情報を提供する ことで、その能力を強化すること。
- 政府や企業に対して保護地域の価値を説き、その予算を 増加すること。
- IUCN メンバーおよびパートナーとの協力も含めて、プログラムを実施する WCPA の能力を強化すること。

#### 持続可能な未来の形成

自然は、自然災害の回避、レクリエーション、インスピレーションに加えて、水、食糧、清浄な空気、エネルギー、住居のすべてを人類にもたらしてくれる。そのためには人類による賢明な保護と利用がなされる必要がある。他方、社会や経済の発展は貧困削減や生活改善も同時に進めるものである。それでは、人間の生活のニーズと人間を支える地球のニーズのバランスはどのようにとっていけばいいのか。人間自身を含めて地球上のあらゆる生活の背後には、動植物や彼らが生活する場の複雑なネットワークとしての生物多様性が存在している。

#### WCPA の大きな挑戦

生物多様性保護、つまり動植物種の絶滅を止め、自然の場の破壊を止めることはICUNの中心的な仕事である。人類の4つの大きな挑戦、つまり気候変動、エネルギー、生活、経済はどれも生物多様性と結びついている。

こうした問題はいずれも地球環境に影響をもたらし、翻って、それは地球環境によって引き起こされている。自然、特に生物多様性について活発に考えることをせずして問題の解決はできない。それゆえ、IUCNは生物多様性の核となる取組を通じて、前述の4つの各領域に関して取り組んでいる。

気候変動、エネルギー、生活、経済についてと同じように、生物多様性に関して、IUCNは科学的知見の発展を支援する。そして、すべての分野や国の関係者・関係機関とともに実践的な解決策を模索する。こうしたことを通じて、政策や法律、参考になる事例の開発、実施を支援していく。

#### どのように取り組むか

生物多様性、気候変動、エネルギー、生活、経済に関する IUCN のすべての取組は、広い枠組みのプログラムを通じて展開され、4年ごとに開催される IUCN 世界自然保護会議で加盟機関によって議論、承認される。現在のプログラムは 2009 年~ 2012 年の期間で実施されている。

こうした広いプログラムのなかで、60以上の事務所、1,000 人以上のメンバー機関、11,000人以上の個人の専門家メンバーによる個々の部門やイニシアティブが、世界中の160以上の国で取組が進められている。

http://www.iucn.org/about/union/commissions/wcpa/wcpa\_overview/wcpa\_about/

# 世界保護地域委員会(WCPA) における景観保護地域タスクフォース

カテゴリー V 陸域/海域景観保護地域は、長年の人と自然の関わりによって生み出された保護地域であり、生態学、生物学、文化、景観に関する重要な価値という点で特筆される場所である。また、そうした地域では、人と自然の関わりについての完全性を保護することが、場や関連する自然保護、その他の価値の保護と持続にとって不可欠である。

保護地域についての考え方は根本的な部分での変化が進んでいる。かつて、保護地域は人間に対抗して計画がなされたが、今や地元の人とともに、そして往々にして地元の人のために、あるいは地元の人によって計画されるべきだと認識されている。かつて保護地域の計画がなされた場所で、現在、厳正保護の核となる地区とその周辺エリアの結びつきが生み出されている。つまり、種や自然のプロセスを守るための多くの空間を生み出すために、生態学的回廊を経由して、物理的なつながりや地元の人に利益をもたらす経済的なつながりを生み出すことである。

景観保護地域へのアプローチを用いることは多くの利点がある。生物多様性を豊かにし、自然資源の持続可能な利用を例証している継続している景観を含めることによって、保護地域は拡大する。景観保護地域は周辺にあり、持続可能な利用と保護を管理してきた景観と結びつく厳正保護地区も強化できる。また、手付かずの生物多様性と農業に関する生物多様性の両方を保護し、自然とともに歩んだ人類史を保護することにも貢献する。さらに、天然資源の管理を助け、推進し、農村経済を持続させ、コミュニティが生活様式を決定しうる外部からの圧力に抗うことにも役立つ。

保護景観地域タスクフォースの役割は生物多様性、文化多様性や資源の持続可能な利用のために、機能的・実践的な仕組みとしてのカテゴリー V 景観保護地域の価値について普及させ、実際に示していくことである。

具体的にはタスクフォースの役割は以下のようになる。

- 多様な保護地域カテゴリーと広域的な農村地域に対する 管理アプローチとしての景観保護地域に関する概念の価値、重要性、理解について普及させること。
- 法律および組織・資金・管理体制を通じた適切な景観保 護地域の展開について国や組織を支援したり、アドバイ スをおこなうこと。
- 景観保護地域と文化的景観のメリットを踏まえた協働した取組を増やしていくために、ICOMOS や世界遺産センター、その他の関連組織とのパートナーシップを設立すること。
- 地元社会が景観保護地域の特定と管理へ活発に参加する ことを推進し、それがコミュニティに対していかにメ リットをもたらすかを示すことに役立つこと。
- 管理の原則と実践における情報センターとして活動する こと。

#### 出版シリーズ・陸域/海域景観保護地域の価値

ICUN の世界保護地域委員会(WCPA)の景観保護地域タスクフォースによって刊行されている。

長年の人と自然の関わりに基づく保護地域として、こうした場は多くの点で価値があり、生物多様性と文化多様性も持続させてきた。このシリーズは、カテゴリー V 保護地域がもたらす環境、経済、社会、文化のすさまざまな価値を検討して提示している。景観保護地域タスクフォースがこうした価値を提示するなかで、カテゴリー V 保護地域がもたらす多様な利点に関する理解を促進するため、同保護地域の景観についての詳細な検討や説明、普及を進めていく必要性も感じている。そこで、陸域/海域景観保護地域の価値に関するこのシリーズを刊行する際には、検討したことのまとめに先立って、事例研究をもとにこのカテゴリーがもたらす異なる価値についても模索している。

新たなシリーズの最初の号"Protected Landscapes and Agrobiodiversity Values"(『景観保護地域と農業に関する生物多様性』)は 2008 年初頭に刊行された。この報告書では、世界中から集められた、農業に関する生物多様性と関連する知識や取組の持続における景観保護地域の役割に関する事例研究が示されている。Thora Amend、Ashish Kothari、Adrian Phillips、Sue Sto-Iton、Jessica Brown がこの号の編者となっており、TILCEPA や GTZ (ドイツ技術協力公社)を含むパートナーと協力して取り組んだ。また、英国の保護組織であるナチュラルイングランド、スコティッシュへリテージ、ウェールズカントリーサイド協議会から支援を受けた。

ドキュメントの PDF ファイルは以下のウェブサイトで確認できる。また、刊行物は GTZ に注文できる。

http://www.iucn.org/themes/wcpa/pubs/subject/protectedlands cape.html

第2号 "Values of Protected Landscapes and Seascapes" (「陸域/海域景観保護地域の価値」) は Josep-Maria Mallarach の編集による。この号は、本タスクフォースと保護地域の文化的・精神的価値に関する WCPA タスクフォース (CVSPA)のパートナーシップによって作成され、英語版とスペイン語版が刊行された。

タスクフォースに関する詳細は以下のウェブサイトを参照 されたい。

http://www.iucn.org/about/union/commissions/wcpa/wcpa\_work/wcpa\_strategic/wcpa\_science/wcpa\_protectedland-scapes/

# ICOMOS-IFLA 文化的景観に関する国際科学委員会

「歴史的庭園と景観に関する国際委員会」の名前で1970年にRené Péchèreによって設立されたICOMOS およびIFLAによる文化的景観に関する国際科学委員会は、その時以来、文化的景観と関わりなく取り組まれてきた。これはICOMOSとIFLA(国際造園家連盟)のメンバーを結びつける唯一のICOMOS委員会である。それは多くの会議を組織し、メンバーは多くの専門的な文献を作成し、哲学や基本方針(フローレンス憲章(1982年)、世界遺産条約履行のための作業指針の改訂への貢献(1992年)、普遍的な文化的景観の登録およびインベントリーカードの作成(2006年))に関して世界遺産センターと協働して取り組んでいる。

#### 目的

委員会の目的は以下の点である。

- 設計された景観、進化し残存している景観、進化し継続している景観、関連する景観を含む世界遺産の指針に定義されたすべての形態の文化的景観を保護、保存、修理、モニタリング、管理するために特定、意識向上、研究、教育、トレーニングに関する世界規模での協力を展開すること。
- ICOMOS と IFLA の協働とコミュニケーションを進め、貢献し、ICOMOS に報告すること。
- 自然と人を結びつける取組において IUCN と協働するこ
- ■調査、モニタリング、アドバイスにおいて UNESCO 世界 遺産センターとともに取り組むこと。
- ほかの ICOMOS 国際科学委員会と協働してプロジェクトを進めること。
- ISCCL のアーカイブ記録と体系的な記録を維持すること。

る特別なトレーニングを創設すること。

- 重要性を評価し、問題や価値を特定し、教育的な開発や 文化的な開発に対する道具となる方法としての保護計画 や管理計画の策定に対するトレーニングを提供すること。
- 地元機関がプログラムを創設し、人びとを景観維持プログラムへの参加に惹きつけるような、それぞれの文化的景観の特筆される特徴に基づくマスタープランを用いるように要請すること。
- 通常時の状態調査、計画的なメンテナンスを奨励することで対症療法から予防への移行を普及させ、自己支援型のイニシアティブと予防の実践的な体系へと誘導すること。
- 多くの文化的景観が完全に経済的利用を可能にするものであるように、文化的景観における新たな開発は両立するものであることを確実にする共同戦略を策定すること。
- 経験あるコンサルタントと技術をもった職人を探すこと で個人所有者にアドバイスを提供すること。
- 教育システムや、博物館、文書館、学校、コミュニティグループ、文化的アプローチ、教育的アプローチ、観光客へのアプローチのなかで、文化的景観の概念を普及させること。
- 文化的景観の知識は保存技術者だけに限られたものでは ないことを確実にすること。つまり、すべてのスタッフ は歴史や性質を知り、ガイド、教育の能力を身につける べきである。

2007年に、委員会は文化的景観憲章と普遍的な文化的景観インベントリーの作成に取り組みはじめた。詳細は、以下のサイトを参照されたい。

http://www.icomos.org/landscapes/index.htm http://www.international.icomos.org/18thapril/2007/18thapril/2007-5.htm

Carmen Añon Feliu

#### 活動

委員会の目的を達成するために、3年間の承認されたプログラムの方向性のもとで取組が実行される。こうした取組には、アドバイス、モニタリング、報告、科学的な会議、専門的・学術的な組織に対するアウトリーチ、刊行物を含むすべての形態のコミュニケーションなどがあるが、それだけではない。取組に対して特筆される点は以下に集約される。

- 電子情報ネットワークを経由して、広く文化的景観についての総合的な情報を広めること。
- 大学のコースの方法論が学際的なチームをコーディネートする専門的なつながりを創設することを可能にすることにより、高度な決定、創造的な提案、問題に対する解決策の発見に参加する技術やトレーニングを得ること。そして、プロジェクトデザイン、管理、協働作業に関す

# 世界遺産の文化的景観作業部会

#### 1. 作業部会 (1999 ~ 2003)

Carmen Añon Feliu (ICOMOS-IFLA) スペイン

Henry Cleere (ICOMOS)

苗国

Michael Beresford (IUCN) 保護景観国際センター

英国

Adrian Phillips (IUCN)

英国

Katri Lisitzin (ICCROM)

スウェーデン

Herb Stovel (ICCROM)

カナダ

Mechtild Rössler

UNESCO 世界遺産センター

Pierre-Marie Tricaud (ICOMOS-IFLA)

フランス

Nora Mitchell (WCPA)

アメリカ保護研究センター長

Elias J. Mujica

ペルー

Jane Lennon

オーストリア

Augusto Villalon

フィリピン

Albert Mumma

ケニア

Peter Fowler

英国

Christopher Young

イングリッシュヘリテージ

英国

Roger Sayah

レバノン

2. ハンドブックに関する作業部会 (2007 ~ 2009)

Nora Mitchell (WCPA)

アメリカ

Mechtild Rössler

UNESCO 世界遺産センター

Pierre-Marie Tricaud (ICOMOS-IFLA)

フランス

3. ハンドブックに関する校閲グループ (2007 ~ 2009)

ICOMOS、IUCN / WCPA、ICCROMの専門家

## 日本語版のための補註

#### 本書について

- \* 本書は、World Heritage Cultural Landscapes A Handbook for Conservation and Management (World Heritage Paper Series vol.26) (Nora Mitchell・Mechtild Rössler・Pierre-Marie Tricaud 編、英語版: 2009 年、仏語版: 2011 年 発行)の日本語版である。訳出にあたっては、英語版を原著として用いた。なお、各国語版ともに、UNESCO 世界遺産センターウェブサイト(http://whc.unesco.org/)において電子公開されている。
- ■日本語版制作にあたっては、UNESCOからの許諾に基づき、i)松村恵司奈良文化財研究所長による「ごあいさつ」、ii)Kishoe Rao世界遺産センター長による「日本語版のための序文」、iii)日本語版のための解説 1(「世界遺産条約と世界遺産の文化的景観」)、iv)日本語版のための解説 2(「日本の文化的景観と世界遺産の文化的景観」)、v)「日本語版のための補註」を新たに付加した。
- 日本語版制作のための翻訳・編集および付加部分のうち iii ~ v の執筆については、「文化 的景観およびその保存・活用に関する調査研究」の一環として奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室(平澤毅・惠谷浩子・菊地淑人)がおこなった。

#### 本書に関連する用語解説

本書に使用されている用語等のうち、本書を読むうえで特に重要なものについて、以下に 簡便な解説を付すので参考にされたい。(五十音順)

- グローバル・ストラテジー:第 18 回世界遺産委員会(1994)において採択された「世界遺産リストにおける不均衡の是正および代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」。1987 年から 1993 年にかけて ICOMOS によって実施されたグローバルスタディの結果を踏まえ、地域間や遺産のテーマ間、種類間(文化と自然など)の不均衡を是正し、世界遺産リストの代表性・信頼性を高めていくための方策が示された。このなかでは、それまで世界遺産リストに反映されてこなかった遺産のうち、比較研究が進んでいる分野として、特に「産業遺産」、「20 世紀の建築」、「文化的景観」が注目され、その後の世界遺産登録や保護をめぐる動向に大きな影響を与えた。
- 世界遺産条約:「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」の略称。1972 年の第 17 回 UNESCO 総会で採択され、1975 年に発効した。採択に至る経緯については「日本語版のための解説 1」を参照。
- 世界遺産委員会:世界遺産条約締約国総会(2年おきに開催)における選挙で選出された 21の締約国を委員国とする政府間委員会。少なくとも1年に1回(現在は6月~7月頃 に開催)開催される。全委員国のうちの7ヶ国が、議長国(個人を選出、1名)、書記国(個人を選出、1名)、副議長国5ヶ国からなるビューロを構成し、議事進行をおこなう。既 登録資産の保全状態審議、世界遺産リスト・危機に晒されている世界遺産リストの作成・更新、予算審議等、世界遺産条約履行に係る事項について審議する。

- 世界遺産センター: 世界遺産条約は、条約採択以降、 UNESCO の自然科学局(自然遺産) および文化局(文化 遺産) が所管してきたが、1992 年に文化局のもとに世 界遺産センターが設置され、一元的に取り扱われるよう になった。
- •世界遺産リスト:世界遺産条約第11条第2項の規定に基づき、世界遺産委員会が作成、更新および公開する顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産の一覧表。毎年1回、世界遺産委員会の通常会合において審議、更新される。
- 世界遺産条約履行のための作業指針:世界遺産条約履行 のために必要な手続きを定め、円滑な実施を目的に定め られる指針。世界遺産条約が範疇とする遺産の概念拡大 や条約運用体制の変更なども、本指針の改訂によって対 応され、世界遺産委員会の決議によって随時条文の改訂 がおこなわれる。一般に「オペレーショナル・ガイドラ イン」とも通称される。
- 5C:世界遺産条約採択30周年に際して、第26回世界遺産委員会(2002)では「ブタペスト宣言」が採択された。同宣言では、世界遺産をめぐる戦略目標として、世界遺産リストの信用性(Credibility)、保全(Conservation)、キャパシティビルディング(Capacity Building)、コミュニケーション(Communication)の4点を位置づけた。そして、第31回世界遺産委員会(2007)では、これら4点に地域社会の役割(Role of Community)を加えた。この5つは、現在でも世界遺産をめぐる重要な目標として認識されており、一般に「5C」(ファイブ・シー)と通称される。

#### 日本語版訳出のための参考文献等

日本語版制作の訳出にあたって、定訳等が存在する語については主として以下の文献等に準拠した。

- 世界遺産名称:日本ユネスコ協会連盟訳 http://www.unesco.or.jp/
- 条約名称および条文に用いられている語:日本政府仮訳
- 憲章・勧告等(一部)の名称および記述に用いられている語:日本 ICOMOS 国内委員会訳

http://www.japan-icomos.org/documents.html

- 世界遺産条約履行のための作業指針:文化庁仮訳
- IUCN / WCPA 保護地域区分および関連用語: Nigel Dudley 編、古田尚也・山崎厚子訳(2012)『保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン』世界保護地域委員会日本委員会(WCPA-J)

http://www.wcpa-j.jp/UP\_documents/PAPS-016-Ja.pdf

各国文化財保護関係法(一部)の名称:文化遺産保護関連法令データベース(文化財保護関連法令データベース 作成委員会(独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター内)作成)

http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/law\_db.html

#### 日本語版のための解説2

# 日本の文化的景観と世界遺産の文化的景観

日本が世界遺産条約を批准した 1992 年に、世界遺産リストに記載されるべき文化的景観の概念が公式に採用された。1995 年には、世界遺産の文化的景観の考え方の一端を代表する「フィリピン・コルディリェーラの棚田群」が文化的景観として世界遺産に登録され、人が生活・生業を通じて自然と関わり合うなかで形成されてきた農業景観に顕著な普遍的価値をもつ遺産の存在とその重要性が世界に印象づけられたのである。

日本では、1990年代を通じて、高齢化と過疎化が進む農山村において長く人びとの生活・ 生業とともに営まれてきた棚田や里山の保全への関心が高まり、文化財保護行政において も『月刊文化財』の 1997 年 1 月号(第 400 号)に「特集 棚田」が企画され、農林水産業 に関連して形成された景観の文化遺産としての価値に対する認識が普及されていった。文化 庁では、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919年制定)以来の〈名勝〉保護制度により、「姨捨 (笛〜の月)」(1999年5月指定)と「白米の千枚田」(2001年1月指定)を名勝に指定し、 保護措置を講じたが、現在も継続している生活・生業と直接関係するこれらの文化遺産を将 来に保護するために、既存の保護制度の適用では限界があるという課題に直面していた。こ うした状況に対し、文化庁記念物課では、2000年12月から農林水産業に関連する文化的景 観について全国的な状況把握のための調査とその保護措置のあり方に関する検討に着手した。 また、文化庁では、急速に変化する現代社会において貴重な文化遺産を将来へ継承するため、 このような課題をも視野に入れ、国内外の文化遺産保護に関する動向も踏まえて、2001年 11月に『文化財の保存・活用の新たな展開―文化遺産を未来へ生かすために―(審議の報告)』 を取りまとめるとともに、文化的景観保護制度創設に関する検討が重要な施策課題として位 置づけられた。2003年6月には、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研 究(報告)」が取りまとめられ、文化的景観保護制度の具体的検討が進められて、2004年5 月に文化財保護法(1950年制定)の一部が改正され、日本の文化的景観保護制度が創設され たのである。

#### 参考文献等

「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」の全文は、『月刊文化財』2003年9月号(第480号)に掲載された。なお、報告全文は、以下のウェブサイトを参照。

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/bunkatekikeikan\_hogo.pdf(日本語)http://www.bunka.go.jp/english/pdf/nourinsuisan.pdf(英語)

また、日本国内において重要地域 180 件を含む 502 件の文化的景観の各事例に関する 概要記述を付して、2005 年 9 月に『日本の文化的景観―農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』(文化庁文化財部記念物課監修、同成社)として公表された。

このような経過のもとに保護制度を新たに創設された日本の文化的景観は、「地域における 人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生 業の理解のため欠くことのできないもの」(文化財保護法第2条第1項第5号:2004年5月改正、 2005年4月施行)と定義され、その保護制度は、景観法(2004年6月制定)に定められた枠組みとの一体的運用により、1)農耕、2)採草・牧畜、3)森林の利用、4)漁撈、5)水の利用、6)採掘・製造、7)流通・往来、8)居住、のそれぞれに関連する文化的景観、あるいは、それらが複合した文化的景観を対象として、地方公共団体の申出に基づき重要文化的景観への選定と保護措置を講じるものである。その対象は、従来から保護を講じてきた有形文化財、記念物、伝統的建造物群では、十分に措置できないもので、主として、世界遺産の文化的景観のカテゴリーに示された「ii 有機的に進化してきた景観」に含まれる類の文化遺産を想定したものであったといえる。

一方、日本の世界遺産の取組においても、既存の保護制度による国内的措置のもと、「紀伊山地の霊場と参詣道」(世界遺産の文化的景観のカテゴリーにおける「iii 関連する景観」として、2004年に登録。)と「石見銀山遺跡とその文化的景観」(世界遺産の文化的景観のカテゴリーにおける「ii 有機的に進化してきた景観」のうちの「残存している景観」として、2007年に登録)が、文化的景観として世界遺産リストに記載され、文化財保護分野および関連学術分野において、世界遺産の文化的景観、あるいは、日本の文化的景観に関する取組は活発になってきた。

そうした状況のなか、東京文化財研究所国際文化財保存修復センター(当時。現在は文化遺産国際協力センターに改組)では、国内外の文化財保護制度の研究の一環として国際文化財保存修復研究会において「"文化的景観"の意義一その保全、管理、今後の課題一」(2004年9月22日)、「文化的景観の成立、その変遷」(2005年9月28日)を開催し、世界遺産の文化的景観と日本の文化的景観に関する検討を深めた。

文化庁では、文化財保護法に規定した文化的景観保護制度の運用・実践を進めるとともに、制度創設時には全国的な状況を網羅的に把握できていなかった「採掘・製造」、「流通・往来」、「居住」に関連する文化的景観について、2005年~2008年にかけて調査研究を実施し、2008年4月に「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」を取りまとめ、都市域の文化的景観に関する取組も促進するようになってきた。また、制度運用の実践を進めるなかで特徴的なのは、世界遺産におけるシリアルプロパティに適用されている考え方をも踏まえつつ、保

護地域としての文化的景観の取組を通じて、地域の創意と自主性の発揚を促進し、将来像を描く重要な方途を開いた点にあるといえる。近年においては、日本の文化的景観保護制度をさらに推進していくためのハンドブックに関する検討も進められている。

#### 参考文献等

2014年末現在、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定は47件を数える。概要については、以下のウェブサイトを参照。

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/keikan.html http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/land-list.html

「採掘・製造, 流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」の全文は、以下のウェブサイトを参照。

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/hokoku.pdf

また、日本国内において重要地域 66 件を含む 195 件の「採掘・製造」、「流通・往来」、「居住」に関連する文化的景観の各事例に関する概要記述を付して、2010 年 4 月に『都市の文化と景観』(文化庁文化財部記念物課監修、同成社)として公表された。

奈良文化財研究所では、日本における文化的景観保護制 度創設を受けて、2006年に景観研究室を設置し、高知県の 「四万十川流域の文化的景観」など、日本国内の文化的景観 の保護に関する調査と研究に取り組みはじめた。また、景観 研究室では、『文化的景観研究集会』を6回主催し、主とし て日本の文化的景観に関する知見の普及と保護措置の検討等 を深めてきた。さらに、2011年からは、国内外の比較検討 に基づき、世界遺産の文化的景観および日本の文化的景観に 関する横断的な研究に取り組んでいる。特に国内においては、 研究者のほか、行政担当者、NPO、計画コンサルタント等と ともに、地域総合施策としての文化的景観へのアプローチが 注目されている。また、海外の文化的景観に関する調査を通 じて、世界の個性ある各地域がどのように文化的景観の概念 を受け止め、適用し、実践しているのかを研究し、日本の文 化的景観保護の取組の向上に資する方策を検討している。本 書の日本語版制作の企画は、そうした検討の基礎として、世 界遺産の文化的景観に対する取組を日本国内に普及すること を大きな目的としたものである。

#### 参考文献等

http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/landscape.html

奈良文化財研究所 2011 『四万十川流域 文化的景観』 奈良文化財研究所学報 89。

奈良文化財研究所 2010 「文化的景観保存計画の概要(I)」 文化的景観資料集成 1。

http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/land-sympo.html

本書は、世界遺産条約履行に係る文化的景観を中心として、 これまでの検討を踏まえた成果を網羅し、3つの章に体系化 されている。

最初に、文化的景観がどのように世界遺産の保全と管理の 観点から検討されてきたのか、その遺産としての考え方や実 践の発展や関連する文化多様性と生物多様性の国際的動向に おける位置づけを俯瞰し、世界各地における文化的景観の取 組が地域コミュニティの持続可能性にいかに貢献しうるかに ついて概説されている(第1章)。次に、本書の最も核心と なる部分として、世界各地における具体的な取組を踏まえつ つ、文化的景観の管理の包括的方法論が示されている。そこ には、これまでのさまざまな経験に裏付けられた文化的景観 の管理における6つの「基本理念」と8つの「段階」に関す る重要な整理が提示されており、さまざまな利害関係者と一 体不可分な文化的景観の価値とその保全について、適切な管 理を展開していくための豊かな示唆が含まれている(第2章)。 そして、最後に、文化的景観の管理において生じる諸課題の うちでも、文化的景観概念の普及、遺産管理者のトレーニン グ、第1次産業の振興施策、ツーリズムの管理、管理のため の資金源、景観デザイン、リスク管理、コミュニティなど、 特に重要な8つの観点が提示され、それらにいかに対処して いくべきかについて述べられている (第3章)。また、本書 において特に重要なのは、世界遺産に登録された文化的景観 から、それぞれ本文の記載と合わせたテーマ設定に基づき、 第2章では20事例を、そして、第3章では10事例を取り上 げ、さまざまな立場と状況に置かれている遺産管理者のため に、文化的景観の多様な諸相との対照で理解し、自らの実践 に照らし合わせられるよう、工夫されていることである。

日本における文化的景観保護の取組はようやく 10 年を迎えたところであり、前述したように、日本の国情を反映した制度運用のすべてが世界遺産の文化的景観の取組と一致して

いるわけではないが、文化遺産との関係において地域の将来をどのように描いていくのかという点において、その実践の根本的基盤を共有していることは疑うべくもない。本書に示されたように、広い意味での文化的景観の概念をどのように理解し、文化的景観をめぐるさまざまな局面に求められる管理のあり方を考えることは、さまざまな利害関係者やコミュニティと文化的景観の密接な関係を具体的に把握し、実践につなげる点において、日本の文化的景観に関する取組においても極めて重要である。また、現在、18件の世界遺産を数える日本では、各地において世界遺産の理念とさまざまな実践に対する関心は極めて高い。そうした意味において、本書日本語版の刊行において想定される読者は、日本の文化的景観保護のさまざまな実践者であり、日本において世界遺産のプログラムに積極的に参加する意思を有するすべての人びとである。

この10年余りのあいだに、日本における文化的景観保護の取組は、急速に変化する日本の社会にあって、地域における将来をどのように考え、行動するのかということに重要な示唆を普及してきた。また、それは、日本国内における文化多様性と生物多様性の持続可能性の観点からも、今後ますます注目すべきものであることは間違いない。本書日本語版の読者には、世界遺産における文化的景観の管理の発想と取組に触れ、さまざまな状況において、日々の実践に活かしていただくことを期待する。

# World Heritage Series

# 既刊号(2014年12月現在)



#### Managing Tourism at World Heritage Sites: a Practical Manual for World Heritage Site Managers

Gestión del turismo en sitios del Patrimonio Mundial: Manual práctico para administradores de sitios del Patrimonio Mundial (In English) November 2002; (In Spanish) May 2005



**Investing in World Heritage: Past Achievements, Future Ambitions** 

(In English) December 2002



Periodic Report Africa

Rapport périodique pour l'Afrique (In English and French) April 2003



Proceedings of the World Heritage Marine Biodiversity Workshop, Hanoi, Viet Nam. February 25-March 1, 2002

(In English) May 2003



**Identification and Documentation of Modern Heritage** 

(In English with two papers in French) June 2003



World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002

(In English) July 2004



Cultural Landscapes: the Challenges of Conservation Proceedings from the Ferrara workshop, November 2002

(In English with conclusions and recommendations in French) August 2004



Mobilizing Young People for World Heritage Proceedings from the Treviso workshop, November 2002

Mobiliser les jeunes pour le patrimoine mondial Rapport de l'atelier de Trévise, novembre 2002 (In English and French) September 2003



Partnerships for World Heritage Cities - Culture as a Vector for Sustainable Urban Development. Proceedings from the Urbino workshop, November 2002

(In English and French) August 2004

orld Heritage <b>papers</b>	Monitoring World Heritage Proceedings from the Vicenza workshop, November 2002 (In English) September 2004
22225	Periodic Report and Regional Programme - Arab States 2000-2003
orld Heritage <b>papers</b>	Rapports périodiques et programme régional - Etats Arabes 2000-2003 (In English and French) June 2004
12	The State of World Heritage in the Asia-Pacific Region 2003
orld Heritage papers	L'état du patrimoine mondial dans la région Asie-Pacifique 2003 (In English) October 2004; (In French) July 2005
13	Linking Universal and Local Values:
orld Heritage papers 5	Managing a Sustainable Future for World Heritage
	L'union des valeurs universelles et locales :
	La gestion d'un avenir durable pour le patrimoine mondial
	(In English with the introduction, four papers and the conclusions and recommendations in French) October 2004
	Archéologie de la Caraïbe et Convention du patrimoine mondial
orld Heritage papers 4	Caribbean Archaeology and World Heritage Convention
	Arqueología del Caribe y Convención del Patrimonio Mundial
	(In French, English and Spanish) July 2005
ПЗ	Caribbean Wooden Treasures
orld Heritage papers	Proceedings of the Thematic Expert Meeting on
	Wooden Urban Heritage in the Caribbean Region
	<b>4–7 February 2003, Georgetown - Guyana</b> (In English) October 2005
	World Heritage at the Vth IUCN World Parks Congress
orld Heritage papers	Durban (South Africa), 8–17 September 2003 (In English) December 2005
	(In English) becomber 2005
nanore 7	Promouvoir et préserver le patrimoine congolais Lier diversité biologique et culturelle
orld Heritage papers	Promoting and Preserving Congolese Heritage
	Linking biological and cultural diversity
	(In French and English) December 2005
10	Periodic Report 2004 – Latin America and the Caribbean
orld Heritage papers	Rapport périodique 2004 – Amérique Latine et les Caraïbes
	Informe Periodico 2004 – América Latina y el Caribe
	(In English, French and Spanish) March 2006
10	Fortificaciones Americanas y la Convención del Patrimonio Mundial
orld Heritage papers	American Fortifications and the World Heritage Convention
orta heritage papers	(In Spanish with the foreword, editorial, programme, opening ceremony and seven papers in English)
onto heritage <b>pape</b>	December 2006
ortu meritage <b>papet o</b>	
orld Heritage papers	Periodic Report and Action Plan – Europe 2005-2006 Rapport périodique et plan d'action – Europe 2005-2006

World Heritage papers World Heritage paper World Heritage pape World Heritage pape

#### **World Heritage Forests**

#### Leveraging Conservation at the Landscape Level

(In English) May 2007

#### Climate Change and World Heritage

#### Report on predicting and managing the impacts of climate change on World Heritage and Strategy to assist States Parties to implement appropriate management responses

Changement climatique et patrimoine mondial

Rapport sur la prévision et la gestion des effets du changement climatique sur le patrimoine mondial et Stratégie pour aider les États parties à mettre en oeuvre des réactions de gestion adaptées

(In English and French) May 2007

#### **Enhancing our Heritage Toolkit**

#### Assessing management effectiveness of natural World Heritage sites

(In English) May 2008

#### L'art rupestre dans les Caraïbes

#### Vers une inscription transnationale en série sur la Liste du patrimoine mondial de l'UNESCO

Rock Art in the Caribbean

Towards a serial transnational nomination to the UNESCO World Heritage List Arte Rupestre en el Caribe

Hacia una nominación transnacional seriada a la Lista del Patrimonio Mundial de la UNESCO

(In French, English and Spanish) June 2008

# World Heritage pape

#### World Heritage and Buffer Zones

Patrimoine mondial et zones tampons (In English and French) April 2009



#### World Heritage Cultural Landscapes

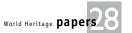
#### A Handbook for Conservation and Management

(In English) December 2009



#### Managing Historic Cities

Gérer les villes historiques (In English) December 2009



#### Navigating the Future of Marine World Heritage

#### Results from the first World Heritage Marine Site Managers Meeting Honolulu, Hawaii, 1-3 December 2010

Navegando el Futuro del Patrimonio Mundial Marino

Resultados de la primera reunión de administradores de sitios marinos del Patrimonio Mundial, Honolulu (Hawai), 1-3 de diciembre de 2010

Cap sur le futur du patrimoine mondial marin

Résultats de la première réunion des gestionnaires des sites marins du patrimoine mondial, Honolulu (Hawaii), 1er-3 décembre 2010 (In English) May 2011; (In Spanish) December 2011; (In French) March 2012



#### Human Evolution: Adaptations, Dispersals and Social Developments (HEADS) World Heritage Thematic Programme

Evolución Humana: Adaptaciones, Migraciones y Desarrollos Sociales Programa Temático de Patrimonio Mundial

(In English and Spanish) June 2011

World Heritage papers 0	Adapting to Change The State of Conservation of World Heritage Forests in 2011 (In English) October 2011
Vorld Heritage papers	Community Development through World Heritage (In English) May 2012
forld Heritage paper 32	Assessing Marine World Heritage from an Ecosystem Perspective: the Western Indian Ocean (In English) June 2012
Torld Heritage paper 33	Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Africa (In English) August 2012
Vorld Heritage papers 4	World Heritage in a Sea of Islands Pacific 2009 Programme (In English) August 2012
World Heritage paper 35	Understanding World Heritage in Asia and the Pacific The Second Cycle of Periodic Reporting 2010-2012 (In English) November 2012
Vorld Heritage paper36	Earthen Architecture in Today's World  Proceedings of the UNESCO International Colloquium on the Conservation of World Heritage Earthen Architecture / 17 – 18 December 2012  (In English and French) January 2014
Torld Heritage paper37	Climate Change Adaptation for Natural World Heritage Sites A Practical Guide (In English) May 2014
Yorld Heritage <b>papers</b>	Safeguarding Precious Resources for Island Communities (In English) August 2014
World Heritage paper 39	Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Asia (In English) October 2014
Yorld Heritage papers	Engaging Local Communities in Stewardship of World Heritage A methodology based on the COMPACT experience (in English and French) November 2014

#### 平成27年3月16日 発行

World Heritage Paper シリーズ 26

### 世界遺産の文化的景観

保全・管理のためのハンドブック

編著者 Nora Mitchell

> Mechtild Rössler Pierre-Marie Tricaud

独立行政法人国立文化財機構 訳 者

奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室

[平澤毅·惠谷浩子·菊地淑人]

発 行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

〒 630-8577 奈良県奈良市佐紀町 247-1 電話: 0742-30-6753

印刷·製本 能登印刷株式会社

# World Heritage Da pers



United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization



World Heritage Convention

詳細に関する問い合わせ先: UNESCO世界遺産センター

7, place de Fontenoy 75352 Paris 07 SP France Tel: 33 (0)1 45 68 15 71 Fax: 33 (0)1 45 68 55 70

E-mail: wh-info@unesco.org http://whc.unesco.org

